

Shizuoka University of Art and Culture

11

VOL.11 2010

静岡文化芸術大学
研究紀要

SHIZUOKA UNIVERSITY OF ART AND CULTURE
BULLETIN 2010

ISSN 1346-4744

11

静岡文化芸術大学研究紀要

Shizuoka University of Art and Culture Bulletin

VOL.11 2010

静岡文化芸術大学研究紀要 2010
第11巻

2011年3月31日

編集：静岡文化芸術大学研究紀要委員会

孫江／小杉大輔／永井聡子／三好泉／望月達也／古瀬敏（委員長）

表紙デザイン：佐井国夫

発行：静岡文化芸術大学

〒430-8533 静岡県浜松市中区中央 2-1-1

Tel 053-457-6111

Fax 053-457-6123

印刷：松本印刷株式会社

Shizuoka University of Art and Culture
Bulletin VOL.11 2010

March 31, 2011

2-1-1 Chuo, Naka-ku

Hamamatsu City

430-8533 Japan

Tel +81-53-457-6111 Fax +81-53-457-6123

<http://www.suac.ac.jp/>

目次

原著論文

アルジェリア／フランス —『アルジェの女たち』をめぐる絵画と文学の対話（Ⅰ）	石川清子	1
日本からブラジルへ帰国した子どもたちの教育	イシカワ エウニセ アケミ	11
韓国における日常食の特徴と基本パターン —忠清南道一両班村落の事例を中心に—	林 在圭	17
TOEIC Bridge テストの活用—導入結果を踏まえて	鈴木元子 美濃部京子 Mark D. Sheehan 杉浦香織	31
黄帝はバビロンより来たり ——ラクーベリ「中国文明西來說」および東アジアへの伝播（その一）	孫 江	43
財政制度の変遷による中国少数民族自治地域への影響	俞 嶸	51
まちづくりにおける市街地再開発の現状と課題	阿蘇裕矢 黒田宏治	61
介護保険グレーゾーンをめぐるの地域福祉デザインの考察 ——浜松市東区における地域福祉デザインのための現状調査（2）	黒田宏治	75
電動工具に関する人間工学的研究 —グリップの違いについての評価—	迫 秀樹 蜂須賀智弘 森 亮太	85

研究報告

憲法89条とNGO —NGOへの資金助成 違憲性を越え、新たなビジョンを求めて—	下澤 嶽	93
ブルゴーニュ大学、ボルドー大学における調査報告および 国際交流にむけての提言	溝口紀子 石川清子 岡田建志 永井敦子 立入正之	99
浜松市における創造都市形成への取組	片山泰輔 小岩信治 立入正之 高山靖子 的場ひろし 山森達也	109
レオナルド・ダ・ヴィンチ複製素描画展記念シンポジウム報告集	高田和文 ロベルト・テッロースィ マルコ・マッツィ	117
学生と企業の発想のギャップを活用したデザインプロセス	磯村克郎	127
中国・海南省における大学デザイン教育の現状 ——中国の大学教育におけるデザイン教育の動向（その2）——	黒田宏治 佐井国夫	133
『ユニバーサルデザイン』における授業前後の学生アンケートの分析	迫 秀樹	145
筋電センサの認識に関する新しいアプローチ	長嶋洋一	153
ユニバーサルデザインの地域への浸透方策に関する研究 その1	古瀬 敏 根本敏行	161

Contents

Original Articles

Algeria/France—Dialogues between painting and literature on Eugène Delacroix's <i>Women of Algiers in Their Apartment</i> (I)	Kiyoko ISHIKAWA		1
Education of children who returned to Brazil from Japan	Eunice Akemi ISHIKAWA		11
Everyday food characteristics and basic patterns in rural Korea	Jaegyu LIM		17
Positive effects of implementing the TOEIC Bridge Test for university-level English language learners	Motoko SUZUKI Mark D. SHEEHAN	Kyoko MINOBE Kaori SUGIURA	31
Babylonian origins of Huang Di (The Yellow Emperor): Lacouperie's Sino-Babylonianism and its spread to East Asia (I)	SUN Jiang		43
The impacts of fiscal system transition on minority autonomous areas' fiscal positions in China	YU Rong		51
The present situations and problems of urban redevelopment projects existing in urban design.	Yuya ASO	Kohji KURODA	61
A study on community-based welfare design through analysis of difficult cases in the gray zone of long term care insurance —Fundamental research for community-based welfare design in Higashi-ku, Hamamatsu City (2)	Kohji KURODA		75
Ergonomic study on power tools—Evaluation of the difference in grip	Hideki SAKO Ryota MORI	Tomohiro HACHISUKA	85

Research Report

The article 89 of Constitution and NGO : Funding NGO - Seeking for a new vision beyond the unconstitutionality	Takashi SHIMOSAWA		93
Report on the visit to the University of Burgundy and the University of Bordeaux with some suggestions for forming new interuniversity relationships at Shizuoka University of Art and Culture	Noriko MIZOGUCHI Takeshi OKADA Masayuki TACHIIRI	Kiyoko ISHIKAWA Atsuko NAGAI	99
Industry, academia and government cooperation for a “creative city” in Hamamatsu City	Taisuke KATAYAMA Masayuki TACHIIRI Hiroshi MATOBA	Shinji KOIWA Yasuko TAKAYAMA Tatsuya YAMAMORI	109
Three reports from the symposium “Irregular Reflections of Leonardo Da Vinci” (Shizuoka University of Art and Culture, October 15 2010)	Kazufumi TAKADA Marco MAZZI	Roberto TERROSI	117
Design process by the gap between university students and company	Katsuro ISOMURA		127
On the current state of the higher education of design in Hainan Province, China—On the higher education of design in China (2)	Kohji KURODA	Kunio SAI	133
Analysis of student surveys on universal design conducted before and after the class	Hideki SAKO		145
New approach for EMG sensors	Yoichi NAGASHIMA		153
Implementing universal design in the localities Part 1	Satoshi KOSE	Toshiyuki NEMOTO	161

アルジェリア／フランス—『アルジェの女たち』をめぐる絵画と文学の対話（Ⅰ）

Algeria/France—Dialogues between painting and literature on Eugène Delacroix's *Women of Algiers in Their Apartment* (Ⅰ)

石川 清子

文化政策学部国際文化学科

Kiyoko ISHIKAWA

Department of International Culture, Faculty of Cultural Policy and Management

ウジェーヌ・ドラクロワ『アルジェの女たち』（1834）は、オリエントのハーレムの女性を画材にしたオダリスク絵画の代表的名画であり、以降のオリエンタリズム絵画、裸婦像に多大な影響を及ぼした。しかし、1830年のフランスのアルジェ占領があってこそ、画家はハーレム内部に入ることができ、ゆえにこの絵を描くことができた。フランスのアルジェリアに対する植民地支配の産物とも言える。また名画として鑑賞されてきたこの絵を、アルジェリア自身のフランス語表現女性作家はどのような視点で見て、どのように自己の作品に反映させ、自らのアイデンティティを構築していくか。アシア・ジェバル、レイラ・セバル、二人の作家の作品を具体的に検証していく。この論考はその前半部で、ジェバル『アルジェの女たち』（1980）の後記と表題作中編を扱う。

Eugène Delacroix's *Women of Algiers in their Apartment* (1834), one of the masterpieces of "Odalisque paintings" representing female slaves or concubines in a harem, has a great influential power on posterior paintings such as of Renoir, Matisse, and Picasso. From historical and political viewpoints, it is the French conquest of Algeria in 1830 that enabled Delacroix to intrude into a harem to watch and sketch these women. In the postscript of the collection of short stories daringly entitled *Women of Algiers in their Apartment* (1980), Assia Djebar, female Algerian francophone writer, calls this painter's Orientalist gaze a "stolen look" (*regard volé*). Trying to seize the eyes and the whispering conversation of these silent women in the painting, adapting a male colonizer's masterpiece for her work written in French, Djebar declares her own position as a female novelist born in a colonized country. Djebar represents Algerian women living in these postcolonial days.

序

19世紀から20世紀にかけて、当時フランスの植民地であった北アフリカの地は、フランスのみならず西欧諸国から訪れた画家たちに多様なモチーフを提供した。画家たちの現地滞在は、資料に依拠し想像で描かれたイスラーム圏の裸婦像、いわゆるオダリスク絵画の系譜にも影響を与え、なかでもウジェーヌ・ドラクロワの『居室のなかのアルジェの女たち』（図1）（1834；以下『アルジェの女たち』と表記）は、実際に対象を目にした記録的価値と革新的な色づかいゆえにオダリスク像の転換点をなす名画と言ってよい¹。ボードレールはこの絵を「なぜか分かれぬ悪所の気高い芳香を放ち、測り知れない深みに在る哀愁の冥府へと我々を導く」（Baudelaire 128）と賞讃した。詩人の名高い一行「豪奢、静寂そして官能」（*luxue, calme et volupté*）は、そのまま『アルジェの女たち』に当てはまる。一方、既に古典となったエドワード・サイードの『オリエンタリズム』（1978）やリンダ・ノックリンの論考「虚構のオリエン特」以降、西欧が「東方」へ向ける視線に植民地主義的・男性中心主義的な支配欲と幻想を解読する作業は枚挙に暇がない。本論では視点を転じて、北アフリカ、それもアルジェリア出身のフランス語で執筆する現代女性作家、アシア・ジェバル（1936— ）とレイラ・セバル（1941— ）を中心に、ドラクロワの女たちの後裔とも言える彼女らが、この絵をどのように解釈し、どのように自己の作品に反映させているかを考察する。地中海を挟んだかつての支配者／被支配者の関係のみならず、男性／女性、絵画／文学、見る／見られるといった関係の相互作用についても論じたい。



図1 ウジェーヌ・ドラクロワ『アルジェの女たち』
1834年、180×229cm、パリ、ルーヴル美術館

1. ドラクロワ、アルジェリア、オダリスク

まず、『アルジェの女たち』がハーレムのオダリスクを描いた作品群のなかで特別な位置を占めることを確認しておく。

2003年、フランスではアルジェリア年としてアルジェリア理解のための催しが各地で開かれた。その筆頭に挙げられるのが、パリのアラブ世界研究所で開催された展覧会「ドラクロワからルノワールまで」である。「画家たちのアルジェリア」という副題で、1830年フランスのアルジェ占領からルノワールがアルジェに二度滞在した1880年代までに、フランス人によって作成または撮影された総数132点の絵画と写真が展示された。展覧会の統

括者はこの時期を、玉石混淆のハーレムのオダリスク像が量産される全盛期と述べている(Alaoui 14)。展示の白眉は無論のこと『アルジェの女たち』だが、本作品はオリエンタリズム絵画の流れのなかで、資料や見聞をもとに描かれる想像のオリエン(例: アングル『グランド・オダリスク』1814 図2、ドラクロワ自身の『サルダナパロスの死』1827-28)から現地に赴いて実際に目にするオリエン(例: ドゥカン、ヴェルネ、フロマンタン、ジェローム)への転換点をなすのみならず、オダリスクを題材とする後代の画家が絶えず参照する原点にもなっている²。実際、ルノワールはこの絵を「世界にこれ以上美しい絵はない」と評し、ドラクロワに倣うべく着衣のオダリスク風女性像を数多く制作した(Sérullaz 53)。晩年のルノワールと親交があり、イスラーム圏とその芸術に並々ならぬ関心を寄せたマチスは、1920年代のニース時代に裸体のオダリスクを集中的に描く。1954年12月、マチス没の知らせをきっかけに、今度はピカソがマチスのオマージュとして『アルジェの女たち』に想を得た連作を開始する。



図2 ジャン＝オーギュスト＝ドミニク・アングル
《グランド・オダリスク》

1814年, 91×162cm, パリ、ルーヴル美術館

連作の裸婦たちはドラクロワの女たちの構図を想起させながら、そのポーズはマチスの裸婦に倣っている。ドラクロワからマチスへと世紀を跨いで受け継がれたオダリスク像の系譜は、ピカソによって新たな解釈をもって描き変えられたとも言えるが、1954年12月はまた、アルジェリア独立戦争の火蓋が切られたばかりの時期でもある。この一致にアルジェリアの作家、ラシッド・ブージェドラは、ピカソのアルジェリアへの連帯とフランス植民地支配に抗するアルジェリア女性へのオマージュを認めている(Boudjedra 2005)。その真偽はさておき、8年にわたる独立戦争(1954-1962)を含め、1830年から1世紀以上に及ぶフランスのアルジェリア支配のなかで、『アルジェの女たち』が支配地とその女性たちを表象する強力な図像となっていたことは間違いない。

この展覧会と同時進行するようなかたちで、2003年パルセロナ、ついでリヨンで「ハーレムの空想と新しいシェヘラザードたち」展が開催された³。イスラーム圏の細密画、アラビアンナイトの挿画、西欧のオリエンタリストの絵画、ハリウッド映画のスチール写真を用いて、ハーレムとその住人である女性たちがいかに表象され、それについて西洋がいかに幻想を抱きステレオタイプを作りあげたか

を紹介した展覧会だが、最後のセクションを「新しいシェヘラザードたち」と銘打ち、それまでの視点を180度転換するように、イスラーム圏出身の現代女性アーティストによる作品を提示している。カタログの表紙には、イランの写真家、シャディ・ガリディアン(Shadi Gharidian 1974-)のイスラーム式に髪を覆った民族服でラジカセをかついだ女性の肖像写真が使われており、展覧会に大きく関与したモロッコのフェミニスト社会学者ファティマ・メルニーシーの、ステレオタイプのハーレムの女性像を打破しようとする意図を窺わせる⁴。

展覧会を詳述する紙幅はないが、このセクションでとりわけ強烈な印象を与える作品が、アルジェリア人、フーリア・ニアティ(Fouria Niati 1948-)の『拷問にノー』(No to Torture 1982)と題されたインスタレーションで、『アルジェの女たち』の四人の女性の構図をそのまま用いて、独立戦争時にフランス軍から拷問を受けた実体験のありさまをパネルにしている。展示には同時にアルジェリアの民謡や小唄、自作の詩が音声として流された。ドラクロワの絵とちがって四人は全裸にされ、顔を消され、足枷をはめられている。装飾品で溢れる居室ではなく原色に塗られた殺風景な壁の部屋で、牢獄であるのが容易に想像できる。ドラクロワの女たちが装飾品のなかに埋もれ、自ら装飾になってしまう優雅な「もの」であるならば、ニアティの女たちも壁に埋もれる匿名の身体と化した「もの」であり、ドラクロワの女たちと同じく幽閉されている。ニアティはドラクロワが作りあげた幻想的世界と約120年後に同じアルジェの女たちが経験する生々しい現実を挑発的に対比する⁵。ニアティにとって自己と同胞の体験を表すには、かつての宗主国の画家が見た女たちの姿が必要だった。この作品はイロニーと告発がこめられた歴史との対話のかたちでもあろう。

名画として賞讃される『アルジェの女たち』を、名指しで召喚されたアルジェ(リア)の女たちはどのように見てきたのだろう⁶。沈黙したまま画布に閉じ込められた彼女らと自らをどのようにだぶらせ、アルジェ(リア)の女として、そこから何を表現しようとするのか。その答えの一つがニアティの作品であり、反語的な換骨奪胎をもって自らの身体と言葉を表象した。小説の領域でもまた、イスラーム圏であるアルジェリアを出自とする女性作家にとって、『アルジェの女たち』に代表されるオダリスクやアラビアンナイトのシェヘラザードといった名称が喚起するものを避けては通れないし、時にそれらに魅了され、時にステレオタイプを修正すべく新たなイメージを文字に託すだろう。メルニーシーはアングルの研究家ロバート・ローゼンブルムの次のくだりをオダリスクの最良の定義の一つにした。「その足を塵で汚すことなど決してない何もすることのないハーレムの女性。オダリスクは無気力、受け身の態度でただそこにいる。わたしたちの楽しみのためにだけ……数多のクッションのなかに横たわり、サテン、絹、毛皮や羽飾りがその肌を撫でている」(Mernissi 110)。このように流通しているオダリスク像に対して、ジェバールとセバール、二人の作家は双方とも作品のなかで、「オダリスクは逃げ去る」(Djebar, *Ombre sultane* 212)、「脱走したオダリスク」(Sebbar, *Le Fou* 202)という

表現を用いて、無為と倦怠に沈み、もの言わぬ彼女らを閉域から抜け出させ、固定されたイメージを打ち砕き新たなアイデンティティを構築しようとする。双方の作品に『アルジェの女たち』は大きく関わっている。

2. アシア・ジェバル『居室のなかのアルジェの女たち』

日本ではその作品が未翻訳だが、今年（2010年）74歳になるジェバルは、イスラーム圏を代表する女性作家のみならず、北アフリカのフランス語文学の草分け的存在でありフランス文学の代表的小説家と言える。アルジェリア、フランスを往来し、現在は合衆国ニューヨークの大学で教鞭を執る。2006年にはアカデミー・フランセーズ会員に選ばれた。パリ留学の20歳の時「西欧化したアルジェリア娘のカリカチュア」として「文体練習」のつもりで書いた小説『渴き』（1956）が話題を呼び、アルジェリアのサガンと評された。しかし、対仏独立戦争中の本国での評判は冷ややかだった。当時のジェバルにとってフランス語という「外部」の言葉で書くことは自己表現などでは決してなく、小説とは自己を語らないための隠蔽としての作り事^{フィクション}でしかなかった。外部に向けて発話する機会などない当時の女性のなかで例外的にフランス語を習得したジェバルは、特権的なその言語は皮肉なことに自らを隠す「ヴェール」でしかなかったと、ことあるごとに述懐する⁷。小説を刊行する度に自身の過去や同胞との乖離を感じ、12年間小説執筆を中断している。この「トンネルをくぐる暗闇の時期」（*Ces voix* 35）に、母方の生地で独立闘争に参加した女性闘士の聴き取りを中心にして、歌や踊り、叫びや視線などの身体表現を含めた、公には表現されることのないアルジェリア女性の「言葉」を見出していく。女たちの話すこの「地下のアラビア語」（*Femmes d'Alger* 7）は共同体で話される口語アラビア語とも異なる「内密の隠された言葉」（*Ces voix* 36）だとジェバルは言う。同胞の女性たちの声の収集の成果は、映画『シエヌア山の女たちのナウバ』（1978）として日の目を見る。

聴き取り作業と生地^{ドランスフルール}の女性たちの声の発見によって、それらの声をフランス語に書き移すことが新たに彼女らに反響＝共鳴することだと理解し、以降、自分に必要な唯一の執筆言語としてフランス語を自覚的に選ぶことになる。執筆再開の最初の作品が1980年に刊行された短中編集『居室のなかのアルジェの女たち』（以下『アルジェの女たち』）で、ドラクロワの作品と同題、表紙カバーにはその絵をそのまま使用している。小説執筆に矛盾を感じていたジェバルにとって、この作品集は自己再生の書となる。誰もが知る名画を援用しながら、ジェバル自身を含む現在のアルジェリアの女たちの声を記そうとする挑戦的な意志が窺える。他の作品とちがって例外的に、序曲(ouverture)と題される前書きと比較的長い後記(postface)を付し、事実、作家自身は付随するこれら二つの書きものを「わたしの詩法」(mon « art poétique »)と呼ぶ(*Ces voix* 39)。前書きでは、「書かれてもいない、記録されてもいない、ただ噂とため息の連鎖で伝えられる言語の声」を聴き取り、それら埋もれた声の持ち主「のために」とか「に

ついて」話すのではなく、「かろうじて近くで、そしてもしできるならびったり身を寄せて」話そうとする意図を表明する(*Femmes d'Alger* 7-11)。

従属的地位にある「サバルタン」という概念で脱植民地主義時代の知識人のあり方やジェンダーを論じたガヤトリ・スピヴァクは、「かれら [=出身国の底辺で生活する人々]と向き合うということは、かれらを代表(vertreten)することではなく、わたしたち自身 [=スピヴァクを含む知識人階層]を表象(darstellen)する方法を学ぶことである」(*『サバルタン』* 54-55)とし、「サバルタンの女性という歴史的に沈黙させられてきた主体に（耳を傾けたり、代わって語るといよりは）語りかけるすべを学び知ろうと努めるなかで、ポストコロニアルの知識人はみずからを学び知った女性であることの特権をわざと『忘れ去ってみる(unlearn)』」(74)姿勢が必要と述べる。アルジェリアをはじめ植民地支配を経験した、いわゆる第三世界出身の作家の書きものは、当該地の人々の非識字率の高さやその大半が公に発話する手段と機会とは無縁ゆえ、作家個人の作品という以上に共同体の声を反映したものにならざるを得ない。ただ、その試みの罫と言おうか、公に発話できる特権をもつ第三世界出身の作家は、今度はエリートとして自らが声なき者たちを抑圧する側に立ってしまう危険をはらむ。伝達しうる表現言語を持つ自分と、そうではない彼女らとの差異を自覚しながら、書く作家／書かれる人々の対立関係が交わり、解消するような一つの地平を目指す試行錯誤が作家には課せられると言ってよい。

ジェバルが小説創作に感じた矛盾や執筆中断、そして再開のいきさつも、すべて上述した状況のなかにある。ジェバルは2001年に新たに書き加えられた前書きの最後を「これ [=新版に加えた物語] が、[外に出る扉の] 敷居のうえで、女たちのあらゆる言葉の連帯、わたしたちの存続を照らす灯火となるように」(11；強調引用者)と結ぶように、この書は「わたしたち」、より具体的に言い換えればイスラーム圏に生きる女性たち、より限定してアルジェリアの女性たちに宛てられている。「わたし」と「彼女たち」が書きもののなかで「わたしたち」になろうとする試み——『アルジェの女たち』で高らかに宣言されるこの意図は、次作『愛、ファンタジア』（1985）から始まる一連の自伝的小説においてより充実した作品化をみるが、この書を第三世界を出自とするこの女性作家の転換点、同時に以降展開される自らの方法論の原点とみなしてよいだろう。

ドラクロワの絵とのつながりから論が逸脱してしまったが、以上の背景を押えておく必要がある。一つは、この書の前書きと後記が以降の作家の「詩法」、いわばマニフェストになっているゆえ、その出発点として『アルジェの女たち』を読む必要があるだろうから。もう一つは、後記と集のなかの一編は直接ドラクロワの作品に触発されて書かれているが、本書以降、絵画や音楽の領域とのクロスオーバー、とりわけ植民地下のアルジェリアを訪れたフランスの画家や作家（例えばフロマンタンや19世紀のアルジェリア占領に関わった軍人の手記）の作品を多用するから。それら他者の手になる作品は、音楽や絵画の場合、聴くこと（音楽）や見ること（絵画）を読むこと（テキスト）に交叉させ、作品に全的な身体感覚を獲得させる試みとなり、

一方アルジェリアに関するフランス人の作品援用は、過去と現在、支配者と被支配者、さらには男女間の一種の対話の触媒として作動する。

ジェバールの『アルジェの女たち』は前書き、6編の短中編、後記からなる。6編中、2編は「今日」、4編が「昨日」と区分けされ、「今日」に分類され冒頭に置かれるのが表題と同じ「居室のなかのアルジェの女たち」（以下「アルジェの女たち」）である。この構成は、2002年、新版刊行時に変更され、上述した「新版に加えた物語」が冒頭に置かれ、前書きも若干の加筆がある。後年新たに別のヴァージョンを書く（描く）のはドラクロワと同じで、画家もまた15年後の1849年、『アルジェの女たち』の別ヴァージョンをサロンに出典する（図3）。ジェバールの新版刊行は、90年代、イスラーム原理主義台頭とテロが引き起こしたアルジェリアの内政荒廃とそれによる女性への迫害を鑑みてであろう。作品集全体を検討し、テキストの異種混交性がアルジェの女たちの多様性をとらえていることを考察した武内句子は、本書研究の引用が前書きと後記に集中し⁸、本体のフィクションがあまり分析されてこなかったと指摘する（武内 83）。この指摘は同胞女性たちの多様な境遇、状況を表象しようとするジェバールの営為を見通すうえで重要だが、ドラクロワの絵画との関連性という趣意に沿って、本論では後記と表題作「アルジェの女たち」を読むにとどめる。



図3 ウジェーヌ・ドラクロワ《アルジェの女たち》
1849年、84.5×112.5cm、モンペリエ、ファブル美術館

i) マニフェストとしての後記

「禁じられたまなざし、断ち切られた音」と題された後記は全27頁の3部からなり、それ自体独立した評論とも読める。歴史研究者でもあるジェバールは当時の資料に依拠しながら、アルジェに立ち寄った画家が、通常であれば不可能なハーレム内に立ち入りスケッチした様子や感激のさまを詳述する。「何と美しい！ まるでホメロスの時代のようなだ！」——再三引用されるドラクロワの友人の証言をジェバールもまた引用するが、画家が経験した夢想的境地が画布に表されているのを見逃さない。三人の女たち——四人目の女、黒人の召使いは、たった今重い緞帳をもちあげたかのように——は閉ざされた室内にいる。そして、絵

が醸し出す空気や女たちの表情やポーズから受ける、とらえがたい複雑な印象を言葉にしてゆく。

どことも知れぬ場所からやってくる、いわば夢の光り——⁶⁰⁹室のような、水槽のような——で照らし出される閉ざされた場所で忍従する囚われの女たち。ドラクロワの天才は女たちを、わたしたち観る者の目の前に近づけると同時に遠ざけ、このうえなく謎めいた存在にする。（241）

ジェバールは、召使いがはっきり幕をもちあげ、三人がより奥まった49年の第二ヴァージョンのほうにさらに幽閉の度合いを強め幻想的と言う。しかし、その非現実性ゆえに、確かに目の前にいる女たちは限りなく不可解な存在となる。

つねに待ち受けている女たち。スルタンの妃よりもむしろ囚われの女たちとなって。わたしたち観る者といかなる関係も結ばない。わたしたちのまなざしに身を委ねることも拒むこともしない。類い稀なこの幽閉の空気のなかで部外者でありながら、まぎれもなく存在している女たち。（242）

通常、一族の男たちの眼以外に触れることのないハーレム（ドラクロワの絵では「居室」appartement）の女を見ることのできるまなざしとはいかなるまなざしか、そしてその闖入者のまなざしに女たちはいかなるまなざしを返すのか。ジェバールはわたしたちが絵を見る位置は画家が立ったのと同じ位置だと述べ、「わずか二年前だったなら、フランス人の画家は身を危険にさらしたことだろう」（244）と指摘し、絵そのものが「盗まれたまなざし」（243）だと言う。ジェバールは一見、中性的位置に身を置くように叙述してゆくが、忍従、囚われ、幽閉といった語を援用しつつ、アルジェのハーレムの女たちが現地の男たちが作り上げた従属関係のシステムのなかにいること、そして、1830年のアルジェ征服によって、その従属のうえにさらにフランスが支配者として君臨することをそれとなくほめかす。

加えてジェバールは、描かれた女たちの内面へ入り込もうと試みつつも、画家と同じ盗まれたまなざしで絵を見る「わたしたち」と「彼女たち」を峻別する。

わたしたちの方を見ないのは、彼女たちが夢見ているからか、それとも救いようもなく幽閉され、わたしたちを一瞥することすらできないからか。哀しげに座った女たちの心の中は何も明かされない。彼女たちを囲むもののなかに溺れているかのように。自分自身について、その身体、その欲望、幸福感についてまったく不在なのだ。（243-4）

「彼女たちと絵を見るわたしたちの間」（entre elles et nous, spectateurs）（244）にはマジックミラーのような衝突があり、こちらからあちらは見えるが、逆は成り立たない。そしてわたしたちは、女たちが見えるにもかかわらず心はまったく読み取れない。興味深いことに、

アルジェリア人で女性のジェバールはフランス人男性画家と同じ「わたしたち」の側に立っている。その位置から「彼女たち」のまなざしを、心のうちを読もうと絵を見つめる。ドラクロワのこの名画について当時から現在まで膨大な数の論が書かれたとしても、アルジェリアの女性がこの絵を論じるのはジェバールが最初であり、ゆえに微妙なポジションを取ることになる。つまり、描かれた対象は他者でもあり、同胞としての当事者でもある。事実、論の展開とともに、侵入者の眼でこの絵を鑑賞する「わたしたち」という人称は自身の「わたし」を含む現在のアルジェリア女性全体へと変化し、著者ジェバールは前述の「わたしたち」と「彼女たち」のあいだを微妙に行き来し、境界線を曖昧にする。

幽閉されたアルジェの女たちの虚ろなまなざしをめぐって、ジェバールは巧みに焦点をずらしながら論を進める。論はいったんドラクロワの絵を離れ、植民地支配開始から独立戦争を経た現代アルジェリアの男女の力関係へ、女性のヴェールとその見る／見られる関係の逆説性へと移行する。戦後の近代化とともに女たちがヴェールを脱ぎはじめ、それが男たちの脅威となり、世代間の、そして男女間のコミュニケーションはますます希薄になるばかりだと述べる。後記の執筆が1979年であることに留意したい。百三十年余の植民地支配から七年半の過酷な独立戦争を経て十八年、独立後の政治的混乱と戦争の余韻がなお重くのしかかる時代である⁹。

これらアルジェの女たち——ドラクロワの絵のなかで1832年からずっと動かずにいる彼女たち——の不動性のなかに、ノスタルジックな幸福感や従順な服従のさまをかつては見出し得たが、今日、とりわけわたしたちを突き刺すのは彼女たちの絶望に充ちた悲嘆の表情だ。(248)

1832年の同胞の「絶望にみちた悲嘆」と1979年の女たちのそれとを重ねあわせながら、ジェバールは次いで、アブデルカーデル時代に、仲間の男たちの前に立ちほだかり叫んで戦意を鼓舞した部族の娘メッサウダの伝説から独立戦争時の「火運びの女」まで、戦士として戦った同胞の女性たちの、いわゆる「書かれた歴史の裏側」(Calle-Gruber 23)を列挙する。アルジェリアやイスラーム圏の女性＝忍従するハーレムの女たちという紋切型のオダリスク的イメージが定着する一方で、現代アルジェリア女性を語ろうとすると、独立戦争とその女性の参加による貢献は言い落としの許されない事実である。しかし、独立後のアルジェリア「正史」は戦時中の女性の協力を闇に葬った。また、女性の地位は独立後も植民地支配時代と同様、一族の男性に従属するものだった¹⁰。さらにジェバールは、絵のなかの「盗まれたまなざし」の伝えるものを読み解こうと探りつつも、眼ではなく耳で感知しうるものを逆説的に絵のなかに探る。

ドラクロワの絵の女たちの二人は、不意をつかれておしゃべりをやめたように見える。だがそれでも、二人の沈黙はわたしたちに届く。言葉が止められ、一人は下を向き、もう一人は虚空を見つめそれでも話を続け

ようとする。まるで召使が——スパイなのか共犯者なのかよく分からない——それを解き明かそうとする秘密の話のように。(254)

ジェバールはこの後記の最後で、ドラクロワへのオマージュとして名画と同題の連作を描いたピカソの力強く踊る女性たちにアルジェリア女性の希望を託すが¹¹、この女性作家は絵画ではなく言葉で、それもフランス語という他者の言葉で、やはり同じ題の中編を書こうとする。「かつての[女たちの]ささやきはしばしに、ドラクロワが画布に凍結した女たちの会話をどうやってよみがえらすか、わたしにはそれしか見えない」(263)。

征服者フランス人男性画家の名画がいざなう「見る」ことから始まって、ジェバールは描かれたモデルたちが密かにささやいたであろう言葉を「聴く」。さらには外の世界からは感知できない母や祖母の、そして今を生きる女たちの言葉（作家自身の表現によれば、通常のアラビア語とは別の、女たちだけが使う身体表現も含めた「地下のアラビア語」、「非合法で内密の女たちの言語」）を、書かれなかったアルジェリア女性の歴史＝物語をフランス語で記述する意思表示をする。ドラクロワ及び画家をめぐる西欧男性の書きものをもとに、ジェバールは見る者の視点から見られる者の側へと一種のねじれを自己に課しながら、対立するもの、分かれていたものを逆転・解消し、隠されるべきものの裏側に入り込み、身をねじりながら浮上しつつ隠された裏側を表にさらす。

作家ジェバールのこのねじれの位置について、現在のジェバール批評の第一人者であるミレイユ・カール＝グリュベールはいみじくも「メビウスの輪」と称した(Calle-Gruber 19-33)¹²。盗まれたまなざしで「見られる」同胞たちに寄り添いつつ、なお同胞を「見る」位置に立ち、そこから同胞の言葉を書き移すねじれを。女性の口語アラビア語をフランス語で書くジェバールの行為は、自己表現の手段をもたない同胞の女性に敬意を表する距離を取ることで、はじめて物語の糸を紡ぐことができる。カール＝グリュベールは「この距離を置いたなかで作品を書く姿勢、自己のアイデンティティを連帯（もしくは女同志の友愛）と混同しない姿勢、『のために』話すとか『について』論じる権利を委ねられたと思ひ込む代弁者や代理人、知識人の民に陥らない姿勢、これらがジェバールの美学に特異な力を与えている」(26)と評する。

ジェバールを論じる多くのモノグラフのなかで、カール＝グリュベールは第一章を1980年刊行の『アルジェの女たち』に当てている。この批評家の読みは恐らくジェバール作品の核心についている。作家自身の転換となった映画撮影、その直後に執筆された表題作を考慮するなら、この後記は作家のマニフェストに他ならない。フランス支配下の植民地に育ち、フランス語で教育を受けた娘がフランス語で書く——この矛盾にみちた孤独な作業に答えを見つけるべく、作家にとって挑発とも言えるタイトルをもつ「私たちに疑問を投げかけてやまないあの名画」(*Femmes d'Alger* 240)の魅惑に応答しようとするのがこの後記であり、そして実際の表題作中編である。

ii) 「居室のなかのアルジェの女たち」

ジェバールがドラクロワの名画と同題の中編を書いたのは、絵に触発されたからか、それとも作家自身と同じ時代を生きるアルジェリアの女性たちの状況を小説化しようとした結果この題を選んだのか。この問い自体あまり意味のないことだが、画家の作品が下敷となっているのは間違いない。そしてドラクロワの絵の醸す雰囲気アムールを小説に期待するのであれば、それは大きな失望になろう。既出の「序」において、フリーア・ニアティによる、この名画の反動的な引用に言及したが、現代と1830年代のアルジェの女たちは、これまた反動的に大きく違っている。執筆時の1978年前後において「居室のなかのアルジェの女たち」という題はそもそも読者に何を喚起するか。アパルトマンという家で過ごす女たちの日常の物語と予想をつけることもできよう。しかし、篇全体を読み改めて題の意味を考えてみると二つの重要な問題点に遭遇する。

まず、アパルトマンの意味するもの。確かに物語は現代のアルジェに生活するサラ夫婦のアパルトマンで始まる。そこに描写される小物の、恐らく西洋式朝食を用意するためのトースターという語からモダンな日常の有り様が想像できる。が、この物語では女たちは必ずしも家のなかにいない。中心的人物サラはアルジェリアの地方に伝わる女たちの歌を資料収集する研究に従事する女性だ。彼女は家のなかにいるより、むしろ車で動き回る。一見、自由な可動性を手にしているように見えるが、車もまた、男性の目に晒される女性の身体を隠すヴェールの変種と解釈できる。「後記」の注でジェバールは、現代アルジェリアの若い女性たちには伝統的なヴェールは抑圧のシンボルであり、これを拒むのなら家のなかに留まる選択肢しかなく、その妥協策として「[女性の] 身体を守り、『外に晒す』のを最小にとどめる」車の運転があると言う。但しこれは車を所有できるゆとりのある階級に限られる (*Femmes d'Alger* 265-266)。車を使うこと自体かつての女性の幽閉の延長上にあるのだが、そのサラはアルジェ市街を運転しながら、恐らくフランス植民時代に建てられた西欧式建物の正面を眺めながら思う。

道路の両脇にずっと連なる建物は、バルコンがいくつもありブラインドが閉まっている。運転しながらサラは、上階の部屋で折り重なりひしめき合う子どもたちを想像する。閉じ込められた女たちを想像する。中庭ではなく、狭い台所の床にかろうじて座るのが精一杯の女たちを……しょっちゅう起こる断水、子どもたちのおしっこの匂い、わめき声、ため息……テラスはない、か細くほとばしる噴水の上に大きく開く空もない、いっとき癒しとなるすり減った冷たいタイルのモザイクもない…… (87)

伝統的なイスラーム式住居ではハーレムの女たちには日常の憩いの空間として中庭とテラスがあった。アルジェ庶民街に住む今の女たちは、女性隔離という慣習になお拘束され、さらにかつての良き生活様式や習慣を絶たれている。車というヴェールで身を包みながら、サラは現代アルジェのかつての支配者が残した西欧式アパルトマンでの女性の隔離状態に思いをはせる。隔離されている者がさらに

隔離されている者を思う——二重のイロニーを含みながら、ジェバールはドラクロワの使った「アパルトマン」=ハーレムでの幽閉を脱植民主義時代の現代に転用してみせる。

物語の表題でもう一つ留意しなくてはならない点は「アルジェ」であること。執筆当時の上述した女性の隔離はイスラーム圏全体に関わることであろう。ドラクロワ=オダリスキ=ハーレム=イスラーム圏の女性と連想は容易だが、物語に書かれる女性たちの問題はアルジェリア、さらに都市アルジェに限定される。他のイスラーム圏の都市や国ではなくアルジェという都市が問題なのであり、読み進むうちにこの中心テーマは浮き彫りになってくる。つまり、アルジェリア独立戦争と女性の関わりが物語に大きな影を落としている。この戦争の数少ない参考資料として、日本の我々には映画『アルジェの戦い』(1966年)が比較的なじみ深いが、この映画はアルジェのカスバでの市街戦をメインとしつつ、女性がヴェールの下に爆弾を隠して運んだ事実、西欧女性に変装して検問をくぐり抜ける若いアルジェリア女性のエピソードも伝えている (Pontecorvo)¹³。ジェバールの中編は戦闘に加わったこれら女性たちの後日譚とも言える。サラ、そして麻薬中毒で錯乱する友人のレイラは二人とも「火運びの女」、つまり爆弾を運び戦闘に加わった女性だった。サラには腹部に監獄で受けた拷問の傷跡がある。前述したニアティのインスタレーションがハーレムの住居をそのまま牢獄に見立てたことを想起したい。独立戦争に参加しフランス側から拷問を受けたレイラは精神を病み、独立後の社会で疎外されていく。サラはレイラが言ったことだとコメントしながら幼なじみだったフランス人、アンヌに言う。(ここで語っているのは誰か。サラは自分ののではないレイラの言葉をひそひそ話として友人アンヌに語る。ちょうど後記で表明した自らの作家の立ち位置を確認するように。)

私は口のきけない囚人。いまのアルジェの女たちにもちょっと似ている。昔風のヴェールなしで外を歩いているけれど予測できない新たな状況を恐れて別のヴェールを身体に巻いているような女たちに。そのヴェールは目には見えないけれど、しっかり感じ取れる……私も同じ。[監禁され拷問を受けた]バルブルース刑務所から何年も経っているのに、私はまだ自分のなかに監獄を抱えている！ (124)

この物語の中心人物であり、冷静に判断し立ち回っているように見えるサラでさえ、拷問のトラウマを人に語れずにいる——「私はいつも言葉について問題があった！」(120)。女性の戦争協力が意図的に忘却され、当事者の女性たちは外部に語ることもないまま戦争体験をいまだ過去のものにできずにいる¹⁴。そのしこりがサラの場合、夫婦関係を悪化させている気配も窺える。物語はハーレム=幽閉=牢獄というニアティの構図にも重なる、ドラクロワの絵というかつての支配者側の視点を基調としながら別の意味をもたらすという、極めてポストコロニアル的なベクトルに貫かれている。

ドラクロワの絵に目配せしながら、それを裏切ること——ジェバールの「アルジェの女たち」は、なるほど大枠はドラクロワの絵の要素や構図をなぞっている。細部に注

意すると、ドラクロワの絵の小物が巧みに配置されている。例えば、アンヌの部屋で「赤い縞の大きな重いカーテンを開ける」（67）サラの動作は絵の中の召使の所作であり、公衆浴場でのそれぞれの腰布やスカーフは、かつて画家が色彩を仔細にメモしてスケッチしたように細かに描写される（参考 図4、5）。サラの夫アリには画家の友人がいて、ホッファーが指摘するように、女性隔離を非難するこの画家はピカソをほのめかし、物語結末でサラとアンヌが思い描く光に満ちたアルジェの「絵」（tableau）はピカソの連作『アルジェの女たち』を想起させると言えないでもない（Hoffer 163）¹⁵。



図4 ウジェーヌ・ドラクロワ
《クッションに座るアラブの女、『アルジェの女たち』の習作》
1832年、10.7×13.8cm、パリ、ルーヴル美術館、素描・版画部門



図5 ウジェーヌ・ドラクロワ
《座る二人のアラブの女、『アルジェの女たち』の習作》
1832年、10.7×13.8cm、パリ、ルーヴル美術館、素描・版画部門

ジェバールはしかし、先行作品をなぞりながらそれ自身分のものとして奪い返し、いわば脱構築する。サラの夫アリの悪夢の描写で始まる冒頭はどうだろう。しばらくは男女のカップルの物語として読み、ジェバールの「アルジェの女たち」は、実は女たちだけの物語ではなく、そのパー

トナーとしての男たちも問題になっている。ドラクロワの絵が密室に幽閉されて美しい衣装を着て座る三人のアルジェの女とその召使を描いたのに対し、ジェバール作品ではサラに関わる実にさまざまな境遇の老若男女が登場する。ジェバールのアルジェの女たちは、外科医、柔道家、アスリート、自然科学研究者がいるかと思えば、使用言語もベルベル語、ドイツ語訛りのフランス語などさまざま。その出自については地中海的とも言うべき、地理的、歴史的にそれぞれが多様な背景を抱えている¹⁶。従って人種や民族もユダヤ人、ベルベル人、アルジェリア生まれのフランス人が入り混ざる。アルジェの女たちとはまた、移動する女たちも含む。結末でアルジェに残ることを決めたアンヌが空港で見つめるのは、かごや陶器をパリ北部郊外のスラム街の住居まで運ぼうとする女たちである。

多様な現代のアルジェの女たちのなかでも、中心的女性がドラクロワの絵をなぞるように浮かびあがる。サラ、その幼友だちで自殺未遂するアルジェ生まれのフランス人アンヌ、「火運びの女」レイラの三人が名画の構図に倣って、多様な生を抱えて他の人物よりも少し前面に現れる。ドラクロワの作品に戻るならば、もう一人、つまり召使に当たる人物がいた。通常オダリスク絵画では、黒人の召使はハーレムの寵姫の白い肌を強調すべく配置された、いわば引き立て役、数に入らない役回りをあてがわれている。肌の色の対比の系譜はマネの『オランピア』で頂点に達するだろう。ジェバール自身、「後記」でドラクロワの黒人召使をスパイか共犯者か曖昧としたうえで、ピカソの連作を「もうスパイの召使はいなくなり、陽気に踊る女がいるだけ」（260）と賞賛した。慣例に従うならば、ドラクロワの絵の女たちは三人と一人という計算になる。この通例に倣った後記でのジェバールの召使を含む女性観を真っ向から批判する論もある（Makhoul 43）。しかし、物語本編においてジェバールは、絵画の黒人の召使にあたる公衆浴場の水運び兼マッサージの女に光を当てながら、前書きで表明した「女たちのあらゆる言葉の連帯」を試みる。座って沈黙する三人の女とそばにいる一人ではなく、四人それぞれが、時にゆるやかに、時に直接的な絆で結び合わさる関係を作る。

四部からなる本作の第三部は公衆浴場での女たちのやりとりがメインになる。浴場を舞台にすることは、一連のオダリスク絵画の紋切型トポスへの挑戦でもある。ジェバール及び他のイスラーム圏の女性作家たちが、女性の場としての公衆浴場に特別な思い入れを示すことはここで語る紙幅はないが、この裸体と蒸気、流れる水の閉域での交流を契機に、ジェバールのアルジェの女たち四人が寄り添いあう¹⁷。ファトゥマと呼ばれる浴場の水運び人が怪我をしてサラとアンヌはアリの勤める病院へと彼女を運ぶ。浴場の水運び人は社会的に最下層に位置づけられ、黒っぽい肌、身のこなしや言葉使い、名前をなのらないこと、身寄りのないこと、金銭的計算がすばやいことなどからそれが分かる。手術の麻酔で朦朧となったこの老女のために、サラの視点がとらえたと思われる「水運びの女の詩集のために」という一節が挿入される。この節は、物語形式の本文とは異なる文体で書かれ、水運び女が自らの境遇を嘆く単純な歌のような詩節と、それとは別の声が語る一人称の身の上話が高度に練られた詩的散文で活字を変えて交互に続く。

サラは、アルジェリアの女性の歌を収集記録していた当時のジェバル自身を反映している。物語中異質なこの挿入部は、文字にならない女性のうわ言をあえて「詩」とし、一方、想像された水運び女のこれまでの生を抽象的な散文で多声的に織りあげる。つぶやきを歌う無学な老女の声と、その生い立ちを抽象へと高める匿名の声のかけあいの様相を呈し、二つの声が補足しあい絡みながらも、それぞれははっきり区別されている。本来、男性の手になるアラビア語文学の正統たる「詩集」に対し、雑多な声と言語を織り込んだこの頁を「詩集」と銘打って、ジェバルはアルジェリア女性の言葉の新たなありようを提示する。この一節は、自らを語る術をもたない同胞女性へのオマージュであり、フランス語を表現言語として選んだジェバル自身が自らに課した「ドラクロワが画布に凍結した女たちの会話」、「書かれてもいない、記録されてもいない、ただ噂とため息の連鎖で伝えられる言語の声」をどうやってよみがえらすかという問いへの一つの答えである。

均整や構図という注意が画家にとって必要なのは作家にとっても同様である。「水運びの女の詩集のために」のあとにジェバルはすかさず、対称や対立、補足のニュアンスを装って、社会から排除されたまた別の女たちに焦点を当て「火運びの女の詩集のために」と題された部を入れる。つまり、錯乱して饒舌なレイラとそれに応えるサラの対話を。水運び女 (porteuse d'eau) は一般的に使われる語だが、火運び女 (porteuse de feu) はジェバルの造語でその意味は物語の文脈で了解される。また、後者は複数形 (porteurs) で、この複数形は対話する二人以外にも彼女ら、つまり独立戦争の女性闘士たちへ向けられた詩となろう。造語が一種の規範破りなら、その造語を伴って記される社会の除外者レイラの告発も、触れざるべき話題を叫ぶゆえ規範を破っていくものだろう。水と火、社会の除外者という対立と対称を意識しながら、四人の女たちもまた、病院で水運び女ファトゥマの手術終了を待つアンヌ、同じ病院の別の場でレイラを介護するサラという構図も浮かびあがる。サラが要めとなっているのは言うまでもない。

当時作家としての存在意義を模索していたジェバルは、アルジェリア女性の聴き取りと映画制作から答えを探して行った。アルジェリア侵略に大きく関わる名画への応答として書かれた本作は、絵画との対話から書かれたとも言える。ジェバルにとって言葉とは必ずしも書かれたり話されたりするだけではなく、叫びや歌、ダンスなどの身体表現をも含むものだった。物語の叙述という視点から「アルジェの女たち」を見れば、不整合な形式でストーリーに主眼を置かない、よく言えば斬新な、悪く言えば読みづらい作品である。絵画とのクロスオーバーだけでなく、以降のジェバルの作品を眺めると、音楽との接近をかなり意図した作品になっている。アルジェリアの女たちの歌の記録体験が下地になっているのだろうが、物語中に度々置かれる「間奏曲」、作品集全体を開く前書き、「序曲」と、音楽性を志向する試みはここから始まり、1985年刊『愛、ファンタジア』で始まる自伝四部作において全開する。かつての支配者が描いた絵画、字の読めない同郷の女たちの歌という音楽と対話することで、新しい語りの形式を模索していった。

さらに、もう一人のアルジェリア出身の女性作家、レイラ・セバルとドラクロワのつながりにも目を向けなくてはならない。1982年刊のセバルの物語のなかで、パリ郊外でアルジェリア移民の両親から生まれた十七歳の家出娘シェラザードが盗品の衣類とともに持ち歩いていたのが、このジェバルの作品集だった (Sebbar 1982)。衣類のなかには「赤い下着のキュロット数枚」(233) も入っていて、マチスのオダリスク像、『赤いキュロットのオダリスク』(1922年) を否が応でも連想させる。セバルの物語はドラクロワの名画を起点にして、ジェバルとは別なやり方でオダリスク絵画を検証してゆく物語である。そのためには稿をあらためねばならない。

註

- 1 オダリスクの語源はトルコ語の *odalik* (部屋付き召使)。フランス語で音と意味が変化し、イスラーム圏君主に仕えるハーレムの女奴隷や寵姫を指す。
- 2 外交使節団随員としてモロッコに派遣されたドラクロワのアルジェでのハーレム訪問は、フランスがアルジェを占領したがゆえに可能となったと言える。Djebar, *Femmes d'Alger* の後記に訪問の詳細が述べられる。
- 3 フランスにおけるアルジェリア年の翌2004年は、アントワヌ・ガランによるアラビアンナイト翻訳出版300周年を記念し、日本(国立民族博物館)も含め世界中で関連行事が開催された。
- 4 アラビアンナイトの語り手、シェヘラザードもまた、扇情的なポーズを取るオリエントの女性像の代名詞として引き合いに出されるが、英語版タイトル『シェヘラザードが西へ行く』の著書でメルニーシーは「東方のシェヘラザードは踊ったりしない。考えて語るのだ。(…)彼女は徹頭徹尾知的な存在だ」と述べる (Mernissi, *Le Harem*, 49)。
- 5 画家が「作りあげた」という理由として、実際に見て描かれたスケッチ(参考 図4、5)と1834年作の女たちの顔はかなり異っているし (Bernard Yeazell 26)、スケッチ時にいたはずの子供たちや手仕事在意図的に除外されていることは吉田典子が指摘している (吉田 57-58)。
- 6 既に挙げた「男性」作家、プージェドラの場合、ピカソには共鳴しつつも、ドラクロワの原画に対しては手厳しく批判する。それは東方を喚起するステレオタイプの小物で溢れたコロニアルで安物のエロチズムのハーレムの図であり、当時のルイ・フィリップ政権の対外政策の意図にかなうものだったと述べている (Boudjedra, *Peindre* 23-27)。
- 7 典型的回想として評論集中の「De l'écriture comme voile」参照 (*Ces voix* 97-103)。また、小説執筆中断の事情については拙稿(2000)に詳述した。
- 8 本書とドラクロワの絵画との関連について論じたものとして以下の論考をあげておく。Calle-Gruber の一部、Chauvet-Achour, Donnadey の一部、Hoffer, Huughe, Makhoul, Mortimer, Mouillaud-Fraisie など。
- 9 独立後の1965年軍事クーデターによるFLN一党独裁体制に対し、90年代からイスラーム原理主義のテロがアルジェリアをさらに混乱させる。ジェバルの当時の義兄も原理主義のテロに倒れた。90年代以降のアルジェリアの情勢不安定に対する危機感、ジェバル作品中に色濃く反映している (とりわけ、*Le Blanc de l'Algérie*)。『アルジェの女たち』の前書きの書き加えもこれと関係している。
- 10 2005年の新家族法により、女性の地位は改善されたが、一夫多妻制はなお合法のままである。
- 11 90年代のアルジェリア情勢を考慮すると(注9参照)、画布からはみ

出さんばかりに踊るピカソの描いたアルジェの女たちに希望を託すのは、予測不可能とは言え楽観的な夢に見える。但し、ピカソの絵の裸の女たちの胸を爆弾に見立て、それを独立戦争時の「火運びの女たち」に対比させるさまは一考すべきだろう（Vauthier 66-67）。アルジェリア独立戦争の様相を絵画に対比する例として、モハメッド・ディブが『海を思い出すのは誰か』の後記で偶然にもピカソの『ゲルニカ』を例にあげている（Dib 189-191）。

- 12 2009年8月20日、パリでの筆者との会談において、ジェバール本人にとって最良の理解者の一人にカール＝グリュベールをあげている。
- 13 フランス政府がアルジェリア独立戦争を正式に戦争と認めたのは、1999年にすぎず、それまでは「北アフリカにおける秩序維持作戦」と呼ばれていた。映画制作では2007年、当時を知らない若い世代からブノワ・マジメル企画・主演の『いのちの戦場』（Siri）が公開され話題となった。
- 14 アルジェリア独立戦争に参加した、さまざまな階層の女性のインタビューをまとめた Amrane-Minne の著作は貴重である。その序文で歴史家ミシェル・ペローは、戦時に駆り出された戦力としての女性は一度戦争が終結すれば以前の日常に戻られ、沈黙を強いられるのがこれまでの国民国家をベースにした戦争の定式だと述べている（7）。
- 15 絵画と文学のクロスオーバーという点のみを考慮するなら、作品集『アルジェの女たち』収録の『泣く女』は、まさしくピカソの『泣く女』をなぞったダイナミックな小品である。
- 16 サラ夫婦の息子ナジムは家出をし置き手紙をしてメッセージを両親に残す。アラビア語で書かれたその手紙を、フランス支配時代の教育を受けた父親のアリは読むことができず、秘書の女性に代読してもらう。外科医のアリは口語アラビア語は話すが、医療最先端の職業では書記言語としての国語、正則アラビア語を覚える機会などないと嘆く（72）。アルジェリアの使用言語状況の複雑さが垣間見える。本作品は男女間のみならず、親子（世代）間の断絶の物語でもある。
- 17 女性の場としての公衆浴場については拙論（2004）を参照されたい。

付記：本稿執筆に当たり、平成21年度静岡文化芸術大学文化政策学部長特別研究費助成を受けた。

引用文献及び引用資料

- Alaoui, Brahim. « Avant-propos » dans Institut du monde arabe, *De Delacroix à Renoir, l'Algérie des peintres*, 2003, Hazan, 13-14.
- Armane-Minne, Danièle Djamil. *Des femmes dans la guerre d'Algérie*, Karthala, 1994.
- Baudelaire, Charles. « Salon de 1846 », *Curiosités esthétiques, L'Art romantique*, Garnier, 1962, 97-200.
- Bernard Yeazell, Ruth. *Harems of the Mind*, Yale Univ. Press, 2000.
- Boudjedra, Rachid. « Les algéroises selon Picasso » (I), (II), (III), *El Watan*, les 2, 7, 16 juin 2005.
- . *Peindre l'Orient*, Zulma, 1996.
- Centre de Cultura Contemporània de Barcelona, *Fantaisies du harem et nouvelles Shéhérazade*, Somogy editions d'art, 2003.
- Calle-Gruber, Mireille. *Assia Djébar ou la résistance de l'écriture*,

- Maisonnette et Larose, 2001.
- Chauvet-Achour, Christiane. « Eugène Delacroix, Assia Djébar : Regards, corps, voix » in Chefdor Monique, *De la palette à l'écriture*, vol II, éd. Joca Seria, 1997.
- Dib, Mohammed. *Qui se souvient de la mer?* Seuil, 1962.
- Djébar, Assia. *La Noubia des femmes du mont Chenoua*, 1978.
- . *Le Blanc de l'Algérie*, Albin Michel, 1996.
- . *Ces voix qui m'assiègent*, Albin Michel, 1999.
- . *Femmes d'Alger dans leur appartement*, Albin Michel, (1980) 2002.
- . *Ombre sultane*, Albin Michel, (1987) 2006.
- Donnadéy, Anne. *Recasting Postcolonialism : Women Writing Between Words*, Heinemann, 2001.
- Hoffer, Pamela. « Delacroix, Picasso et Djébar sur Femmes d'Alger dans leur appartement : Voyeurisme et libération à travers une optique cixousienne », *Etudes francophones*, 16 (1) 2001, 159-168.
- Hughe, Laurence Christine. « Déconstruction du regard panoptique orientaliste : la contribution narrative d'Assia Djébar et de Leïla Sebbar », *Etudes francophones*, 15(2) 2000, 89-99.
- 石川清子 (Ishikawa, Kiyoko) 「フェラウン、ベン・ジェルーン、ジェバールの自伝的物語についての覚書」、『立教大学フランス文学』29号 2000、95-124.
- . 「マグレブ現代フランス語小説におけるハンマームというトポス」、『地中海学会』『地中海学研究』XXVII、2004、99-118.
- 国立民族博物館編 (Kokuritsu Minzoku Hakubutsu-kan) 『アラビアンナイト博物館』東方出版、2004.
- Makhoul, Sana'. « Unveiling North African Women, Revisited: An Arab Feminist Critique of Orientalist Mentality in Visual Art and Ethnography », *Anthology of Consciousness* 9 (4), 1998, 39-48.
- Mernissi, Fatema. *Le Harem et l'Occident*, Albin Michel, 2001.
- Mortimer, Mildred. « Language and Space in the Fiction of Assia Djébar and Leïla Sebbar », *Research in African Literatures* 19 (3), 1988, 301-311.
- Mouillaud-Fraisse, Geneviève. « Femme d'Alger regardant le tableau de Delacroix » in Dermerdian Geneviève et Haicault Monique, *Le Forum et le harem*, Pub. de l'Univ. de Provence, 1997, 191-197.
- ノックリン、リンダ (Nochlin, Lynda) 「虚構のオリエント」、『絵画の政治学——フェミニズム・アート』（坂上桂子訳）、青雲社、1996.
- Pontecorvo, Gillo. *La Battaglia di Alger*, 1966.
- サイード、エドワード。W (Said, Edward W) 『オリエンタリズム』（今沢紀子訳）、平凡社、1986.
- Sebbar, Leïla. *Shéhérazade, 17 ans, brune, frisée, les yeux verts*, Stock, 1982.
- . *Le Fou de Shéhérazade*, Stock, 1991.
- Sérullaz, Arlette. « A propos des Femmes d'Alger » dans Institut du monde arabe, *De Delacroix à Renoir*, 2003, 47-53.
- Siri, Florent Emilio. *L'Ennemie intime*, 2007.
- スピヴァク、ガヤトリ・C (Spivak, Gayatri Chakravorty) 『サバルタンは語るができるか』（上村忠男訳）、みすず書房、1998.
- 武内旬子 (Takeuchi, Junko) 「アルジェの女たちはどこにいるのか——アシア・ジェバール『アルジェの女たち——』を読む」、『神戸外大論叢』第55巻第1号、2004、81-104.
- Vauthier, Bénédicte. « Regards croisés : Peintures dans leur(s) atelier(s), femmes dans leur appartement », *Expressions maghrébines* 3(1), été 2004.
- 吉田典子 (Yoshida, Noriko) 「ドラクロワ『アルジェの女たち』における美学と政治学」、『表現文化研究』第3巻第1号 2003、51-70.

日本からブラジルへ帰国した子どもたちの教育ⁱ

Education of children who returned to Brazil from Japan

イシカワ エウニセ アケミ

文化政策学部国際文化学科

Eunice Akemi ISHIKAWA

Department of International Culture, Faculty of Cultural Policy and Management

2008年には在日ブラジル人人口は31万人を超えており、その多くは非正規労働者として主に零細企業で働いていた。しかし、同年の世界経済不況の影響で在日外国人の多くは失業の問題に直面し、日本での生活が困難になった。そのなか、2009年12月現在では、約5万人のブラジル人が家族とともに帰国している。

本稿では、日本からブラジルへ帰国した子どもたちに焦点を当て、彼・彼女らのブラジルでの教育における実態とその諸問題を取り上げる。帰国した子どもたちの中には日本生まれで、初めてブラジルへ行くケースも少なくない。またその中でも初めてポルトガル語の読み書きを学ぶ子どもも含まれている。ここでは、日本からブラジルへ帰国した16名の子どもたちを対象にしたインタビュー調査の結果を基にしている。

As of December 2008, there were over 310,000 Japanese-Brazilians living in Japan, most working as unskilled temporary employees in manufacturing firms. However, the automobile industry in Japan, where most of the Japanese-Brazilians were working, was strongly affected by the world economic crisis, which resulted in increased unemployment within that immigrant community. By the end of 2009, almost 50,000 Brazilians had left Japan, returning to Brazil with their families.

This article will analyze the situation of Brazilian children who returned to Brazil from Japan, with the focus on their adaptation in the Brazilian schools. Many of these children were born in Japan, so for them it was the first time to go to and live in Brazil. Also, in many cases it is their initiation to learning how to read and write the Portuguese language. This research is based on the results of interviews conducted in Brazil by the author with 16 children who returned from Japan.

1. 在日ブラジル人の現状

ブラジル人が労働を目的に来日し始めてから20年が経ち、この期間中は日本におけるブラジル人人口は増加傾向にあった。1988年には日本に在住していたブラジル人は4,159人であったが、1990年の出入国管理及び難民認定法の一部改正ⁱⁱにより日本人の配偶者及び子ども・孫は、親族関係の入国許可を受けることが可能になったため、その数は飛躍的に増加した。例えば1990年には56,429人に上り、1991年には119,333人、1992年には147,803人に増加しており、それ以来年間15%程度の増加率で2008年には312,582人に達していた。しかし、2008年の世界経済不況の影響により、在日ブラジル人人口は267,456人に減少した（2009年12月現在）。一方、そのような在日ブラジル人人口の減少（15%）が確認されたとはいえ、現在でも在日外国人の中では、中国国籍者（680,518人）と韓国・朝鮮国籍者（578,495人）に次いで3番目に多いグループである（入国管理局、平成21年12月現在）。

現在にも続く経済不況による在日ブラジル人の失業や収入減少の問題は、日本で永住する決断をすることもできず、だからといって帰国を果たすことも出来ないといったような人々を増加させている。このような状況下では、子どもの教育の問題、特に在日ブラジル人学校に通う子どもたちが親の経済的な事情により、学校に通わなくなったというケースも少なくない。ほとんどのブラジル人学校で2008年12月から2009年2月まで、生徒が2割から5割減少しており、中には閉校に追い込まれている学校もあるⁱⁱⁱ（イシカワ、2009）。

在日ブラジル人の子どもたちの大多数は、家庭ではポルトガル語で育てられると同時に、日本の学校に通い、日本語で教育を受けている。なお、多くの子どもたちはブラジルよりも日本での生活が長く、教育も主に日本語で受けている。

本稿では、日本からブラジルへ帰国した子どもたちの教育の現状に焦点を当て、ブラジルでの生活への（再）適応に注目する。帰国した子どもたちの中には、日本生まれで初めてブラジルへ行ったという例も見られ、ポルトガル語を初めて勉強するケースも珍しくない。このような状況において、受け入れ側であるブラジルの学校を始め、家庭での親の指導・協力が子どもの教育にどのような影響を及ぼすかを明らかにすることを目的としている。

2. 日本におけるブラジル人の子どもたちの実態の概要

まずは、在日ブラジル人の子どもの現状を紹介する。1990年当初、多くのブラジル人は単身もしくは夫婦のみで来日していたのが、現在は家族を呼び寄せたり、あるいは日本で日系人同士が結婚をしたりして家庭を持つようになったこともあり、在日ブラジル人の子どもの数は年々増加している。たとえば、現在在日ブラジル人のうち、19歳未満が68,059人（22%）、9歳未満が37,389人（12%）である（入管協会、平成21年）。子どもたちのなかで、日本の小・中学校に通う場合と、在日ブラジル人学校に通う場合がある。どちらに通うのかは親が決めるが、その理由は様々である。日本の学校に通う理由としては、日本の教育を受けたい、授業料が無料である、学校が家か

ら近いと言った内容があげられる。一方、日本におけるブラジル人学校を選択する理由としては、いずれはブラジルへ帰国する、日本の学校でいじめを経験した、またはブラジル人学校^{iv}の方が長時間子どもを預けられるといった理由があげられる。

浜松市教育委員会の調査によると、平成21年現在、市内在住の義務教育相当年齢（6～14歳）の外国人児童・生徒は3,069人であり、そのうち、54%が市内の小・中学校に在籍し、11%が市内の主な外国人学校に在籍していた。残りの34%のうち、一部は市内に所在する小規模な外国人学校に通っている可能性があるが、そのほかは帰国もしくは国内で転居して外国人登録をしている市町村の役所で手続きをしていないのか、または不就学なのかが不明である（浜松教育委員会、2009a）。なお、2009年度においては、4月から12月にかけて、市内の小・中学校でブラジル人の生徒数が約1割減少している（浜松教育委員会、2009b）。

日本の学校に通う子どもたちの特徴として、まず親の日本における生活が長期化していることがあげられる。また、子どもがいるブラジル人家庭が増加し、そのほとんどの家庭内においては、二ヶ国語、つまり、ポルトガル語と日本語が同時に使われている。しかし、多くの子どもたちは、幼少時から日本の保育園に通い、そのまま日本の学校に進学するため日本語の方が流暢になり、ポルトガル語を話さないという事例が増えてきている。ただ、ここで注意すべきことは、この子どもたちは日本の学校に通っているからといって、日本人と同等のレベルの日本語ができるとは限らないという点である。現在では日本の学校に通っていても、日本人と同等の学力を得るブラジル人の子どもはまだ少ない。しかし、同じような状況でも、日本の学校で教育を受け、日本の大学に進学したブラジル人の若者が徐々に見られるようになってきており、彼・彼女らの日本語習得レベルには個人差があるものの、そのほとんどが日本人と同等に達していることに注目したい（イシカワ、2007）。

一方、在日ブラジル人学校に通う子どもたちは、親の経済的な都合により、学校に通えなくなったケースも少なくない。2008年現在、日本には110校のブラジル人学校が設立されており、内51校がブラジルの教育省による承認を受けていた（Ministério das Relações Exteriores do Brasil, <http://www.abe.mre.gov.br/>）が、2008

年12月以降、多くのブラジル人学校は経営難に陥っており、中には閉校に追い込まれた学校もある（イシカワ、2009）。

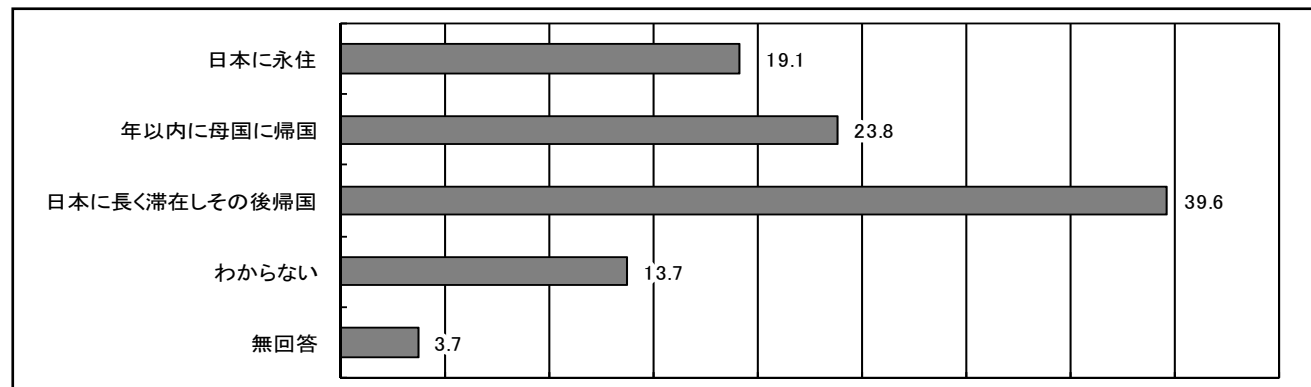
3-ブラジルへ帰国したブラジル人

この20年間、ブラジル人の日本滞在長期化の傾向が見られたが、2008年には世界経済不況の影響でブラジルへ帰国する人びとは急増した。上述の通り、2008年から2009年の間に在日ブラジル人人口が約5万人（15%）減少している。しかし、帰国した彼・彼女らはまだ日本に残るつもりであったが、やむを得ず帰国したというケースが多かった。例えば、2008年度に静岡県で実施した調査で（図1）、日本の長期滞在または永住予定者の多さが明確に見て取れた（静岡県県民部多文化共生室、2008）。

本調査は、今後日本での滞在予定について、約2割が「日本に永住する」、そして約4割が「日本に長く滞在する」と答えている。ただ、この調査は世界経済不況の前に実施されており、回答者の多くは当時失業の問題に直面していなかったことを考慮する必要があるが、現在においてもブラジル人の日本滞在は長期化傾向にあることは確かだと言える。

一方、帰国した多くのブラジル人は日本に再び来ることを念頭においていることも推測できる。例えば、2009年3月に厚生労働省が在日南米出身の日系人を対象にした帰国支援制度^vを発表し、それにより、帰国を希望する本人は30万円、扶養家族は20万円の支給を受けることが可能になった。しかし、多くのブラジル人は失業しているにもかかわらず、日本全国でこの帰国支援を申請した人は20,053人であった（厚生労働省ホームページ）。つまり在日南米出身の日系人全体の6%にすぎなかった。一つの理由として、厚生労働省による当初の発表では、「同様の身分に基づく在留資格による再度の入国を行わないとする」とし、備考欄に「入国制度上の措置として、支援を受けた者は、当分の間（3年間）、同様の身分に基づく在留資格による再入国を認めないこととする」規制があったからである。しかし、本制度を利用しなかった人も含むと、2009年1月から12月の間、日本から出国したブラジル人は101,657人であり、そのうち再入国許可^{vi}を得ていたのが、55,292人であった（Matsumoto, 2010）。

図1. 今後の日本での滞在予定（N=1922）



出典：静岡県県民部多文化共生室、2008、「静岡県外国人労働者実態調査（外国人調査）報告書」

つまり、彼らは日本政府の帰国支援を利用せずに、日本の在留資格が有効な限り自由に来日できるよう自費で帰国した点に注目したい。

4. ブラジルへ帰国した子どもたち

帰国した家族のなかに、多くの子どもが含まれており、ブラジルへの帰国後のブラジル社会への適応およびブラジルの学校への適応の問題を抱える子どもが多く見られると言える。今回は、日本からブラジルへ帰国した子どもを対象に調査を実施し、その中でも彼・彼女らがどのように教育に取り込んでいるのかに焦点を当てた。

本調査は、2010年8月中旬から9月上旬にかけて実施し、16人にインタビュー調査を行った(表1)。また、その内6人の親にも話を聞くことができた。インタビューはすべてポルトガル語で行った。

表1. ブラジルに帰国した子どもたち(調査対象者)

	名前	性別	年齢	生まれ	帰国した年齢	日本滞在期間
1	A	女	6	日本	5	2004-2009
2	B	男	8	日本	4	2002-2006
3	C	男	8	ブラジル	2	2004-2006
4	D	女	10	日本	9	2000-2009
5	E	女	10	ブラジル	6	2004-2006
6	F	女	11	ブラジル	11	2003-2010
7	G	女	11	日本	7	1999-2006
8	H	女	13	日本	3	1998-2001
9	I	女	13	ブラジル	12	2000-2009
10	J	女	13	日本	9	1997-2006
11	K	女	15	日本	6	1995-2001
12	L	女	15	日本	12	1998-2007
13	M	女	16	ブラジル	16	2003-2010
14	N	男	22	ブラジル	13	1991-2001
15	O	女	22	ブラジル	6	1990-1994
16	P	男	24	ブラジル	8	1990-1994

* Iさんのみが日本滞在中にブラジル人学校に通い、その他は日本の保育・幼稚園・小中学校に通っていた。

本調査対象者は次のように分類することができる。a) 日本生まれ(8人)、b) 6才以下で帰国(7人)、c) 日本の小中学校に通学(8人)、そしてd) 日本でブラジル人学校に通学(1人)。

日本生まれの8人は今回が初めてのブラジル帰国だったため、言葉をはじめブラジルの習慣に慣れるのに戸惑うことが多かった。

6才以下で帰国した7人の場合は、他の子どもと比較するとブラジルへの帰国で直面する問題は少なかったといえる。本人たちに、日本とブラジルの違いについて聞いても、住んでいた家の広さや日本での友達についての話がかった。それは、両国において家族との生活を中心としているため帰国後の問題は比較的少ないと考えられる。

日本の小中学校に通った8人の場合は、帰国時にはポルトガル語より日本語の方が流暢であったため、まずは言語の問題に直面した。ポルトガル語があまり得意ではない、

もしくは全くできないといった状況でブラジルの学校に転校し、そこで新しい環境に慣れるのに苦労している。ただ、数学や理科の科目に関しては、日本で学んでいた内容の方が進んでいた部分が多かったため、それらの科目は簡単についていくことができた。

日本でブラジル人学校に通った1人の場合、帰国後にブラジルの学校での言語的な問題はなかったが、本人によると同じ学年の教科の内容がブラジルの方が進んでおり、ついていくのに苦労したと言う。また、言葉ができて、ブラジルの学校の習慣や生徒の態度・考え方などが日本のブラジル人学校に通っていた生徒とは全然違っているため、慣れるまで時間がかかったようだ。

今回の調査対象者の特徴として、16人中8人は日本で生まれており、日本滞在期間は2年～12年であった。帰国の時点では、ほとんどの子どもの最も得意な言語は日本語であった。また、全員が日本に戻りたいという意思を持っていた。日本へ留学をして、その後一般の仕事に就いてそのまま日本に住みたいと言う場合と、日本には旅行であれば行きたいという意見があったが、全員が日本の工場では働きたくないと強調していた。

ブラジルでの学校にかんする問題として、特に公立学校では一般的にポルトガル語の補習クラスがないことがあげられる。日本の学校からブラジルの学校への編入手続きをとれば、日本で通った学年の上の学年に進むことができる。しかし、ポルトガル語の能力がないため授業についていけない場合、下の学年に編入するケースもある。その一方で、一年間で2、3学年を進級し、本来該当する学年まで進むことができる。私立学校の場合、通常の授業の時間外にポルトガル語および教科の補習授業を設けているところが多い。しかし、特に2008年以降にブラジルに帰国した家族の多くは、経済的に恵まれているケースが少なく、私立学校に子どもを通わせる余裕がないため、無料である公立学校に通わせる選択をすることが多く見られた。また授業の内容については、私立学校の方が一般的にレベルが高いと言われていることを考慮して、親たちはあえて公立学校を選ぶ場合もあった。それは、子どもがポルトガル語を学ばなくても大変であるため、内容的にレベルが多少低いと言われている公立学校の方がブラジルの学校には適応しやすいと考えているからであった。その一方で、公立学校に行きながら、家庭教師をつけてポルトガル語の補習授業を受けている子どももいる。ちなみに、私立学校の授業料は月500レアル程度であり、ブラジルの最低賃金(2009年12月現在、510レアル<約2万5千円>)と同等額である。なお、ブラジルで一般的に大学新卒の初任給は専門により1000～2000レアル(5万～10万円)であり、高卒レベルであれば、月510～1000レアル(2万5千～5万円)程度である。

現在日本からブラジルへ帰国するブラジル人の中には大学卒業者は少ない、もしくは大学卒であっても、長年日本の工場で働いた経験しかない場合、ブラジルでの再就職は困難であるうえ、高収入は期待できない。その結果、子どもを公立学校に通わせることはやむを得ない場合が多いといえよう。

4-1 事例の紹介

ここでは、日本の学校からブラジルの学校へ編入の経験がある人の事例（グループcとd）を選んで紹介する。

現在高校生である事例

Jさんの事例：

Jさんは日本生まれで、12才の時にブラジルへ帰国し、現在高校1年生である。彼女のポルトガル語の会話能力は多少日本語のアクセントはあるものの流暢であり、ブラジルでの生活には問題がない。ただし、学校では、やはり国語（ポルトガル語）、歴史、社会学の授業は難しく感じる。高校卒業したら日本に戻りたいという思いを強く持っている。現在、日本に留学する奨学金などの情報を集めている。日本では工場での仕事はしたくないと言う。現在、日本語とポルトガル語は同程度のレベルであるが、ブラジルでは日常的に日本語を使う機会がほとんどない。ただ、参加している日系人会でのイベントでは、日本語での司会を担当することがある。

Mさんの事例：

Mさんは今年(2010年)の4月に、日本政府の帰国支援を利用して家族と帰国した。日本では、9才から暮らしており、親がブラジルへ帰国すると言われたときは、一人でも日本に残りたかったと言う。当時、親の決心は固く、自分はやむを得ず帰国することになった。しかし、今はブラジルに戻ってよかったと思っている。その理由のひとつは、日本では親との関係は悪かったものの、ブラジルへ戻ってからは親との会話も増え、日本での親の苦勞がやっと理解できたからだという。日本では、両親は朝から晩まで仕事をしていた、自分はほったらかされていたと思い込んでいた。そのため、日本人の同級生とはプライベートでも過ごすことが多く、本人の言葉を借りると、自分は「不良」だったと言う。親の許可なしによく外泊したり、両親や妹とはいつもけんかをしたり、家族には迷惑をかけていたと自覚している。また、高校生になって、飲食店でアルバイトをして、そのお金で自分の服や化粧品を購入していた。しかし、ブラジルへ帰国したら、今度は家族に頼るしかなく、学校でもポルトガル語ができるとはいえ、勉強について行くのが精一杯の毎日である。帰国後、両親は食品店を開業し、休日なしに営業しているため、授業がない日は店の手伝いをしている。

現在は大学生である人の事例

Nさんの事例：

Nさんの場合は、小学校6年生まで日本で教育を受けており、ブラジルの中学校で初めてポルトガル語の勉強をしたという。日本では、家庭でポルトガル語を使用していたため、会話には不自由していなかったが、読み書きはほとんどできなかった。しかし、ブラジルへ帰国してから、歯科学部に入学を果たした。Nさんが受験した大学の歯科学部の入試倍率は約15倍という難関であることを考えると、本人はかなり努力したと考えられる。帰国直後、母親が付き切りでポルトガル語の勉強をはじめ、全科目の勉強のサポートをしていた。今年（2010年）の12月には卒業

予定であるが、その後開業するのか大学院に進むのかを悩んでいる。一方、大学以外に力を入れているのは日系ブラジル人の若者が集まる日系人協会での活動である。Nさんは沖縄の伝統的な踊りであるエイサの団体の代表者であり、毎週末50人くらいの若者がエイサの練習に励んでいる。参加者は必ずしも沖縄出身というわけではないし、中には非日系人の若者もいる。そこでは、とにかくエイサのリズムに魅せられて始めた人も居れば、親が日本の文化に触れてほしいという思いで子どもを通わせている場合もある。しかし、Nさんからは、やはり日系人の若者が集まって自然と日本文化を身につけてほしいと言う思いが強く現れている。たとえば、エイサの練習後はみんなで会場の掃除をする、または日本語ができる人は日本語でおしゃべりすることなどを積極的に勧めている。このような環境は、日本へ来たことがない日系人の子どもや、日本から帰国した子どもたちが共に参加しやすい場となっている。ここでは、日本から帰国した人たちが、ブラジルの学校や社会で直面する共通の問題について語り合っ、互いの相談相手になっている。また、Nさんが自分と同じように日本からブラジルへ帰国し、ゼロからポルトガル語を勉強し、そこから大学まで進んだと言うモデルが目前にいるだけでも彼・彼女らの力になっているに違いないと言う。加えて、そこでは彼・彼女らが持つ日本での経験や日本語能力が評価される。ブラジルでの生活においても自分の居場所や仲間のいる場所をみつけているといえよう。

OとPさんの事例：

OさんとPさんは兄弟である。兄のPさんは小学校2年まで日本で勉強し、妹のOさんは保育園のみに通っていたため、二人ともブラジルへ帰国してから問題に直面した記憶がないと言う。兄のPさんは高校を卒業してから大学受験に合格するまで一年の予備校に通ったため、現在妹と同じ学年であり、今年の12月に二人そろって大学を卒業する予定である。兄はコンピュータサイエンス学科、妹は生体臨床医学学科を専攻している。二人とも現在は日本語がほとんどできないため、親や親戚が話す日本語が少し理解できるといった程度である。

5-今後の課題

本調査では、ブラジルへ帰国した子どもたちがどのような状況で帰国することになったのか、また帰国後のポルトガル語の習得およびブラジル社会への適応を子どもなりにどのような努力を行っているのか紹介した。この子どもたちは親とは違って、日本へ来ることもブラジルへ帰国することも自分で選んだというわけではなく、親の都合によって両国で生活することを強いられてきたのである。

日本では、外国人としてみられ、日本語の習得および学校での環境への適応に戸惑いを感じながら生活をしてきた。中には、日本で生まれ、日本人と同じように学校に通いながら生活をしており、自分とブラジルのつながりは希薄であった子どもが多かった。しかし、突然ブラジルへ帰国することになり、今度は、ブラジルで自分の居場所、自分のアイデンティティを新たに探さざるをえなくなった。ブラジルでは、子どもたちが日本で暮らしていたとはいえ、一

般社会からはブラジルの日系人、いわゆるブラジル人としてみられ、学校でも特別扱いがないままポルトガル語の習得、そしてブラジル社会への適応が期待される。

今後の課題として、ブラジルに帰国したこの子どもたちが今度はブラジルにおいて「日本人」または日系人としてどのように生活していくのかに注目したい。日本に来たことがない日系人と比較し、日本での生活経験が今後ブラジルにおいて、彼・彼女らのもつ「日系人」としての意識にどのような影響がみられるかに焦点を当てたい。

¹本稿は、科学研究費助成金（平成22～24年度）基盤研究（C）課題番号21530569研究代表者：イシカワ・エウニセ・アケミ『日本におけるブラジル人の子どもの挑戦と展望』の一環とする調査報告である。

²1990年の出入国管理及び難民認定法の一部改正により、日系二世には「日本人の配偶者等」、そして日系三世及び日系人の配偶者（非日系人を含む）には「定住者」の在留資格が与えられるようになった。なお、これらの在留資格は日本での活動に制限がないため、自由に仕事に就くことが可能になった。

³浜松市内におけるブラジル人学校（3校）にてインタビュー調査で得た情報（2009年1月）

⁴在日ブラジル人学校の特徴としては、学校にかかる金額は平均して月4～5万円である。授業時間は一日4時間である、休暇期間は日本の祝日に合わせている、通学バスによる生徒の送迎を行っている、などがあげられる。また、どの学校も2部制を採用している。つまり、ブラジルの教育制度では授業時間が一日4時間であるため、午前と午後の部に分けることが可能である。しかし多くの子どもたちは、授業以外の時間は自習したり、カリキュラム外の授業、たとえば日本語の授業に出たりして1日中、学校で過ごすことになる。親が仕事をしている間はずっと学校で過ごすことができることから、このようなブラジル人学校を選ぶ親も少なくない。送り迎えは基本的に学校から送迎バスが出ているため、朝は仕事に行く前に玄関で子どもを送り出し、夜は帰宅後に子どもの帰りを家で待つことができる、といった便利さが一つの魅力でもある（イシカワ、2010）。

⁵申請資格の条件としては、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者」そして「永住者」のいずれかの在留資格を持つ次の国の出身者である：ブラジル、ペルー、アルゼンチン、ボリビア、チリ、コロンビア、エクアドル、ガイアナ、パラグアイ、スリナム、ウルグアイ、ベネズエラの南米諸国である。なお、2009年3月31日以前に日本に入国しており、申請時には「求職中であったが、求職活動を断念して、母国に帰国し再就職することを決意した」者であることも条件の1つである。（厚生労働省 2009、浜松市ハローワーク2010）。

⁶再入国許可とは、出入国管理及び難民認定法第26条により、日本に在

留する外国人で在留期間中に出国しその在留期間満了の日以前に、再び入国する許可である。また、永住者の在留資格の場合、再入国の期限は3年である。

参考文献

- イシカワ エウニセ アケミ 2007「進学を果たした日系ブラジル人の若者の学校経験」科研費（平成16年～18年度）科学研究費補助金（基盤研究B（1）課題番号16330109）研究代表者：宮島喬『外国人児童・生徒の就学問題の家族的背景と就学支援ネットワークの研究』平成19年3月、pp. 75-87。総頁157。
- 2009「在日ブラジル人コミュニティにおけるブラジル人学校の役割—ブラジルにおけるエスニック学校との比較研究—」科研費（平成18年度～平成20年度）科学研究費補助金（基盤研究（B））研究成果報告書、課題番号18330113）研究代表者：佐久間孝正『外国人児童・生徒の教育施設と自治体間格差の比較研究』2009年3月、pp. 71-84。総頁120。
- 2010「親の教育戦略にみる変化と同一性—ブラジル人の場合—」科学研究費補助金、基盤研究B課題番号19330114 研究成果報告書、研究代表者：宮島喬『滞日外国人における家族危機と子どもの社会化に及ぼすその影響の社会学的研究』平成22年3月、pp. 45-55。総頁158。
- 厚生労働省（www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/gaikokujin15/kikoku_shien）静岡県県民部多文化共生室、『静岡県外国人労働実態調査（外国人調査）報告書』代表：池上重弘、イシカワ エウニセ、他（共著）、平成20年3月。総頁93。
- 浜松市教育委員会 2009a「外国人のこどもへの教育支援について」（21年11月30日付）
- 2009b「帰国・外国人児童生徒統計」指導課教育相談支援センター（外国人子ども教育支援室）平成21年12月31日付
- 入管協会、『在留外国人統計』平成21年度。
- Matsumoto, Alberto 2010「日系人の帰国支援事業による帰国を考察」Discover Nikkei - Japanese Migrants and Their Descendants (<http://www.discovernikkei.org/en/journal/2010/6/16/3433/>)2010/06/16
- Ministério das Relações Exteriores do Brasil (<http://www.abe.mre.gov.br/>)

韓国における日常食の特徴と基本パターン —忠清南道一両班村落の事例を中心に—

Everyday food characteristics and basic patterns in rural Korea

林 在圭

文化政策学部国際文化学科

Jaegyu LIM

Department of International Culture, Faculty of Cultural Policy and Management

韓国の伝統的な食生活は医食同源の考え方にに基づき、日常の食事は主食と副食から構成されている。そのため、野菜を中心とする多様な副食から均衡のとれた栄養素を取り込むことが可能である。

そこで本稿では、韓国農村の一村落を対象として日常の食事記録をとり、日常食の特徴と基本パターンを検証する。「飯床」^{バンサン}と呼ばれる日常の食事は固有のルールをもっており、基本飲食を除くおかずの数によって格式化されている。

しかし実際に調査してみると、調査対象村落における日常食の基本パターンは主食1に副食4の5品であった。最も質素な「三椀飯床」の7品に比べ、当該村落は2品が少ない結果となった。また日常食の特徴としては今日でも主食と副食とが明確に区別されており、食材と調理法の重複を避けて、栄養バランスがとれるように工夫されている。したがって、韓国の村落社会における医食同源の考え方は、依然として強く受け継がれていることが確認できる。しかし近年、幼児を含む世帯を中心に外食行動も増え、肉食化の傾向がみられる。

Based on the concept of the importance of food in health, Korea's traditional food lifestyle has everyday food comprised of a staple and supplementary foods. This enables them to obtain balanced nutritional elements from diverse supplementary foods, especially vegetables.

Thus in this paper, we take daily food records in one village in rural Korea, and investigate the characteristics and basic pattern of everyday foods. Based on characteristic rules, everyday foods called “bansang” have their status raised by the number of side dishes apart from basic food and drink.

According to our specific fieldwork survey, the basic pattern of everyday foods in the village surveyed is one staple food with four or five supplementary dishes. Compared to the seven dishes of a very modest “samcheob-bansang” meal, the survey showed this village has two dishes less. Also, a characteristic of everyday foods is that even today they are clearly divided into staple and supplementary foods, and they avoid overlapping ingredients and cooking methods, working to obtain nutritional balance. We thus confirmed that the concept of the importance of food in health is still a strong tradition in Korea's rural society. However, in recent years, especially households including children are increasingly eating out, and we see a trend towards meat in the diet.

はじめに

韓国の伝統的な村落社会における食生活、とくに日常食は主食のご飯と副食のスープ・キムチ・ナムル・焼肉などのおかず（「飯饌」と呼ぶ）から構成されている。そのため、多種多様な副食をとおして均衡のとれた栄養素を取り込むことが可能であった（写真1）。



写真1 日常食の食卓

ところで、韓国における食文化に関する研究はきわめて低調であるといえよう。栄養学や調理学の分野においては、

カロリー計算や調理法などに関する実験的研究や社会啓蒙的性格のものが多い。そのため、具体的なフィールドワークにもとづく実証的研究はほとんどおろそかになっている。

そこで本研究では、韓国農村の一村落社会を対象に日常の食事記録を通じて、韓国村落社会における日常食の特徴について明らかにするとともに、どのような変化過程にあるかを明らかにしたい。さらに、日常の食事記録から韓国村落社会における日常食の基本パターンを析出し、従来の研究で定説化されている「飯床規範」について検証する。

1 調査対象村落

調査対象村落は、韓国首都ソウルから車で約2時間弱の距離にある中部西海岸の一農村である、忠清南道唐津郡のD里である。D里は17世紀末頃の宜寧南氏忠壮公派門中の一族によって開拓され、海に面した僻地農村であった。景観上の特徴は谷筋に数戸の家々が点在する散村形態をなしており、生業形態は狭小な水田耕作と、畑作の複合経営を組み合わせて展開してきた（林在圭2000参照）。特産品としてはコアリ唐辛子（シシトウ）・ダルレ（ノビル）・タバコなどが有名である⁽¹⁾。

この地域一帯が大きな変貌を遂げたのは、1980年代に始まる大規模干拓事業が契機となり、それによって干拓農地が造成され、1990年代半ば頃に周辺農民に1戸当たり平均約3000坪が分配され、水田耕作面積が倍増した⁽²⁾。

D里の統計上の戸数は70戸前後であるが、1970年代以降の世帯による転入出の移動が激しく、実質的には60戸前後の集落である。そのうち、半数以上が宜寧南氏で占める両班の「宗族マウル」を形成している⁽³⁾。そのため当該村落では、「奉祭祀接賓客」（儒教規範にのっとり祖先祭祀を祀り、客人をもてなす）の行動規範が重視されている。

2006年の調査対象戸数と人口は61戸186人であり、全体の男女比率はほぼ半々であるが、高齢になるにつれて女性の比率が高く、65歳以上の高齢者の人口が23%以上を占めている⁽⁴⁾。近年における戸数の変化は少ないが、人口については1戸当たり平均人数が、1980年6.3人であったのに対して、2005年には3.0人と半減し、過疎・高齢化がかなり進行している。

2 日常食の食事記録

(1) 食物分類

D里における日常食の基本パターンを析出するために、当初は耕地面積の多少によって上・中・下の階層別に各1世帯を選定し、季節別の食事記録をとることにしていた。しかし、D里では1990年代を境に、耕地の多少による階層別分類の有効性が低下し、世帯構成員の違いによる有効性が高まったことを知った。そこで、家族周期を考慮した分類に修正を加え、①高齢者がいる世帯〔「年配世帯」(Ⅰ)〕、②中学生や高校生がいる世帯〔「中高生世帯」(Ⅱ)〕、幼児がいる世帯〔「幼児世帯」(Ⅲ)〕の3つのタイプに分類した。この分類に従って、各1世帯ずつを選定し、2007年夏から翌年の春にかけて、それぞれ季節別に10日間の食事記録をとった。世帯タイプ別の世帯構成の属性をみると、世帯Ⅰの世帯構成は世帯主(65歳・農業)・妻(56歳・農業)・長男(37歳・農業)の3人家族構成である。世帯Ⅱは世帯主(42歳・公務員)・妻(41歳・学校給食の「学母給食トウミ」)・長男(17歳・高校生)・長女(13歳・中学生)の4人家族構成である。また世帯Ⅲは世帯主(42歳・農業)・妻(41歳・専業主婦)・長男(9歳・小学生)・長女(7歳・小学生)の4人家族構成である。調査および分析方法は、毎日摂取する食物(料理)の種類とその頻度を調査・分析する⁽⁵⁾。

ところで、日常食と儀礼食の大きな違いは良質の動物性蛋白質の摂取にあると思われる。そこで、動物性蛋白質を

考慮して食事記録から食物(料理)を分類すると表1のとおりである。料理名から食物群を分類すると、主食類(A)からデザート(M)まで13群になる。そのうちの主食類は、ご飯(Aa)とお粥や粉食(Ab)、および麺類(Ac)に細分される。

ご飯には白米飯のほかに、玄米飯・黒豆飯・黒米飯・麦飯・雑穀飯なども好んで食べられている。お粥にもさまざまなものがあるが、カボチャ粥と小豆粥などが定番で、鮑粥も有名である。粉食としては「ミシッカル」と呼ばれ、米や麦などの数種類の穀物を炒り粉にして牛乳や蜂蜜を入れた水で溶かして飲む、いわゆる穀物ジュースである。麺類には「カルクッス」と呼ばれる手打ち麺やインスタントラーメンを利用した料理のほかに、雑煮の「トックック」や水団の「スジエビ」などが多食されている。しかし、D里では意外にパン食がほとんどみられない。

一方、おかずの副食類については、スープ類・ナムル類・チゲ類は肉や魚貝類を入れるか否かによって細分するが、これらの動物性蛋白質は薬味(「薬念」と呼ぶ)程度にすぎない。またデザート類は牛乳といった飲物と果物や餅類などに細分される。

(2) 日常食の食事記録

世帯Ⅰの季節別摂取食物を朝・昼・夕食別に分けて、表1の分類表に従って整理したのが表2である。まず、表2をみる際に注意しておきたいことは、夏の朝食のうち、主食Aa(10)はすべて白米飯であり、蒸物Ha(1)は卵料理である。同様に、夏の昼食のうち、主食Ac(2)はいずれもラーメンであり、キムチCb(1)は浅漬けのものである。ナムルDc(13)のうちには雑菜1件と豆佐飯(煮豆のおかず)2件が含まれている。焼物Ja(1)は卵焼きである。また秋の朝食のうち、主食Aa(10)のうちには豆飯の3件が含まれている。ナムルDa(1)は肉の入ったチヂミであり、Db(2)にはタラのチヂミ1件が含まれている。秋の昼食のうち、主食Aa(6)には豆飯3件が含まれており、Ac(4)はラーメン2件およびクッスとチャパゲッチィ(パスタ)がそれぞれ1件ずつである。蒸物Ja(1)は豚の片肉(煮てうすく切った肉)であり、Jb(2)は海老焼きとカキ焼きがそれぞれ1件ずつである。

表1 日常食の食物分類

食 物	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M
	主食	スープ	キムチ	ナムル	生菜	チゲ	煮付	蒸物	揚げ物	焼物	刺身	塩辛	後食
細 分 類	a	a	a	a	a	a	a	a	a	a	a	a	a
	飯	肉	野菜	肉	野菜	肉	煮付	肉	肉	肉	魚貝	魚貝	牛乳
	b	b	b	b	b	b	b	b	b	b			b
	粥・粉	魚貝	漬物	魚貝	海草	魚貝	炒物	魚貝	魚貝	魚貝			果物
	c	c	c	c		c		c	c	c			
	麺類	野菜	魚貝	野菜		野菜		野菜	野菜	餅類			

表2 年配世帯の季節別摂取食物

	夏(8/14-8/23)	秋(10/1-10/10)	冬(1/2-1/11)	春(3/15-3/24)
朝食	Aa(10),Bb(1),Bc(2), Ca(9),Dc(12),Ea(11), Eb(2),Fb(1),Fc(3), Ga(4),Ha(1),Jb(1)	Aa(10),Ba(2),Bb(1),Bc(2), Ca(17),Cb(8),Da(1),Db(2), Dc(1),Ea(7),Fa(2),Fb(3),Fc (4),Ga(1),Gb(8),Ha(3),Ib(1)	Aa(10),Bb(3),Bc(4), Ca(19),Cb(3),Ea(1), Fc(2),Ga(4),Gb(5),L(3)	Aa(9),外(1),Bc(4), Ca(6),Cb(1),Dc(17), Ea(6),Eb(1),Fb(3), Fc(4),Ha(1),Ia(1)
昼食	Aa(8),Ac(2),Bc(2), Ca(8),Cb(1),Dc(13), Ea(6),Eb(1),Fc(2), Ga(3),Ha(1),Ja(1)	Aa(6),Ac(4),Ba(1),Ca(19), Cb(1),Db(1),Ea(5),Fb(2), Fc(1),Ga(5),Gb(3),Ha(1), Ja(1),Jb(2)	Aa(5),Ac(5),Ba(1),Bc (1),Ca(17),Cb(2),Db (2),Dc(4),Fb(1),Ga(1), Gb(2),L(3)	Aa(5),Ac(1),外(4), Ca(4),Db(5),Dc(4), Ea(5),Fa(1),Fb(3), Ja(3)
夕食	Aa(10),Bc(2),Ca(10), Cb(2),Dc(13),Ea(7), Eb(1),Fb(3),Fc(3), Ga(2),Gb(2),Ha(2), Hb(2),Ja(1),Jb(1)	Aa(8),Ac(1),外(1),Ba(1), Ca(16),Cb(6),Db(5),Ea(2), Fb(1),Fc(2),Ga(4),Gb(7), Ha(3)	Aa(10),Bb(1),Bc(4), Ca(16),Cb(4),Db(5), Dc(13),Fc(2),Gb(5), Ha(2),L(5)	Aa(6),Ac(1),外(3), Bc(3),Ca(5),Cb(1), Ea(4),Fb(3),Fc(1), Ga(1),Ha(2),Hb(1),Ja(1)

注) () 内の数値は摂取頻度の件数を表す。

さらに、冬の朝食のうち、主食Aa(10)はすべて豆飯である。ナムルDb(3)には海苔1件が含まれている。冬の昼食のうち、主食Aa(5)には豆飯4件が含まれており、Ac(4)はクッス2件とラーメン2件である。冬の夕食のうち、主食Aa(10)はすべて豆飯である。ナムルDb(5)には海苔1件が含まれている。最後に、春の朝食のうち、主食Aa(9)はすべて豆飯であり、そして1回の外食が行われた。春の昼食のうち、主食Aa(5)はすべて豆飯であり、4回の外食が行われた。4回の外食は村落内の会食2回と見学1回および喪家共食1回である。焼物のJa(3)は卵焼き2件と豚肉のブルゴギ1件である。春の夕食のうち、主食Aa(6)はすべて豆飯であり、Ac(1)は「トックック」である。村落内の会食2回と見学1回合わせて3回の外食が行われた。

表3は世帯Ⅱの季節別摂取食物を朝・昼・夕食別に分けて、表1の分類表に従って整理したものである。表3をみる際に注意しておきたいことは、まず表3の夏には10日間のうち3日間は仕事としての学校給食によって終日まかなわれたので、その3日間のデータは分析から除外する。夏の朝食のうち、主食Aa(7)はすべて白米飯である。夏の昼食のうち、主食Aa(5)にはキムチチャーハン1件が

含まれており、Ac(2)はいずれもクッスである。夏の夕食のうち、主食Aa(6)にはキムチチャーハン1件とチャジャン飯1件が含まれており、Ac(1)はクッスである。また秋の朝食のうち、主食のAb(1)は粉食のミシッカルであり、Ac(1)は饅頭スープである。1回の外食は妻の実家への里帰りである。秋の昼食のうち、主食のAc(2)はクッスとラーメンがそれぞれ1回ずつであり、外食が2回と仕事としての給食が2回含まれている。ナムルDb(1)は海苔であり、焼物のJa(1)は豚の3枚肉である。秋の夕食のうち、外食の2回には妻の実家里帰りが1回含まれており、もう1回は客人の接待による外食である。焼物のJa(1)は豚肉である。さらに冬の朝食のうち、主食Aa(5)には豆飯4回と黒米飯1回が含まれる。Ab(4)はミシッカルであり、そのうち1件は同時に食パンも食された。ナムルDb(3)は海苔である。冬の昼食のうち、主食Aa(4)には豆飯2件と黒米飯1件が含まれている。Ac(3)はトックック1件・クッス2件であり、3回の外食が行われた。

表3 高校生世帯の摂取食物

	夏(8/14-8/23)	秋(10/1-10/10)	冬(1/1-1/10)	春(5/1-5/10)
朝食	Aa(7),Bb(1),Bc(3), Ca(11),Dc(8),Ea(1), Fa(1),Fc(2),Gb(1), Ha(1),Hb(2)	Aa(7),Ab(1),Ac(1),外(1), Bb(2),Bc(2),Ca(13), Db(2),Dc(6),Ea(1),Fb(1), Fc(3),Ga(3),Jb(1)	Aa(5),Ab(4),Ac(1),Bb(1), Bc(3),Ca(6),Db(3),Dc(2), Fc(1),Gb(1),Ha(2)	Ab(10),Ca(2),Ma(7)
昼食	Aa(5),Ac(2),Bb(1), Ca(3),Cc(1),Dc(1), Ea(2),Fb(1),Fc(3), Ha(2)	Aa(4),Ac(2),外(2),給(2), Bb(1),Ca(6),Db(1),Ea(1), Fa(1),Ga(1),Gb(1),Ha(1), Ja(1)	Aa(4),Ac(3),外(3),Bc(1), Ca(4),Db(3),Fc(2),Ga(2)	給食(9),外(1)
夕食	Aa(6),Ac(1),Ba(1), Bb(1),Bc(1),Ca(9), Cb(2),Dc(5),Fc(1), Gb(1),Ja(1)	Aa(8),外(2),Bc(3), Ca(11),Db(6),Dc(9), Ea(1),Fc(2),Gb(5),Ha(1), Ja(1)	Aa(5),Ab(1),Ac(2),外(2), Bb(1),Ca(8),Db(4),Dc(5), Eb(1),Fa(1),Fc(3),Gb(1), Ha(1)	Aa(8),Ac(2),Bb(1), Bc(3),Ca(15),Db(3), Dc(4),Ea(4),Eb(1),Fc(3), Ga(2),Gb(2),Ha(1)

注) () 内の数値は摂取頻度の件数を表す。

冬の夕食のうち、主食Aa (5) には豆飯3件・玄米飯1件・参鶏湯1件が含まれている。Ac (2) はいずれもクッスであり、2回の外食がある。ナムルDb (4) には海苔1件が含まれている。また、春の朝食のうち、主食Ab (10) はいずれもミシカルであり、昨年の秋から徐々に始まった朝食の粉食への移行が今年の冬には完全移行となっている。それに伴って、これまでみられなかった「ヨブレ」・「コモ」などの乳製品（ヨーグルト）とお揚げやパンも一緒に食するようになった。春の昼食のうち、仕事としての給食9回と外食1回は、いずれも分析から除外する。春の夕食のうち、主食Aa (8) には豆飯3件と黒米飯4件が含まれている。Ac (2) はいずれもクッスである。

同様に表4は、世帯Ⅲの季節別摂取食物を朝・昼・夕食別に分けて、表1の分類表に従って整理したものである。まず表4をみる際に注意しておきたいことは以下のとおりである。表4の夏の朝食のうち、主食Aa(10)はいずれも白米飯である。焼物のJa(1)は豚肉のブルゴギである。夏の昼食のうち、主食Ac(3)はラーメン1件とクッス2件であり、4回の外食があった。キムチCb(1)は大蒜チャンアチ(醤油漬け)である。夏の夕食のうち、主食Aa(10)には参鶏湯1件が含まれている。焼物のJa(5)はいずれも豚肉のブルゴギである。また、秋の朝食のうち、煮付Ga(1)は豆腐の煮付けである。焼物Ja(2)は煮て薄くスライスした豚肉の片肉1件と水炊きの鶏の白熟(煮込み)1件である。秋の昼食のうち、Ac(6)はクッス・ラーメン・スジエビ(水団)がそれぞれ2件ずつである。焼物Ja(2)は豚肉と鶏肉が各1件であり、刺身K(1)はタコの刺身である。その間に3回の客人接待があった。秋の夕食のうち、刺身K(3)はタコ刺身1件とアサリ刺身2件である。その間に3回の客人があった。さらに冬の朝食のうち、ナムルDb(5)には海苔4件が含まれている。煮付Ga(5)には豆腐の煮付け2件が含まれており、蒸物Ha(2)はいずれも卵料理である。冬の昼食のうち、主食Ac(4)にはラーメン2件とうどん1件・スジエビ1件が含まれており、1回の外食があった。その間に1回の客人があった。

冬の夕食のうち、蒸物Ha(2)はいずれも卵料理であり、焼物Ja(3)はいずれも豚肉のものである。また春の朝食

のうち、ナムルDb(3)はいずれも海苔であり、蒸物Ha(1)は卵料理である。春の昼食のうち、主食Ac(9)はラーメン2件・クッス2件・スジエビ2件・うどん3件である。蒸物Ha(1)は卵料理である。春の夕食のうち、蒸物Ha(2)はいずれも卵料理であり、焼物Ja(2)はいずれも豚肉が用いられた。

3 日常食の基本パターン

表2・表3・表4の各世帯別の食事記録にもとづいて、主食を除いて、副食（おかず）の食物群別に整理し、世帯別に摂取頻度による順位付けをしたものが表5である。表5によると、日常食における副食の摂取頻度による序列は、①キムチ(C)→②ナムル(D)→③煮付(G)→④チゲ(F)→⑤生菜(E)→⑥スープ(B)→⑦蒸物(H)→⑧焼物(J)→⑨塩辛(L)→⑩デザート(M)→⑪刺身(K)→⑫揚物(I)の順である。したがって、D里において最も頻繁に食されている副食はキムチであり、そのつぎが茹で野菜の和え物であるナムルであることがわかる。そのつぎに頻繁に食されている副食は、煮付類、鍋物のチゲ類、生野菜の和え物である生菜類である（写真2）。



写真2 日常食の定番の食卓

とくに、煮付類はそのほとんどが煮干しの佃煮の類である。また、チゲはキムチや豆腐といった野菜をたっぷり入

表4 幼児世帯の摂取食物

	夏(8/12-8/21)	秋(10/1-10/10)	冬(1/1-1/10)	春(3/18-3/27)
朝食	Aa(10),Ba(1),Bb(1), Bc(3),Ca(17),Dc(8), Ea(5),Fc(3),Ga(2), Gb(4),Ha(4),Ja(1), Jb(1)	Aa(10),Bc(3),Ca(26), Dc(5),Ea(4),Eb(2),Fa(1), Fb(2),Fc(3),Ga(1),Gb(2), Ha(1),Ja(2),L(2)	Aa(10),Ba(1),Bc(3), Ca(26),Db(5),Eb(3), Fc(6),Ga(5),Gb(2),Ha(2), Ib(1)	Aa(10),Bb(1),Bc(6), Ca(18),Db(3),Dc(1), Fc(3),Gb(7),Ha(1), L(1)
昼食	Aa(3),Ac(3),外(4), Ba(2),Bc(1),Ca(8), Cb(1),Dc(3),Ea(3), Ga(2),Gb(2)	Aa(4),Ac(6),Bc(2),Ca(19), Db(1),Dc(3),Ea(1),Fb(1), Fc(1),Gb(1),Ja(2),K(1), L(1)	Aa(5),Ac(4),外(1),Ba(1), Ca(21),Db(2),Eb(1), Fc(2),Ga(4),Gb(3)	Aa(1),Ac(9),Ca(12), Ha(1)
夕食	Aa(10),Ba(1),Bc(1), Ca(17),Cb(4)Db(1), Dc(4),Ea(6),Fc(5), Ga(3),Gb(3),Ja(5)	Aa(10),Bc(1),Ca(28), Db(5)Dc(6),Ea(3),Fa(1), Fb(5),Fc(3),Gb(3),Ha(2), K(3)	Aa(10),Ba(1),Bc(1), Ca(22),Cb(2),Db(7), Dc(1),Ea(1),Eb(2),Fb(3), Fc(3),Ga(1),Gb(1),Ha(2), Ja(3),Jb(2)	Aa(10),Bb(1),Bc(3), Ca(20),Db(6),Dc(4), Ea(3),Fa(3),Ga(2), Gb(3),Ha(2),Hb(2), Ja(2),L(1)

注) () 内の数値は摂取頻度の件数を表す。

れた鍋物であり、肉や魚類は薬味程度を入れるのが多い。つぎに、「クック」と呼ばれるスープ類は一般にご飯に付きものとして食事には欠かせないものとして認識されているが、実際には非常に低い順位であることがわかる。一方、動物性蛋白質の料理としては蒸物・焼物・塩辛があげられる。とくに、蒸物はそのほとんどが卵料理であって、肉や魚の蒸物は食されていない。また、焼物は豚の3枚肉を中心とした焼物がブルゴギであって、日常食では牛肉はほとんど食されていない。最後に、デザート・刺身・揚物類はほとんど食べないことがわかる。とくに、7件のデザートはごく最近になってミシカルと一緒に食されているが、伝統的に食後のデザートを食べるという習慣はない。刺身はいわゆる生魚の刺身ではなく、干潟に近いということもあって、タコや貝類（主としてアサリ）の湯通ししたものが主流である。一方、日本のような揚げ物は日常食では食されておらず、フライパンに油をひいて焼くチヂミ類や卵焼きがせいぜいのところである。

ところで、村落社会では1食当たりの平均摂取食物の品数はどれくらいだろうか。これを割り出すために、延べ摂取食物の件数を食事回数で割る⁽⁶⁾。延べ摂取食物の件数は1583件であり、実際の食事回数は外食等を除くと318回であるので、 $1583 \div 318 = 4.97$ となる。したがって、D里における日常食の基本パターンは主食（1）に、副食（4）のキムチ・ナムル・煮付炒物・チゲとなるが、生菜はナムルの代わりに、スープはチゲに代わるものとして用いられている（写真3）。

とくにスープは毎食ではなく、1日に1回弱程度にすぎない（写真4）。一方、動物性蛋白質の食物は薬味程度のものを除けば、G・H・I・J・K・Lの229件であるが、



写真3 チゲのある日常食

その中身をみると、卵焼きや小魚料理がその大半を占め、良質の動物性蛋白質の料理とはいいいがたいものである。煮付（G）は1日に1回、蒸物（H）は2日に1回、焼物（J）は4日弱に1回、塩辛（L）は7日に1回の割合で食されている。一方、揚げ物や刺身はほとんど食されていない。

4 日常食の特徴

（1）季節別の摂取食物

つぎに、季節別摂取食物の相違を分析するために示したのが表6である。表6によると、夏の3世帯合計平均1食当たりの平均摂取食物の品数は5.2（ $401 \div 77 = 5.20$ ）品であり、秋は5.6（ $459 \div 82 = 5.59$ ）品となっている。また、冬の3世帯合計平均1食当たりの平均摂取食物の品数は4.8（ $405 \div 84 = 4.82$ ）品であり、春は4.3（ 320

表5 日常食の摂取食物別序列化

	年配世帯				高校生世帯				幼児世帯				計	序列
	夏	秋	冬	春	夏	秋	冬	春	夏	秋	冬	春		
Aa	28	24	25	20	18	19	14	8	23	24	25	21	249	0
Ab	0	0	0	0	0	1	5	10	0	0	0	0	16	0
Ac	2	5	5	5	3	3	6	2	3	6	4	9	53	0
B	7	7	14	7	8	8	6	4	11	6	7	11	96	6
C	29	57	51	17	26	30	18	17	47	73	71	50	486	1
D	38	10	24	26	14	24	17	7	16	20	15	14	225	2
E	28	14	1	16	3	3	1	5	14	10	7	3	105	5
F	12	15	5	15	8	7	7	3	8	17	14	6	117	4
G	11	28	17	1	2	10	4	4	16	7	16	12	128	3
H	6	7	2	4	5	2	3	1	4	3	4	6	47	7
I	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	3	12
J	2	3	0	4	1	3	0	0	7	4	5	2	31	8
K	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	4	11
L	0	0	11	0	0	0	0	0	0	3	0	2	16	9
M	0	0	0	0	0	0	0	7	0	0	0	0	7	10
計	163	171	155	116	88	110	81	68	149	177	169	136	1583	4.97



写真4 スープのある日常食

÷75=4.26) 品であることがわかる。

季節別に最も摂取食物の品数が多いのは秋(5.6品)であり、そのつぎが夏(5.2品)となっており、そして冬(4.8品)と春(4.3品)の順である。春が最も少ない原因としては、キムジャンキムチ(越冬用キムチ)がなくなり、まだ春の野菜が採れないからである。夏の摂取食物の品数が案外高い数値を表すのは農繁期のため、しっかりと食事をとられていることがうかがえる。

季節別の副食の摂取頻度による序列をみると、摂取食物の品数が多い秋は、①キムチ(C)→②ナムル(D)→③煮付・炒物(G)→④チゲ(F)→⑤生菜(E)→⑥スープ(B)→⑦蒸物(H)→⑧焼物(J)→⑨刺身(K)→⑩塩辛(L)→⑪揚物(I)の順である。夏の摂取序列は①キムチ(C)→②ナムル(D)→③生菜(E)→④煮付・炒物(G)→⑤チゲ(F)→⑥スープ(B)→⑦蒸物(H)→⑧焼物(J)

の順であり、冬の摂取序列は①キムチ(C)→②ナムル(D)→③煮付・炒物(G)→④スープ(B)→⑤チゲ(F)→⑥塩辛(L)→⑦生菜(E)→⑧蒸物(H)→⑨焼物(J)→⑩揚物(I)の順となっている。一方、最も摂取食物の品数が少ない春の摂取序列は、①キムチ(C)→②ナムル(D)→③生菜(E)→④チゲ(F)→⑤スープ(B)→⑥煮付・炒物(G)→⑦蒸物(H)→⑧デザート(M)→⑨焼物(J)→⑩塩辛(L)→⑪揚物(I)の順となっている。また、季節別の摂取副食の序列を示したのが表7である。こうした季節別の摂取副食の序列(表7参照)に示されているように、村落社会においてキムチは一年中食されており、日常の食卓では欠かせないおかずであることがわかる。

また、ナムルもキムチと同様に一年中食され、日常の食卓では欠かせないおかずである。そのため、各家庭では乾し野菜などをたくわえ、冬や春に備えるのが常であったが、近年では市場やスーパーマーケットなどで買い求めることも容易になっている。

キムチやナムルに次いで3番目に摂取頻度が高い副食(おかず)は季節によって若干異なるが、春・夏には生菜の和え物(生菜)が増え(写真5)、秋・冬になると煮付け・炒め物が増加する傾向が見て取れる。夏と秋にはスープがやや敬遠される傾向がみられるが、春と冬にはスープが選好されている。チゲも一年中食されており、とくに暑い夏でも忌避されることはないことがわかる(写真6)。

(2) 1日の朝食・昼食・夕食の相違

つぎに朝食・昼食・夕食別の違いについてみることにしよう。表8は各世帯の朝・昼・夕食別の摂取食物頻度と序列を示したものであり、表9は季節別の朝・昼・夕食別の

表6 季節別摂取食物の頻度と序列

	夏					秋					冬					春				
	I	II	III	計	No	I	II	III	計	No	I	II	III	計	No	I	II	III	計	No
Aa	28	18	23	69	0	24	19	24	67	0	25	14	25	64	0	20	8	21	49	0
Ab	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	5	0	5	0	0	10	0	10	0
Ac	2	3	3	8	0	5	3	6	14	0	5	6	4	15	0	5	2	9	16	0
B	7	8	11	26	6	7	8	6	21	6	14	6	7	27	4	7	4	11	22	5
C	29	26	47	102	1	57	30	73	160	1	51	18	71	140	1	17	17	50	84	1
D	38	14	16	68	2	10	24	20	54	2	24	17	15	56	2	26	7	14	47	2
E	28	3	14	45	3	14	3	11	28	5	1	1	7	9	7	16	5	3	24	3
F	12	8	8	28	5	15	7	17	39	4	5	7	14	26	5	15	3	6	24	4
G	11	2	16	29	4	28	10	7	45	3	17	4	16	37	3	1	4	12	17	6
H	6	5	4	15	7	7	2	3	12	7	2	3	4	9	8	4	1	6	11	7
I	0	0	0	0	—	1	0	0	1	11	0	0	1	1	10	1	0	0	1	11
J	3	1	7	11	8	3	3	4	10	8	0	0	5	5	9	4	0	2	6	9
K	0	0	0	0	—	0	0	4	4	9	0	0	0	0	—	0	0	0	0	—
L	0	0	0	0	—	0	0	3	3	10	11	0	0	11	6	0	0	2	2	10
M	0	0	0	0	—	0	0	0	0	—	0	0	0	0	—	0	7	0	7	8
計	164	88	149	401	4.2	171	110	178	459	5.5	155	81	169	405	4.8	116	68	136	32	4.2

表7 季節別の摂取副食の序列

順位	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
秋	C	D	G	F	E	B	H	J	K	L	I
夏	C	D	E	G	F	B	H	J	—	—	—
冬	C	D	G	B	F	L	E	H	J	I	—
春	C	D	E	F	B	G	H	M	J	L	I



写真5 夏の野菜中心の食卓

摂取食物頻度と序列を示したものである。

表8と表9からわかるように、朝食・昼食・夕食別の摂取食物の品数は夕食(5.6品)が最も多く、朝食(5.3品)・昼食(3.6品)の順になっている。朝食と夕食の摂取食物の品数に比べ、昼食の品数が2品も減り格段と減少する。副食のおかずにおいては、朝食ではキムチ・ナムル・生菜・



写真6 夏のチゲのある食卓

煮付を中心に組み立てられ、昼食では朝食の残りものを利用することが多く、キムチ・ナムル・煮付・生菜を中心に、夕食ではキムチ・ナムル・チゲ・煮付を中心に組み立てられている。夕食では朝食や昼食に比べ、チゲや焼物を多用することによって動物性蛋白質の摂取に気を配っていることがうかがえる(写真7)。

つぎに、主食における朝食・昼食・夕食別の特徴についてみよう(表8参照)。朝食ではご飯(85.2%)を中心に、お粥やミシカルなどの粉食(13.1%)を組み合わせさせている。とくに中高生世帯においては、ご飯(52.8%)とミシカルなどの粉食(41.7%)との比率がほぼ拮抗している。その要因としては、世帯Ⅱではとりわけ大学受験のために朝の通学時間が早く、そのため朝食を手軽にす

表8 各世帯の朝・昼・夕食別の摂取食物頻度と序列

	朝食					昼食					夕食				
	I	Ⅱ	Ⅲ	計	No	I	Ⅱ	Ⅲ	計	No	I	Ⅱ	Ⅲ	計	No
Aa	39	19	40	98	0	24	13	13	50	0	34	27	40	101	0
Ab	0	15	0	15	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0
Ac	0	2	0	2	0	12	7	22	41	0	5	5	0	10	0
B	19	12	19	50	6	5	3	6	14	6	11	11	9	31	6
C	63	32	87	182	1	51	14	61	126	1	60	45	93	198	1
D	33	21	22	76	2	30	5	9	44	2	36	36	34	106	2
E	28	2	14	44	3	17	3	5	25	4	14	7	15	36	5
F	22	8	18	48	5	10	7	4	21	5	15	10	23	48	3
G	22	5	23	50	4	14	4	12	30	3	21	11	16	48	4
H	5	5	8	18	7	2	3	1	6	8	12	3	8	23	7
I	2	0	1	3	10	0	0	0	0	—	0	0	0	0	—
J	1	1	4	6	9	7	1	2	10	7	3	2	12	17	8
K	0	0	0	0	—	0	0	1	1	10	0	0	3	3	10
L	3	0	3	6	11	3	0	1	4	9	5	0	1	6	9
M	0	7	0	7	8	0	0	0	0	—	0	0	0	0	—
計	237	129	239	605	5.3	175	60	137	372	3.6	216	158	254	628	5.6

表9 季節別の朝・昼・夕食別の摂取食物頻度と序列

	朝食						昼食						夕食					
	夏	秋	冬	春	計	No	夏	秋	冬	春	計	No	夏	秋	冬	春	計	No
Aa	27	27	25	19	98	0	16	14	14	6	50	0	26	26	25	24	101	0
Ab	0	1	4	10	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0
Ac	0	1	1	0	2	0	7	12	12	10	41	0	1	1	2	6	10	0
B	12	12	15	11	50	4	6	4	4	0	14	6	7	5	8	11	31	6
C	37	64	54	27	182	1	21	45	44	16	126	1	44	61	52	41	198	1
D	28	17	10	21	76	2	18	6	11	9	44	2	23	31	35	17	106	2
E	19	14	4	7	44	6	12	7	1	5	25	4	14	6	4	12	36	5
F	10	19	9	10	48	5	6	6	5	4	21	5	12	14	12	10	48	3
G	11	15	17	7	50	3	7	11	12	0	30	3	11	19	8	10	48	4
H	8	4	4	2	18	7	3	2	0	1	6	8	4	6	5	8	23	7
I	0	1	1	1	3	11	0	0	0	0	0	—	0	0	0	0	0	—
J	3	3	0	0	6	9	1	6	0	3	10	7	8	1	5	3	17	8
K	0	0	0	0	0	—	0	1	0	0	1	10	0	3	0	0	3	10
L	0	2	3	1	6	10	0	1	3	0	4	9	0	0	5	1	6	9
M	0	0	0	7	7	8	0	0	0	0	0	—	0	0	0	0	0	—
計	155	180	147	123	605	5.3	97	115	106	54	372	3.6	150	173	162	143	628	5.6



写真7 チゲや焼きものある夕食の食卓

ばやく済ませようとするからである。さらに昼食になると、ご飯（54.9%）と麺類（45.1%）がほぼ近い比率で組み合わせることによって成り立っている。他方、幼児世帯の昼食ではご飯（37.1%）と麺類（62.9%）の比率が逆転し、ご飯よりも麺類が好んで食されている。しかし夕食では他の世帯タイプと同様にご飯（90.2%）が重宝されている。

こうした主食における朝食・昼食・夕食の違いは、世帯タイプの相違によって異なり、その特徴は世帯タイプの違い、すなわち年配者がいる世帯であるか、受験生等がいる中高生世帯であるか、幼児がいる世帯であるかといった世帯構成上の相違に起因するものと思われる。つぎに、季節別の朝食・昼食・夕食の特徴を、副食のおかずを中心にみることにしよう（表9参照）。副食の季節別摂取頻度の序

列を上位5位までをみると、朝食では①キムチ→②ナムル→③煮付・炒物→④スープ→⑤チゲとなっており、昼食では①キムチ→②ナムル→③煮付・炒物→④生菜→⑤チゲの順で、夕食では①キムチ→②ナムル→③チゲ→④煮付・炒物→⑤生菜の順となっている。副食の摂取頻度における季節別の特徴は、朝食の場合に最も頻繁に食卓にのぼるのがキムチであるが、春と夏には秋や冬に比べ、その頻度がほぼ半減する。こうした傾向は昼食や夕食においても認められる。その代わり、春と夏には秋や冬に比べ、ナムルのほうがほぼ倍増する。当たり前だが、生野菜の和え物（生菜）は冬と春に激減するが、夏と秋になると急増する。チゲはほかの季節に比べて秋に断トツ頻繁に食され、煮付・炒物は春・夏に比べて秋と冬に多食されている。蒸物は夏に集中し春に激減するが、春にはデザートが集中している。ただし、デザートは粉食との組み合わせが多く、季節との関係性は一定の留保が必要であると思われる。これらの季節別の特徴は、調理法とも密接な関係をもっている。

昼食の場合、キムチやナムルを除いて、ほかの副食の摂取が全般的に低調である。しかし、ナムルや生菜は夏を中心にその頻度が高く現れるが、ナムルは秋に減少し、生菜は冬に激減する。春の昼食では煮付・炒物の摂取頻度がさわめて低い。また夕食の場合、ナムルと生菜の野菜料理は季節と深い関係性をもっていると思われるが、実際には両者の総和をみると一年中どの季節でもほぼ等しく食されていることがわかる。しかし、ナムルと生菜の総和はほかの季節に比べて夏が若干多い。チゲはどの季節でもほぼ等しく食されており、こうした傾向は煮付・炒物や蒸物においても認められるが、煮付・炒物は秋を中心に多くなる。

(3) 世帯タイプ別の特徴

つぎに、世帯タイプごとに季節別の朝食・昼食・夕食の特徴をみることにしたい。表10は世帯Ⅰの季節別の朝食・昼食・夕食の摂取食物頻度とその序列を示したものである。世帯Ⅰの延べ摂取食物の件数は627件である。これを全120食のうち外食6回を除いた114食で割ると、1食の平均摂取食物の品数は5.5品となる。したがって、世帯Ⅰの日常食の基本パターンは主食(1)＋副食(4.5)となる。副食のおかずはキムチを基本に、季節によって、朝食・昼食・夕食別に、ナムルと生野菜を、煮付(炒物含む)とチゲとスープを、それぞれ組み合わせて上手に食卓を構成している。



写真8 年配世帯の朝食の食卓

世帯Ⅰにおいては朝食・昼食・夕食を家族がそろって一緒にとることが多く、1日3食をおしなべてしっかりとっ

ている(写真8)。



写真9 豚肉の片肉のある外食

表11は世帯Ⅱの季節別の朝食・昼食・夕食の摂取食物頻度とその序列を示したものである。世帯Ⅱの延べ摂取食物の件数は347件である。これを全120食のうち給食20回と外食11回を除いた89食で割ると1食の平均摂取食物の品数は3.9品となり、3つの世帯タイプのうち、最も少ない品数によって食卓が構成されている。したがって、世帯Ⅱの日常食の基本パターンは主食(1)＋副食(2.9)の構成となっている。世帯Ⅱにおいては1日3食のうち、とくに夕食が重視されており、家族の一部が就学しているため、朝食と昼食を一緒にとらないことが多いのがその一因となっている。良質の動物性蛋白質の料理として魚や肉の焼物は8日に1回のペースで食されており、そのため良質の動物性蛋白質を補うためか、頻繁に外食を行っている

表10 世帯Ⅰの季節別の朝・昼・夕食の摂取食物頻度と序列

I	朝食						昼食						夕食					
	夏	秋	冬	春	計	No	夏	秋	冬	春	計	No	夏	秋	冬	春	計	No
Aa	10	10	10	9	39	0	8	6	5	5	24	0	10	8	10	6	34	0
Ab	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
Ac	0	0	0	0	0	0	2	4	5	1	12	0	0	1	0	4	5	0
B	3	5	7	4	19	6	2	1	2	0	5	7	2	1	5	3	11	7
C	9	25	21	7	62	1	8	20	19	4	51	1	12	22	20	6	60	1
D	12	4	0	17	33	2	14	1	6	9	30	2	13	5	18	0	36	2
E	13	7	1	7	28	3	7	5	0	5	17	3	8	2	0	4	14	5
F	4	9	2	7	22	4	2	3	1	4	10	5	6	3	2	4	15	4
G	4	9	9	0	22	5	3	8	3	0	14	4	4	11	5	1	21	3
H	1	3	0	1	5	7	1	1	0	0	2	9	4	3	2	3	12	6
I	0	1	0	1	2	9	0	0	0	0	0	—	0	0	0	0	0	—
J	1	0	0	0	1	10	1	3	0	3	7	6	2	0	0	1	3	9
K	0	0	0	0	0	—	0	0	0	0	0	—	0	0	0	0	0	—
L	0	0	3	0	3	8	0	0	3	0	3	8	0	0	5	0	5	8
M	0	0	0	0	0	—	0	0	0	0	0	—	0	0	0	0	0	—
計	57	73	53	53	236	6.1	48	52	44	31	175	4.9	61	56	67	32	216	5.5

表11 世帯Ⅱの季節別の朝・昼・夕食の摂取食物頻度と序列

Ⅱ	朝食						昼食						夕食					
	夏	秋	冬	春	計	No	夏	秋	冬	春	計	No	夏	秋	冬	春	計	No
Aa	7	7	5	0	19	0	5	4	4	0	13	0	6	8	5	8	27	0
Ab	0	1	4	10	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0
Ac	0	1	1	0	2	0	2	2	3	0	7	0	1	0	2	2	5	0
B	4	4	4	0	12	3	1	1	1	0	3	5	3	3	1	4	11	3
C	11	13	6	2	32	1	4	6	4	0	14	1	11	11	8	15	45	1
D	8	8	5	0	21	2	1	1	3	0	5	3	5	15	9	7	36	2
E	1	1	0	0	2	8	2	1	0	0	3	6	0	1	1	5	7	6
F	3	4	1	0	8	4	4	1	2	0	7	2	1	2	4	3	10	5
G	1	3	1	0	5	6	0	2	2	0	4	4	1	5	1	4	11	4
H	3	0	2	0	5	7	2	1	0	0	3	7	0	1	1	1	3	7
I	0	0	0	0	0	—	0	0	0	0	0	—	0	0	0	0	0	—
J	0	1	0	0	1	9	0	1	0	0	1	8	1	1	0	0	2	8
K	0	0	0	0	0	—	0	0	0	0	0	—	0	0	0	0	0	—
L	0	0	0	0	0	—	0	0	0	0	0	—	0	0	0	0	0	—
M	0	0	0	7	7	5	0	0	0	0	0	—	0	0	0	0	0	—
計	38	43	29	19	129	3.6	21	20	19	0	60	3.0	29	47	33	49	158	4.8

表12 世帯Ⅲの季節別の朝・昼・夕食の摂取食物頻度と序列

Ⅲ	朝食						昼食						夕食					
	夏	秋	冬	春	計	No	夏	秋	冬	春	計	No	夏	秋	冬	春	計	No
Aa	10	10	10	10	40	0	3	4	5	1	13	0	10	10	10	10	40	0
Ab	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
Ac	0	0	0	0	0	0	3	6	4	9	22	0	0	0	0	0	0	0
B	5	3	4	7	19	4	3	2	1	0	6	4	2	1	2	4	9	7
C	17	26	26	18	87	1	9	19	21	12	61	1	21	28	22	20	91	1
D	8	5	5	4	22	3	3	4	2	0	9	3	5	11	8	10	34	2
E	5	6	3	0	14	6	3	1	1	0	5	5	6	3	3	3	15	5
F	3	6	6	3	18	5	0	2	2	0	4	6	5	9	6	3	23	3
G	6	3	7	7	23	2	4	1	7	0	12	2	6	3	2	5	16	4
H	4	1	2	1	8	7	0	0	0	1	1	8	0	2	2	4	8	8
I	0	0	1	0	1	10	0	0	0	0	0	—	0	0	0	0	0	—
J	2	2	0	0	4	8	0	2	0	0	2	7	5	0	5	2	12	6
K	0	0	0	0	0	—	0	1	0	0	1	9	0	3	0	0	3	9
L	0	2	0	1	3	9	0	1	0	0	1	10	0	0	0	1	1	10
M	0	0	0	0	0	—	0	0	0	0	0	—	0	0	0	0	0	—
計	60	64	64	51	239	6.0	28	43	43	23	137	3.9	60	70	60	62	252	6.3

(写真9)。

表12は世帯Ⅲの季節別の朝食・昼食・夕食の摂取食物頻度とその序列を示したものである。世帯Ⅲの延べ摂取食物の件数は628件である。これを全120食のうち外食5回を除いた115食で割ると、1食の平均摂取食物の品数は5.5品となる。したがって、世帯Ⅲの日常食の基本パターンは主食(1)＋副食(4.5)の構成となっている。D里の日常食の基本パターンに当てはめてみよう。キムチは平均して毎食に2種類以上(2.08)を用意している。ナムルと生菜は合わせて毎食に1品弱(0.86)、煮付・炒物は2食に1回(0.44)、チゲは1日に1回強(0.39)、焼物は2日に1回、スープは1日に1回程度(0.3)の割合で日常の食卓が組み立てられている。とくに注目に値することは、他の世帯に比べて幼児がいる世帯では焼物を選好され、2日に1回という割合で食され、良質の動物性蛋白質の供給が行われていることである。

以上、3つのタイプの世帯別日常食の特徴をみたが、とくに中高生世帯(Ⅱ)は世帯主が公務員であるということに加え、子供たちが高校生と中学生であるということもあって、夕食に比べて朝食と昼食では食卓の構成内容や品数において、その差が画然としていて、とくに朝食におけるミシッカル^{パンシヤル}の粉食やパン食の導入はほかの世帯ではみられない傾向である。こうした調理時間の短縮や利便性の追求を、ここでは「食の都市化」と呼ぶことにしよう。こうした朝食における「食の都市化」の傾向は、D里でも一部の幼児や中・高校生がいる世帯を中心に広まりつつある。

5 考察：「飯床規範」は誰のためのものであるか

韓国では12世紀の高麗中期以降に常設市場や「酒店」(酒場)をはじめとし、迎賓館や旅館の機能をもつ「客館」・「客舎」と呼ばれる接客文化の発達に伴い、客への食事接待における「一日三食五条」が定められ、これがその後一般庶民の家庭にも定着して一日三食が原則となっている。

日常の食事は主食のご飯と副食のバンチャン(おかず)からなり、「飯床」と呼ばれる背の高い座卓で行われるが、日常の食事の配膳を「飯床」とも呼ぶ⁽⁷⁾。他方、伝統的に食事にあてる部屋が必ず決まっているわけではなく、ふつう食事をする場所(部屋)に飯床を運んでくるのが常である。伝統的な食文化は朝鮮時代の儒教の影響が強く、礼儀作法を重んじ、儀礼時の配膳(陳設)が細かく定められており、日常の飯床にも影響している。そのため、飯床には一定のルールをもっているといわれる。

すなわち、飯床は主食のご飯と副食のスープおよびバンチャン(おかず)から構成されている。ご飯・スープ・キムチ・チゲ・醬類等を基本とし、食材と調理法の重複を避けて、ナムル・生菜・焼物・煮付・刺身・塩辛などの中から3から9種類のおかずを選んで配合するが(表13)、そのおかずの数によって、3品の三椀飯床(図1)・5品の五椀飯床(図2)・7品の七椀飯床・9品の九椀飯床⁽⁸⁾、そして十二椀飯床に格式化されている⁽⁹⁾。

こうした原則の下、飯床は野菜や肉・魚の生熟物、海藻類・干物・塩辛などをおしなべて配合し、調理法の重複を避け、栄養上の均衡と多様な色彩、味の濃淡、料理の冷温、多彩な食感が楽しめるよう調和させる。とくに最も質素な三椀飯床でも栄養バランスがとれるように工夫されている。この三椀飯床が庶民の食卓とされる⁽¹⁰⁾。

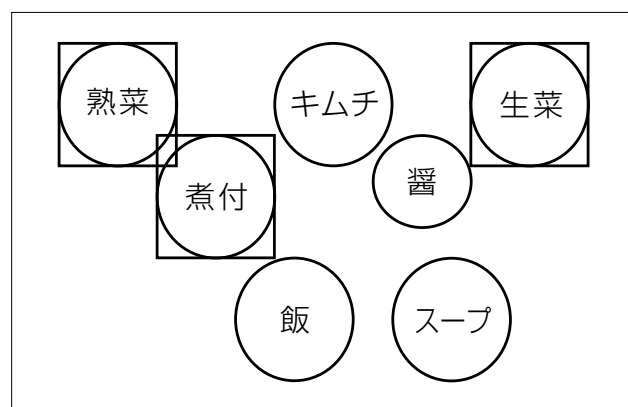


図1 三椀飯床(○：基本のもの、□：椀)

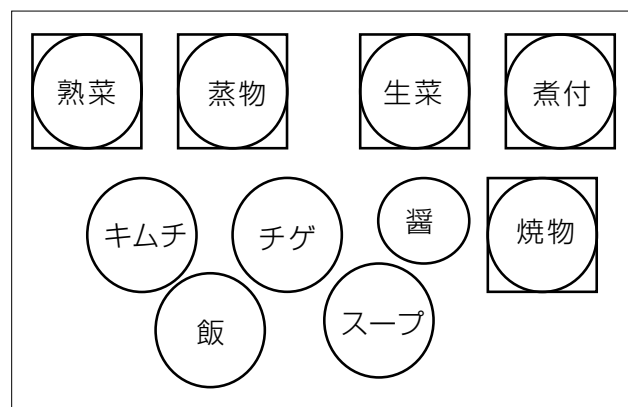


図2 五椀飯床(○：基本のもの、□：椀)

表13 格式による飯床の構成

格式	飯	汁	数に入れない基本のおかず				数に入るおかず						
			キムチ	チゲ	煮付	醬類 ^(注)	生菜	熟菜	焼物	煮物	煎	塩辛	膾
3	1	1	1	—	—	①	1	1	1	—	—	—	—
5	1	1	1	1	—	①②	1	1	1	1	1	—	—
7	1	1	1	1	1	①②③	1	1	1	1	1	1	1
9	1	1	1	2	2	①②③	2	1	2	1	1	1	1

(注) 醬類には醤油①・酢醤油②・酢唐辛子醬③がある。

ここで注意しなければならないことが、基本となるおかずはその数にいかず、飯床には欠かせないとされるものであるということだ。これが従来の研究で定説化されている飯床規範である。したがって、おかず3品の最も質素な三椀飯床でも基本のもの（飯・スープ・チゲ・キムチ・醬類など）を入れると少なくとも7品以上となる（図1参照）。なかには2～3種類のキムチを出すことも少なくない。

こうした飯床規範は、はたして誰のものであるか、誰のための規範であったのかを、検証してみることにしよう。2007年から翌年にかけて調査したD里における食事記録からわかるように、1食当たりの平均摂取食物の品数は4.97であった。したがって、当該村落における日常食の基本パターンは、主食（1）＋副食（4）の5品となる。定説とされる飯床規範によると、最も質素な三椀飯床でも7品であり、当該村落の5品とは2品という大きな差がある。

さらに当該村落では、1980年代を境に大きく変貌し、豊かになったといわれる。その豊かさは日常の食卓にも大きな変化をもたらした⁽¹¹⁾。

こうしたことを考慮すると、飯床規範は誰のものであるか、誰のための規範であったのかが容易に推測される。少なくとも定説の飯床規範は庶民のためのものではなかったのである。

むすびにかえて

韓国の人々はとりわけ食べ物を重視する。「飯を食べたか」という言葉が挨拶にもなっているほどである。これは貧しさ故に飯を食べたか否かをたずねるものではなく、食べる行為を重視する文化を持っているからである。

日常食の特徴は、まず第1に主食と副食の明確な区分である。日常食はご飯を主食とし、様々なバンチャン（おかず）を副食としてそえる飯床の食事形態をとる、これがいわゆる定食のメニューである。既述したように、バンチャンの数によってその格式が異なり、三・五・七椀飯床などと呼ばれる。

第2の特徴は食材と調理法の重複を避け、栄養バランスがとれるように工夫されている点である。ご飯と多彩なバンチャンを一緒に満遍なく食することによって、栄養バランスがとれるようになっている。そこには食材の配合・味の濃淡・飲食の冷温・色彩の調和などが合理化され、多様な食材と調理法が分化・発達している。また栄養バランスを象徴する料理としては、ビビムバー・チゲ・キムチなどがあげられるが、1つの料理に様々な食材が入っており、

その1品だけでも十分栄養バランスがとれるほどである（写真10）。そのため、第3の特徴としては副食（おかず）の多様性があげられる。副食は食材や調理法の分化・発達に伴い、既述したように豊かな副食文化を育んできた。こうした多種多様な副食はまず塩分を補給するほか、ご飯だけでは不足しがちな蛋白質や無機質のビタミン・ミネラルなどの栄養素を補給することが可能となる。

第4の特徴は、副食はきわめて野菜中心になっていることである。元来、日常の副食として肉類が食べられたのは上流階級に限られ、庶民は主に魚貝類によって動物性蛋白質を摂取してきた。一般家庭では近年まで、ほとんど日常的には肉料理を食べない。また、肉料理としては牛肉の焼肉ではなく、豚肉などを使ったブルゴギ（汁のある鍋物）が一般的である。日常食では、ふだん肉料理を食べない庶民にとって、肉料理を食することができるのは諸儀礼の際である。肉料理は儀礼食の最も重要な供物であるため、諸儀礼の際には庶民層も肉料理を精いっぱいこしらえ、家族や親族のみならず近隣にも分けて食べる風習をもっている。日常食では肉や魚料理をそれほど食せず、主たる動物性蛋白質の供給源は祖先祭祀などの際に供される儀礼食からである⁽¹²⁾。

また肉料理といっても、例えば焼肉は日本でもなじみになっているように単に肉だけを焼いて食べるのではなく、季節の野菜にふんだんに包んで食べるわけで、このように多くの料理が肉と野菜のコンビネーションが実にうまくできている。ナムルは野菜だけのものが多いが、少し高級になると野菜の他に千切りあるいはミンチ状の肉が入る場合も少なくない。要するに、韓国料理は野菜と肉のバランスがうまくとれているのである（写真11）。



写真11 焼肉と野菜のコンビネーション

第5の特徴は、常備食（保存食）の発達である。伝統的な食生活において、最も重視してきた慣習のひとつが、さまざまなバンチャン（おかず）を常備食として備蓄し、管理することである。各家庭では日常食や接客などのために、醤油や味噌をはじめ、キムチや塩辛、肉脯・魚脯・干し魚の「マルンバンチャン」などを常備食として保存する。こうした常備食は、ほとんど発酵性のものが多く、主婦は常備食の準備に力を注ぎ、それが各家庭の味を形づくっていた。そのため、春秋の野菜干し、夏の塩辛造り、夏秋の



写真10 ビビムバーと海鮮チゲ鍋

チャンアチ造りなどが味噌・醤油などの醤造りやキムチ漬けとともに季節をいろどる年中行事として受け継がれてきた。常備食の貯蔵法は、古くは「蔵氷法」とともに、野菜類の「穴蔵貯蔵法」・「乾燥法」・塩漬けの「沈漬法」、果物の「穴蔵貯蔵法」・「乾燥法」、魚貝類の「煮乾法」・「凍乾法」・「塩乾法」・「塩辛」・「塩漬け」などが広く普及している（写真12）。第6の特徴としては上記の諸特徴に通底するもので、食生活における「菜食同源」（医食同源）の考え方である。今でも良い食事をとれば健康になると、菜食同源が実践されている。最後に、近年の大きな変化は、かつては家の中の高齢者を基準（中心）にその家庭の食卓が構成されていたが、今日では幼児や子供を中心に食卓が構成される傾向が強い。



写真12 キムチと塩辛などの常備食

注

- (1) 近年タバコの栽培は激減しており、その代わりダルレやコアリ唐辛子の栽培が増大している。なおD里における複合経営に関する詳細な分析については林在圭2000を参照されたい。
- (2) この地域一帯の大規模干拓事業や分配の面積等に関しては、林在圭2000を参照されたい。
- (3) 家族や宗族に関しては林在圭1998と2008を参照されたい。

- (4) 高齢化と高齢者問題については林在圭・矢野敬生2005を参照されたい。
- (5) なお調査・分析方法については全京秀1992に負うところが大きい。
- (6) 外食や給食の合わせて82回は分析から除外する。
- (7) 配膳種類（床排の形式）には日常食の飯床のほかに、主食をご飯の代わりにクッスにする「麵床」、酒類接待の「酒案床」、大勢の人々が一緒に食べる「交子床」、祭祀の際の「祭床」、婚礼時の「婚礼床」、果物やお菓子の「茶果床」などがある。
- (8) 「椀」とはパンチャン（おかず）を入れる器をさすが、同時にパンチャンをも意味する。
- (9) 十二椀飯床は、宮廷の食事をさし、12という数字は12種類のおかずをさすのではなく、多いという多数を意味する。
- (10) 他方、5品の五椀飯床と7品の七椀飯床は、かつての上流階層の両班たちの飯床であり、庶民にとっては儀礼食となる。また九椀飯床は両班の儀礼食や客人の接待時の飯床である。
- (11) 1980年代の大変貌の主たる要因は、そのひとつは畑作における商品作物の導入であり、もうひとつは政府主導の大規模干拓事業による水田面積の倍増である。D里の生業変遷と小農経営については、林在圭2000を参照されたい。
- (12) 儀礼食については稿を改めて論じたい。

参考引用文献

- 全京秀1992「下沙美の祭祀と飲福」『韓国漁村の低開発と適応』集文堂
 未成道男1985「東浦の祖先祭祀：韓国漁村調査報告」『聖心女子大学論叢』第65集、聖心女子大学
 金斗憲1969『韓国家族制度研究』ソウル大学校出版部
 崔在錫1975『韓国農村社会研究』一志社
 金宅圭1979『氏族部落の構造研究』一潮閣
 李光奎1983「マウルと家族生活」『韓国民俗学概説（改訂版）』学研社、35-110頁
 李光奎1990『韓国の家族と宗族』民音社
 林在圭1998「韓国における門中の構造と機能：忠清南道宜寧南氏忠壮公派門中を中心に」『村落社会研究』5-1、日本村落研究学会、45-56頁
 林在圭2000「宗族マウルにおける生業変遷と小農経営：韓国忠清南道唐津郡宗族マウルの事例」『ヒューマンサイエンス』13-1、早稲田大学人間総合研究センター、62-79頁
 林在圭2004「韓国の食文化」『アフラシア』現代アジア・アフリカセンター、10-12頁
 林在圭・矢野敬生2005「韓国における高齢化と高齢者問題の現在」『アジアの少子高齢化と社会・経済発展』早稲田大学出版部
 林在圭・秋野晃司2006「韓国の祖先祭祀における食文化」『女子栄養大学栄養科学研究所年報』
 林在圭2008「チブ・家族・家口の様態」

TOEIC Bridge テストの活用—導入結果を踏まえて

Positive effects of implementing the TOEIC Bridge Test for university-level English language learners

鈴木 元子

文化政策学部国際文化学科

Motoko SUZUKI

Department of International Culture, Faculty of Cultural Policy and Management

美濃部京子

文化政策学部国際文化学科

Kyoko MINOBE

Department of International Culture, Faculty of Cultural Policy and Management

Mark D. Sheehan

文化政策学部国際文化学科

Mark D. SHEEHAN

Department of International Culture, Faculty of Cultural Policy and Management

杉浦香織

文化政策学部国際文化学科

Kaori SUGIURA

Department of International Culture, Faculty of Cultural Policy and Management

第1章では、TOEFLテスト、TOEICテスト、TOEIC Bridge テストの相違点から始まり、日本人に今本当に必要な英語力とは何かという最新の議論、および他大学における検定試験活用のユニークな事例など、日本の大学における英語教育の背景について概観した。第2章では、4月に本学でTOEIC Bridge テストによりクラス編成した「英語上級Ⅱ・Ⅳ」の結果について学問的に検証した。第3章では、年に4回実施しているTOEIC学内団体受験と英語の授業を連携させるべく独自に開発した「SUACオンラインTOEICシステム」について記述した。ウェブ上の練習問題を教室外で2サイクル自学し、TOEICを受験することで、ボーナス点が成績に加算される仕組みである。第4章では、国際文化学科の新入生の「英語コミュニケーションⅡ・Ⅳ」のクラス編成をTOEIC Bridgeテストで行ったが、その結果分析と学生たちからのフィードバックの分析、および今後の課題について記した。

This paper provides background information on the TOEFL, TOEIC, and TOEIC Bridge tests and their roles in Japan. Explanations of the tests are followed by an example of TOEIC Bridge test implementation at Shizuoka University of Art and Culture (SUAC) for English course streaming. Test data was used to sort students into introductory and upper-level English reading and writing courses. After an analysis of the data, a description is given on the cooperative effort by full- and part-time instructors at SUAC to implement common TOEIC homework and extra credit assignments to improve TOEIC scores. Details of the online system used to support this program are also provided. Student data reported from the SUAC TOEIC Institutional Testing Program (ITP) reflects the program's progress. To conclude this study on the implementation of the TOEIC Bridge test at SUAC, course streaming and the online TOEIC program and system, survey data from SUAC's introductory reading and writing courses is presented. Students enrolled in reading and writing courses in the Department of International Culture were surveyed; results were analyzed along with TOEIC Bridge scores to provide English instructors with insights into better ways to support the needs of language learners.

はじめに

日本人と英語の関係について、同時通訳者の草分けの一人、鳥飼玖美子氏は「気になるけれど憎らしい存在。愛憎半ばした相手。仲良くすれば得すると思うのだが、何となく好きになれない存在。憧れはあるのだけれど、一緒にいると落ち着かない、苦手な相手」¹と書いていて、なかなか的を射ている。大学という教育現場で、はりきって英語で英語の授業をしようとする、面白がってのってくる学生と、シラッとした感じで、「英語なんてしゃべりたくないのに、しゃべらせるつもり? (この日本で、友達の前で…)」といったオーラを出している学生もいて、自分の前にいる日本人が二分されていくようである。

本稿「TOEIC Bridge テストの活用—導入結果を踏まえて」は論文であるが、大学の研究紀要論文なので、読者層に教職員や学生、地域の市民も念頭において執筆してみた。TOEFLテストとTOEICテストの相違点(目的や内容など)から筆を起し、TOEICを本学(静岡文化芸術大学、SUAC)でどのように英語教育に活用していくべきかを、今年度クラス編成のために一部導入した

「TOEIC Bridgeテスト」(以下、「TOEIC Bridge」と記す)を中心に論述していく。他大学での取り組みを紹介して、日本の大学の英語教育の潮流に身を置きつつ、本学独自のTOEICサポートシステムの実践例とともに、TOEIC Bridgeのプレイメントテストとしての活用について、学問的に考察し、問題点や課題を明らかにして、次のステップに繋げていきたい。

第1章 TOEFL・TOEIC・TOEIC Bridge

1-1-1 TOEFL (トーフル)

1964年(昭和39年)から実施されているTOEFLの方から先に見ていきたい。TOEFLは、“Test of English as a Foreign Language”の頭文字をとり、TOEFLと書いて「トーフル」と読む(「トッフル」と発音する者もいる)。「外国語としての英語のテスト」という名称からも分かるように、非英語圏の出身者のみを対象としており、それはつまり英語を母語とする人は対象にしていないということである。とりわけ、あまり知られていないのは、その得点が相対評価の偏差値のようなもので出されているという点

である。テストの目的も、北米の大学や大学院に入学して、英語での授業についていけるかどうかをみるためのものである。具体的には英語での講義を理解し、分厚い教科書や課題の文献を読みこなし、学期中に幾つも提出しなければならないターム・ペーパー（アカデミック・エッセイ）を書く英語力があるかどうかを判定する試験である。

テスト形式については、日本では2006年よりTOEFL iBTが開始された。iBTとは「Internet-Based Testing」の略称で、「アイビーティー」と呼ばれるコンピュータによる試験である。（日本では紙版のPBTはすでに廃止された。）リーディング、リスニング、スピーキング、ライティングの4部から構成され、試験時間は約4時間で、点数は最低点が0点、最高点が120点である。リーディングは700～800語の学術的な英文で、アカデミックな専門用語を多く含むものばかりである。リスニングも大学の講義に出てくるような学術的な内容である。

アメリカに1947年に設立された公共教育機関のETS（Educational Testing Service）¹¹が実施しているが、これは世界最大のテスト作成機関といえる。TOEFLのインターネットのホームページはアメリカ本国内で、URLは<http://www.ets.org/toefl> である。（日本の窓口である国際教育交換協議会〔CIEE ETS〕の日本公式サイトは、<http://www.cieej.or.jp/toefl> である。）

アメリカのTOEFLの公式ホームページを開いてみると（2010年9月現在）、TOEFLには二種類のテストがあり、TOEFL iBT（administered in an internet-based format）というインターネットによるテストと、TOEFL PBT（administered in a paper-based format）という紙版がある。iBTの方は、世界中の4500のセンターで、年に30～40回実施されており、PBTの方は、インターネットが利用できない地域においてのみ、年に6回実施されている。「国／ロケーション」というところに、“Japan”を入れたら都市名（県名）、受験料、受験日が出てくる。それを見ると、日本ではiBTしか行われていないことが分かる。「TOEFLで500点」などと言っていた時代はるか昔のことになってしまった。スコア換算表によると、PBT（紙版）の500点は、今のiBT（インターネット版）では61点である。受験地Shizuoka（シズオカ）でも「インターネットによるテストのみ」しか受験できない。受験

料は200ドル、受験日は毎月4、5回ある。あとは、各自がインターネットの画面上で申込を進めていく。TOEFL iBTの英語のレベルは、中級レベル（Intermediate）から上級レベル（Advanced）になっている。

TOEFLは、アメリカの大学に入学してから英語での授業についていけない学生を排除し、逆に十分についていける英語力がありながら、付属の英語センター等で無用な英語学習に時間を費やすことのないように、英語能力の習熟度を測定するのがその目的である¹²ということを再度強調しておきたい。そこで、留学を目指している学生には大いに受験してほしいが、単に英語力を測るためだけであるとすれば、受験料の高さや試験時間の長さ等から決して使い勝手が良いとはいえない。

1-1-2 TOEIC（トイーック）

TOEIC（トイーック）は、Test of English for International Communication の頭文字をとったもので、英語を母語としない者を対象にした、英語によるコミュニケーション能力を評価する世界共通のテストである。1979年（昭和54年）に日本経済団体連合会と通商産業省（当時）の要請に応じて、米国ETSが開発した。日本におけるTOEICの実施・運営は、（財）国際ビジネスコミュニケーション協会が行っている。試験は約90ヵ国で実施され、年間延べ約500万人が受験している。2009年度の日本での受験者数は約168万人である。

試験は、リスニング100問（制限時間は45分）とリーディング100問（制限時間75分）の計200問からなる。スコアは、10点から990点までのスコアで評価されるが、これらは素点による絶対評価ではなく、Equatingと呼ばれる方式で算出されている。すなわち、「このスコアは、常に評価基準を一定に保つために統計処理が行われ、能力に変化がない限りスコアも一定に保たれている点が大きな特長」¹³なのである。その国独自の文化的背景や言い回しを知らなければ解答できないような問題は排除されていて、テストは身近な内容からビジネスまで幅広く、どれだけ英語でコミュニケーションができるかが測定される。

国際ビジネスコミュニケーション協会が公表するTOEICスコアとコミュニケーション能力レベルとの相関表は次の通りである。

レベル	TOEICスコア	評価
A	860点以上	ノン・ネイティブとして十分なコミュニケーションができる。
B	730～855点	どんな状況でも適切なコミュニケーションができる素地を備えている。
C	470～725点	日常生活のニーズを充足し、限定された範囲内では業務上のコミュニケーションができる。
D	220～465点	通常会話で最低限のコミュニケーションができる。

本学も開学当初からTOEICテストの採用学校として、「TOEIC学内団体受験」^vを実施してきた（就職担当）。現在では年に4回（5月、7月、10月、12月）、土曜日にTOEICテストを実施している。本学がTOEIC賛助会員になっているため、公開テストの受験料が5,985円であるところ、本学で受験すると半額の3,000円で受験できる。

最近、非英語圏では、社員の採用や社員教育、また人事評価等にTOEICのスコアが用いられている。大学生の英語運用能力の判定のためにも活用されている。

1-1-3 TOEIC Bridge (ブリッジ)

国際ビジネスコミュニケーション協会のHPによれば、TOEIC Bridgeは「TOEICテストへの架け橋という意味を込めて、初級学習者向けに基礎的なコミュニケーション英語能力を評価するために開発された世界共通のテスト」である。スコア表示による評価方法、信頼性の高いモノサシ機能など、TOEICの特徴を備えつつ、初・中級レベルの英語能力測定に照準を合わせて設計されたテストがTOEIC Bridgeである。2001年11月から現在（2010年）までに世界約35カ国で実施されており、日本では個人による受験のほかには2009年度には約500の企業・団体・学校などで採用されている。

受験者数に関しては、2001年度は「IPテスト」（団体特別受験制度：Institutional Program）1,600人、および「公開テスト」（国際ビジネスコミュニケーション協会の定めた日時・場所で受験するテスト）900人で、合計2,500人であった。それが、2009年度（2009年4月～2010年3月）には、IPテスト194,000人、公開テスト4,000人で、合計198,000人と、9年間で約80倍に増えているのは画期的である^{vi}。

TOEIC Bridgeの試験時間と問題数はTOEICテストの半分に設計されている。問題はリスニング（25分間で50問）と、リーディング（35分間で50問）からなり、1時間で100問に答える。スコアはリスニング10点～90点、リーディング10点～90点、トータル20点～180点の2点刻みで表示する。（本稿第4章の「TOEIC Bridge とTOEICテストのスコア比較表」参照。）

1-2 他大学における取り組み

国際化の進展に伴い、日本の大学ではグローバル（地球規模）に活躍できる人材の育成が急務であるが、その能力の一部が英語力であることを否む者は誰もいないだろう。企業でも、英語力のある新入社員を求め、現社員には英語力の向上を強く求めている。

本学では開学以来、コミュニケーションを重視した英語教育を行ってきたが、それに付随して、コンピュータ支援教育の充実、ネイティブ英語教員（常勤・非常勤）の増員、海外語学研修および交流留学の制度化、海外ボランティア組織「ハビタット」やESSの支援、SUACオンラインTOEICシステムの構築などを進めてきた。さらに、カリキュラム改訂など次の議論を始めるためにも、この2節では他大学におけるユニークな事例や取り組みを紹介することにする。

1-2-1 プロジェクト英語、およびアジア学生交流会議

創設10周年を迎えた政策情報学部をもつ千葉商科大学では、1・2年次の英語履修者には、7月と12月にTOEIC Bridgeの受験を義務づけている（政策情報学部生929人）。英語科目の内容としてユニークなのは、英語でのプレゼンテーション技能の習得をめざすプロジェクト「英語 I (A)」である。この科目は、自己紹介のような簡単な内容から入り、訪れてみたい国や都市の紹介、海外旅行の計画、日本文化の紹介などのテーマでプレゼンテーションすることを目的としている。前期の最後に、英語での最終プレゼンを学内の放送スタジオで収録して、そのDVDを高校の英語の先生に見せて感想を聞いてくるというのが夏休みの宿題である。加えて、宮崎緑学部長によれば、課外活動として、アジア人学生と世界の様々な問題についてディスカッションするGPAC（Global Partnership of Asian Colleges：アジア学生交流会議）^{vi}に参加するように奨励していることである。すなわち、TOEIC Bridgeという試験のみに終わらず、もう一方に実際にコミュニケーションする場を設けてあげることで、英語学習のモチベーション向上の仕組みを作っているのが注目になる。

1-2-2 卒業時までのTOEIC目標値設定

学生数1,171人の杏林大学外国語学部では、具体的な指標の必要性から、2年次修了までにTOEIC 500点以上を取得するという目標を設定している。さらに、英語学科の学生が英語教員をめざす場合は、「文部科学省が英語教員に備えておくべき英語力として設定したTOEIC 730点」を目標にしている。1年生は入学間もない4月に、TOEIC Bridgeを習熟度別クラス編成のプレイスメントテストとして活用している。卒業時までの目標値は700点以上で、同学部では英語学科生にTOEICの受験を年2回必須としているほか、希望者には新しく始まった「TOEICスピーキング／ライティングテスト」（略：TOEIC SWテスト）を年1回実施している。

1-2-3 ユニークな奨励制度

技術者養成の高専でも、TOEIC BridgeからTOEICへとつなげる仕組みをもつ学校がある。総学生数1,065人の大阪府立工業高等専門学校では、まずTOEIC 600点以上の取得者には表彰状と副賞を授与する「TOEIC受験奨励制度」を設けている。また、優遇措置として、TOEIC Bridgeが140点（TOEIC換算で約400点）に達した学生に、TOEICテストを無償で1回受験できる機会を与えている。昨年度の該当者は76人だったそうである。その背景には、高専の学生は大学受験というハードルがない分、英語学習のモチベーションが低いということがある。大阪府立工業高等専門学校の校長は、これからの技術者には技術力に加えて、英語のコミュニケーション力が不可欠であると強調している。

1-2-4 卒業要件としてのTOEICスコア

1981年にトヨタ自動車(株)によって設立された豊田工業大学は工業系単科大学として、国際的技術者の育成を目指している。そこで、教育の質を保証する一環として、TOEICスコアを教育課程に全面的に導入している。英語

科目は、一般英語教育と専門英語教育の二本柱にし、後者は英語の専門家でない工業専門の教員が教えている。カリキュラムには、1年次から4年次まで毎学年、両方の英語科目が段階的に並び、卒業までに取得する英語の総単位数も多い。入学時にTOEICテストのプレースメントテストを課すことから始まり、TOEICスコアを1・2年次の英語科目の成績評価に20%組み込むほか、4年次進級要件に350点を設定し、学部「卒業要件に400点」を定めている。TOEICスコアを卒業要件にする効果は、英語力の底上げが図れるからとのことである。どれほど専門科目の成績が優秀でも、あるいは就職の内定を得ていても、TOEICで400点取れなければ卒業できないというルールにはよし悪しがあるだろう。それでも、導入しているのである。ただし、遅れをとっている学生やあぶなさそうな学生のためには、3年次後期に外部教育機関による「TOEIC特訓コース」を無料で提供するなど、サポート体制にも気を配っている。

1-3 日本人がめざす英語力とは

目を世界に転じてみると、英語関連で面白い記事が*Newsweek* (June 21, 2010) に掲載されていた。4ページにわたるその記事には、まるで発音記号で書かれたような、「Glöb・ish」「グロービッシュ」というタイトルが付けられていた。内容は、英国のクィーンズ・イングリッシュから、民主的なアメリカ英語に変化を遂げた英語が、今度は、文法や構造おかまいなしの「超単純化」された(アジア人やイスラム教徒の中東人も使う)「グロービッシュ」(Global + English)になったという大変興味深い記事であった。

また、英語教員の専門誌である『英語教育』では、2009年8月号に「いま日本人に必要な英語力とは」という特集を組んでいた。安田正氏は、英語習得を二つのグループに分けて説明する。1つはひたすらネイティブ(母語話者)の英語を目指して、発音を真似、単語や文章を暗記し続けるグループ。もう1つは、英語を道具とわりきって、発音は母語の訛りをそのまま残し、とにかく「コミュニケーションする」ことを重要視するグループ。これまでの日本の英語教育は前者であり、後者の代表格がインドであるという。(前述の*Newsweek*の「Glöb・ish」に紹介されている1つの例も、アカデミー賞8部門に輝く、インドを舞台にした映画『スラムドッグ\$ミリオネア』の中で話されているインド人の英語であった。) 安田氏は、大学生にとっては専門の勉強や、ビジネスパーソンにとっては仕事で多忙をきわめるときに、莫大な時間を前者型英語習得に費やすことは不可能で、それよりも、「英語を道具としてわりきる」英語習得方法に、そろそろ日本人もシフトしていくべきではないかと主張している¹⁸⁾。

最後に、全く別の角度からの意見も紹介しておきたい。東京大学准教授の斎藤兆史氏は、「英語能力試験依存症」や「母語話者至上主義」に警鐘を鳴らす。彼の英語教育時評には頷かされる部分があった。「きわめて抽象的な母語能力が100パーセントの能力として設定されており、学習者の能力は、どこまでそこに近づいたかという基準で判断される」という構図が検定能力試験そのものの中に既に据えられているからある。これでは、実際の言語運用にお

いてどれほど秀でていても、英語「非」母語話者はいくらがんばっても英語母語話者にはかなわないと「裁かれる運命にある」ことになってしまう。斎藤氏は、新高等学校指導要領の「授業は英語で行うことを基本とする」(第3款の4)を無謀な提案と見なし、「大学入学後、知的世界での活動を求められる、日本語を母語とする人材には、英語学習における訳読という手続きを経験してきて欲しい」という東京大学教養学部同僚の意見も紹介している。

このように、他大学の様々な実践例や世界の潮流、さらには行き過ぎに対する懸念等について記してきたが、次章では本学でTOEIC Bridge テストをプレースメントテストとして実施した2年次クラスの結果を分析することにする。

第2章 言語カリキュラムの体系的枠組を考慮した習熟度別クラス編成を目指して：「英語上級Ⅱ・Ⅳ」の事例をもとに

2-1 本章の目的

本章では、まず、2010年度の「英語上級Ⅱ」(テーマ：時事英語を読む力の向上、履修者総数：69人(内3年生2人、2年生67人)、クラス数：4クラス→1クラス17、18人の少人数制)における、TOEIC Bridgeのスコア(成績)結果による習熟度別クラス編成(上位1クラス、中位3クラス)が妥当なものであったのかどうか、統計分析を行うことにより検証する。次に、数年前に予定されているカリキュラム改訂に向けて、英語教育をより体系的にしていくために、学生の習熟度に応じた授業目的・授業内容や教育方法・学生のニーズ(Brown, 1996, 2005)といった視点を取り入れたカリキュラム開発の必要性について述べていきたい。

2-2 「英語上級Ⅱ(前期)・Ⅳ(後期)」のクラス編成方法の変化

2-2-1 2009年度と2010年度のクラス編成方法の相違

「英語上級Ⅱ・Ⅳ」は、2年次開講のリーディング(上級)に焦点をおいた科目である。1年次の「英語コミュニケーションⅡ・Ⅳ」におけるリーディングの基礎レベルより難易度が高くなる。2010年度は、前期に「英語上級Ⅱ」(時事英語)、後期に「英語上級Ⅳ」(原書講読：学術英語)が開講され、専任教員3名と非常勤講師1名が担当しているが、4名とも日本人である。本科目における習熟度別クラス編成は本年度が初めてではない。昨年度までは、1年次に受験したTOEICのスコア(自己申告)と本人の希望(上位クラスと普通クラスのどちらの授業を取りたいか)をもとに、4クラスを2レベルに分けた。しかし、TOEICの受験時期の相違、英検の取得「級」のTOEICへの換算、また、TOEICや英検の未受験者がいるという実情から、学生の英語力を正確に反映したクラス編成を行うことができないという欠点が生じていた。本年度は、科目履修者に定められた日時に一斉にTOEIC Bridgeを受けてもらい、その得点をもとにクラス編成を行ったために、学生の実力をこれ

までよりも正確に反映したクラス編成が可能になった。ただし、習熟度を「A, B, C, D」と4段階に輪切りにしたクラス編成ではなく、あくまで、もっとも習熟度の高い学生を1クラスに集めた「A, B, B, B」（Aクラスが1クラスとBクラスが3クラス）という編成にした。

2-2-2 2010年度に新しく試みたクラス編成

(1) TOEIC Bridgeの素点からみるクラス編成の整合性
TOEIC Bridgeの素点をもとに、英語習熟度が高いレベル（上位）1クラス、それに続く習熟度レベル（中位）3クラスの2段階の水準でクラス編成を行った。表1は、「英語上級Ⅱ」の習熟度別クラスにおけるTOEIC Bridge 受験結果（リーディングとリスニング合計）の基本統計量を示している。全体の平均値は147.79点（SD:11.42, n=69）である。TOEICテストのスコアに換算すると

470点（TOEIC Bridge, 2009）に近い得点となる。さて、上位クラスと中位クラスの平均点から分かるように、両者間に統計的に有意な大差があることが明瞭なので、ブレイクメントテストとしての基本的な役割（学習者が適切なレベルのクラスに配置される）を果たしていることが了解される。その確認のために、習熟度レベルを独立変数、テスト素点を従属変数として1元配置分散分析を行った。その結果、習熟度レベルの要因に有意な差がみられ（ $F(3,66)=14.6, p<.01$ ）、その後のBonferroniの多重比較によると、上位と中位3クラスのそれぞれにおいても有意差がみられた（ $p<.05$ ）。また、中位3クラス間においては有意差が観察されなかったことから、3クラス間の学生の英語力は、統計上、均等であるといえる。以上により、今年度のクラス編成は、ある程度整合性があったと検証することができた。

表1 「英語上級Ⅱ」習熟度別クラスにおけるTOEIC Bridge 受験結果の基本統計量

クラス	A（上位）	B（中位1）	B（中位2）	B（中位3）	全体
人数	17	18	18	17	69
最高点	170	158	158	164*	170
最低点	154	130	132	114	114
平均点	160.353	143.444	144.889	141.50	147.79
標準偏差(SD)	5.159	8.226	8.380	11.62	11.42

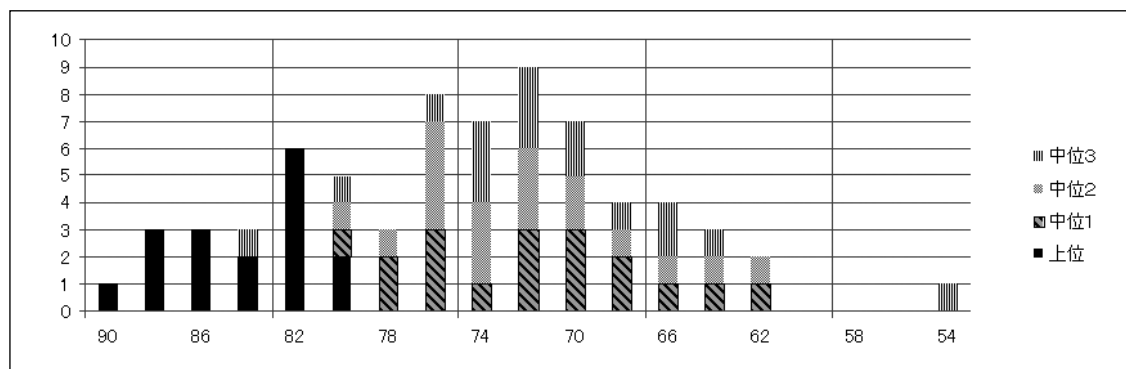
[註]*クラス編成においては、この科目がリーディングの授業であるため、リーディングの得点を考慮することにし、TOEIC Bridgeのリーディング・セクションで80点以上（履修者平均74点）、総合スコア（リーディングおよびリスニング・セクションの総計点）が154点以上の学生を上位グループに配置した。なお、本学の時間割というその他の問題で、すなわち、学生の同時限における履修科目重複の関係から、本来上位のクラスに所属するべき学生が、B（中位3）のクラスに若干名移動したために、B（中位3）のクラスの最高得点が、他の中位クラスに比べて高めの164点になっている。

(2) クラス編成の課題

前出の表1において、TOEIC Bridgeスコア（平均点）の標準偏差を比較した場合、中位3のクラスにおける数値が他に比べて大きいことから（表1 中位3 SD:11.62）、グループ内での英語力のばらつきの度合いが大きいことが分かる。考えられる理由の1つは、表1の註に述べておいた。また、中位1・中位2の両クラスにおける標準偏差も、

上位のクラスの標準偏差と比較して大きいことが分かる（上位SD:5.159、中位1SD:8.226、中位2SD:8.38）。中位クラス内で、学習者の英語力は同一と見なしてはいるものの、英語力の差が小さくはないことが分かる。さらに、中位クラスのリーディング得点の分布図（図1）と平均点を見たところ、平均点が71点（全国平均60.9点）で、学生は主に70点台に分布しているが、同時に50点から

図1 クラスごとにおけるリーディング得点の分布



(人数／得点)

[註] 上位：(平均84点)、中位1：(平均71点)、中位2：(平均71点)、中位3：(平均71点)

60点台の学生も各クラスに5名前後存在することが分かる。以上により、中位レベルを3クラス編成するのではなく、より英語の基礎力を固めるクラスを設けることも、今後検討する必要があるかもしれない。

2-3 授業目標と授業内容・方法と学生のニーズ

2-3-1 授業目標と授業内容・方法の現状

2010年度、「英語上級Ⅱ」の講読内容は、どのクラスも「時事英語」と決め、目標はクラスの習熟度レベルを考慮に入れて各教員が設定した（「授業の目標」例：Students will be able to improve their reading speed and reading strategies）。教材として、Aクラスでは英文雑誌のNewsweekを、Bクラスでは大学生が興味・関心をもつようなトピックを集めた語学テキスト、あるいは、比較的やさしく書かれた英字新聞などが使用された。担当教員4名の授業は、その授業方法に多少の差はあるものの、リーディングに焦点をおきながら、そのほかの技能（リスニング、スピーキング〈プレゼン〉、ライティング、語彙など）も織り交ぜた授業であった。共通の課外学習として、すべての学生がオンラインTOEICシステムによる練習問題を行うように指導され、その課題は成績の一部に組み込まれた。また、学期中にTOEICを受験して450点以上取得した学生には、5%のボーナス点が成績に加算された。

2-3-2 目標と授業内容・方法の課題

上記で述べたように、現在本学では、教員間でその授業方法、教材、課題において緩やかな共通性を保ちながら、任意な形式で授業を実施している。今後、学生の英語力をより効果的に伸ばさせるためには、プレイスメントテストによる習熟度別クラスの編成に加え、より体系立ったカリキュラムのもとで英語教育を行う必要があるといえよう。そのためには、全クラス共通、同一習熟度クラスにおいてより明確な授業目標の設定、目標達成のための授業内容や方法を、学生の学力や学生・教員のニーズを考慮しながら、検討し、決定していくことが必須である。

下記の神奈川大学のように、学部、同一習熟度で授業内容、方法の方向性を明確にしている事例は、今後、本学のカリキュラムを考えるにあたり参考になるであろう。

- 0) 共通の方針：学習者主体のコミュニケーションを目的とするカリキュラム
- 1) 習熟度A: 学生の社会的ニーズ及びアカデミックニーズに対応する。英語を使って学生にとって意義ある知的活動をさせることにより既存の英語力を発展させる。言語そのものや言語の使い方についての知識はすでに習得している習熟度Aのクラスに、process-oriented^xの教育方法を取り入れる。
- 2) 習熟度B: 基礎力の確認をしつつ実際に学生にとって意義あるコミュニケーション・タスクを行うことにより基礎力を定着させる。履修後の大学生活や職業生活の中で英語学習を継続できるように学習ストラテジーを身につけさせる。基礎的

な文法知識も各言語スキルも十分に定着していない学生がその大半を占める。基礎の確認とskill getting に焦点をあてる（岡崎, 1997）。

このように同一習熟度クラス間で授業内容や方法に大きな差が出ないようにすることや（中鉢, 2009）、共通目標が学生と教師によって明確に認識されることで、その達成に向かい、大学全体で学生の英語力を伸ばさせていくことができると思う（岡崎, 1997）。

2-3-3 学生のニーズ

下記の図2から図5は、2010年度の英語上級ⅡのあるB（中位）クラスの学生18人を対象に行ったアンケート調査の一部である。

図2は履修の動機・目的、図3は各英語スキルに対する自信の度合い、図4はリーディングにおける困難点、図5は3年次以降の演習（ゼミ）における英語文献読解活動への関心である。紙面上の関係から詳細の記述は省略するが、履修学生の英語学習に対する動機は高く（図2）、演習における英語文献読解に関心のある者も少なからず存在する（図5: 7人/18人中）。また、学習者が弱いと感じている英語スキルがスピーキングと語彙であることが分かる（図3、4）。

図2 履修の動機・目的（複数回答）

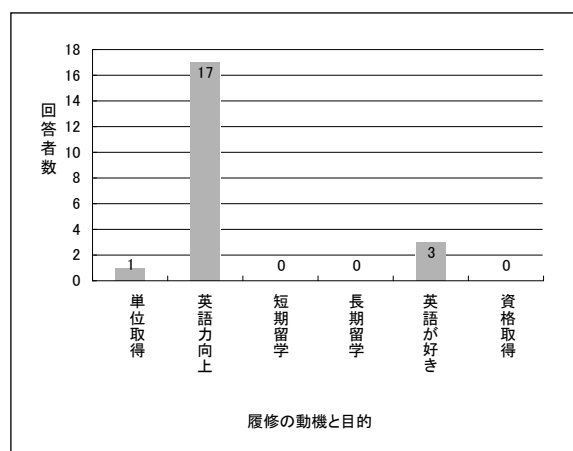


図3 各スキルに対する自信の度合い（最高5—最低1）

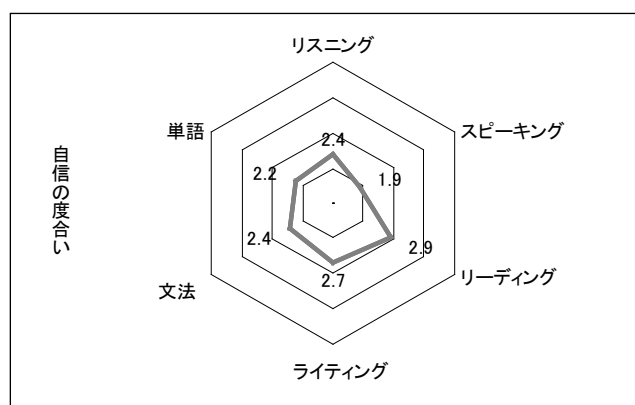


図4 リーディングにおける困難点（自由記述）

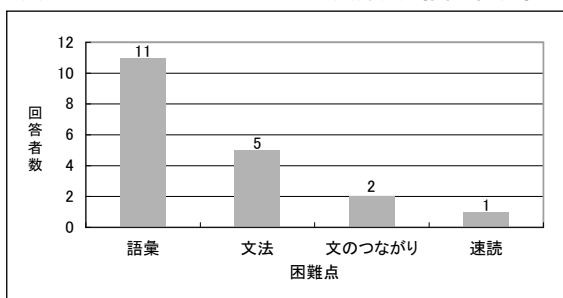
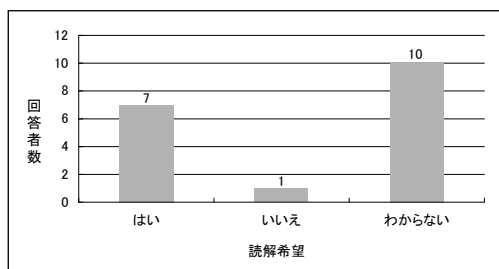


図5 3年次以降の演習での英語文献読解希望



ここでは学生のニーズの一部を示したが、このように学生のニーズとともに教師のニーズ（参照：Sugiura, 2009）を考慮しながら、学科共通の習熟度別における英語教育目標を明らかにしていくと同時に、関連して教育方法の方向性をも定めていくことが大切であろう。

2-4 課題および展望：新カリキュラムにむけて

以上、クラス編成の整合性、授業目的、授業内容や教育方法、学生のニーズの視点から2010度前期のクラス編成について記述してきたが、ここで今後の課題について幾つか述べてみたい。

第一は、プレイスメントテストの実施回数についてである。英語上級の授業は、前期・後期の半年ごとに成績を出す。今年度の習熟度別テストは4月に1回実施したのみであった。学生は、英語力伸張に応じてその実力に応じた目標を目指して学習することが望ましいので、プレイスメントテストの実施が年1回でよいのか、検討する余地がある。しかし、前期終了時に第2回目のプレイスメントテストとしてTOEIC Bridgeを実施した場合、「TOEICのスコア向上」が学生の学習内容、または、教師に求める教授内容に非常に影響力を持つことを見過ぎてはならない。英語上級のプログラム内容は、前期「時事英語」、後期「原書講読（学術英語）」であり、TOEICの内容に関連したビジネス系のものばかりではない。また、留学に必要なスキルや大学の専門教員が求める英語力はより学術的であるため、TOEIC対策によってつく力やTOEICで測定される力とは必ずしも一致しない。この点も踏まえて、プレイスメントテストの実施回数は慎重に検討していく必要がある。

第二は、成績評価についてである。現状では、習熟度別クラス編成と成績評価の関係を考慮した傾斜評価を行っていないため、A（上位）クラスで優秀な成績を収めた学生と、B（中位）クラスで優秀な成績を収めた学生に同じ評価がつき、英語学力の絶対的な評価がなされていない。成績評価と学生の学習モチベーションの関係や、大学全体として

の成績評価のあり方も考慮しながら、傾斜評価についても検討すべきであろう。

第三に、実際に習熟度別クラス編成にしたことで、英語力やそのモチベーションにどのような効果が見られるのか、データに基づいてその効果を実証していくことが必要であろう。

最後に、前述したように、TOEIC Bridge プレイスメントテストを言語カリキュラムの体系的枠組の中の一部として捉え、その他の要素との相互関係を考慮していくことが、本学の語学プログラム全体をよりよい方向に導く鍵であると考察する。

第3章 TOEIC受験を支える「SUACオンラインTOEICシステム」

3-1

前述の通り、TOEIC Bridgeを大学に導入するには、考慮すべき多くの要点がある。高校を卒業し、大学入試に合格した大学レベルの学生は、受験用の暗記学習から離れ、知識と専門技能の修得に焦点を置き始めるべきである。学生や教員の中には、試験準備に重点を置き続けることを良しとしない向きもあるだろう。だが、TOEICに精通し、目標を持ってスコアを上げるべく試験勉強に時間を費やすことは重要である。その理由について深く論じることは本論の目的外となるために言及を避けるが、本学のTOEICシステムを論じる際には常に意識する必要がある。

日本における英語教育の現実として、新規雇用や昇進のときに英語能力を求める企業はTOEICを用いて、その英語能力を評価する。意図しているかどうかに関わらず、この現実と言語指導者と学習者の双方に影響を与える。TOEICは、「バックウォッシュ」または「ウォッシュバック」として知られているものを誘因とし（Chang, 2000）、管理、教育、教育課程における方針に影響を及ぼす可能性がある（Biggs, 1996）。従って、学生や言語指導者にTOEICの点数を上げる必要がある場合、大学のカリキュラムにおいてTOEIC学習を適切に位置づけることが大切である。TOEICはカリキュラム外で実施される民間の試験なので、教育者や管理者は、授業時間から試験準備のための時間を過度に割くことがないように注意しなければならない。さらに、大抵の試験勉強は独学でもできるため、学生たちを支援して進捗状況を監視し、また自学自習を奨励する適切なシステムが重要になる。このように、学生が学習しながらフィードバックできるシステムが不可欠なのである。

TOEIC Bridgeは、学生にTOEICの概念を紹介し、大学での学習開始時における各自の英語レベルを測定するものである。先に報告された通り、このデータはクラス編成および目標設定に有効であるが、さらに重要なのはTOEIC Bridge受験後の支援システムである。

本章では、本学の英語教員が通常の英語学習や、また特にTOEICの学習に関して学生を支援するシステムについて報告する。末尾に、「SUACオンラインTOEICシステム」から得た現在のデータと学生の実績に関する結果を示す。

3-2 SUACオンラインTOEICシステム

静岡文化芸術大学は、2010年4月にTOEIC Bridgeを「英語コミュニケーションⅡ・Ⅳ」のプレイスメントテストとして導入したが、これまでも数年間にわたってTOEIC支援システムを実施してきた。これから説明する「SUACオンラインTOEICシステム」は、共通の宿題や追加得点、TOEIC団体受験（Institutional Testing Program：ITP）やオンラインTOEIC練習システムについての方針も中に含んでいる。図6は本システムのスクリーンショットである。本システムは、言語教材開発、ウェブサイトおよびデータベース開発の技能に長けた本学および立命館大学の英語教員の協力で制作された大学独自のウェブベースのプログラムである。立命館大学理工学部との深いパートナーシップがなければ、本システムの継続使用はありえない。本学の教員や学生は、立命館大学より多くの技術サポートを得ながら、立命館大学が管理するオンラインTOEIC練習システム開発に貢献し、システムを使用している。さらに、本学の常勤および非常勤英語教員の協力で、カリキュラムにTOEICシステムを組み入れることが可能になった。本学におけるTOEIC練習実施状況を簡単に説明してから、各データを提示したい。

「SUACオンラインTOEICシステム」は、学生に英語の練習機会を与え、TOEICテストの構造に精通するように設計されている。同じ条件下では、受験したことのある学生の方が、受験したことのない学生より通常良い成績を取る（参照：Koelbleitner, Gustavsen, Alberding, 2007）。TOEICの説明、形式、ペースを知ること、結果が異なってくる。学生は、受験の時間配分についても学習することができる。本学のTOEICシステムは、実際のTOEICテストを基にしたリスニング、文法、リーディング練習などの7項目から構成されている。英語の授業科目である「英語コミュニケーションⅠ～Ⅳ」及び「英語上級Ⅰ～Ⅳ」を履修している学生は、共通課題の1つとして、本システムを使用する必要がある。学生は、各学期の最初の月に130問の質問に正解し、翌月に、別の110問の質

問に答えなければならない。この宿題を完了していない学生は、学期末の成績から減点されることになる。これらの宿題は、TOEIC団体受験の試験日に対応するように設定されていて、試験前に学生の学習意欲を喚起することにも一役買っている。試験を受けて、必要最低限以上の点数を取得した熱心な学生には、学期末までにもう一セット練習問題を解答すると、追加得点が与えられる。

これらの共通方針については、常勤および非常勤英語教員で議論・検討し、全教員の同意を得ているために、本プログラムは成功しているといえる。学生は、秀逸なオンライン・システムにアクセスできるだけでなく、英語教員全員が一丸となって、本学における英語カリキュラムのTOEIC学習を支援しているのである。

3-3 「SUAC オンラインTOEIC システム」のデータについて

オンラインTOEICシステムのデータベースは、各学期末にリセットされ、各学年の開始時に更新される。このメンテナンスで、ウェブマスターはシステム使用の現在の統計値を保存し、毎年、新入生のデータを入力することができる。図7は、2010年度前期における本システムの統計値を示すスクリーンショットである。2010年度前期には、400人以上の学生が本システムを使用し、過去数年間においても各学期毎に500人ほどの学生が使用している。表2はTOEIC団体受験の平均点・上位点・受験者数を、表3はSUACオンラインTOEICシステムの利用状況を示している。また、英語科目を履修していない学生でも、本システムを使用することができる。実際、上級生は、英語能力を要件とする就職口を得るために、このTOEICテストを受験前の復習として役立てている。共通のTOEICの宿題およびカリキュラム全般の方針に関する詳細情報については、次のURLを参照していただきたい：http://www.suacletters.com/suacletters/SUAC_TOEIC.html。

図6：オンラインTOEICシステム問題例

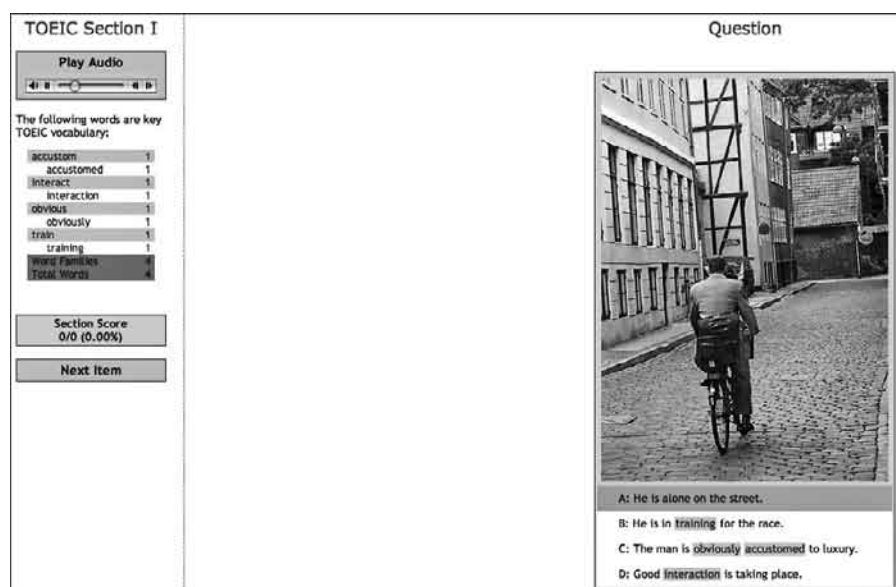


図7：TOEIC システム統計

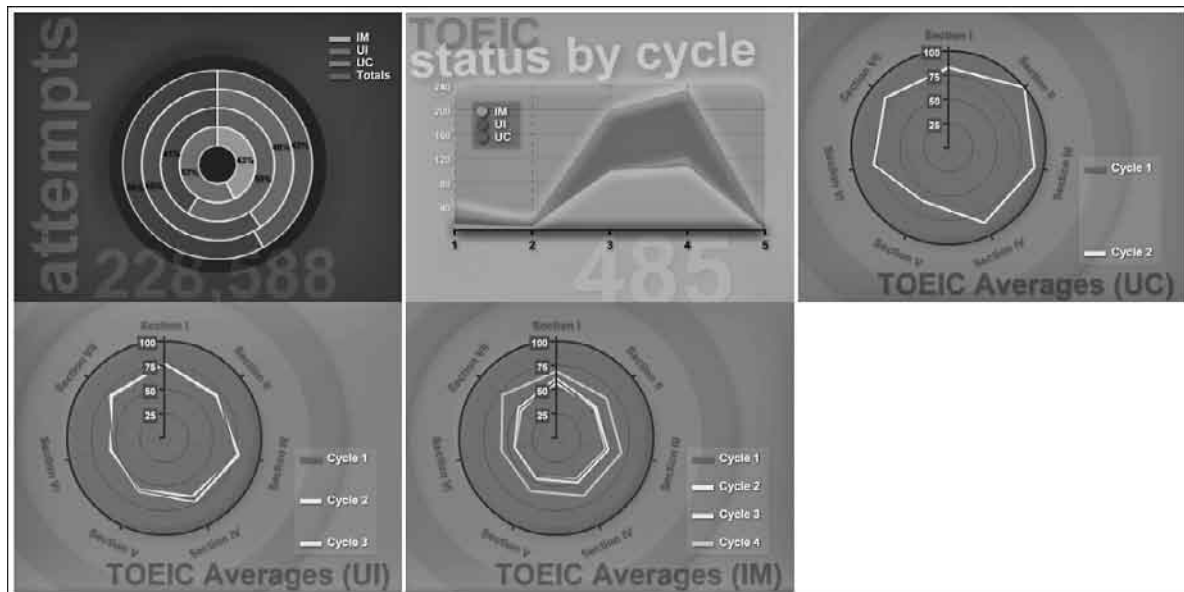


表2：TOEIC団体受験の平均点・上位点・受験者数

SUAC TOEIC ITP Data				
	May 2009	July 2009	May 2010	July 2010
Average	507.4 点	492.6 点	473.4 点	471.4 点
High scores	830 点	855 点	775 点	820 点
	780 点	820 点	760 点	785 点
	750 点	760 点	755 点	735 点
	745 点	755 点	750 点	725 点
# of Test takers	131	147	169	177

表3：SUACオンラインTOEICシステムの利用状況

SUAC TOEIC System Usage			
	Spring 2009	Fall 2009	Spring 2010
# of students using the system	528	447	485
# of questions completed	234,816	187,959	228,588

第4章 「英語コミュニケーションⅡ・Ⅳ」(1年次、国際文化学科)のクラス編成

4-1 経過と実施方法など

開学以来、1年次開講のリーディングを中心とする英語科目のクラス編成に関して検討を重ねてきたが、この「英語コミュニケーションⅡ・Ⅳ」が必修科目でないこと、また、入学式・ガイダンス時には様々な行事が詰まっていた、履修するであろう学生だけを集めて試験をすることの困難さ、試験の採点を短時間でやることの困難さ、もし外部試験を利用した場合にはその経費をどこから出すのかなどの問題から、習熟度別のクラス編成は行わずに、学籍番号によってクラス分けをしてきた。ところが、TOEIC Bridgeというプレイスメント用の試験ができて、国内の多くの大学で利用し始めているという情報を得、2010年度4月に試行的に国際文化学科の新入生（履修希望者のみ）を対象に実施してみることにした。本章では、その実施経過、結果報告、および学生・教員の反応、今後の課題についてまとめた。

TOEIC Bridgeの利点は、まず、試験実施後数日で結果を入手でき、次に、本学で行っている「SUACオンラインTOEICシステム」に学生をつなげていくことができるということ、また、毎年TOEIC Bridgeを実施することで、入学してくる学生の英語力の推移を把握することができるという点にある。加えて、結果をエクセルのデータファイルで入手できることから、その後のクラス分けや統計処理が簡単にできるという利点もある。

試験は新入生ガイダンスの2日目の時間を利用し、「英語コミュニケーションⅡ」を受講予定の学生全員に受験するように指示した。実施にあたっての問題点としては、試験時には受講を考えていなかった学生が、TOEIC Bridgeが終わってから、「やはりわたしも英語コミュニケーションⅡを履修したい」と言い出してきた学生が数名いたことである。英語コミュニケーションを受講する・しないにかかわらず、全員に受けさせるような形にした方がよいと思われる。新入生の英語力を測るという意味でもその方が適切だろう。また、テストのために受験料(2,100円：賛助会員価格)が必要になるということに抵抗を感じた学生も少なからずいたようである。今後、プレイスメントテストの受験料をどこから出すかについてさらに検討していきたい。

4-2 テスト結果とクラス分け

クラス分けについては、英語がよくできる学生たちのクラスを1クラスとそれ以外の学生たちのクラスを3クラス作ることにしていた。おおよそTOEICで450点以上ぐらの学生で1クラスを作り、それ以外の学生を3クラスに均等に分けることを予測していたのである。TOEIC Bridge とTOEICテストに関しては、各スコアを比較するための換算表があるので、これを参照していただきたい。

表4 TOEIC Bridge とTOEICテストのスコア比較表^{xi}

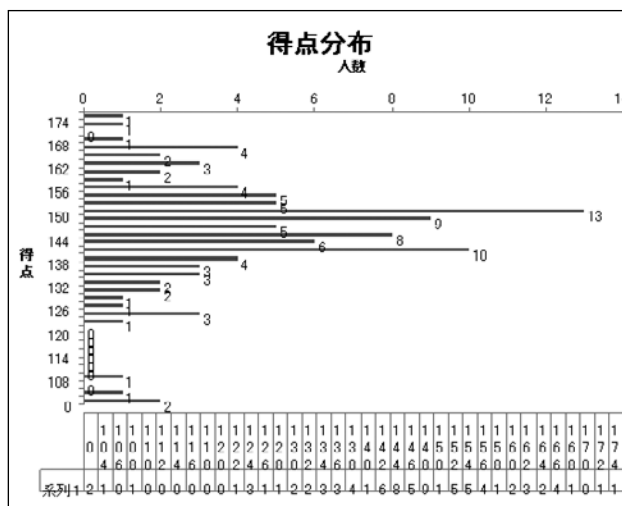
TOEIC Bridge	TOEICテスト
90	230
100	260
110	280
120	310
130	345
140	395
150	470
* <153>	<500>
160	570

(*ここだけ筆者推定の数字)

実際にTOEIC Bridgeの結果を見てみると、予想よりもはるかに点数が上であった。最高点が174点、最低点が104点、平均点が146点で、これは全国の私大平均、国公立平均を上回るものであった。

表5 TOEIC Bridge 得点分布

TOEIC Bridge	SUAC 1年生人数
170~179	2
160~169	12
150~159	28
140~149	38
130~139	14
120~129	6
110~119	0
100~109	2



全受験者102名中、TOEICの470点にあたるTOEIC Bridge150点以上が42名と、予想していたよりかなり優秀な学生が多く入学してきたことが分かった。その結果、全体の4分の1を超えない範囲でAクラスのメンバーを決定するという方針に従い、得点154点以上の24名をAクラスに、それ以外の78名（実際には試験を受けなかった学生3名を加えたので81名）をそれ以外の3クラスに振り分けた。Aクラス以外の学生の得点分布をみると、150

点以上が18名、140～149点が38名、130～139点が14名、120～129点が6名、110点以下2名、未受験者3名となっている。そのため、今度は同じBクラスでも学生たちの英語能力が100点台から152点まで開いてしまい、すなわち、普通のTOEICテストに換算すると200点台後半から500点近くまでと、英語能力の差が大きいという結果になった。そこで、Bクラスの上位者とAクラスの下位者とでは、ほとんど英語能力に差はない。150点以上が42名いたので、今年は上位クラスを2クラス作ることでもできたかもしれない。

今年は得点分布がかなり上位に固まる形になったが、毎

年どのようになるかは試験結果を見えるまで分からない。今年度は最初によくできるクラス1クラスとそれ以外のクラスに分けるという方針を立てて、それに基づいてクラス編成をしたのだが、今後は毎年試験結果を見てから、Aクラスを幾つ作るかを決めるという形の方がより望ましいであろう。

4-3 クラス編成についてのアンケート

今回、TOEIC Bridgeによるクラス分けは初めてということで、実際に受けた学生にアンケートを実施し、96名から回答を得た。

表6 「英語コミュニケーションⅡ」クラス分けについてのアンケート

		A	B1	B2	B3	計
クラス分けをするのは	よい	17	15	11	19	62
	よくない	3	0	2	0	5
	どちらでもよい	2	10	9	7	28
	無回答	1				1
能力分けによるクラスで授業を受けてみて	よかった	17	10	7	15	49
	よくなかった	3	3	3	4	13
	どちらでもよい	3	12	12	7	34

まず、テストによってクラス編成することの是非については、①「よい」－62名(64.58%)、②「よくない」－5名(5.21%)、③「どちらでもよい」－28名(29.17%)、無回答1名と、6割以上の学生がよいと認めていることが分かった。また、Aクラスの学生については23名中17名(73.91%)が「よい」と回答しているので、非常に多くの学生がテストによるクラス編成を是認していることになる。

TOEIC Bridgeプレイスメントテストが「よい」理由としては、「レベルに合った授業が受けられる」、「自分のレベルが分かる」、「やる気が出る」などという意見が多かった。「よくない」理由としては、「好きな先生の授業が取れない」、「数点の差で上のクラスに入れなかった」、「下のクラス内のレベル差が大きくなる」などという意見が見られた。また、「どちらでもよい」と答えた学生からはクラス分けの方法そのものについての意見があり、「能力分けが中途半端だった」、「上のクラスだけ作るのではなくて、そのほかにも能力別にしたほうがよい」、「上のクラスばかりレベルが上がる」というような声があった。これについては、今後の課題として検討していきたい。

次に、実際にレベル別のクラスで授業を受けた感想としては、①「よかった」－49名(51.04%)、②「よくなかった」－13名(13.54%)、③「どちらでもよい」－34名(35.42%)と半数以上がよかったと答えているが、ここでも今後の課題につながるような意見が幾つか見られた。

「よかった」理由としては、「課題は大変だったが、英語の能力が上がった気がする」、「レベルの高い環境に身を置くことで英語が上達した」、「みんなのレベルが高くて、もっと頑張ろうと思えた」という意見がAクラスからは寄せられた。一方、それ以外のBクラスからは、「自分

のレベルに合っていた」、「みんな同じぐらいで安心した」、「わかりやすかった」などという声が聞かれた。「よくなかった」理由としては、「話がむずかしくてついていけない時があった」、「高校よりも簡単でゆるかった」など、自分のレベルに合っていないと感じた学生からの意見のほか、「教員によって難易度に差がある」、「クラス内での能力の差が大きすぎた」、「低いクラスは低いで分けてほしい」というクラス分けの方法についての意見も聞かれた。

4-4 今後の課題

1年目のクラス分けの結果を振り返ってみて、問題点としては主に、(1)実施方法について、(2)クラス分けの方法について、(3)授業の内容について、という3つの点から考えることができるだろう。

まず、実施方法については、すでに述べたように、受験の費用の問題がある。クラス編成だけのために費用を払うことに抵抗がある学生もいることから、なんとか大学の経費を計上してもらえないか、その方向性を模索したい。そのことによって、受験対象も英語コミュニケーションを受講する学生だけでなく、新入生全員に受験させることも容易になると考えられる。

次にクラス分けの方法についてであるが、今年はよくできる学生のクラスを1クラス作るということをあらかじめ決めておいたのだが、実際には予想以上に高得点の学生が多かったことから、下のクラス内での学生の能力差に対する不満の声が聞かれた。可能であれば、テストの結果によって、クラス編成を柔軟に変えていくのが望ましいと考えられる。ところが、現在は、前年度の12月に次年度のシラバスを提出しなければならない都合上、各英語教員の担当クラスや教科書を決定せざるを得ない、というのが実

情である。実際の新入生のレベルに合った授業を行うためには、教材の選定についても十分考慮する必要があるだろう。

そこで、3つ目の授業の内容についてという問題が上がってくる。今回のアンケートでも「先生によってやっている内容が違う」という声がかかり聞かれた。今年度は、シラバスの提出期限の問題もあり、各担当教員が上位クラスを持つか、中低位クラスを持つかだけを決めて、使用テキストについては各教員に任せるという形をとった。ところが、前述したように、学生の得点によってA・B各クラスのクラス数を決めるということになれば、新学期的の授業が始まる直前までクラスで使用するテキストを決められないことになる。この点については、現在英語担当教員の間で議論しているところであるが、まず、クラスごとの到達目標を決め、「英語コミュニケーションⅡ」であれば、リーディング、ライティングを行うという部分は共通にしておいて、その到達目標にしたがって、扱う教材を変えていくというような方向である程度の統一性を持たせることができると考えている。

以上、現在の日本における英語教育の流れ、そして本学における新しい取り組みの結果分析と今後の課題について考察した。

- i 鳥飼玖美子『TOEFL・TOEICと日本人の英語力——資格主義から実力主義へ』講談社、2002年。8ページ。鳥飼玖美子氏は現在、立教大学異文化コミュニケーション研究科教授。
- ii 「ETSの公式ホームページ」(<http://www.ets.org>)
- iii 鳥飼、75ページ。
- iv (<http://www.toEIC.or.jp/toEIC/about/what>)
- v 実施する団体（企業や学校）の都合に合わせて随時実施できるTOEICのことで、IPテスト（Institutional Program）とも呼ばれる。
- vi 財団法人国際ビジネスコミュニケーション協会「TOEIC Bridge DATA & ANALYSIS 2009: 2009年度受験者数と平均スコア」（2010）の資料による。
- vii (<http://www.cuc.ac.jp/gpac>) 現在、ソウル国立大学、台湾国立政治大学、北京大学、ベトナム国立大学、慶応義塾大学、名城大学、千葉商科大学の7大学が加盟している。
- viii 安田正「日本人に本当に必要な英語を目指そう：ビジネス英語研修の現場からの提案」『英語教育』（2009年8月号）、大修館書店。20～21ページ。
- ix 斎藤兆史「英語能力試験依存症、母語話者至上主義、そして訳読について」『英語教育』（2009年8月号）、大修館書店。41ページ。
- x 学習経験のプロセスそのものを目的とした(Nunan, 1988b) 学習方法。例えば、1つのテーマについて資料を読み、視聴覚教材からの情報を得て、それをもとに自分の考えをまとめ発表するといった一連の学習（岡崎、1997）。
- xi リーディング、スピーキング、ライティング、リスニングのように個々のスキルに焦点をあてて学習する方法(Dubin & Olshtain, 1986)。
- xii 参照 (<http://www.toEIC.or.jp>)。

参考文献

- Biggs, J.B. (Ed.) (1996). Testing: To educate or to select?. *Education in Hong Kong at the Crossroads*. Hong Kong: Hong Kong Educational Publishing Co.
- Brown, J. D.(1996). *Testing in language program*. Upper Saddle River, NJ: Prentice Hall.
- Brown, J. D.(2005). *Testing in language programs: A comprehensive guide to English language assessment*. New York: McGraw-Hill College.
- Chang, L. (2000). Washback or Backwash: A Review of the Impact of testing on Teaching and Learning. Retrieved from www.eric.ed.gov
- Dubin, F. & Olshtain, E. (1986). *Course Design*. New York: Cambridge University Press.
- Koelbleitner, C., Gustavsen, E., and Mark Alberding. (2007). An Examination of the Proposed Use of the TOEIC at Asia University. *The Center for English Language Education Journal*. Asia University, Japan. Retrieved from, www.asia-u.ac.jp/cele/cele_celejournal.htm
- McCrum, Robert. (2010). "Glöb · ish", *Newsweek* (June 21, 2010).
- Nunan, D. (1988b). *The Learner-Centered Curriculum*. New York: Cambridge University Press.
- Sugiura, K.(2009)."Needs Analysis of EFL Students and Teachers:Towards Making Connection among Academic Reading Class, Seminar Class and Lecture." *SUAC Bulletin*, 10, 11-21.
- TOEIC Bridge(2010).*TOEIC Bridge® DATA & ANALYSIS 2009* [Data file] Retrieved from <http://www.toEIC.or.jp/bridge/data/document.html#a>

- 岡崎万紀子(1997).「コミュニケーション能力育成のための大学英語教育カリキュラム作成」『神奈川大学国際経営論集』12: 143-158.
- 小串雅規(2010).「到達目標をめぐる」『英語教育』（2010年10月号）、大修館書店。
- 斎藤兆史(2009).「英語能力試験依存症、母語話者至上主義、そして訳読について」『英語教育』（2009年8月号）、大修館書店。
- 清水裕子(1998).「英語プログラムとブレイクメント・テスト——2種のテスト結果の分析をもとに——」『立命館経済学』47: 359-273.
- 鳥飼玖美子(2002).『TOEFL・TOEICと日本人の英語力——資格主義から実力主義へ』講談社。
- 中鉢恵一(2009).「FDと英語教育」『南山大学経済論集』73: 116-125.
- 安田正(2009).「日本人に本当に必要な英語を目指そう：ビジネス英語研修の現場からの提案」『英語教育』（2009年8月号）、大修館書店。

- 財団法人国際ビジネスコミュニケーション協会「TOEIC Bridge DATA & ANALYSIS 2009: 2009年度受験者数と平均スコア」(2010)(資料)
- 財団法人国際ビジネスコミュニケーション協会「TOEIC Bridge Newsletter No.17」(July 2010)

参考URL：

- 「TOEFL公式ホームページ」<http://www.ets.org/toefl>
- 「CIEE ETS日本公式サイト」<http://www.cieej.or.jp/toefl>
- 「TOEIC 公式ホームページ」<http://www.toEIC.or.jp>

黄帝はバビロンより来たり ——ラクーペリ「中国文明西來說」および東アジアへの伝播（その一）

Babylonian origins of Huang Di (The Yellow Emperor) : Lacouperie's Sino-Babylonianism and its spread to East Asia (I)

孫 江

文化政策学部国際文化学科

SUN Jiang

Department of International Culture, Faculty of Cultural Policy and Management

本稿では、近代知の生産と流通という角度からヨーロッパの中国文明西來說について考察する。

一八八〇年代から一八九〇年代にかけて、ラクーペリは一連の研究のなかで、黄帝は両河流域のバビロンから移住してきたのであり、ゆえに中国人（漢人）の祖先はバビロンのカルデア人であった、という仮説を提出した。ラクーペリは、ビクトリア時代のイギリス経験主義の学問的潮流のなかで注目されたアッシリア学研究から多くのヒントを得た。彼は中国語とカルデア語を比較し、文献と出土品をつき合わせて両者の共通点を見いだすという自らの方法を「言語科学」、「歴史科学」と見なしていた、その研究は当時のヨーロッパ流の東洋学者から批判を受けた。

しかし、ラクーペリの「西來說」は明治期日本に伝わった後、日本の中国研究者たちの間で大きく注目された。反対派桑原隲藏と擁護派三宅米吉、白鳥庫吉の意見対立は、成立したばかりの日本の東洋学がヨーロッパの東洋学に出会った際に遭遇した一つの問題を照らし出している。白河次郎・国府種徳がラクーペリの「西來說」をその著『支那文明史』（一九〇〇年出版）のなかに取り入れたことは、後に「西來說」が中国で受容される直接的なきっかけとなった。

一九〇三年、『支那文明史』の四種の中国語訳は東京と上海でほぼ同時に刊行された。清朝打倒を目指す革命者や「国粋派」は、政治的目標の実現や漢族アイデンティティの確立という観点から「西來說」に関心を寄せた。しかし、その一方で、「西來說」が逆に漢族の外来性を際立たせてしまい、排満革命の政治目標に合致しないことに気づくと、彼らは躊躇なくそれを捨てた。

近代中国のナショナリズムに関するこれまでの研究は、ほとんどの場合、近代中国のナショナリズムを直線的な歴史叙述のなかに組み入れており、そのため、異なるテキスト同士の相違が見逃されがちである。それに対して、本稿は「西來說」の受容に対する考察を通じて、異なる視点からの問題提起を試みた。

This paper traces the European theory of Sino-Babylonianism from the vision of the production and re-production of modern knowledge.

During 1880s-1890s, Terrien de Lacouperie proposed a hypothesis that Chinese migrated from Chaldea of Mesopotamia in prehistoric times. Lacouperie asserted that his opinion was set up by comparative methods called "language science" and "history science". Lacouperie got many hints from Assyriology in the age of Victorian Britain, but he was strictly criticized by first-class Sinologists at that time.

Nevertheless, Japanese Sinologists paid attention to Lacouperie's theory from 1890's to 1910's. Jitsuzo Kuwabara criticized Sino-Babylonianism, but Yonekichi Miyake and Kurakichi Shiratori supported this idea. In 1900, Jirō Shirakawa / Tanenori Kokubu reiterated Lacouperie's opinion in their book *History of Chinese Civilization*. This book had an enormous influence on Chinese intellectuals when it was translated into Chinese.

In 1903, four different Chinese translations of *History of Chinese Civilization* were published in Tokyo and Shanghai. Those who were interested in Sino-Babylonianism were mainly anti-Manchu revolutionists and Chinese conservatives. They wanted to create a racial revolution through constructing Chinese identity. However, they discarded this idea immediately without hesitation as soon as they discovered that the Han(Chienese) themselves would be described as immigrants according to Sino-Babylonianism.

In conclusion, this paper questioned the historical narrative which describes modern Chinese nationalism as a linear history, neglecting the differences among the various texts.

はじめに

- 一、「言語科学」から「歴史科学」へ——ラクーペリの中国文明「西來說」について
- 二、オリエンタリズムと東洋学の間——明治日本における中国文明「西來說」の受容

はじめに

一八九四年、フランス系イギリス人研究者ラクーペリ(Terrien de Lacouperie)は、その著『中国上古文明の西方起源』において、中国文明の起源に関して次のように述べている¹。

紀元前二二八二年、両河流域のカルデア国王ナクフンテー(Nakhunte)はバク族(Bak tribes)を率いてカルデアを出発し、崑崙山を越え、幾度もの困難を経て中国西北部の黄河上流域に辿り着いた。その後、バク族は四方を征伐して文明を伝播し、最終的に中国

歴史の基礎を打ち立てた。

NakhunteはNaiHwangtiとも言い、すなわち黄帝のことである。バク族(Bak tribes)は「百姓」(Bak Sings)の別の発音である。ここで注目すべきは、中国の歴史書において文明の始祖、帝王系譜の起点と崇められた黄帝は、遠い西にある両河流域のバビロンから移住してきたのであり、ゆえに中国人（漢人）の祖先はバビロンのカルデア人であった、というラクーペリの中国文明西方起源説（以下便宜上「西來說」と称する）である。

ヨーロッパの東洋学研究において、中国文明の起源が西方にあるという議論はしばしばなされているが、そのなかでラクーペリの「西來說」は当時においてもその後もけって主流をなす見解ではなかった。しかし、興味深いことに、ラクーペリの「西來說」が東アジア世界に伝わった後、日本と中国で少なからぬ賛同者を得た。日本では、一九〇〇年、白河次郎・国府種徳の『支那文明史』がラクーペリの「西來說」を紹介している。明治期に出版された中

国の歴史を題材とした数多くの大衆向けの書物の一冊であった『支那文明史』は、一九〇三年に中国語に翻訳された。これをきっかけに、ラクーペリの「西來說」は中国知識人の間で大きな反響を呼び、歴史教科書に取り上げられるほどであった。一九二〇年代、考古学の発掘と研究が進むにつれ、ラクーペリの「西來說」は再び注目を浴びたが、繆鳳林²、顧頡剛³はこれに対して批判や疑問を呈した。そして、南京国民政府成立後の一九二九年、何炳松⁴、金兆梓⁵なども相次いで「西來說」を批判した。批判の矛先はラクーペリの「西來說」だけではなく、清末期に「西來說」を翻訳・紹介した蒋智由にも向けられた。一九三〇年以降、ラクーペリの「西來說」は公共知識を普及する歴史教科書から姿を消した⁶。

一九九〇年代、中国近代ナショナリズムの起源の問題が注目を浴びるなかで、「西來說」は再び議論されるようになった。議論の焦点となったのは、黄帝は清末期にどのようにナショナリズムの象徴として作られたか、という点である。これに関連して、黄帝の起源をめぐる「西來說」も議論された。孫隆基によれば、清末ナショナリズムの象徴的符号であった「黄帝」と「支那」はいずれも日本から中国に入ったものであった⁷。二一世紀に入ってから、石川禎浩は日本との関わりを中心に黄帝の起源と黄帝肖像の由来について分析し⁸、楊思信と李帆は清末期の中国におけるラクーペリ「西來說」の伝播の概況を整理した⁹。近年、吉開将人はラクーペリの「西來說」と苗族「先住説」とを関連させて中国における多民族史観の形成について考察した¹⁰。韓子奇(TZE-KI HON)は中国における「西來說」受容のプロセスを概観したうえで、中国におけるネーション・ステートの想像は時間の階梯序列から空間の階梯序列へとという変化の過程を辿ったと指摘している¹¹。これらの研究とほぼ同じ時期に、筆者も近代中国の歴史記憶とアイデンティティ形成に関する研究のなかで「西來說」の問題を取り上げた¹²。

「西來說」をめぐるのは、なお数多くの問題が解決されていない。今日においてほとんど顧みられないラクーペリの中国文明「西來說」はどのような背景のなかで形成されたか。「西來說」が中国で受容される際に、日本はどのような役割を果たしたか。清末期の中国知識人はなぜ「西來說」に関心を寄せ、「西來說」をどのように受け止めたか。何よりも、「西來說」に関するこれまでのほとんどの研究は、「西來說」を近代中国ナショナリズムの直線的な叙述(linear narrative)に組み入れたため、異なるテキスト同士の相違は見逃され、歴史的な概念としての「西來說」が生産・再生産されたプロセスは単純化されがちである¹³。

こうした点を踏まえて、本稿では、従来の研究で必ずしも充分考察されていないラクーペリ「西來說」の内容について検討したうえで、近代知(modern knowledge)の生産と流通という角度から明治末期の日本と清末期の中国における「西來說」の受容のプロセスについて考察する。

一、「言語科学」から「歴史科学」へ——ラクーペリの中国文明「西來說」について

これまでの研究において、ラクーペリの「西來說」とは対照的に、ラクーペリ本人の生い立ちについてはほと

んど触れられていない。ラクーペリの死去から間もない一八九四年六月、彼が編集長を務めた雑誌『バビロンと東方記録』(*The Babylonian and Oriental Record*)に、ラクーペリの同僚で同誌の編集補佐H. M. Mackenzieが書いた弔文が掲載されている。筆者の知る限りでは、この文章はラクーペリの生涯に関する最も詳細かつ信憑性の高い記述である¹⁴。それによれば、ラクーペリは一八四四年にフランス北西部のHavreに生まれたが¹⁵、ラクーペリはしばしば自分の祖先はイギリス人であり、一七世紀にイギリス南西部のCornwallからHavreに移住したと述べている。幼少のとき、ラクーペリは工場経営の父親とともに香港に移住し、現地で母語であるフランス語に匹敵するほどの流暢な中国語と英語を習得し、イギリス人の生活スタイルを身につけた。フランスに戻った後、ラクーペリはフランスの法律やフランスの生活に馴染まないためイギリスに移住し、イギリスの国籍を取得した。一八七四年、大英博物館のS. Birch博士との出会いをきっかけに、ラクーペリは大英博物館のR. S. PooleおよびR. K. Douglasと親しくなり、印度局(*India Office*)のヘンリー・ユール(Henry Yule)から財政的援助を得た。ユールは当時イギリスにおける中国研究の代表的人物であり、後述するように、彼も「西來說」の支持者の一人であった。ラクーペリは一時ロンドン大学でインドシナ語の教授を務めたが、これは無給のポストであった。経済的に決して裕福とはいえないラクーペリは、ほとんどすべての金を『バビロンと東方記録』誌の編纂と出版に費やした。そのため、彼の死後、その末亡人は困窮な生活を強いられた¹⁶。一、二の外国の大学で名誉学位を授与されたことや、碑銘学術賞を授与されたことを除けば、「西來說」に関する数十冊にのぼる本の出版はラクーペリの主要な業績であったといえるだろう。

「西來說」は、ラクーペリが当時ヨーロッパで盛んに行われたアッシリア学(*Assyriology*)研究に基づいて、その著『中国上古文明の西方起源』(一八九四年)のなかで提起した仮説である。四一八頁におよぶこの本は、主にラクーペリが一八八九年から一八九四年にかけて『バビロンと東方記録』に発表した論文をまとめたものである。文献引用の部分が本文を上回り、全体的に、研究書というよりも読書ノートと言うべきであろう。そのなかで、ラクーペリは中国の歴史を六つの時期に分けて、バク族が西アジアから移住してきたとされる時から後漢、三国時代までの中国がアッシリア・バビロン、エジプト、インドから受けた影響について、言語、習俗、出土品などの角度から論証している。それによれば、『周易』のなかにアーリヤ語(*Aryan*)の単語が含まれており、中国の占星術はカルデアの占星術や妖術に似ている。そして、中国の神話にはペルシャ、エジプト、インド、バビロンの神話の痕跡が残されている。バク族が中国の西北地域に居住してから発行した金・銀・銅の貨幣の図案は、西アジアに起源をもつ母性のイメージに基づいたものである。これらは古代の三つの交易ルート——西方(新疆経由)・西南(雲南・四川経由)・東海(山東経由)——を経て伝わったものである¹⁷。第八章以降はそれまでの内容の重複あるいは補足である。第八章(二六四～二九〇頁)は主に西王母と紀元前九八六年の穆天子西征に関する考察である。ラクーペリによれば、現代と違って、古代文献のなかには西王母を女性として描く

記述は見当たらない。西王母は黄帝がバク族を率いてトルキスタンを通った時見た花の国（*Flowery Land*）であり、堯・舜・禹はいずれも西王母と関わりがある。中国の古籍『穆天子伝』が描いたのは、穆王が長い苦しい旅を経て西王母を訪れた時の物語である。第九章（二九一～三二五頁）では、言語学と東西交通の角度から「西來說」を論じている。それによれば、「百姓」は「百の姓」という意味ではなく、カルデア語で王や富を象徴する *Bak Sing* に由来した言葉である。第十章（三一六～三三七頁）では、バク族が西アジアから中国に移住したことに關する伝説を考察している。第十一章（三三八～三七二頁）は、第三、第四、第七、第八、第九章の内容に対する補足である。第十二章（三七八～三九七頁）では、黄帝が紀元前二二八二年にバク族を率いて中国に到着したとされる年から西暦二二〇年までの間における土着の中国人と外来文明の關係に關する年表である。以上がラクーペリ『中国上古文明の西方起源』の概要である。

ラクーペリの生前も彼が死去した後も、『中国上古文明の西方起源』を含むラクーペリの「西來說」關連の著作や論文に対するヨーロッパの東洋学者の反応は冷ややかなものであった。Mackenzi は前出の弔文のなかで、ラクーペリの研究は同時代イギリスの学界に対する「沈黙の抗議」（*silent protest*）であったとしている¹⁸。一八八八年六月、ラクーペリ「西來說」の支持者で、アッシリア学の代表的な研究者である A. H. セイス（Archibald Henry Sayce）は、『ネーチャー』（*Nature*）誌に掲載された論文のなかで、ラクーペリが『王立アジア学会誌』（*Journal of the Royal Asiatic Society of Great Britain and Ireland*）に発表した『易経』および漢字出現以前の中国文字に關する論文を紹介し、ラクーペリの「西來說」を高く評価した後、「私は東洋学者たちに対し、ラクーペリの結論は立証できるかどうかを問いたい。バビロン研究において、ラクーペリはアッシリア学者からの批判を恐れる心配はない」、と述べている¹⁹。

一方、ヨーロッパの東洋学者たちはラクーペリの研究に疑問を呈した。中国の古典「五経」の英訳者でオックスフォード大学教授 J. レッグ（James Legge）——ラクーペリは『中国上古文明の西方起源』のなかで彼が蔑みの目で自分の「西來說」を見ていることに言及している——は、中国の文字がそれより後の時代に出現した文字から影響を受けたとするラクーペリの比較言語学研究は方法論的に間違っていると指摘している²⁰。一八九〇年三月、レッグはビクトリア学院（*Victoria Institute*）に提出した論文のなかで黄帝に關するラクーペリの議論を批判した²¹。これに対して、ラクーペリはレッグの文章は「非科学的言語」で書かれた通俗のものであると反撃している²²。

ラクーペリを批判するもう一人の東洋学者はライデン大学の教授 G. シュレーゲル（Gustave Schlegel）であった。一八九一年、ラクーペリは『バビロンと東方記録』誌に論文を掲載し、中国の占星術を少なくとも一四六七一年前にまで遡ることができるというシュレーゲルの分厚い著書（*Uranographie Chinoise*）の論点を批判している²³。これに対して、シュレーゲルは、H. コルディエ（Henri Cordier）と共編の『通報』（*T'oung Pao*）に反論の文章を掲載し、自らの考えは中国側の文献に基づいたものであ

り、確固たる根拠がない限り、中国文明はインド、カルデアもしくはほかの西方の国から輸入されたという考えは拒否すべきであるとし、故にラクーペリの「西來說」を認める「真の東洋学者は一人もいない」と一蹴した²⁴。

ラクーペリがヨーロッパの東洋学研究を代表する二人の学者 レッグ と シュレーゲル の批判を受けたことから、その「西來說」が東洋学の主流に認められなかったことが分かる。ここで重要なのはラクーペリの「西來說」そのものの真偽を問うのではなく、「西來說」の内容および「西來說」が生まれた学問的背景を明らかにすることである。

前述の『中国上古文明の西方起源』のほかに、ラクーペリは数多くの「西來說」關連の著作や論文を発表した。以下は『中国上古文明の西方起源』以外の主な著作における「西來說」關連の部分の概要である。

1) 『中国文明の初期の歴史』。これはラクーペリが大英博物館で行った講演に基づいて編纂されたものである。そのなかで、ラクーペリは中国の言語と書物の特徴について紹介し、自らが長年「言語科学」の方法を用いて、古代の漢字とアッカド語（*Akkadian*）、エラム語（*Susian, Elamite*）との関連性を明らかにしたと述べている²⁵。ラクーペリは中国文化とカルデア文化（*Chaldean culture*）の類似性について述べた後、黄帝の身分について次のように論証している。すなわち、中国語のなかで、*Hoang-ti* はもともと *Kon-ti* と発音する。中国の伝説によれば、黄帝家族の姓は *Nai*（もともとは *Nan* もしくは *Nak*）であり、これは *Nak-kon-ti* に由来したものである。*Nak-kon-ti* はエラム語文献のなかの諸神のトップである *Nakhunta* もしくは *Nakhunte* と驚くほど一致している²⁶。このような比較言語学の方法を用いて、ラクーペリは倉頡（*Ts'ang Hieh*）・炎帝、中国古代の政治制度や風俗習慣はいずれもバビロン文明と関連性があると主張している。この講演は、後の「西來說」の原形である。

2) 『中国人以前の中国語』。これは漢族以前の中国土着民族の言語に關する著作である²⁷。そのなかで、ラクーペリは「言語科学」の分類法と音韻比較法を用いて、初期の漢族や外部からの侵入者であるバク族の言語のなかの土着言語の要素を分析し、中国の先住民（特に苗族）とインドシナ諸民族（例えばミャンマの *Karengs*）の言語との関連性について考察している。ラクーペリにとって、インドシナの人口の大多数は何らかの形で中国の先住民族の人種的要素を備えている²⁸。

3) 『中国最古の本——「易経」とその著者たち』。その主な内容は一八八二年一月に *The Athenaeum* 誌に掲載されている。当時ヨーロッパの東洋学界で『易経』が予言の書と見なされるのに対して、ラクーペリはこれを「カルデアの本、バビロンの本、もしくは外国語の辞書」と位置づけている²⁹。『易経』と中国文明の西方起源との関連性について、ラクーペリは、「紀元前二二八二年、黄帝がバク族を率いて陝西の黄河上流域に來た時に使った言語はアッカド語とエラム語と深い関わりがあり、それが『易経』に記録されている西方の言語であると述べている³⁰。

4) 『中国貨幣便覧』。これは大英博物館の古代貨幣の収蔵品に基づいて中国の上古史を言及したものである。後ろには中国上古史の年表が付けられている。ラクーペリによれば、紀元前二二八二年、黄帝は即位十五年目にバク族の

十六人目の首領として、部落の人々を連れて陝西の黄河流域に到着し、祭祀の儀式を行った。バク族は文字を書くのに長けて、金・白金や銀・銅・錫などで貿易を行っていた³¹。

5)『中央アジアと東アジアの文字の起源』。このなかで、ラクーペリはアジアの文字の歴史的起源について広く紹介し、バク族の西から東への移動、および中国の文物や伝説とインド、インドシナ半島のそれとの関係について論じている³²。

以上のように、ラクーペリは言語・文献・文物の三つの角度から「西來說」を論証した。彼は自分が用いたのは「言語科学」と「歴史科学」の方法であることに自信を持っている。これは当時イギリスの学界で流行していた経験主義の研究手法である。ラクーペリは「西來說」の根拠として、当時流行の学問であったアッシリア学の最新の研究成果を引用している。前述のように、彼の「西來說」の支持者であるセイスはアッシリア学者であった。ラクーペリが編集する『バビロンと東方記録』の周辺には、バビロンや中国・インドの文明の起源を研究する学者が集まっていた。ラクーペリの中国文明「西來說」はこれらの人々によって共有される知識であったと言える。

一九世紀ヨーロッパの東洋学研究を視野に入れば、「西來說」は単なるラクーペリの中国古代史研究とアッシリア研究との対話の産物ではなく、「西來說」の最も重要な源はシノロジー (*Sinology*)、すなわち日本で「東洋学」と呼ばれる学問であった。ヨーロッパにおける中国文明「西來說」については、明末清初期に來華したイエズス会の宣教師たちに遡ることができよう。前出の韓子奇論文でも言及されているように、『易経』は神が発明した数学記号であったというラクーペリの主張は、フランス人宣教師ブーベ (Joachim Bouvet、中国名・白晋) から影響を受けたものである³³。一八世紀のフランスでは、中国の文明はエジプトから起源を発したという「西來說」が現れ、バビロン起源説を論証するラクーペリの方法は、エジプト起源説のそれと類似している³⁴。しかし、フランスの東洋学研究者たちは一九世紀四〇～六〇年代にすでに漢字起源の問題をめぐる議論していた。J. Oppert博士はバビロンの文字と漢字との関係、Francois Lenormantは漢字とエジプト文字との関係、G. Chauthierらは漢字・エジプト文字・バビロン文字三者の関係について論じた。実際に、ラクーペリは自分がこれらの研究から多くのヒントを得たことを認めている³⁵。

もう一人の重要人物は宣教師J. エドキンス (Joseph Edkins、一八二三～一九〇五) である。ラクーペリはしばしばその研究を名指しで批判しているが、明らかに彼はエドキンスの「西來說」から影響を受けている。エドキンスは一八七一年に言語学の観点から中国語と西アジア言語との関係を論じた著書を出版し、中国人が紀元前三千年に *Mohammedan Tartary* から甘肅・陝西に移住し、黄河西岸に移住地を建設したと明言している³⁶。彼は『教務雑誌』 (*Chinese Recorder*) と『中国評論』 (*The China Review*) に論文を発表し、それぞれバビロン文字と漢字、中国語とヘブライ語との関連性を論じている³⁷。しかし、エドキンスとラクーペリとの間には決定的な違いが存在する。それは、エドキンスが東西言語同士の共通性を強調す

るのに対して³⁸、ラクーペリは時系列的に両者の前後関係を重視している、ということである。また、黄帝について、ラクーペリは中国の文献に記載されていることをそのまま事実とし、それをバビロンの出土品に関連づけ、黄帝がバク族を率いてバビロンから中国に移住してきたという物語を作りあげた。これと対照的に、エドキンスは、黄帝という人物は「そもそも書と詩(『尚書』と『詩経』——引用者)には見当たらない」ため、黄帝の実在性に疑問を呈している³⁹。

以上のように、ラクーペリの「西來說」はレッグとシュレーゲルなどから批判を受けたが、彼は当時のヨーロッパの東洋学界で完全に孤立したわけではなかった。ラクーペリが自らの本のなかで謝辞を捧げたR. ダグラス (Robert K. Douglas) は、その間違いだらけの中国語手引き書『華語鑑』の序文のなかで、中国人が紀元前三〇〇〇年ごろにバビロンの文化をもって中国に移住したという説は「現在すでに広く認められている」と述べている⁴⁰。また、コルディエはラクーペリの「西來說」を一家言として紹介している⁴¹。彼はラクーペリの「西來說」がほとんど相手にされていない時、自分の研究のなかでラクーペリの「西來說」を先行研究として取り上げ⁴²、ラクーペリの支持者・援助者であるユールの著作を修訂する際に「西來說」に関する内容を加えた⁴³。

ラクーペリは彼の個人色が強く現れている『バビロンと東方記録』の編纂を通じて、中国文明「西來說」に関する研究を進めていたが、彼の死後、この雑誌は急速に求心力を失い、ついには一九〇〇年休刊して幕を閉じた。

二、オリエンタリズムと東洋学の間——明治日本における中国文明「西來說」の受容

一八九四年二月二三日、徳富蘇峰主催の『国民之友』誌の「海外思潮欄」に掲載された記事「支那人種はバビロン人なり」は、英文記事「支那人種に関する新智識」を引用する形で、中国人種のバビロン起源説を紹介している⁴⁴。しかし、引用部分の内容はもとの英文記事との間に大きな隔たりがある。もとの英文記事は一八九二年一月二月 *Harper's New Monthly Magazine* 誌に掲載された Mcdowell 執筆の「中国人に関する新しい見方」と題する記事である⁴⁵。この文章はサンフランシスコに住む中国人の新年を祝う風習を紹介するもので、中国人種の起源に関する新発見ではない。この記事が日本の雑誌で取り上げられたのは、バビロンが言及されているからである。それによれば、中国の「門神」(*gods of the door*) はすなわちバビロンの暦にある双子座である。そして、それに関する注釈のなかにラクーペリの名前が現れている。つまり、前出の『国民之友』誌の文章は原文の趣旨を離れて、「中国人に関する新しい見方」という題名だけにスポットを当てたのである。とはいえ、筆者が注目したいのは、ラクーペリ『中国上古文明の西方起源』の出版と同じ年に、「西來說」はすでに日本で注目されるようになった、ということである。

そして、その二年後の一八九六年三月、桑原隲藏 (一八七〇～一九三一) は、『国民之友』誌に「支那ノ太古ニ関スル東洋学者ノ所説ニ就キ」と題した長文を連載し、

「西來說」を真っ向から批判している⁴⁶。そのなかで桑原は、ヨーロッパの東洋学研究はエジプト、バビロンの歴史的起源を絶えず上に遡る一方で、中国の歴史を次第に短くすることによって後者が地中海から伝来したものと見なす傾向があるとし、このような研究に以下の二つの問題があることを指摘している。第一に、中国上古史の紀年が正確かつ信憑性が高いのと対照的に、「夫ノ埃及学者が、彼国ノ年代ヲ定ムルニ当リテ金科玉条スル『マネソ』ノ記録ノ残編零々トシテ、然モ其紀年ノ甚ダ不明ナル者トハ、其歴史上ニ於ケル価値、固ヨリ日ヲ同クシテ談ルベカラザルモノアリ」、「之ヲ夫ノ埃及巴比倫等ノ年代ノ、漠焉タル者ニ比シテ、頗ル信憑スルニ足ルアルヲ知ルベシ」⁴⁷。第二に、桑原は「西來說」が主張する中国上古文明が西方から影響を受けたことを認めながら、「然レモ此等ノ交通ノ有無ハ、彼等ノ要求スルガ如ク、支那ノ文明ノ悉ク埃及若クハ迦勒底亜ヨリ伝来セシコトヲ証明スルニ於テ殆ンド何等ノ効力ヲモ有セザルナリ」⁴⁸。「大凡此等幾多ノ伝説、単に社会学上ヨリ觀察ヲ下スモ、支那人種ノ故郷ハ今日ノ東鞏韌地方ニ存セシコト、必シモ推測シ難キニアラザルベシ」⁴⁹と。ドイツの地理学者F.リヒトホーフェン（Ferdinand von Richthofen）の中国文明の「中央アジア起源説」に対して「吾人ハ二見解ヲ異ニスル所ナキニ非ズト雖モ、大体上氏ノ所説ニ賛同セントスル者ナリ」⁵⁰。つまり、桑原隲藏はラクーペリの「西來說」を批判し、中国文明の「中央アジア起源説」（＝「東鞏韌地方」）を唱えているのである⁵¹。

桑原隲藏の論文が発表されて数ヶ月後、三宅米吉（一八六〇～一九二九）は一八九六年八月号の『史学雑誌』にラクーペリの「西來說」を紹介した⁵²。三宅は、「余英国に在り、初めて此の雑誌を得て爾來常に講読し以て氏が研究の如何に進むべきかに注目したりしに、一昨年（一八九四年——引用者）に至り不幸にして氏終に死去し其の研究の半途にして止みし最惜しむべきなり氏死する年此の雑誌に載せたる諸項に更なる数章を加えて*Western Origin of the Early Chinese Civilization* (Asher & co. London) と題する一書を発行したれば氏の説の大意を知らんと欲する者は此の書を繙きて可なり」と述べている。彼は「西來說」に賛同する立場から、中国文化は次第に発生したのではなく、四千年前に突然花を開いたため、「是れ所謂聖人なる者の発明せしにあらで必他国より輸入せし者なること疑ふべからず」というラクーペリの観点を繰り返し⁵³、「大体に於てい未信容し能はずと雖其の學術制度等彼此同一なるものの多きと、中にい実一致の尤著しくして彼此の間太古より既に關係ありしとの確証と為すに足るべきが如きものあるとい特に注意すべき所とす」と述べている⁵⁴。つまり、三宅はラクーペリの「西來說」に完全に賛同するまでには至らないものの、基本的にはラクーペリの学説に賛成していた。後に三宅の弟子白鳥庫吉は師の伝記のなかで、この論文を三宅の西域研究の「余波」として位置づけている⁵⁵。

同時代日本の東洋史研究者のなかで、白鳥庫吉（一八六五～一九四二）はラクーペリの著作を最も仔細に研究した人であっただろう。彼が明治三〇年（一八九七年）以降に書いた論文にはラクーペリの名がしばしば登場する⁵⁶。「西來說」に言及したのは主に一九〇八年以降のことである。

一九〇八年、白鳥は史学会で行った講演のなかで、古代中国の文献の西王母叙述について、西王母は幾世代もの中国人によって作り出されたものであり、「支那人の西域に関する智識が漸く進むと共に西王母の位置の随つて西徙する」と主張している⁵⁷。一九〇九年八月、白鳥庫吉は『東洋時報』に掲載された論文「支那古伝説の研究」のなかで、堯・舜・禹は「三才」思想に基づいた「伝説構造」上の人物であり、それぞれ「天」「地」「人」を司る者であると主張している⁵⁸。これに対して、林泰輔は白鳥の主張を「堯舜禹の抹殺論」と名づけて「況や天地人の三者を対等とするに於てをや。これ周代以前にこの思想のまだ起らざる所以なり。而して尚書の虞夏書商書はこの思想のまだ起らざる時に於て記載せしものなれば、天地人三才の思想を以て之を解釈することは牽強を免れざるなり」と厳しく批判し⁵⁹、両者の間には筆戦が繰り広げられていた。一九一二年二月、白鳥庫吉は東洋協会での講演のなかで、三才思想の根拠として、天地人三才・陰陽・二十八宿・五星・五行などはすべて西アジアのカルデアとイラン、インドに由来したとしている⁶⁰。ここで重要なのは、白鳥庫吉にとって、今から三千年以前より前の中国の歴史はすべて根拠のないもので、今から三千年前より以後の歴史は西アジアから伝来したものと中国本土のものが混合して出来たものである、ということである⁶¹。文明の進化の時間軸に沿って中国上古の歴史をメソポタミア文明の後に位置づけるという点において、白鳥庫吉とラクーペリは共通している⁶²。しかし、両者の間に大きな相違点がある。すなわち、ラクーペリが中国の上古に「歴史」が存在するという前提の下で「西來說」を唱えたのに対して、白鳥庫吉は中国の上古史そのものの「実在性」を否定したうえで、中国の歴史を「西來說」の文脈のなかで説明しようとしている、という点である。ラクーペリは東西文明の間に類似点があることから出発し、「黄帝はバビロンより来たり」というドラマティックな物語を語った。一方、白鳥庫吉の中国文明「西來說」においては、黄帝という主人公——ラクーペリ「西來說」の中心内容——は姿を消している。その結論は前述したエドキンズのそれに似ている。

ラクーペリ「西來說」に対する桑原隲藏・三宅米吉・白鳥庫吉の異なる態度には、一九世紀から二〇世紀にかけての世紀転換期における日本の中国史叙述に存在するヨーロッパのオリエンタリズムが微妙に映し出されている。桑原隲藏が中国のテキストと中国史の文脈に即して歴史叙述を行うのと対照的に、白鳥庫吉は中国の古代文献そのものを相対化し、そこに「西来」の要素を組み入れた。このことは白鳥と林の論戦に端的に表されている。

ところで、「西來說」はヨーロッパから伝来した新しい知識として日本の東洋史学界で注目を浴びたとはいえ、当時出版された支那史、東洋史の教科書においてはまだ「常識」として取り上げられていない。一八八八年出版の那珂通世の『支那通史』も、その十年後に刊行された桑原隲藏の『中等東洋史』もラクーペリの「西來說」には言及していない⁶³。他方、「西來說」は悄然として大衆向けの書物には登場していた。一九〇〇年六月、博文館の帝国百科全書の一冊として出版された白河次郎・国府種徳共著の『支那文明史』は、ラクーペリの「西來說」を全面的に踏襲している⁶⁴。この『支那文明史』こそ、後に「西來說」が中

国に受容される直接的なきっかけであった。

『支那文明史』全十一章のうち、前の三章がヨーロッパ人の「西來說」に関連している。第一章では、太古の東洋史は中国文明とメソポタミア文明が融合して構成されたとし、中国で最も古い民族の一つである漢族は黄帝に従ってカルデアからパミール高原を超え、アジア大陸の大平原を経て黄河流域に移住したものである。黄帝は文明を広め、黄河を渡って古い苗族を中国の本土から追い出した、と述べている⁶⁵。第二章では、盤古から伏羲までの神話の歴史を中国上古の歴史とし、旧約聖書の紀年に従って、伏羲は大洪水から命を逃れたノアの長男セム(Sem)の子孫で、中国河南省の開封府に移住し、「植民」と「教化」の歴史を始めたとし、神農・黄帝およびその後継者を経て、禹は中国最初の王朝を建てたと述べている。注目に値するのは、ここでの記述はキリスト教の記述と類似している点である。

第三章では、黄帝より後の時代の中国人はバビロンから移住してきたとされている。それによれば、中国文明はアジアの西北部に突然現れたもので、それ以前の文明の影響を受けたのは確実であり、これは中国上古の遺物や伝説によって証明されている。そして、ラクーペリの「西來說」に従って、黄帝がバク族を率いてトルキスタンを経て崑崙、すなわち「花国」の東方に來たと述べている。この章はラクーペリ『中国上古文明の西方起源』の第五章に基づいて、学問と技術、文字と文学、制度と信仰、伝説、の四つの角度から「西來說」の内容を紹介している。次節で見るように、『支那文明史』の第三章の内容が清末の中国知識人が「西來說」を受け入れるきっかけとなったのである。

注

- 1 Terrien de Lacouperie, *Western Origin of the Early Chinese Civilisation from 2300 B.C. to 200 A.D.*, London: Asher, 1894.
- 2 繆鳳林「中国民族西來辨」、『學衡』第37期(1925年1月)。
- 3 顧頡剛・王鐘麟編、胡適校「現代初中教科書本國史」(上冊)、商務印書館、1925年、10~12頁。
- 4 何炳松「中華民族起源之新神話」、『東方雜誌』第26巻第2号(1929年1月25日)。
- 5 金兆梓「中国人種及文化之由来」、『東方雜誌』第26巻第24号(1929年12月25日)。
- 6 一九三〇年以降、ラクーペリの「西來說」に言及する人はごく少数であるが、「西來說」は研究者の間でなお一定の影響がある。一例として、歴史学者劉昉遂が三〇年代に書いた「中華人種西來新証」がある(『越風』第2巻第4期、1937年4月30日。『劉昉遂文集』、北京師範大學出版社、二〇〇二年)。なお、現代の研究者のなかでも「西來說」(バビロン説)に賛成する人がいる。たとえば、白川静『白川静著作集』6(神話と思想)(平凡社、1999年、162~168頁)。森雅子『西王母の原像——比較神話学試論』(慶応義塾大學出版会、2005年)。新疆天山天池管理委員会編『西王母文化研究集成』(論文巻)上巻(広西師範大學出版社、2008年)。
- 7 孫隆基「清季民族主義と黄帝崇拜之發明」、『歴史研究』2000年第3期。
- 8 石川禎浩「20世紀初頭の中国における『黄帝』熱」、『二十世紀研究』第3号(2002年12月)。
- 9 楊思信「拉克伯里的“中国文化西來說”及其在近代中国的反響」、『中華文化論壇』2、四川省社会科学院、2003年。李帆「關於拉克伯里學說進入中国的若干問題」、『西南民族大学學報』2008年第2期。
- 10 吉開将人「苗族史の近代——漢族西來說と多民族史觀」、『北海道大学文学研究科紀要』124、2008年2月。
- 11 TZE-KI HON, "From a Hierarchy in Time to a Hierarchy in Space: Meanings of Sino-Babylonianism in Early 20th Century China." *Modern China*, March, 2010:36(2). (附記: 本論文の中国語版とハングル版は、それぞれ『歴史研究』(2010年第1号、2010年2月)と) concept and communication (No.5, 2010.6)

(に掲載されている。)

- 12 拙稿「連続性と断絶——清末民初歴史教科書里的黄帝叙述」、王笛主編『時間・空間・書寫』(新社会史3)、浙江人民出版社、2006年。「連続と断絶——二十世紀中国歴史教科書における黄帝叙述」、『中国研究月報』2008年10月号。
- 13 たとえば、F.ディクター(Frank Dikötter)の『近代中国の種族言説』において、中国語圏におけるラクーペリ「西來說」の受容を次の二段階に分けている。すなわち、①ラクーペリ『中国上古文明の西方起源』から白河次郎・国府種徳の『支那文明史』まで、②『支那文明史』から『新民叢報』に連載された観雲(蒋智由)の「中国人種考」まで、である。ディクターの観点はその後のほとんどの研究に踏襲された。しかし、実際に、東アジアにおける「西來說」の受容過程はディクターが描いたものに比べてはるかに複雑である(Frank Dikötter, *The Discourse of Race in Modern China*, London: Hurst & Company, 1992, p.120)。ちなみに、近代中国における「種族」知識の形成に関する同書の主張について、筆者は別の論文で異なる意見を述べている(拙稿「差異化された皮膚——近代日中教科書における人種叙述」(ハングル)、『大東文化研究』第65号、韓国成鈞館大学、2009年3月)。
- 14 H.M.Mackenzie, "Memorial Notice of Prof.Terrien de Lacouperie," *The Babylonian and Oriental Record*, Vol.7, No.1, July 1894, pp.262-264.
- 15 ラクーペリの生年は一般的に1845年とされるが、本稿ではMackenzieの弔文に従って1844年とする。
- 16 H.M.Mackenzie, op.cit.
- 17 Terrien de Lacouperie (1894), p.112.
- 18 H.M.Mackenzie, op.cit.
- 19 *The Babylonian and Oriental Record*, Vol.2, No.9, August 1888, pp.218-220.
- 20 Terrien de Lacouperie (1894), p.293.
- 21 レッグは、中国人(Chinese tribe)はノアの子孫であり、西方より黄河上流に移住したと述べている(James Legge, *The Chinese Classics*, Vol. III. Part I, Hong Kong: London Missionary Society's Printing Office, 1865, pp.189-190)。
- 22 Terrien de Lacouperie, "The Onomastic Similarity of Nai Hwang-ti of China and Nakhunte of Susiana," *The Babylonian and Oriental Record*, Vol.4, No.11, October, 1890, p.256.
- 23 Terrien de Lacouperie, "From Ancient Chaldaea and Elam to Early China: A Historical Loan of Culture," *The Babylonian and Oriental Record*, Vol.5, No.4, April 1891, p.84.
- 24 Gustave Schlegel, "China or Elam," *T'oung Pao*, Vol.11, 1891, pp.244-246.
- 25 Terrien de Lacouperie, *Early History of the Chinese Civilisation*, London, 1880, pp.18, 20-21.
- 26 Ibid., p.27.
- 27 Terrien de Lacouperie, *The Languages of China Before the Chinese*, London, 1887. ちなみに、ラクーペリによれば、同書は1889年に碑銘学術賞(*Académie des Inscriptions*)を授与されている(Terrien de Lacouperie, 1894, p.291)。
- 28 Terrien de Lacouperie (1887), p.14.
- 29 Terrien de Lacouperie, *The Oldest Book of the Chinese, The Yh King and its Authors*, VOL. I., History and Method, London, 1892, vi.
- 30 Terrien de Lacouperie (1892), p.106.
- 31 Terrien de Lacouperie, *Catalogue of Chinese Coins from the VIIth Cent. B.C. to A.D. 621*, London and Paris, 1892, Introduction, viii.
- 32 Terrien de Lacouperie, *Beginnings of Writing in Central and Eastern Asia, or Notes on 450 Embryo-Writings and Scripts*, London 1894.
- 33 David E. Mungello, *Curious Land: Jesuit Accommodation and the Origins of Sinology*, Stuttgart: Franz Steiner Verlag Wiesbaden GmbH, 1985, pp. 74-105.
- 34 後藤末雄著、矢沢利彦校訂『中国思想のフランス西漸』2、平凡社、1969年、262~286頁。
- 35 Terrien de Lacouperie, "The Old Babylonian Characters and Their Chinese Derivates," *The Babylonian and Oriental Record*, Vol.2, No.4, March 1888, p.74. また、ラクーペリの言及していない以下のG.Chauthierの著作を参照されたい。*Histoire des Relations Politiques de la Chine avec les puissances Occidentales*, Paris, 1859, pp.6-7.

- 36 Joseph Edkins, *China's Place in Philology: An Attempt to Show that the Languages of Europe and Asia Have a Common Origin*, London, 1871, p.31.
- 37 エドキンスの「西來說」については、稿を改めて論じることにはしたい。
- 38 艾約瑟『西学啓蒙十六種・西学略述』、巻二、上海図書集成印書局、光緒二十六年(1900)。
- 39 艾約瑟「論黄帝」、『万国公報』(十九)、光緒十七年(1891)四月。
- 40 Robert K. Douglas, *A Chinese Manual*, London: Sampson Low, Marston & Company, 1889, p.13.
- 41 Henri Cordier, "Half A Decade of Chinese Studies(1886-1891)," *T'oung Pao*, Vol.3, 1892, pp.548-549.
- 42 Henri Cordier, *Histoire Générale de la Chine*, Paris: Librairie Paul Geuthner, 1920, pp.27-28.
- 43 Henry Yule(new edition by Henri Cordier), *Cathay and the Way Thither: Being a Collection of Medieval Notices of China*, Vol.1, London, 1915, p.8.ヘンリ・ユル著、アンリ・コルディエ補、東亜史研究会訳・編『東西交渉史:支那及び支那への道』、帝国書院、1944年、15～18頁。
- 44 『国民之友』第182号、明治二十六年二月二十三日、38頁。
- 45 Henry Burden McDowell, "A New Light On the Chinese," *Harper's New Monthly Magazine*, Vol.LXXXVI, No. DXI, December 1892.
- 46 桑原騰藏「支那ノ太古ニ関スル東洋学者ノ所説ニ就キ」、『国民之友』第287号、明治二十九年三月十四日。第288号、明治二十九年三月二十一日。『桑原騰藏全集』第一巻、岩波書店、1968年、121～136頁。
- 47 桑原騰藏前掲文、『国民之友』第287号、617頁。
- 48 桑原騰藏前掲文、『国民之友』第288号、676頁。
- 49 同上、678頁。
- 50 同上、679～680頁。
- 51 桑原騰藏は『東洋史教授資料』の中で中央アジア起源説を繰り返し述べている(『東洋史教授資料(増補)』、東京開成館、1914年初版、1923年)。
- 52 三宅米吉「ラクウベリ氏が支那古代の開化の起原に就ての説」、『史学雑誌』第7編第8号(明治二十九年八月十五日)、69～70頁。
- 53 同上、70頁。
- 54 同上、77頁。
- 55 白鳥庫吉「文学博士三宅米吉小傳」、『白鳥庫吉著作集』第10巻、岩波書店、1971年、193頁。
- 56 『白鳥庫吉著作集』第四巻と第六巻を参照。
- 57 白鳥庫吉「西王母に就いて」、『史学雑誌』第19編第3号、明治41年3月。『白鳥庫吉著作集』第9巻、146～147頁。
- 58 白鳥庫吉「支那古傳説の研究」、『東洋時報』第131号、明治42年8月。『白鳥庫吉著作集』第8巻、381～391頁。
- 59 林泰輔「堯舜禹の抹殺論に就て」『漢学』第二編、第七号。『支那上代之研究』、進光社、1927年版、1944年再版、15頁。
- 60 「『尚書』の高等批評(特に堯舜禹に就いて)」、『東亜研究』第2巻第4号、明治45年4月。『白鳥庫吉著作集』第8巻、393～398頁。
- 61 「この固有の思想と五行等の新来思想とが合せる時、その宗教的方面に結びつきしは方士の類なり。後に道教となり風水説となれり。その道德的方面に結びつきしは儒教也、易也。而して『書経』『禮記』は五行分子多く、孔子の説は道德的分子に富みたり。」「『尚書』の高等批評(特に堯舜禹に就いて)」、398頁。
- 62 Tanakaはその著書のなかで白鳥庫吉がラクウベリの「西來說」に異議を唱えたと主張したが、実際には白鳥はそれを支持する立場であった。Stefan Tanaka, *Japan's Orient*, Berkeley: University of California Press, 1993, p.90.
- 63 那珂通世編『支那通史』、大日本図書株式会社、1888年9月初版、12月再版。桑原騰藏『中等東洋史』(1898年)、『桑原騰藏全集』第四巻、岩波書店、1968年。
- 64 白河次郎・国府種徳『支那文明史』、博文館、1900年。
- 65 同上、4頁。

The impacts of fiscal system transition on minority autonomous areas' fiscal positions in China

俞 嶸

文化政策学部国際文化学科

YU Rong

Department of International Culture, Faculty of Cultural Policy and Management

市場経済制度構築の一環として、1994年に中国の財政制度はそれまでの「財政請負制」から「分税制」へと移行した。本論文は中央政府と地方政府の政府間財政関係の変化に焦点を当て、財政制度の変遷が少数民族自治地域の財政に与える影響を分析する。

後期分税制による少数民族自治地域財政への影響を数量的に把握するため、2000年から2006年までのデータに基づき、タイル指数を用いて、まず省レベルの一人当たり財政支出の不平等度（総タイル指数）を算出する。それから、省レベルの不平等度を少数民族自治地域と非少数民族地域の地域間の不平等度と各地域内の不平等度に分解し、それぞれの寄与度を算出する。

分解の結果、次の結論が得られた。①省レベルの一人当たり財政支出の不平等度は2003年を境に上昇から低下へと転じた。②省レベルの不平等度に対し、地域内不平等度と比べ、地域間不平等度の影響は極めて小さい。また、非少数民族地域内の不平等度と比べ、少数民族自治地域内の不平等度の影響は小さい。後期分税制段階に、中央政府による少数民族自治地域への財政力補強政策は一定の効果が得られたと考える。

With the purpose to meet the needs of a market economy, China's fiscal system was changed from fiscal contracting system (財政請負制) to tax sharing system (分税制) in 1994. This paper focuses on the analyzes of the impacts of fiscal system transition on the intergovernmental fiscal transfers in Minority Autonomous Areas.

To examine the inequality of Fiscal Positions between Minority Autonomous Areas and non-Minority Autonomous Areas, this paper exploits the decomposability properties of the Theil index to present the evolution of interprovincial inequality on per capita expenditure, for the years 2000-2006.

Through resolving interprovincial inequality into its component elements, inter-regional inequality and intra-regional inequality, It has been found that : first, the contribution of inter-regional inequality is very small. Which means per capita expenditure between Minority Autonomous Areas and non-Minority Autonomous Areas is equalized. Second, the contribution of intra-regional inequality in non-Minority Autonomous Areas is much higher than that in Minority Autonomous Areas. Which shows the inequality of per capita expenditure in Minority Autonomous Areas is much higher than that in Minority Autonomous Areas.

1. はじめに

中国は55の少数民族と漢族からなる多民族国家であり、西部地域¹を中心に、少数民族の居住地域は中国全土に広がっている。少数民族の人口が総人口の1割を占める中国は、今後持続的な経済成長を実現するには、少数民族自治地域の発展が不可欠である。本論文は財政制度に着目し、比較的發展が遅れている少数民族自治地域の財政構造の変化を捉え、問題点を究明する。

民族政策の一環として、中国政府は従来少数民族が集中して居住している地域を「少数民族自治地域」²と指定し、傾斜的に財政資金を投じる政策を講じてきた。しかしながら、市場経済化を進めるなか、1994年を境に財政制度は「財政請負制」から「分税制」へと大きく変化し、それに伴い少数民族自治地域の財政構造、とりわけ中央政府との政府間財政関係に変化が生じた。先行研究の中で、少数民族自治地域に対する優遇財政政策を論じるものは多いが、分税制の実施が非少数民族地域と少数民族自治地域との間の財政力配分に与える影響、また少数民族自治地域内における財政力配分の変化を数量的に捉えるものは少ない。

本稿はまず「財政請負制」と「分税制」の下で、中央から少数民族自治地域への財政移転支払はそれぞれどのような構造になっているかを把握し、財政制度が移行する過程に生じた問題点を明らかにする。それから、2000年以後の後期分税制の影響を把握するため、2000年から2006

年までのデータに基づき、タイル指数を用いて省ベースの一人当たり財政支出の不平等度を算出する。省ベースの不平等度を少数民族自治地域と非少数民族地域の地域間の不平等度と各地域内の不平等度に分解し、それぞれが全体の不平等度への影響を分析する。

2. 少数民族自治地域の経済発展状況

中国の地方行政は、省、市、県、郷鎮の4層構造になっており、少数民族自治地域の行政も同様に4層構造である。中では省に相当するのは自治区であり、全部で五つ（広西チワン族自治区、新疆ウイグル自治区、内蒙古自治区、チベット自治区、寧夏回族自治区）ある。その下に、市に相当する自治州・盟、県に相当する旗・自治県・自治旗、また郷鎮に相当する自治郷がある。

急速な経済成長が続く中、少数民族自治地域は全国においてどのような位置づけを占めているかを捉えるにあたり、2006年現在のGDP、財政収入、財政支出と輸出額などのマクロ経済指標を用いて、少数民族自治地域と東部地域、中部地域、西部地域および東北地域の比較を行う。

図表1から以下の内容が読み取れる。

①少数民族自治地域に居住している人口は全国人口の13.5%を占めているのに対し、GDPは全国GDP総額の8.1%であり、地方財政収入は全国地方財政収入総額の

図表 1 少数民族自治地域とその他地域における経済発展状況の比較 (2006年)

	全国 (T)	少数民族 自治地域 (E)	全国に占める 割合(E/T)	東部地域 (A)	全国に占める 割合(A/T)	中部地域 (B)	全国に占める 割合(B/T)	西部地域 (C)	全国に占める 割合	東北地域 (D)	全国に占める 割合
人口(万人)	131447.6	17679.9	13.5%	46906.0	35.7%	35251.1	26.8%	36157.2	27.5%	10817.0	8.2%
GDP(億元)	231053.3	18659.1	8.1%	128593.1	55.7%	43218.0	18.7%	39527.1	17.1%	19715.2	8.5%
一人当たりGDP(元)	17578	10554	60.0%	27415	156.0%	12260	69.7%	10932	62.2%	18226	103.7%
地方財政収入(億元)	18303.6	1281.0	7.0%	10844.4	59.2%	2950.1	16.1%	3059.4	16.7%	1449.7	7.9%
一人当たり財政収入(元)	1392	725	52.0%	2312	166.0%	837	60.1%	846	60.8%	1340	96.2%
地方財政支出(億元)	30431.3	3732.9	12.3%	13591.0	44.7%	6103.8	20.1%	7626.8	25.1%	3109.6	10.2%
一人当たり財政支出(元)	2315	2111	91.2%	2897	125.2%	1732	74.8%	2109	91.1%	2875	124.2%
輸出総額(億ドル)	9689.4	171.9	1.8%	8623.5	89.0%	327.2	3.4%	341.2	3.5%	397.5	4.1%

(出所)『中国民族統計年鑑2007』、『中国統計年鑑2007』より筆者作成。

(注1) 少数民族自治地域は省レベルの自治区、市レベルの自治州・盟、県レベルの旗・自治県・自治旗、郷鎮レベルの自治郷を含む。

(注2) 各項目について、東部地域、中部地域、西部地域と東北地域の合計値は全国総額に等しい。ただし、各地域の人口に服役軍人の数が含まれていないため、合計値は全国の人口と一致しない。

(注3) ほとんどの少数民族自治地域では少数民族と漢族が混在して居住しており、データの制約により少数民族の人口のみを取り出すのが困難であるため、東部地域、中部地域、西部地域と東北地域の人口にそれぞれの地域に居住している少数民族の人口が含まれている。

7.0%しかない。一人当たりGDP(10,554元)と一人当たり財政収入(725元)はそれぞれ全国平均(17,578元と1,392元)を大きく下回っている。そのうち、東部地域(27,415元と2,312元)との差がもっとも大きく、中部地域(12,260元と837元)、西部地域(10,932元と846元)、東北地域(18,226元と1,340元)のいずれよりも低い。少数民族自治地域の経済発展の遅れが明確に見受けられる。

②地方財政支出について、少数民族自治地域に傾斜的に財政資金が投じられた結果、一人当たり財政支出(2,111元)は全国平均(2,312元)に近い水準に達しており、中部地域(1,732元)を上回り、西部地域(2,109元)とほぼ同様のレベルである。ただし、東部地域(2,897元)と東北地域(2,875元)を大きく下回っており、これは東部地域は経済成長が最も速い地域であり、東北地域は東北振興プロジェクトが行われているため、膨大な財政資金が投下されているからだと考えられる。

③輸出について、輸出牽引型の経済成長の主役を担うのは東部地域であり、その他の地域はいずれも輸出額が非常に少ない。少数民族自治地域は中部地域と西部地域とほぼ同じレベルである。

3. 財政制度の移行が少数民族自治地域に与える影響

3.1 「財政請負制」時の財政優遇策

1980年代から1993年までに実施されていた財政制度は「財政請負制」と称し、地方政府が中央政府との協議によって決められた範囲内で財政収支を請け負う³という

制度である。神野(1993,p.75)によれば、財政請負制は「まず中央政府と地方政府が租税収入について請負契約を結ぶ。契約した租税収入を中央政府に上納しさえすれば、地方政府は租税収入を保留することができ、保留した税収で必要な支出を賄うというシステムである」。それまでの財政収支のほとんどは中央政府がコントロールする財政制度に対し、財政請負制は財政権の地方への移譲であると理解できる。

経済発展が比較的遅れている少数民族自治地域の財政力を保持するため、中国政府は広西チワン族自治区、新疆ウイグル自治区、内蒙古自治区、チベット自治区、寧夏回族自治区の五つの自治区および少数民族が比較的多い雲南省、青海省と貴州省に対し、従来の少数民族自治地域向けの優遇策に加え、新たな定額補助金の給付を決定し、給付額を毎年10%増やす方針を打ち出した。この財政補助政策は1980年から1987年まで続いた。1988年より、1987年を基準に給付額が固定され、上記の少数民族自治地域のほか、海南省、甘粛省、吉林省などの省の少数民族自治地域までに定額補助金制度の適用が拡大された。

このような財政優遇策を実施した結果、少数民族自治地域への財政補助金は急速に増え、五つの自治区と雲南省、青海省、貴州省の地方財政収入の合計値は1979年の40億元から1991年の260億元まで上昇し、年平均増加率は15.9%に達しており、同期間の地方財政収入総額の年平均増加率の8.4%を大きく上回っている。

問題点として指摘したいのは、財政請負制時に行われた少数民族自治地域向けの補助金は、中央と各自治区・省レベル政府との間にその配分基準が定められていたが、自治

区・省レベル政府とその下の各レベル自治政府との間における補助金配分の決定権は自治区・省レベル政府にあった。実質、自治区・省レベル以下の少数民族自治地域では、統一した財政補助金の配分基準がなく、かならずしも必要に応じた配分がなされたとは言えない。

3.2 「分税制」時の財政移転支払

3.2.1 「税返還」の影響

1990年代に入ってから、中国は本格的に市場経済体制の構築を始めた。財政制度の見直しもその一環として行われ、1994年に「分税制」が発足した。分税制の目的は、市場経済に適した財政制度を構築すると共に、それまでの財政権の地方への分散により顕在化した国家財政収入と中央財政収入の低下の問題に歯止めをかけることである。具体的には中央と各地方の個別協議で決められていた中央・地方間の多様かつ複雑な請負方式を取りやめ、全国統一の中央・地方間財政収入の配分方式を導入することである。分税制の実施により、中央財政力の強化と中央財政による地域間の財政力再分配効果の増大が期待されていた。

分税制発足後、税収は中央税、地方税及び中央・地方共享税に分けられた。主要税種を中央税にしたため、税収の多くはまず中央政府に入り、それから財政移転支払の形で中央政府から地方政府へと再配分されるようになった。このように中央政府の財政力が向上する仕組みが形成されたようであるが、分税制と併用で「税返還」制度が導入された結果、中央財政収入の多くは無条件で地方政府へと返還され、中央財政力は実質十分強化されなかった。

税返還制度は、分税制の導入にあたって、財政収入が減少することに抵抗する地方政府に配慮し、地方の財政収入を保障する妥協的な制度である。具体的には分税制導入直前の1993年の収入額を基数に、地方政府の財政収入がそれを下回らないよう、中央から税収が返還される。税返還額の算定基準は財政力の強い地域に極めて有利である。分税制実施当初、各地域への税返還通増率は当地域前年度の税返還額に、全国平均の増値税と消費税の通増率を加重したものであったが、全国平均値をとることが平均主義なやり方であるという地方の意見を受け、翌年の1995年に、税返還通増率の算定基準は各地域の前年度の税返還額に、当地域の増値税と消費税の通増率を加重したものと変更された。結果的には、もともと財政収入が多く、税収の伸びも高い豊かな地域に対し、より多くの税返還が行われることになった。

少数民族自治地域の多くは比較的経済発展が遅れている。税返還が行われた結果、豊かな地域との財政力格差はいっそう拡大した。また、分税制は財政システムの制度化を最優先課題としており、1993年12月に公布された「分税制財政管理体制の実施についての決定」⁴では、それまでのような少数民族自治地域向けの財政優遇策は講じられておらず、すべての地域は同じ条件で分税制制度に組み込まれた。税返還制度に加え、財政優遇策も打ち切れ、分税制が発足して一年目で、少数民族自治地域の多くは財政難に陥った。

3.2.2 「過渡期移転支払」の効果

少数民族自治地域の財政困窮を受けて、翌年の1995年より「過渡期移転支払」制度が発足した。税返還とは別に、以下の算定式に基づき、移転支払が行われるようになった。

$$TO_i = \delta_i \times (SE_i - SR_i)$$

ここでは TO_i は i 省（自治区、直轄市）への移転支払額である。 SE_i は i 省（自治区、直轄市）の基準財政支出額⁵である。 SR_i は i 省（自治区、直轄市）の基準財政収入額⁶である。 δ_i は移転支払の係数である。

上記の算定基準で反映される少数民族自治地域への優遇措置は、まず基準財政支出額について、少数民族自治地域の場合、特別に必要とされる支出項目が含まれる。また、移転支払係数（ δ_i ）について、一般地域では、中央政府の移転支払予算額を全国各省の標準支出と標準収入の差額の合計で割った数値が適用されるが、少数民族自治地域では、より高い移転支払係数⁷が適用される。

このように、少数民族自治地域ではより多くの移転支払が保障される仕組みになった。しかしながら、地方に配慮した税返還制度が併用された結果、中央政府財政力の向上は予想を大きく下回り、中央財政から捻出できる地方への移転支払自体は極めて少なかった。「過渡期移転支払」が発足して2年目の1996年には、上記の算定式により算出された地方への移転支払総額は630億元に対し、実質支払われたのは22億元であり、必要額のわずか3.5%である。少数民族自治地域においても、優遇策が策定されたものの、移転支払所要総額の130億元に対し、実質支払われたのは12億元であり、必要額の9%に過ぎない。中央政府による地域間の財政再分配効果は極めて不十分⁸だと言える。

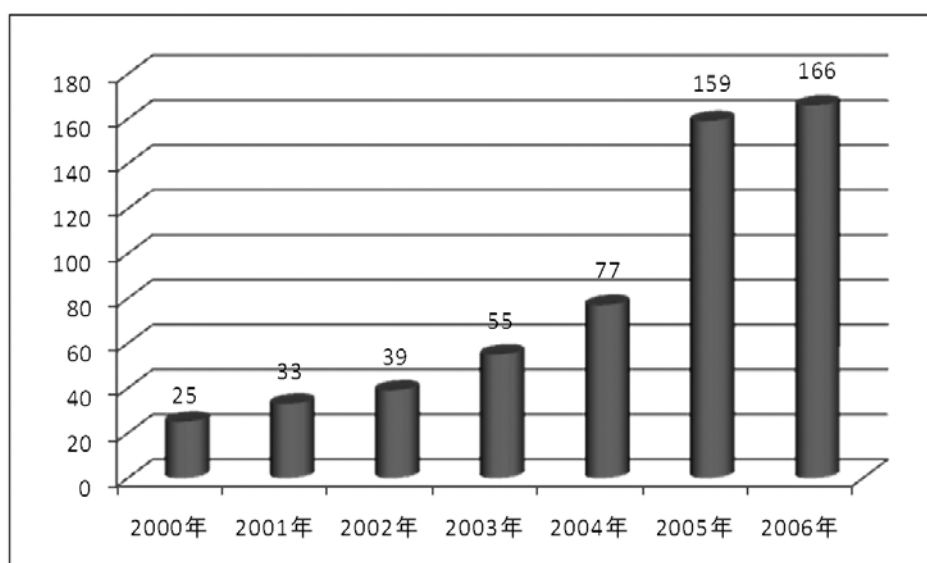
2000年以後「過渡期移転支払」の名称が廃止され、代わって「一般移転支払」の名称が使用されるようになった。ほぼ同じ時期に『民族地域自治法』が公布され、少数民族自治地域への財政移転支払は「一般移転支払」、「専項移転支払」、「民族地域移転支払」、「その他の移転支払」から構成されることが定められた。そのうち、少数民族自治地域限定で適用されたのは「民族地域移転支払」である。

3.2.3 「民族地域移転支払」の効果

少数民族自治地域の多くは西部地域に位置しており、2000年の西部大開発の始動を受け、「民族地域移転支払」制度もこの年に発足した。「民族地域移転支払」は二つの部分から構成されている。①2000年に少数民族自治地域に総額10億元の移転支払を行い、それを基数とし、その後毎年中央に入る増値税の増加率で移転支払を増やしていく。②2000年より五つの自治区（広西チワン族自治区、新疆ウイグル自治区、内蒙古自治区、チベット自治区、寧夏回族自治区）、三つの少数民族が多く居住する省（雲南省、貴州省、青海省）、その他の省に位置する市レベルの自治州、盟に対し、毎年増値税増加分の80%に相当する金額を移転支払で給付する。本来増値税は中央と地方の間で75%対25%の割合で配分される⁹が、上記の移転支払の結果、少数民族自治地域において2000年以後増値税の増加分は中央と地方の間で20%対80%の割合で配分されるようになった。これは少数民族自治地域の財政力の強

図表2 民族地域移転支払の推移（2000年～2006年）

単位：億元



(出所)『中国政府間財政関係図解』p.76。

化に繋がると考えられる。2006年より、「民族地域移転支払」はさらに県レベルの旗・自治県・自治旗まで適用されるようになった。

少数民族自治地域に対し、このような財政優遇策を実施する背景として、2000年以後、持続的な経済成長による財政収入の大幅増が挙げられる。中央財政収入のうち、無条件で地方政府へ返還される金額の割合が低下し、中央政府の財政力はようやく実質的に向上した。それ故、2000年以後の分税制は「後期分税制」と称されている。図表2に2000年から2006年までの民族地域移転支払の推移をまとめた。支払額は2000年の25億元から2006年の166億元まで上昇し、特に2005年には前年度の2倍を超えていることが確認できる。

このように少数民族自治地域の財政力は強化されたが、問題点は依然として残っている。分税制の実施により、中央と省レベル政府との間の税収区分は確定されたが、省と省レベル以下の市、県、郷鎮の間には、依然として統一した明確な税収区分がない。分税制は中央政府の財政力を強

化する意図が強く、制度実施後、中央財政収入の実質上の向上に伴い、地方財政収入は相対的に低下した。多くの先行研究（津上（2004）、内藤（2003））では、自らの財政力を保持するため、省レベル以下の政府では、財政収入の減少をその下のレベルの政府から税収を吸い上げる形で補填する傾向が強く、結果として地方の財政収入は省レベルの政府に集中し、末端政府に行くほど、財政状況の悪化が進み、特に県と郷鎮レベルでは状況が深刻であると論じている。

少数民族自治地域においても、自治区・省レベルでは、中央政府との間に明確な税収配分がなされており、中央からの財政移転支払も確実に交付されるが、その下の各レベルの政府の間に明確な税収配分の基準がなく、中央からの財政移転支払も自治区・省レベル政府を通して行われるため、財政状況が思わしくない自治区・省であるほど、移転支払を下級政府に交付せず、一部自治区・省に保留することがしばしばある。

図表3に少数民族自治地域に対する財政移転支払総額の

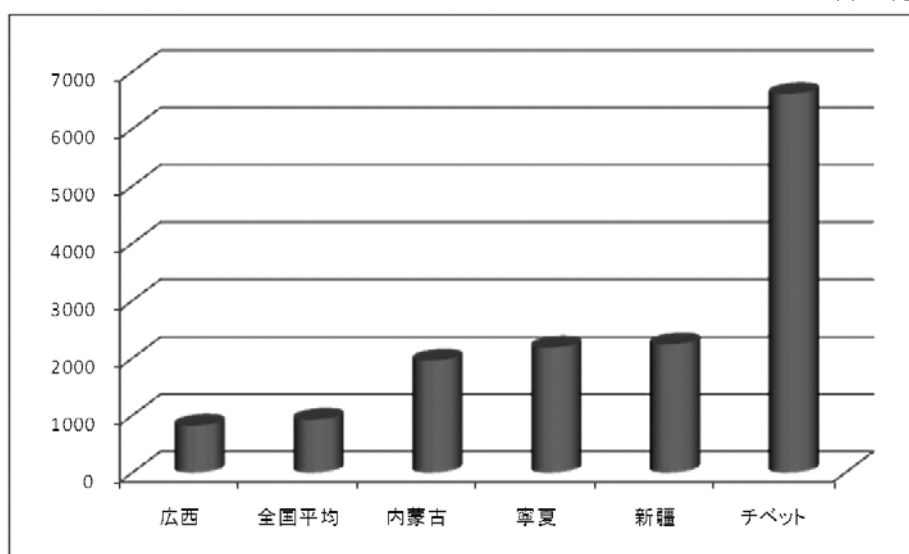
図表3 少数民族自治地域向けの財政移転支払総額の配分と推移

	少数民族自治地域	五つの自治区	その他の自治地域
人口(万人・2005年)	17679.9 (100%)	10275.71 (58.1%)	7404.19 (41.9%)
1994年(億元)	315.47 (100%)	198.55 (62.9%)	116.92 (37.1%)
1999年(億元)	599.06 (100%)	378.98 (63.3%)	220.08 (36.7%)
2005年(億元)	2068.53 (100%)	1357.52 (65.6%)	711.01 (34.4%)

(出所)『中国財政年鑑2006』より筆者作成。

図表4 少数民族自治区における一人当たり財政収支差額（2006年）

単位：元



（出所）『中国統計年鑑2007』より筆者作成。

（注）地方財政収入は地方本給財政収入である。

の配分と推移を示している。五つの自治区の人口は少数民族自治地域総人口の58.1%であるのに対し、財政移転支払の割合は一貫してそれを上回っており、1994年には62.9%であり、2005年には65.6%にまで上昇した。その他の省に位置する省レベル以下の自治地域と比べ、より多くの財政移転支払を享受してきたと言える。財政移転支払が末端の少数民族自治地域政府に十分に行きわたるためには、省レベル以下での移転支払の明確化が必須である。

3.3 少数民族自治地域の間における財政力の配分

少数民族自治地域の間には財政力はどのように配分されているか、五つの少数民族自治区における2006年の一人当たり財政収入と財政支出の差額から確認する。差額は財政支出から財政収入を引いたものであり、数値が大きいほど、中央政府による一人当たりの財政移転支払額が多いことを意味する。

図表4から、差額の全国平均値が923元であるのに対し、五つの少数民族自治区のうち、四つが全国平均値を上回っていることが読み取れる。そのうち、チベット自治区は6,606元であり、平均値の7.16倍に上り、全国31省（直轄市、自治区）のうち1位である。新疆ウイグル自治区、寧夏回族自治区、内蒙古自治区はそれぞれ2,239元、2,183元、1,956元であり、全国3位、4位と5位を占めている。全国平均値を下回っているのは広西チワン族自治区であり、820元で全国24位である。このように、少数民族自治地域への財政移転支払は必ずしも均衡ではないことが明確である。これは客観的要素による少数民族自治地域の基準財政支出額の算定、またそれに基づく財政移転支払の仕組みが欠如している結果だと考えられる。

3.4 後期分税制期における一人当たり地方財政支出額の不平等度の分解

2000年以後中央財政力が強化されるのに従い、少数民族自治地域向けの優遇財政策も実質強化されてきた。非少数民族地域との間の財政力格差はどの程度であり、さらにどのように変化してきたかを数量的に捉えるため、2000年から2006年までの省ベースの一人当たり地方財政支出額のデータを使用し、タイル指数で算出する。まず、全国31省の間の不平等度を算出する。それから、省間の不平等度を非少数民族地域と少数民族自治地域の2地域間と各地域内の不平等度に分解し、それぞれの省間不平等への寄与度を算出する。

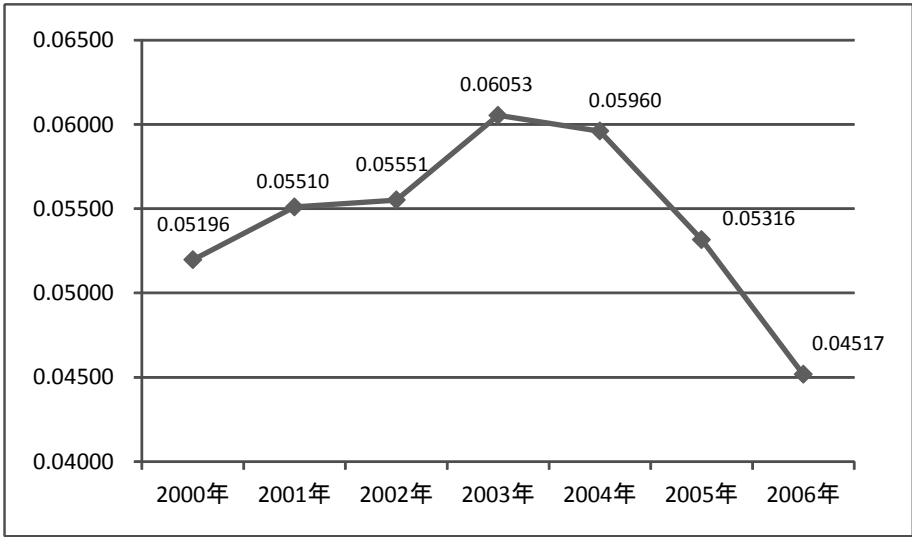
ここでは、少数民族自治地域は五つの少数民族自治区を含み、非少数民族地域はその他の26の省、直轄市を含む。省間不平等度は以下の計算式にて算出する。

$$T_{Tt} = \sum_{i=1}^{31} \left[\frac{Y_{it}}{Y_t} \log \left(\frac{y_{it}}{\bar{y}_t} \right) \right]$$

そのうち、 T_{Tt} はt年の省間一人当たり地方財政支出額のタイル指数である。 Y_{it} はt年のi省の地方財政支出額である。 Y_t はt年の地方財政支出総額である。 y_{it} はt年の各省の1人当たり地方財政支出額である。 $\bar{y}_t$ はt年の全国平均の1人当たり地方財政支出額である。図表5に2000年から2006年までの省間一人当たり地方財政支出額の不平等度の推移を示した。

図表5から省間不平等度は2000年から2003年まで上昇し、その後低下傾向にあることが読み取れる。このような不平等度の変化にその構成要素である地域間不平等度とそれぞれの地域内の不平等度はどのように寄与したかを検証するため、省間一人当たり地方財政支出の不平等度を2地域間と地域内に分解する¹⁰。最終の計算式は以下の通りである。

図表5 省間1人当たり地方財政支出不平等度の推移（2000年～2006年）



（出所）『中国統計年鑑』各年度版より筆者作成。

$$T_{Tt} = T_{Bt} + T_{Pt}$$
$$T_{Tt} = \sum_{i=1}^{31} \left[\frac{Y_{it}}{Y_t} \log \left(\frac{y_{it}}{\bar{y}_t} \right) \right] \quad T_{Bt} = \sum_{k=1}^2 \left[\frac{Y_{kt}}{Y_t} \log \left(\frac{y_{kt}}{\bar{y}_t} \right) \right] \quad T_{Pt} = \sum_{k=1}^2 \left[\frac{Y_{kt}}{Y_t} T_{kt} \right]$$
$$T_{kt} = \sum_{i=1}^{n_k} \left[\frac{Y_{ikt}}{Y_{kt}} \log \left(\frac{y_{ikt}}{y_{kt}} \right) \right]$$

T_{Tt} はt年の省間タイル指数である。 T_{Bt} はt年の非少数民族地域と少数民族自治地域との間のタイル指数である。 T_{Pt} はt年のそれぞれの地域内の省間タイル指数である。 T_{kt} はt年のk地域内の省間タイル指数である。 Y_{it} はt年のi省の財政支出額である。 Y_{kt} はt年のk地域の財政支出額である。 Y_t はt年の地方財政支出総額である。 y_{it} はt年のi省の1人当たり財政支出額である。 y_{kt} はt年のk地域の1人当たり財政支出額である。 $\bar{y}_t$ はt年の全国平均の1人当たり地方財政支出額である。 n_k はk地域内の省

の数である。図表6に2000年から2006年までの計算結果を示している。

図表6より以下のことが読み取れる。

①2000年から2003年までの間、一人当たり地方財政支出における省間不平等度（総タイル指数）は上昇しており、地域間の不平等度とそれぞれの地域内の不平等はいずれも上昇していることが原因である。そのうち、最も寄与しているのは非少数民族地域内の不平等度の上昇であり、少数民族自治地域内の不平等の上昇がそれに続き、最も寄与度の低いのは地域間不平等度である。

②2003年から2006年までの間、一人当たり地方財政支出における省間不平等度（総タイル指数）は低下しており、それぞれの地域内の不平等の低下が原因である。そのうち、最も寄与しているのは非少数民族地域内の不平等度の低下であり、それに対し、少数民族自治地域内の不平等の低下はわずかである。一方、地域間の不平等度にほと

図表6 省間1人当たり地方財政支出不平等度の地域間分解（2000年～2006年）

	総タイル指数	地域間格差 (非少数民族・少数民族)		地域内格差（非少数民族・少数民族）					
		準タイル指数	寄与度 (%)	準タイル指数	寄与度 (%)	非少数民族地域		少数民族自治地域	
						準タイル指数	寄与度 (%)	準タイル指数	寄与度 (%)
2000年	0.05196	0.00001	0.02	0.05195	99.98	0.04976	95.77	0.00219	4.21
2001年	0.05510	0.00021	0.37	0.05489	99.63	0.05123	92.97	0.00367	6.65
2002年	0.05551	0.00068	1.22	0.05483	98.78	0.05024	90.51	0.00459	8.27
2003年	0.06053	0.00027	0.45	0.06026	99.55	0.05601	92.53	0.00425	7.02
2004年	0.05960	0.00014	0.24	0.05946	99.76	0.05592	93.83	0.00354	5.93
2005年	0.05316	0.00021	0.39	0.05295	99.61	0.04932	92.78	0.00363	6.83
2006年	0.04517	0.00019	0.42	0.04498	99.58	0.04154	91.96	0.00344	7.62

（出所）『中国統計年鑑』各年度版より筆者作成。

んど変化が見られない。

総じて言えば、省間不平等度の変化に対し、地域間の不平等度は一貫して寄与度が極めて低い。これは少数民族自治地域と非少数民族地域との間の財政支出にほとんど差がないことを意味し、中央から省レベルまでの財政移転支払が2地域間の財政支出の均等化をもたらしたと考えられる。また、それぞれの地域内の不平等度において、非少数民族地域内の不平等度の寄与度は、いずれの年も少数民族自治地域内のそれを上回っている。これは前者域内の財政支出に不均衡が顕著に生じており、それに比べ、後者域内の財政支出に不均衡が少ないことを意味する。ただし、非少数民族地域内に比べ、少数民族自治地域内の不平等度の低下が緩やかであることから、後者域内における財政支出均等化のペースが若干遅いことが分かる。

4. 後期分税制期における少数民族自治地域のソフトインフラ整備状況

2000年以後、中央財政による少数民族自治地域への財政収入の再分配が強化され、これら地域における教育、医療、社会保障などのソフトインフラの整備が重要目的の一つである。以下より、教育と医療を取り上げ、五つの少数民族自治区におけるソフトインフラの整備状況を明らかにし、問題点を分析する。

4.1 教育

教育に対する財政支援の度合いを図る指標は多数あり、たとえば、教育分野への財政投資額、義務教育の進学率、学生数対教員数の比率などがある。ここではそれらの指標を総合的に反映できる平均教育年数に焦点を当て、五つの

少数民族自治区の平均教育年数と全国の平均教育年数を比較し、少数民族自治地域における教育の問題を捉える。

図表7から、全国の平均教育年数に比べ、少数民族自治地域のそれは一貫して低いことが読み取れる。2006年現在前者は8.22年であるのに対し、後者は7.60年であり、前者より0.62年少ない。少数民族自治地域のうち、内蒙古自治区と新疆ウイグル自治区の平均教育年数は一貫して全国平均を上回っているが、広西チワン族自治区、寧夏回族自治区のそれはいずれも全国平均を下回っている。注目すべきことに、チベット自治区の平均教育年数は全国平均よりはるかに少なく、2006年現在、全国平均のわずか60%程度に止まっている。

4.2 医療

医療について、人口1000人当たりの医療従事者数を用いて、五つの少数民族自治区と全国平均を比較し、少数民族自治地域の医療事情を把握する。

図表8から、全国の1000人当たりの医療従事者数に比べ、少数民族自治地域のそれは一貫して低いことが読み取れる。注目すべきことに、少数民族自治地域の間の差が大きく、新疆ウイグル自治区と内蒙古自治区は全国平均を大きく上回っているのに対し、広西チワン族自治区は全国平均を大きく下回っている。1000人当たりの医療従事者数がもっとも高い新疆ウイグル自治区は6人前後であるのに対し、もっとも低い広西チワン族自治区は3人台であり、前者から大きく引き離されている。

5. むすび

改革開放後、財政面において少数民族自治地域では一貫

図表7 少数民族自治区の平均教育年数と全国平均との比較（2000年～2006年） 単位：年

	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年
広西チワン族自治区	7.69	7.69	7.79	7.93	8.16	7.82	8.15
新疆ウイグル自治区	7.91	7.91	8.52	8.51	8.62	8.36	8.42
内蒙古自治区	7.97	7.97	8.12	8.01	8.36	8.43	8.37
チベット自治区	4.43	4.49	5.08	4.77	5.14	4.65	4.98
寧夏回族自治区	7.36	7.38	7.69	7.65	7.97	7.70	7.90
少数民族地域平均	7.20	7.20	7.41	7.43	7.73	7.43	7.60
非少数民族地域平均	7.92	7.91	8.03	8.22	8.27	8.14	8.32
全国平均	7.82	7.81	7.94	8.10	8.19	8.04	8.22

（出所）『中国統計年鑑』各年度版より筆者作成。

（注）平均教育年数 e は以下のように算出する。 $e = T_e / T_r$ 、 T_e はそれぞれの教育レベルの人口数 $\times$ それぞれの教育レベルに必要な教育年数。 T_r は6歳以上の人口数。うち、各教育レベルとそれぞれの教育レベルに必要な教育年数は次のように定義する。①字が読める程度（教育年数2年）、②小学校卒（教育年数6年）、③中学校卒（教育年数9年）、④高校・専門学校卒（教育年数12年）、⑤大学卒（教育年数16年）である。

図表8 少数民族自治区の1000人当たり医療従事者数と全国平均との比較（2000年～2006年）

	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年
広西チワン族自治区	3.5	3.3	3.1	3.0	3.2	3.4	3.4
新疆ウイグル自治区	6.3	6.3	5.8	6.0	6.1	5.8	5.9
内蒙古自治区	5.5	5.6	5.1	5.1	5.0	5.1	5.0
チベット自治区	4.2	4.1	3.9	3.7	3.7	3.9	3.8
寧夏回族自治区	4.8	5.0	4.5	4.8	4.6	4.6	4.6
少数民族地域平均	4.1	3.9	3.6	3.6	3.6	3.7	3.8
非少数民族地域平均	4.5	4.5	4.2	4.2	4.2	4.3	4.5
全国平均	4.4	4.4	4.1	4.1	4.1	4.2	4.4

（出所）『中国統計年鑑』各年度版より筆者作成。

して優遇政策が適用されてきたが、財政制度自体が1994年を境に「財政請負制」から「分税制」に大きく変化し、財政制度の移行過程に起きたさまざまな問題により、優遇政策は必ずしも名実を伴うものではなかった。2000年以後後期分税制に入ってから、中央財政力の向上に従い、ようやく優遇政策が実質化された。2000年から2006年までの一人当たり地方財政支出において、少数民族自治地域と非少数民族地域との間に大きな差がないことから、少数民族自治地域への優遇政策はある程度の効果が得られたと言える。

但し、後期分税制段階でも、政府間の財政収支に関する明確な基準が存在するのは、中央政府と省レベル政府との間のみであり、省レベル政府とその下の3層にわたる地方政府との間に、明確な基準はない。少数民族自治地域において、自治区レベルに中央政府から十分な移転支払が交付されたとしても、それが下級政府に行き渡る仕組みは構築されていないため、特に県レベルの自治県・自治旗と郷鎮レベルの自治郷は依然として財政力不足の問題を抱えている。少数民族住民の多くは農村部、つまり県と郷鎮に居住していることを考えると、問題は深刻である。

現状として、少数民族がもっとも集中している五つの少数民族自治区と他の省に位置している少数民族自治地域との間に財政力格差が存在しており、また、五つの少数民族自治区の間にも財政力格差が存在している。教育と医療の普及レベルが大きく異なっている現状からも格差が明確に読み取れる。

問題を改善するためには、教育、医療、社会保障などは無論、少数民族自治地域が特に必要とした文化や風習、風俗の保護などの要素を十分考慮した基準財政支出額を算定し、それに沿った財政移転支払が必要である。さらに移転支払が末端の地方政府までに行き渡る財政仕組みの構築も不可欠だと考える。

参考・引用文献

【日本語文献】
津上俊哉. 2004. 「中国地方財政制度の現状と問題——近時の変化を中

心に」. *RIETI Discussion Paper Series 04-J-020*
内藤二郎. 2003. 『中国の政府間財政関係の実態と対応』. 日本図書センター
俞嶸. 2008. 「中国財政制度の変遷と財政構造による公共投資配分への影響」. 愛知大学国際問題研究所OCCASIONAL PAPER No.3
梶谷懐. 星野真. 2009. 「中国内陸部における政府間財政移転の決定要因と再分配効果——県レベルデータをを用いた実証分析」. *アジア研究* Vol.55, No.1

【中国語文献】
李萍 許広才. 2006. 『中国政府間財政関係図解』. 中国財政経済出版社
雷振揚. 成文華. 2010. 「民族地区財政転支払的功績評価と制度創新」. 人民出版社
黄佩華. 迪帕克編著「中国：国家発展と地方財政」. 2003. 中信出版社
『中国統計年鑑』各年度版. 中国統計局
『中国県（市）社会経済統計年鑑』. 2007. 中国統計出版社
『中国民族統計年鑑』. 2007. 民族出版社
【英語文献】
Bahl and Wallace. 2004. "Fiscal Decentralization The Provincial-Local Dimension" Public fiancé in developing and transition Paper

（注）

- 1 1986年に制定された第7次5カ年計画では、経済発展のレベルにより、中国全土を東部、中部、西部という3つの経済地域に分けた。2000年の西部大開発をきっかけに、中部の内蒙古と東部の広西も西部地域に加えられ、さらに2003年からの東北振興政策をきっかけに、遼寧、吉林、黒竜江を東北地域として改めて区分された。したがって、本稿では東部地域は北京、天津、河北、山東、上海、江蘇、浙江、福建、広東、海南の10省・直轄市からなる。中部地域は山西、安徽、江西、河南、湖北、湖南の6省からなる。西部地域は重慶、四川、雲南、貴州、チベット、陝西、甘肅、青海、寧夏、新疆、内蒙古、広西の12省・直轄市・自治区からなる。東北地域は遼寧、吉林、黒竜江の3の省よりなる。
- 2 「少数民族自治地域」は中国語で「少数民族自治地区」という。
- 3 請負の概念について、張（2001, p.157）は「一定期日までに完成させ一定の報酬を受け取る契約に基づき、全責任を負って仕事などを引き受けること」と定義している。
- 4 中国語では『関与実行分税制財政管理体制的決定』である。
- 5 基準財政支出額は基準人件費支出、基準公用経費支出、基準衛生事業費支出、基準都市維持建設費支出、基準社会保障支出、基準援護・社会救済費支出、基準農業生産支援支出、基準農業総合開発支出を含む。

- 6 基準財政収入額は基準地方本級財政収入、税返還額、中央から当省（自治区、直轄市）への専用補助金額、定額補助額（上納額）、その他の補助金を含む。
- 7 1999年現在、一般地域への移転支払係数は一律で6%であるのに対し、少数民族自治地域への移転支払係数は数段階に分かれ、10%から18%までとなっている。
- 8 「過渡期財政移転支払」について、黄（2003）は、「十分な資金を振り向けない限り、過渡期移転支出制度は象徴的な意義しかない」と評価している。
- 9 ただし、税関が代理徴収する輸入増値税は中央収入となる。
- 10 分解について、非少数民族地域と少数民族自治地域の2大地域をA、Bで示し、各変数を以下のように定義する。 n_A , n_B は各地域に属する省の数である。 n は全国の省の数である。 Y_A , Y_B は各地域の地方財政支出額である。 Y は地方財政支出総額である。 P_A , P_B は各地域

の人口である。 P は全国の総人口である。 $\bar{y}_A$, $\bar{y}_B$ は各地域の1人当たり地方財政支出額である。省間タイルの式（年度を表す t を省略している）

$$T_T = \sum_{i=1}^n \left[\frac{Y_i}{Y} \log \left(\frac{y_i}{\bar{y}} \right) \right] \quad \text{を分解すると、}$$

$$T_T = \sum_{i=1}^{n_A} \left[\frac{Y_i}{Y} \log \left(\frac{y_i}{\bar{y}} \right) \right] + \sum_{i=n_A+1}^n \left[\frac{Y_i}{Y} \log \left(\frac{y_i}{\bar{y}} \right) \right] \quad \text{となり、最終的に}$$

$$T_T = \frac{Y_A}{Y} \log \left(\frac{\bar{y}_A}{\bar{y}} \right) + \frac{Y_A}{Y} \sum_{i=1}^{n_A} \frac{Y_i}{Y_A} \log \left(\frac{y_i}{\bar{y}_A} \right) + \frac{Y_B}{Y} \log \left(\frac{\bar{y}_B}{\bar{y}} \right) + \frac{Y_B}{Y} \sum_{i=n_A+1}^{n_A+n_B} \frac{Y_i}{Y_B} \log \left(\frac{y_i}{\bar{y}_B} \right)$$

と分解できる。A,BをそれぞれKが表す1、2の地域に置き換えると、 $T_T = T_{Bt} + T_{Pt} \dots$ が成立する。

まちづくりにおける市街地再開発の現状と課題

The present situations and problems of urban redevelopment projects existing in urban design.

阿蘇裕矢

文化政策学部文化政策学科

Yuya ASO

Department of Regional Cultural Policy and Management, Faculty of Cultural Policy and Management

黒田宏治

デザイン学部生産造形学科

Kohji KURODA

Department of Industrial Design, Faculty of Design

近年、人口の減少・高齢化、地球環境問題など新たな社会経済構造の変革に伴い、生活環境の悪化や都心の衰退などに伴う都市行政や都市経営の課題が指摘されている。また、住民の快適な住環境への関心が高まるなど、より良い都市のあり方、良質な市街地のストックが求められている。本研究では、従来の再開発に関わる手法によって都市や市街地の質や価値を高めてきた流れを検証しながら、まちづくりにおける再開発事業の事例を通して、住民にとってより快適で良質な地域コミュニティを創出するための方策等について考察する。特に、計画から事業完了までのプロセスを洗い出すために浜松市東地区の再開発をケーススタディとして、従来の手法によって補うことができない問題や課題とは何かを考察する。

Recently, with the new altering of the socio-economic structures like depopulation, aging, and issues on global environment, it is pointed out that there are problems towards urban government administration and management due to deteriorating life environment and declination of urban core. Also, as residents' interests in the comfortable living environment have become higher, more preferable urban style and better stock of urban area are required. In this study, reviewing the history of appreciation in the quality and value for cities and urban area by the traditional methods for redevelopment, through the examples in redevelopment projects by Machidukuri (urban design), measures, which shall produce more comfortable and better local community to the residents, are considered. Especially, in order to clarify all the process from the planning to the completion of a project, applying the redevelopment of Hamamatsu City East Region as a case study, consideration is made to comprehend what are the problems and issues which cannot be made up with the traditional methods.

はじめに

(1) 研究の背景と目的

①研究の背景

近年、市街地を中心とした都市のあり方について多くの視点から討議されるようになってきた。特に、居住に関わる課題や環境問題への対応があげられている。なかでも、人間の居住空間という視点からは、機能主義的な在り様から様相の重要性を指摘¹⁾する意見、多様な市民の参加や協働のあり方などである。いずれも、真に豊かな生活空間の場として、いかにしてその目標に近づけるかがまちづくりの大きな課題となりつつある。市街地の再開発においては、時代の変化に合わせて様々な制度が生み出され、それらに対応して多様な手法が生み出され、その時代に求められるまちの姿を実現する努力がなされて来た。しかしながら、今日、指摘される問題や課題の解決策の検討は、緒についた段階といえることができる。

既往の研究成果をみると都市計画学や建築学等の分野においては、制度やハード、土地利用、事業の評価に関する手法等に関する研究がほとんどである。地理学でもほぼ同様の傾向にあるが、社会学では、市街地再開発事業と地域社会の関連をテーマに参加意欲などの事例研究が散見できる。

本研究では、市街地の再開発を従来の制度やハードといった枠組みを超えて包括的に捉え、どのような歴史的な経緯によって今日に至ったかを検討し、最近の事例を概観して、その特性を分析するとともに、居住者にとっ

て求める居住性の高いまちとは何か、また、そうしたまちの形成をどのように行っていくべきかについて検討するものである。

戦後、今日に至るまで効率性重視の近代都市計画手法に依拠した区画整理事業や再開発事業等により、多くのまちづくり事業は進められてきた。しかしながら、事業実施に長い年月を要し、計画変更も繰り返され、結果的に旧居住者の流出も少なくないなど、コミュニティや地域文化の破壊といった問題もしばしば指摘されるところである。「まち壊し」などと言われる。

近年、まちづくりにおいては、市民参加や市民協働、街の個性や快適性など居住性の向上が求められるなど、従来の都市計画と異なる評価軸への議論も高まっている。同時に、都市の再生問題が政策課題として顕在化しつつある。浜松市においては、都心部において大規模な土地区画整理事業が展開されるなど、再開発事業の先進都市として、その評価と今後について、議論すべき時期にある。

本研究は、市街地における再開発についての歴史的な経緯を整理し、まちづくりにおける既成市街地の再開発を巡る動向の整理・分析を行う。特に、区画整理事業や再開発事業が市街地の再開発に関わるケースが多いことから、この二つを用いた再開発の事例として金沢市、飯田市、豊川市、犬山市、島田市、浜松市を取り上げた。再開発に関わる手法の問題点、課題を整理するために、浜松市東地区の再開発を取り上げた。これらの検討結果を踏まえて、今日における市街地の再開発が、どのような問題や課題を孕んでいるかについて検討する。

②「再開発」の定義

本論では、「再開発」という言葉を使用している。「再開発」とは、既成市街地を対象とするまちづくりであり、都心の拡大・中心地区の再建、大規模な公共事業の推進、住宅供給・住生活環境改善、災害危険地区対策・公害防止対策、災害復旧事業、歴史的建造物の保全と、さまざまな目的によって行われる。いずれも内容が異なり、単一目的だけではなく、複数の目的を兼ねて再開発が行われる場合が多い。

また、再開発の手法は、環境を構成する各要素によって地区再開発(redevelopment)、地区修復(rehabilitation)、地区保全(conservation)の3つがある。このように「再開発」は、極めて多岐にわたる制度や事業手法によって行われ、時代の変化に合わせて改正されてきた。さらにそれらが複雑に関わりあって存在しているために、全体像を端的に表すことは容易でない。したがって、本論では、個別の特定の事業や手法を取り上げるのではなく、既成市街地を対象としたまちづくりの総称として使う。

(2) 研究の方法

本研究は、関連する文献、論文の収集、分析ならびに現地踏査により取りまとめた。

①戦後の再開発事業の動向

我が国の既成市街地の再生手法がどのような経緯で生まれてきたかを検証することを目的に、戦後から今日に至るまちづくりに関わる再開発事業の動向資料・情報の収集・編纂を進め、その発展過程と今日的課題を概観した。文献資料調査(専門雑誌・図書、関係調査報告書など)、専門家インタビュー調査を行った。

②まちづくり事業の計画評価の動向

近年のまちづくり事業について、手法と立地の違う複数の既成市街地再開発の事例を比較検討するために5つの都市を取り上げ、事業の最近の計画評価手法および計画評価実施事例、計画評価を巡る諸議論に関する情報・資料を収集・分析した。文献資料調査(専門雑誌・図書、関係調査報告書など)、専門家インタビュー調査、および現地踏査を行った。

③特定地区のケーススタディー(浜松市東地区)

前項までの調査検討、他都市訪問調査を踏まえて事業化の過程を詳細に検証するために浜松市東地区の区画整理事業を特定地区として選定した。東地区について事業化に関わる行政資料の収集・分析や、行政実務家、街づくり協議会関係者等へのインタビューを実施した。

以上の3つの方法により、従来のまちづくりに関する再開発について、区画整理事業や市街地再開発事業などの国土交通省が所掌する事業手法を取り上げ、その問題点や今日的課題を導き出すことをねらいとした。なお、本論では、「まちづくり」と「街づくり」を使い分けている。前者は、都市計画の包括的な概念として、後者は、土地利用など具体的な都市計画事業に関連する説明の際に使用した。

1. 戦後の再開発事業の動向

1-1. 既成市街地の整備手法

(1) 基本的な2つの事業手法

①事業の性格

都市の再開発は、おもに市街地開発事業に関わる法律によって規定されている。戦後の戦災復興土地区画整理事業から土地区画整理法の制定まで(昭和20年~28年)と、土地区画整理法の制定から新都市計画法が制定されるまで(昭和29年~同43年)である。以後、都市計画法の抜本的改正により再開発関連諸法が統合され、都市再開発法が成立した。

通常、都市における既成市街地の再開発事業は、その手法によって土地区画整理事業と市街地再開発事業(いずれも国土交通省の所管)などに区分され、これらを複合的に取り入れて行われる場合もある。前者は、「都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用の増進を図るため、区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更に関する事業」(土地区画整理法第二条)をいう(面的事業)。後者は、既成市街地において、「市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新とを図るため、都市計画法(昭和43年法律第百号)及びこの法律(第七章を除く)で定めるところに従って行われる建築物及び建築敷地の整備並びに公共施設の整備に関する事業並びにこれに附帯する事業」(都市再開発法第二条)という(点的事業)。さらに、第一種と第二種の市街地再開発事業とに区分される²⁾。土地区画整理事業と第一種の市街地再開発事業は、いずれも、本来は従前の居住者が、再開発後も住み続けられることを前提としている。しかしながら、実際には、事業を契機に補償費をもらって移転するケースが多くみられる。「まち壊し」と言われるゆえんである。

なお、都市計画法令のなかでは、大きな括りとして「市街地開発事業」を挙げ、上記の土地区画整理事業と市街地再開発事業の他、新住宅市街地開発事業、工業団地造成事業、新都市基盤整備事業、住宅街区整備事業が記載されている。

土地区画整理法は、昭和29年5月法律第119号として、都市再開発法は、昭和44年6月法律第38号として生まれている。2つの法律は出自を異にしているが、それぞれの時代背景によって生み出されたものである。したがって、土地区画整理法による土地区画整理事業は、もっぱら基盤の整備を意図し、土地の上に建てられる建築物までを対象にしていない。市街地再開発事業は、良好な環境形成や土地の高度利用を目的に、小規模な敷地等を共同化して、立体化・高度利用することで多くの床面積と道路や公園などの公共施設用地を生み出す事業である。

②既成市街地整備の変化

上記の二つの制度は、高度経済成長期の昭和40年代以降の都市への人口集中を背景に、大量の住宅系の市街地を生み出すために大いに役に立った。この時代は、もっぱら基盤づくりの時代と言えるが、昭和55年に地区計画制度が生まれると、コミュニティへの配

慮がなされるとともに再開発のプロセスに住民参加が取り入れられる。

昭和60年代にはバブル経済の崩壊により、従来の基盤整備のみならず、街並みやまちづくりも含めて統合されていく。基盤整備から上物整備を含むように変わり、さらに住民参加やコミュニティ対策、まちづくりへと変わることになる。

(2) 都市の再生に関わる整備手法

昭和60年代以降、国鉄の民営化により全国の鉄道敷地の開発などの必要性から新しい都市拠点の形成等、都市の活性化を進めるために「街並み・まちづくり総合支援事業」が、さらに平成16年度には「まちづくり交付金制度」が生まれることになる。また、平成10年には、「中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律」が施行され、後に抜本的に改正されて平成18年には「中心市街地活性化法」が施行された。これらの事業や制度は、まちづくりが公共主導から市民や住民の主体的な力に期待する官民協働へと変化していったことと、少子高齢化や地球規模の環境負荷の軽減や地域コミュニティの再生、財政的な制約を踏まえた新しい整備手法へと移行していると考えられる。

なお、まちづくり交付金は、「地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした個性あふれるまちづくりを実施し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図るための制度」として設けられたが、国の事業仕分けにより平成22年度より、社会資本整備総合交付金に統合され、社会資本整備総合交付金の基幹事業（市街地整備分野）に「都市再生整備計画事業」として位置づけられた。

1-2. 都市の発展と再開発事業の課題

都市は、その形状や空間の質、機能等の良し悪しに関わらず、社会経済、政策的・政治的な判断によって機能の更新や新たな造成が行われる。

戦後、我が国において最も大きな都市の更新は、戦災

による復興期であり、我が国独自の区画整理の手法を生み出した。しかしながら、戦後の経済発展が都市への人口集中を招き住宅系の市街地整備を進めることが求められ、区画整理の手法は全国的に宅地の供給手段として用いられることになった。同時に、道路や公園、下水道等の都市基盤整備が高まり、整序された市街地が生み出されていくことになる。

一方、土地利用の細分化や老朽木造建築物で覆われた既存市街地は、公共施設の不足など都市機能の低下がみられることから市街地再開発事業が生み出された。この事業は、土地の合理的で健全な高度利用と都市機能の更新を図ることを目的とし、権利返還方式や管理処分方式（用地買収方式）により、建築物や建築敷地の整備ならびに公共施設の整備を行う。

こうした事業手法や制度によって既存市街地は更新され、より良い街並みが整えられてきた。しかしながら、時代の変化に伴いまちづくりに求められる社会的なニーズは必ずしも合致しなくなる。例えば、全面的かつ大規模な区画整理事業への反対運動の増加、環境の整序による地価の上昇が必ずしも見込まれなくなってきた。さらに、行政の財政的負担の軽減、多様な主体の参加によるまちづくりの方向性の担保、地域の文化や特性の具現化など、新しい時代の都市や既存市街地のあり方が明白でない。居住形態や都市型生活スタイル、それらを支える都市サービスをどのように提供することができるのか、それらを充足できる都市の再生の可能性を探ることが課題となっている。

2. まちづくり事業の計画評価の動向

2-1. 既存市街地のまちづくり事業の事例

最近の再開発事業実施事例（金沢市、飯田市、豊川市、犬山市、島田市）を取り上げ分析・評価した。選定した都市は、都心を形成する既存市街地の再開発事業の事例であるが、金沢市や犬山市は、歴史的な地域資源を活用する事例として、飯田市、豊川市、島田市は地方都市の都心における再開発事例である。

表2-1 主要な都市の既存市街地の整備内容

都市名	施行者・事業名・事業手法	施行期間・規模	事業の目的・特徴など
金沢市 (石川県) 44.2万人	・金沢市 ・金沢駅北土地区画整理事業	H5～18年度 約11.9ha 減歩率24.02% 582億円	金沢らしさの創出、充実した歩行者空間の確保・バリアフリーの徹底、合理性と機能性を計画の理念としている。隣接して、金沢駅前第一地区ならびに第二地区市街地再開発組（組合施行）による金沢駅前市街地再開発事業(S62～H6年度約2.9ha)を展開している。
飯田市 (長野県) 10.6万人	・(株)飯田まちづくりカンパニー(TMO)など（組合施行） ・橘南第一地区再開発事業 ・橘南第二地区再開発事業 ・市街地再開発事業	H9～15年度 H11～18年度 約0.4ha、約0.6ha 約33億円、約75億円	第一地区は「街に住む」「開発の知恵を残す」ため商店街とりんご並木に囲まれた区域に住宅を中心とした複合ビルの建設。第二地区は、文化・経済・住まいに活気や潤いを与える新しい街角プラザの創造を目指す。

豊川市 (愛知県) 15.8万人	・豊川市 ・豊川駅東区画整理事業 ・土地区画整理事業 ※都市再生、まちづくり交付金なども 予定	H7～29年度(予定) 約53.7ha 減歩率25.0% 約156億円	豊川稲荷の門前町である駅西地区と合わせて「豊川市の顔」として、駅前広場及び幹線道路・補助幹線道路等の整備を含む市街地体系の再編成を行い、新たな商業・業務機能を集積するとともに、ゆとりある生活環境空間の創出。
犬山市 (愛知県) 7.3万人	・犬山市 ・街並み環境整備事業 ・都市再生整備計画(まちづくり交付金)	H8～17年度 H16～24年度	犬山城の南側一帯の市街地について、歴史的な遺産を活かしながら「歩いて暮らせるまち 歩いて巡るまち」をまちづくりのビジョンに掲げて、住民と行政が協働で進めた。交付対象事業費は17億8千5百万円。
島田市 (静岡県) 10.2万人	・島田市 ・島田中央第三地区土地区画整理事業 ・土地区画整理事業	S59～H27年度 約20.6ha 減歩率21.02% 約272億4千万円	各種公共施設の整備改善、快適な居住環境整備、商業・業務活動の効率化、土地の高度利用、新たな都市機能の更新と良好な環境を創出し、島田市の玄関にふさわしい中心市街地の形成。

注) 各都市の行政資料より作成、都市名の下段は人口(H20.3住民基本台帳人口)

①金沢市：金沢駅北土地区画整理事業

金沢駅東広場を含み、その北側一帯、金沢駅北地区について駅周辺鉄道跡地等を活用して官民が一体となってゆとりとうるおいのある住環境と都市環境の整備、連続立体交差などを図ることとして金沢駅北土地区画整理事業を行った。その理念として、金沢の伝統文化に根差しながら、過去のものととらわれず、新たな伝統を創り上げていこうとする考え方で表現、広場中央を歩行者に開放し、雨雪を遮る屋根、音声誘導装置やエレベーター等を設置し、バリアフリーの徹底、バス・タクシー乗場の設置、一般駐車場へ車道を横断せずに行くことができる分かりやすい構造などを掲げている。

②飯田市：橘南第一地区再開発事業、橘南第二地区再開発事業

昭和の末から平成にかけて市街地の商店主たちのまちの活性化の勉強会が発端となって生まれてきた事業であり、その後、株式会社飯田まちづくりカンパニー（中心市街地活性化によるTMO）の結成につながり、事業の母体となっていく。橘南第一地区再開発事業では、商業・交流・文化、住宅の3つの機能を、第二地区は、これらに活気や潤いを与えるために街角プラザの創造を目指して川本喜八郎人形美術館など、文化やショッピング、食を愉しむための複合ビル等を中心にしたまちづくりを行っている。

③豊川市：豊川駅東区画整理事業

従来型の土地区画整理事業による既成市街地の改造型であり、都市の街路形体の整序などにより新たな公共公益施設を生み出しながら、東の玄関口の整備を図ることとし現在、整備の途中にある。今後、地区計画制度の活用を図ることとしている。

④犬山市：街並み環境整備事業、都市再生整備計画（まちづくり交付金）

国宝である犬山城を中心とした城下町の町割が残り、車山蔵や古い街並みが点在し、市民のまちづくりへの意識も高い。特に、城下町地区においては、1990年代にマンション建設や道路の拡幅問題への反対運動は、その後のまちづくりへの関心を一層高めることになり、景観整備やまちづくり、街並み整備に力を注ぐことになった。

街並み環境整備事業、都市再生整備計画（まちづくり交付金）などによる。観光的な観点も含めているが、中心市街地活性化のコンセプトを歩いて暮らせるまちとしている。また、城下町地区への集中投資を実現するなど、従来型の一律大規模面開発ではない、官民が一体となって事業を展開している。

⑤島田市：島田中央第三地区土地区画整理事業

豊川市と同様、密集市街地、既成市街地の改造型であり、都市の街路形体の整序などにより新たな公共公益施設を生み出しながら、いわゆる都市の顔づくりを目的に進められた事業である。すでに地区計画制度によりきめ細かなまちづくりを展開している。

2-2. 既成市街地整備の動向

(1) 戦前に生まれた土地の区画整理

明治期、欧米諸国に肩を並べる首都に改造するために東京市は市区改正条例を策定（1888年）し、もっぱら既成市街地を改良することに努めた。しかしながら、都市の拡大に合わせた計画的な対処が十分になされていなかったことから、明治期の最後のころには、土地区画改良二関スル法律（1897年）や旧耕地整理法（1899年）が制定された。前者は、市街地における建物移転や用地買収の進展を促すために、後者は、農業において土地改良を行う必要から耕地整理が行われていた。これらの手法から、土地の交換分合による土地区画整理事業が生み出された。

その後、我が国では初めてとなる都市計画法が公布（1919年）され、1909年に公布された耕地整理法を準用しながら、都市施設の整備と宅地の整理の両方が行える土地区画整理事業が進められることになる。つまり、農業にはじまった耕地整理の手法が都市計画の重要な事業手法として取り入れられることになった。これを契機に、市街地整備に一定の秩序を与えることになった。例えば、道路・通路の定義、通路の最小幅員規定、建物の道路・通路境界線からの後退規定などが述べられている³⁾。

特に、戦災復興期までの区画整理について理想とすべき新しい都市計画の姿と土地区画整理を追い求めた

人物が石川栄耀(1893~1955)である。彼の足跡は、中島らによって書かれた『都市計画家 石川栄耀—都市探求の軌跡』⁴⁾に詳しい。石川の最初の仕事とされる名古屋街路網計画(1926)を手始めに、彼が東京へ転勤する(1933)までの間、名古屋市の区画整理事業を精力的に行うことになる。こうした活動の影響により、その後、「愛知・岐阜・静岡などは土地区画整理の先進地域」⁵⁾であるとされる。

(2) 戦災復興期と法律の制定

土地区画整理事業が大きく進展したのは、第二次世界大戦で疲弊した都市の復興事業である。石田によれば、愛知県下およびその周辺の岐阜市や名古屋市では1945年(昭和20年)から土地区画整理に着手した⁶⁾と述べている。そうした流れのなかで、土地区画整理法が制定(1954年)されたが、我が国が高度経済成長に突入する段階にあったことから、大都市郊外部における宅地需要の隆盛にあわせて大規模なニュータウン開発事業が、土地区画整理事業によって行われ、都市化が著しく展開することになる。

(3) 都市の成長と既成市街地整備の高度化

戦前戦後の都市計画は、都市計画法と同時に公布された市街地建築物法と一緒に東京などの大都市の都市計画が進められ、次第に地方の中小都市に広まっていくことになる。以降、我が国の都市計画は、都市計画法を変えることなく進められて行いが、1968年(昭和43年)に抜本的な改正を行うことになった。その背景には、高度経済成長による様々な矛盾が露呈し、住民運動の激化や都市への人口集中に対して総合的な対策を講ずることが求められるようになったからである。

新しい都市計画法の大きな特徴は、都市計画の決定に関する手続きを改善したこと、市街化区域と市街化調整区域を設けて無秩序な市街地拡大を制御しようとしたことである。同時に、この時期には、1960年代に始まった公害や大規模な公共事業への反対運動が70年代以降、次第に抵抗型から創造型、住民参加型の、いわゆる“まちづくり”の萌芽がみられた。70年代には、自治省(現・総務省)のモデルコミュニティ事業に代表される地域コミュニティの形成をめざした住民参加が各地で行われた。

(4) 「逆都市化」の時代

平成17年の国勢調査の確定人口に基づく推計人口(総務省統計局)によれば、我が国の総人口は、平成16年をピークに減少傾向に移った。こうした状況に、大西は、人口減少化の都市のあり方として「逆都市化」⁷⁾という概念を提案し、高度経済成長期とは異なった都市のあり方を求めていくべきだと述べている。すなわち、「これからの時代における都市の繁栄とは、従来とは異なる価値観に裏付けられなければならない。それは都市の質的繁栄と要約することができ、(中略)もちろんその内容は、単に都市の物的形態に留まらず、都市で展開される仕事、生活、文化などあらゆる場面

に及ぶであろう。物的形態において、ゆとりや環境共生などより満足の高い都市空間を形成することに関心が向かうと同時に、都市の精神生活においても文化的爛熟を指向するようになる」⁸⁾としている。

また、同様の時代背景を踏まえて、「コンパクトシティ」の概念も議論されるようになり、海道は、日本型成熟都市のあり方⁹⁾として提案している。既成市街地は、良好な景観や緑やオープンスペース、個性的な地域文化など、美しく快適な都市景観を創出するために機能の更新や修復といった整備が課題となり、地域コミュニティ再生の重要性が指摘されている。

また、徒歩や自転車など、生活・歩行圏を重視した多様な都市機能の集積や、新たな公共交通システムの構築、土地の集約・共同化、不燃化など密集市街地などの整序が求められるようになった。

2-3. 計画評価の動向

(1) 5つの都市の市街地整備

表2-1において、金沢市、飯田市、豊川市、犬山市、島田市の5つの都市の既成市街地、とりわけ都心の再開発事業を分析した。

いずれも土地区画整理事業と市街地再開発事業の手法を使いながら、都心地区の更新、再整備、再生といった事業を展開している。時代ごとの言葉の違いは、国の施策事業の名称が変わってきたことを意味し、法律に位置付けられている内容に合致した事業展開が行われている。それぞれ以下のように評価することができる。

①金沢市：金沢駅北土地区画整理事業

従来の区画整理事業であるが、市の都市政策の理念である都心軸の形成に関わる金沢駅東広場の整備にあたっては市民の合意形成を図りながら各プロセスに検討委員会を設けて事業を進めた。特に、計画の歴史的文化的な位置づけは十分に議論され、さらに金沢の気候風土や歴史的な重層性、未来に向けた文化を創り続ける都市づくりを掲げ、事業に臨んでいる。「生活芸術のまち金沢」に対して現代の生活芸術の舞台として駅の広場を演出するという考え方は興味深い。伝統と未来を形にした個性的な金沢駅の広場が完成している。

特に、金沢市の総合的な都市づくりの指針(平成8年度)である「小さくとも世界の中で独特の輝きを放つ都市・金沢」に基づき、金沢の玄関口にふさわしい個性と魅力を備えたまちづくりを実現するために討議を重ねた結果、シンボリックな都市美空間の創出、交流・めぐりあい・回遊性の演出、人にやさしいまちづくりの実現の3つの基本方針を定め実現化を図った。その結果、大屋根のもてなしドームとシティゲートの鼓門が完成し、名実ともに金沢市の都心軸を構成し、金沢の歴史(旧市街地)と金沢港に展開する新市街地(金沢の未来)をつないでいる。単なる土地の換地による公共施設整備とは異なる戦略的な再開発事業である。従前の地方都市の駅前の混乱した景観や土地利用に対して、新しい都市の性格を具現した土地利用の整序と新たな都市ビジョンをシンボライズした駅前空間を実現しつつある。

②飯田市：橘第一地区再開発事業、同第二地区再開発事業

昭和22年に市街地の3分の1を焼失する大火を経験したことから、防災街区の整備や、背割り沿いに避難用の道路の整備、防火帯として整備された道路の中央分離帯にリング並木を整備するなど、個性的なまちづくりを官民あげて行って来たまちである。市街地再開発事業は、地元の商店主たちによって自主的に行われた市街地活性化の勉強を行う中から再開発事業の準備組合が立ち上げられている。「街に住む」「開発の知恵を残す」ために商店街とリング並木に囲まれた区域に住宅を中心とした複合ビルを建築することから始まった。現在では、計画どおり第二地区と合わせて来訪者が多く、コンパクトであるが美しい街並みと魅力的で活気のある都心が出来上がっている。地域の住民（商業者など）自らが事業を立ち上げ、小規模ながら着実な事業展開を行い成功している。

空洞化が指摘されている地方都市の都心地区を、個性豊かな事業を複合的に展開することによって、観光的な要素も加味した新しいユニークな都心へと変えた。

③豊川市：豊川駅東区画整理事業

豊川駅東口前広場を中心に、商業地域・防火地域、近隣商業・準防火地域、第二種住居地域・準防火地域、第一種住居地域の整備を計画している。まだ事業の途中であるが、低密な土地利用の既成市街地であり、今後、都市化の進展にともなって西側の豊川稲荷を中心とした都市の顔（玄関口）に対して、新たな新市街地を構成する街並みが整備されることが期待されている。事業の内容は、従来型の区画整理手法により、減歩を行いながら道路や公園緑地、広場などの公共的な空間を生み出すとともに、地区計画制度を活用しながら住民参加のまちづくりが進められることになっている。駅東西の関係など街独自の魅力や個性をいかにして生み出すかが課題である。

まだ事業着手の段階であるが、豊川駅を挟んで新旧の都市集積により、都心の活性化が期待されている。

④犬山市：街並み環境整備事業、都市再生整備計画（まちづくり交付金）

対象となる範囲は、国宝犬山城の城下として町割りや木戸跡などの伝統的な街並みが残る一帯である。この地区に昭和46年に計画決定された都市計画道路があり、平成8年度に拡幅が持ち上がったことを契機に、市民の間から賛否の声があがり、一旦凍結の後、平成10年度から道路も含めたまちづくりのあるべき姿を模索した。その結果、歴史的資産を活かしたまちづくりを進め、これを活性化に結びつけるという結論に達し、地域住民を中心に専門家を含む官民が一体となってまちづくりに取り組むことになった。

特に、細かな事業を効果的に活用しながら商業と観光、歴史と文化に配慮した地域コミュニティに配慮した子供から高齢者までの生活者が安心して快適に暮らせるまちづくりを目指している。平成20年4月には、景観法に基づく「犬山市景観計画」を策定し、市域全域を景観計画区域とし、同21年には、「歴史的風致維持向上計画」を取りまとめている。豊かな地域資源を活用しながら地道な住民参加を通してまちづくりを展

開している。TMOである犬山まちづくり株式会社が大きな働きをしている。従前の新旧の家屋が混在した稠密な都心地区が、事業の展開に合わせてより個性豊かな都心地区に変貌しつつある。

⑤島田市：島田中央第三地区土地区画整理事業

昭和30年代から行われて来た第一地区（15.8ha）と第二地区（20.6ha）の区画整理に次いで行われた。第三地区は、JR島田駅を中心とした中心市街地を形成している地区の一翼を担い、老朽化した木造建築物が密集し、公共施設整備や居住や商業・業務機能の整備が進まず玄関口にふさわしくない街並みであった。

基本的には、従来の区画整理事業の手法で行われたが、地区の中央を南北に貫く自転車歩行者専用道路（栄町中央線）、通称「おび通り」を設け、島田市に伝わる伝統行事であるおび祭り（静岡県指定無形民俗文化財「島田帯祭の大名行列」300年の伝統）をテーマに街並みを構成している。平成20年度に国土交通省、都市景観大賞「美しいまちなみ優秀賞」を受賞している。通りは、駅からの歩行者を誘導しながら、さらに「御陣屋のお稲荷さん」（通称、悪口稲荷と呼称）の小さな祠につながる。2004年からは「愛するあなたへの悪口コンテスト」というイベントを開催、島田市のまちづくりを全国に発信している。おび通りで行われる各種のイベントや悪口コンテストは、TMOである株式会社まちづくり島田が行うなど、小規模ながら徐々にまちの魅力と集客効果を発揮している。従前の稠密な商業、住宅などが混在する土地利用から、ゆったりとした個性的な街並みを実現した。

（2）生活者のニーズと既成市街地整備の課題

戦後の復興期から高度経済成長の時代をへて、既成市街地の更新、整備、再生事業は、区画整理事業や市街地再開発事業、ならびにこれらから派生した各種の事業制度によって一定の成果を得てきた。しかしながら、都市、とりわけ都心といった既成市街地のあり様はさまざまに変化し、従来型の事業制度や手法には、ある種の限界が見えてきたと考えられる。都市のインフラ整備を積極的に推進し、都市の機能を整理してきた時代から、都市の個性や魅力を生み出すことが求められる時代へと変化してきたと言える。

これまでの既成市街地の再整備を支えてきた各種の制度や手法は、大規模な事業から小規模な事業に変わり、ハード中心からソフト、特に市民参加や官民協働、地域の主体性を大切にして事業化を推進する方向に移行してきている。

新たな都市整備への模索は、平成17年6月に国土交通大臣より社会資本整備審議会に対して諮問¹⁰⁾された「新しい時代の都市計画はいかにあるべきか」（平成19年7月には第二次答申が出されている）に始まる。この答申では、人口減少の局面が我が国の都市の歴史的な転換点を迎えていると前置きし、空洞化が進む「市街地縮小の時代」という今までに経験してこなかった局面を迎えていると述べ、これまでの都市政策は、既に役目を終えているとして、今後は、より質の高い社会を形成するために、持続可能な都市を構築す

る具体的方策が求められる、と述べている。

一方、国土交通省都市整備局市街地整備課では、市街地整備制度の充実に向けて次の6つの点をあげている¹¹⁾。

①市街地整備施策と都市計画の連携・連動の強化、②新たな市街地整備手法の必要性、可能性の検討、③区画整理の技術的基準（省令）の見直し、④市街地整備事業における立体都市施設への対応、⑤地域や地権者のニーズに即した換地計画策定への対応、⑥その他である。いずれも従来型のハードな手法と関連する制度の再検討を指摘している。

筆者は、これまでの考察から、今後の既成市街地整備においては、所管する国土交通省の枠を越えた新たな発想による施策の展開が必要であると考ええる。都市の住まい方や生活スタイルは決してハードな事業手法や制度からは生まれない。従来型の既成市街地整備には限界が見えてきたと言える。なお、国土交通省が所掌する事務は、国土交通省設置法（平成11年7月法律第百号）、第二章第四条に詳しい。



図3-1 東地区整備に関連する旧町界

3. 特定地区のケーススタディー（浜松市東地区）

3-1. 東地区の概要

(1) 東地区の再開発事業

東地区とは、浜松市の東地区土地区画整理事業（東第一土地区画整理事業：25.9ha、昭和62年度～平成22年度、ならびに東第二土地区画整理事業：27.2ha、平成4年度～平成19年度）である。関連する町は10に上り、北側から旧の町名で船越町、野口町、八幡町、常盤町、早馬町、馬込町、東田町、新町、板屋町、松江町である（表3-1）。

ただし、実際の区画整理対象範囲は、船越町、八幡町、野口町、常盤町、早馬町、東田町、板屋町の一部が入り、馬込町と新町は全てが対象となり、2つの事業区域に区分されて進められた。

なお、基盤は土地区画整理事業により整備されているが、いくつかの街区では「優良建築物等整備事業」という市街地再開発事業に準拠している事業手法によって進められている。これも再開発事業の一つであり、一般的には合併施行と言われている。例えば、現在の市民協働センターが入居しているビルや新町のハーモニアなどが該当する。また、イーステージは市街地再開発事業で行っている。

(2) 東地区および周辺の再開発

当該地区は、第二次世界大戦によって焼失した際に戦災復興土地区画整理事業による再開発の対象となったものの、実現することがなく最近までそのままの市街地が広がっていた。

戦災復興の事業が進まなかった原因として、当初に予定していた戦災復興土地区画整理事業の規模は、8.92km²（昭和21年）であったが、昭和34年には、1.84km²まで約2割の規模まで縮小されていることをあげている。その背景には、財政事情の変化、行政の対応と技術経験の不足、住民の反対を指摘してい

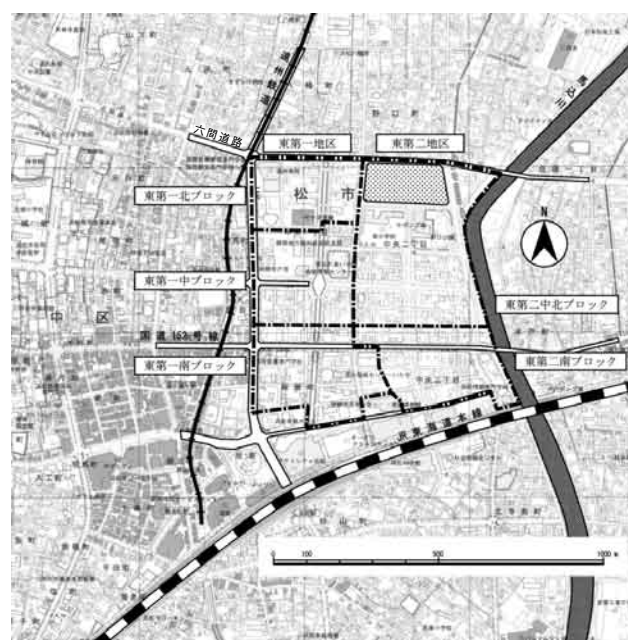


図3-2 東地区の整備区分

る¹²⁾。

その結果、戦前の区割りのままに低層の木造家屋等を中心とした商・工・住が混在する市街地が広がっていた。不整形な道路や公共施設等の整備の立ち遅れ、非効率な土地利用（国鉄操車場の移転やトラック輸送への変化により立地の意味を失った倉庫が多かった）、住・商・工・倉庫等の混在により自動車騒音、交通事故の危険性、工場による騒音・振動等、不良な居住環境、木々の緑が少なく都心でありながら暗いイメージを与え都市的魅力に乏しい地区とされていた。

東地区再開発の最初の動きは、公式には昭和53年（1978）とされて、10の自治会、2,541名の住民

表3-1 東地区土地区画整理事業の概要

	東第一土地区画整理事業	東第二土地区画整理事業
施行者	浜松市	浜松市
施行地区	浜松市中央1丁目、2丁目、3丁目および板屋町の各一部	浜松市松江町、新町、馬込町、野口町、船越町、東田町および板屋町の各一部
計画人口	4,000人（施行前人口 2,000人）	4,000人（施行前人口 2,680人）
地区面積	25.9ha	27.2ha
事業施工期間	昭和62年度～平成22年度	平成4年度～平成19年度
総事業費	652億9千1百万円	466億円
平均減歩率	30.40%（21.87%）注）減価買取後の数値	33.64%（21.87%）注）減価買取後の数値
ふるさとの顔づくりモデル土地区画整理事業	・東第一地区指定（昭和63年2月）承認（平成10年7月）、東第二地区指定（平成9年12月）承認（平成11年8月） ・住民参加の事業推進体制を整備し、まちなみ誘導措置を講ずることが事業の要件となりレンガブロック舗装、優れたデザインのツリーサークル、照明灯等の高品位な公共施設整備、ならびに顔づくり計画の作成に必要な費用が補助の対象になった。	
まちづくり交付金	浜松駅周辺地区（310ha）、H19～23年度（都市再生整備計画） ・五感を刺激し豊かさを実感できる「歩いて楽しいまち」の形成	
地区内の主な公益施設	・シビックコア地区（官公庁施設） ・地下駐車場（特定交通安全施設整備事業）	・静岡文化芸術大学（平成12年4月）
関連事業	東第一地区において、市街地再開発事業により1、6、7、13、14、22、23、25の各街区において個人、組合、不動産会社などによって業務ビル、病院、商業・駐車場やマンションなどが建設された。敷地面積は、29,775㎡で地上12階～15階規模、総事業費、約320億円の建物が立つことになった。	

引用：「東地区土地区画整理事業」浜松市東地区土地区画整理事務所、平成18年3月および行政資料より

が陳情に動き出したことをスタートとしている。しかしながら、それ以前の昭和48年（1973）に、8町自治会長の連名による要望書が出されている。

これに先立って、旧国鉄浜松駅周辺の連続高架事業が行われ、区画整理事業と一体的に行う方法を採用して、貨物ヤードを移動しアクトシティの完成につながるが、浜松市の都市開発の最大のきっかけとなった。

3-2. 土地区画整理事業による再整備内容

(1) 街づくり協議会の活動

① 集団移転の事務事業

事業は、東西に2つの地区を設定して昭和62年より東第一地区を、平成4年度には東第二地区の事業を開始した。第一地区は、官公庁街区を中心に市内に点在していた官公庁施設を集約し、民間施設と合わせて整備した。東第二地区は、静岡文化芸術大学、東小学校、野口公園など教育文化の拠点として整備した。

区画整理事業の立ち上げ期は、特徴的な2つの事業を進めながら地権者への説明や相談など、区画整理事務の大半は複雑多岐にわたり担当者が大いに苦労したと言われている¹³⁾。例えば、もっとも苦慮した点として、「事業の複雑さと地権者への対応」をあげ、「区画整理をしながら膨大な地権者の移転を処理し、公共施設の整備を進めながら再開発事業も並行して進む、確かに、これだけ幅狭スケジュールの調整は困難な作業だったと想像できる」とし、なかでも東第二地

区の方は、大学の設置認可と関連して事業期限が決められていたため、街区ごとの集団移転に大変苦労したと述べている。仮住宅の建設や移転先の環境への適合など、個々の多様な意見をこまめに拾いながら市では区画整理審議会に諮りながら住民への対応を図ったと記録されている。市の人員は、「事業開始当初はわずか3人。ピーク時で48人。再開発事業との調整も複雑で、東第一、東第二の事業が重なる中、長い机を並べて一斉に住民の相談を受けたり、整備の現場に飛んだり、繁忙な日々が続いたようだ」と記載されている。

一般的に、土地区画整理事業は構想段階から事業の完成までは相当に長期にわたるが、市街地再開発事業は、事業着手の後、通常2～3年で完了する。

② 街づくり会議、街づくり協議会と住民参加

しかしながら、次第に街区の骨格が定まり、まちづくりの核となるシンボル道路や公園の整備にあたっては市民参加のかたちをとるようになっていく。2000年4月に静岡文化芸術大学が開校したことにより大学の教員が専門家として公園整備などのワークショップに関わるなど、地域住民の参加を促すことになったが、それ以前より各ブロック単位に街づくり協議会を設け、討議で決定した計画を全体組織に諮るということからまちづくりを進めた。ブロックとは、第一地区の北側から東第一北、東第一中、東第一南の3つのブロックに、静岡文化芸術大学を含む東第二地区は、大

学や東小学校を含む地区を東第二中北、それ以南を東第二南ブロックと称した。

この全体組織が東地区街づくり会議であり、各ブロックの代表者から構成され、自治会、商工会などとも連携し、情報の共有化を図っていた。各ブロックの協議会では、住民自らが先進地を視察するなど、まちづくりの勉強を重ねていった。

平成12年11月16日に開催された東地区街づくり会議の設立趣意書（同設立準備委員会 代表 高塚敏夫）によれば、これまでに進めてきた各ブロック単位の協議会から、東地区全体を一つの街として捉えて地区内の街づくり協議会が一緒に取り組んでいくべきであるとの認識が高まってきたことが伺える。そのきっかけとなったのは協議会の活動である。静岡文化芸術大学の開学準備が急ピッチで進み、前年（平成11年の秋）に東第二中北ブロック（大学が立地する）の街づくり協議会では、当時学長就任予定とされていた木村尚三郎を呼んで東地区全体の街づくりに関する講演会を企画したが、せっかくの機会であることから各協議会会長に共同開催を呼び掛け、平成12年1月に講演会を開催している。大学の開校が、東地区の街づくりに大いに影響し、地元の期待の大きさも伺うことができる。

なお、平成9年9月には、浜松名鉄ホテルにて静岡文化芸術大学の設立準備財団の設立発起人記念講演会が開催され、東地区の住民にも参加の要請が行われている。ここでは、学長予定者の木村尚三郎（東京大学名誉教授）の基調講演「21世紀に求められる人間像」の後、「新大学への期待、抱負」をテーマに座談会が開催されている。

表3-2 東地区街づくり会議の目的と事業

目 的	東地区内の5つの街づくり協議会が連携し、地区住民及び商業者等が主体となって、市民、行政、企業とのパートナーシップによる街づくりの取組みを目指し、もって東地区が浜松市の新しい顔として中心市街地活性化の一翼を担い、活気と賑わいを創出するとともに、市民として誇れる文化の薫り高い街づくりに貢献することを目的とする。
事 業	1. 街づくりのための住民・市民に対する意識啓発活動 2. 東地区の街づくりに対する研究・提案活動 3. 東地区における住民相互の連帯意識を高めるための活動 4. 東地区を市内外に情報発信するための事業 5. 市民、企業、行政及び街づくりに関わる諸団体等との交流・連携活動 6. 東地区の街並みづくり及び、景観の形成に寄与するための事業 7. 東地区に活気と賑わいを呼び起こすための事業 8. その他、目的達成に必要な事業等

(2) まちづくり意識の共有化

大規模な既成市街地の再開発事業は、さまざまな場面で地域住民の参加・協働のプロセスを経てまちづくりを進めることになったが、スタート時点では区画整理事業の勉強会であったものが、途中からは宅地活用の勉強会に変わり、ブロック単位ごとに行われてきた街づくり協議会は、次第に東地区全体のまちづくりを討議し企画し、実践する街づくり会議へと移行していった。

こうした動きは、関連して進められる再開発事業等の共同化（共同ビルの建設など）や都市景観の形成に配慮したまちづくりなど、まちづくりの意識の共有化に効果的な役割を果たしたと考えられる。

また、仮換地指定後にプロのコーディネーターを派遣する制度や個別の相談、先進地の視察のサポートなど、住民一人一人が学び、参加するまちづくりが進められていくことになる。住民一人ひとりが納得しながら進むまちづくりを推進していった。例えば、公園や通りの整備に関するワークショップを開催して住民の声の反映、アクト通り、公園通り、学園通りなどの地区内シンボル道路の愛称やまちの名前の公募、街路空間のオブジェや花壇の管理などにも地域住民が参加するシステムを生み出している。

なお、こうした一連の動きは、今日でいうところの市民協働ということができるが、浜松市が政策として市民協働を掲げるのは、平成13年度に策定した「浜松市市民活動基本指針」からであり、具体的な市民協働のスタートは平成14年度に制定された「浜松市市民協働推進条例」以降であり、その意味で東地区で一連の動きは興味深い。

住民が主体的な活動を展開してきた東地区の一連のまちづくり活動は、浜松市特有の自治会、町内会組織が大きく貢献したとも考えられる。

(3) まちづくり交付金などによる魅力づくり

東地区のまちづくりの基盤整備や各種の共同ビルの建設等の他、街区の魅力づくりや環境整備等に関しては、まちづくり交付金（都市再生整備計画）やふるさとの顔づくりモデル士地区画整理事業という制度が大きく貢献している。

まちづくり交付金の活用による再整備は、浜松駅周辺の南北、約310haが対象となり、駅北の浜松城・六間通りから南、駅南の高亀土地区画整理事業区域まで、東は馬込川までの一帯を対象区域として実施された。

事業の計画内容は、五感、すなわち地域の魅力や資源が凝縮した「まちの景観」「まちの音」「まちの匂い」「味わい」「感触」といった来街者への刺激を言い、その他、「都心商業の誘導」すなわち幅広い年代に対応した回遊性の高い魅力ある商業空間の形成、「歩行・回遊環境の整備と交通アクセスの充実」すなわち誰でも安心して歩け、楽しく過ごせる環境と都心に来やすい環境づくり、「都心生活空間の創出」すなわち、安心・安全な都市生活の実現、文化施設等の機能集積とソフト事業の展開のそれぞれを整備の目標としてい

表3-3 地域住民の参加からみた事業化の3つのプロセス

区 分	特 徴	主 な 動 き
第1段階 1973～1987 (S48～62)	【計画づくり】 街づくりの理念の模索	・要望書（1973）、陳情書提出（1978） ・基本構想（1979）、事業計画案策定（1984） ・東第一地区の都市計画決定（1987）
第2段階 1988～1999 (S63～H11）	【協議会の活動】 区画整理を学ぶためのシステムづくりと、主体的な住民の活動の芽生え	・東第一地区ふるさとの顔づくりモデル地区指定（1988） ・東第二地区の都市計画決定（1991） ・仮換地指定が行われ仮設住宅建設はじまる（1996） ・東第二地区ふるさとの顔づくりモデル地区指定（1997）
第3段階 2000～ (H12～）	【多様な主体の協働】 地区住民、行政、専門家、大学、商業者などの連携と協働によるハード事業等の展開	・静岡文化芸術大学開学（2000） ・優良建築物等整備事業竣工（2000） ・市街地再開発事業竣工（2001） ・アクト通り完成（2005） ※完工記念式典（2008）

る¹⁴⁾。これによって馬込川沿いの公園化や旧浜松銀行協会の建物の保存活用、各種のサインの整備などが進められるなど、都市の快適な環境や文化的な資源の保全活用が実現したことは評価される。

3-3. まちの姿と計画実現のプロセス

(1) まちづくりのプロセス

事業構想段階からの開発理念、事業内容などから、当該地区における計画内容の変遷とその背景などを分析した。その結果、表3-3のように当該地区の再開発事業が、おおむね3つの段階をへて完成している。

(2) まちづくりの理念模索

昭和45年（1970）に浜松市の新しい都市づくりをめざした総合的な指針となる「浜松市総合開発基本構想・基本計画」が策定され、これを契機として、浜松駅周辺地区の整備事業が展開されることになる。

同年、「浜松駅周辺交通施設整備調査」、昭和47年（1972）に「浜松駅高架下利用計画」等が検討され、いわゆる都市圏の骨格づくりの基礎となる各種の区画整理事業の調査や都市OD調査等が実施された¹⁵⁾。

東地区再開発の最初の動きは、昭和48年（1973）の8町自治会長の連名による要望書や昭和53年（1978）の陳情書の提出である。陳情の後、市の対応は早く、翌年の昭和54年（1979）には基本構想策定（A調査）が実施され、区画整理事業の手法が提案された。次いで、昭和59年（1984）には、事業計画案策定（B調査）が行われ、区画整理事業の内容が決定された。昭和54年（1979）には東海道本線の高架化が完成し、昭和60年（1985）には遠州鉄道の高架工事も完了している。

この間、市の人口が50万人を突破し、建築学会賞を受賞した浜松駅の北口広場が完成している他、浜松城から動物園が移転するなど、都心部の新たな都市機能の整備が進むことになる。

こうした中、昭和63年（1988）に、東地区の再開発に向けた基本的な計画が承認され、事業の第一段階となる東第一地区の都市計画決定がなされた。各種の都市整備事業や快適な都市づくりの基礎的段階をへて、昭和50年代は、「第二次基本構想（昭和50年）」

の策定を契機に、浜松都心の骨格づくり、顔づくり、浜松都市圏の骨格づくり、市街地における豊かな環境づくりを掲げて街づくり行われた時代である。こうした中で、東地区の区画整理事業の理念を模索した時代である。

(3) 個性的なまちづくりの展開

区画整理事業は、居住する家屋の移転や土地の提供などが伴い、関わりの出る地区住民の全てがほぼ同様に事業に参加することが求められる。したがって、区画整理のスタート時点では、事業手法などに関わる住民の学習会が開催される。

例えば、東第二北ブロック街づくり協議会は、平成6年4月に設立されたが、その規約には以下の目的と事業を記載している。なお、東第二北ブロック街づくり協議会は、野口町と船越町が該当し区画整理地区に該当する範囲を北ブロックと称したが、その大半が後の静岡文化芸術大学の整備の範囲になったことから、中ブロックと合体し、東第二中北ブロックと名称を変えている。

ブロック単位の協議会に付随して街区別勉強会が設けられたが、これらは自前のお金と市の補助金によって運営されていた。このように各街区には、地元の都市計画コンサルタント会社からコーディネーターが派遣され、協議会や勉強会を支えていた。彼らは、多忙な協議会の構成員に変わって書類の作成などの事務処理作業を行うなど、大きな力となっていた。

表3-4 東第二北ブロック街づくり協議会規約(目的と事業)

目 的	本協議会は、土地区画整理事業による都市基盤整備の促進に併せ、21世紀に向けた地区の将来像について明確化し、都市景観の形成に配慮した街づくりの調査、研究を進め、もって、野口町、船越町地区の活性化を図ることを目的とする。
事 業	1. 街づくりに関する情報の収集と調査、検討。 2. 見学会、講演会等の開催。 3. 周知徹底のための説明会、広報等。 4. その他、目的達成のための必要な事業。

引用：東第二北ブロック街づくり協議会規約、平成8年4月、東第二北ブロック協議会資料

平成9年2月12日の夜7時から開催された東第二地区の街づくり説明会の内容を見ると、東地区土地区画整理事務所の所長の挨拶に始まって、議題は東地区の街区整備について（具体論）と「都心で住む」とは、の2つが設定され、地区の住民による質疑応答が行われている。主な内容は次のようである。

表3-5 街づくり説明会の議題

街づくりについて	1. 一般論の「まち」とは（物的構成要素、人的構成要素） 2. 「まちづくり」とは（目的、内容） 3. 今後のまちづくりの方向（まちづくりにあたっての留意事項） ・総合的なまちづくりの必要性和各主体の協力関係 ・まちづくりの目標の必要性 ・まちづくりの目標設定にあたっての考え方 ・地域の文化・風土・歴史を生かした個性的なまちづくり ・ハード面のまちづくりだけではなくソフト面のまちづくりも重要 4. まちづくりの方法 ・まちづくりの目標（＝将来像）の設定 ・目標を実現するためのまちづくりの手法
「都心で住む」とは	1. 都心地区の特性 2. 都心居住と郊外居住

引用：東地区土地区画整理事務所会議資料

これらにあわせて、街区整備の目的とルールづくりの必要性について、都市計画法による土地利用規制の現状（用途地域について）、良好な都市環境とルール、個性的で魅力ある街区整備（都市景観形成）とルールといった説明が行われている。

こうした勉強会は、地元の街区の土地利用について支援・助言するコーディネーター派遣制度によって支えられ、個別相談、街区别勉強会、全体講習会、先進地視察やニューズレターの作成など、地区住民の啓発に大きく貢献し、事業を円滑に進めていくことになった。事業の内容は、ハード中心の展開であるが、それを進めるためには住民の啓発と主体的な参加を誘発する方策が重要であり、地域自らが考え事業化を図ることは、自前の個性的なまちづくりにつながる。特に先進地の視察研修は、それぞれの街区整備の方向づけに大いに役立ったと言われている。

(4) 多様な主体の協働

主に区画整理事業の手法により展開してきた東地区の市街地再整備は、当初の計画では浜松市、土地区画整理審議会、街づくり協議会、そしてコーディネーターの各主体がそれぞれの役割を分担して事業が進められた。

ブロック単位の街づくり協議会について、東第一中北ブロックの街づくり協議会の例（平成12年資料）でみると、会長1名、副会長3名、会計2名、会計監査2名、顧問2名に、各街区に代表幹事と幹事（1～2名）から構成されている。

特に、地区の住民によって構成される街づくり協議会のもっとも大きな役割は、情報の共有化と先進地の

表3-6 区画整理事業に関わる主体と役割

主 体	主 な 役 割
浜松市	都心地区にふさわしい街づくりを目指して土地区画整理に施行者として事業を推進し、それに伴う状況等の情報を地元を提供すること、地元の街づくり（土地利用）について支援・助言（コーディネーターの派遣、検討委員会の事務局など）する
土地区画整理審議会	土地の権利に重大な利害関係のある処分を施行者が行う場合、決定に際し公平性・平等性が保たれているかどうかについて意見を聞いたり、同意を得たりして事業の円滑な推進を図るために設置。審議事項としては、換地計画、仮換地の指定、減価補償金の交付など。
街づくり協議会	合同協議会、各ブロック街づくり協議会、街区别勉強会、街づくり検討委員会がある。各ブロック単位の街づくり協議会は、規約にもとづいてメンバーは3年ごとに改選されるというルールとなっていた。
コーディネーター	浜松市によって派遣される。街づくりに関する地元のコンサルタント。

視察研修であり、会議は頻繁に開催され、視察研修は年一回の割合で実施されていた。研修のテーマは、街並み整備や地区計画の事例について学ぶことであり、100人規模の参加があるなど、積極的な活動が見られた。こういった研修は、一方で街区単位の住民の意思の疎通を濃密なものとしていくが、こうしたコミュニケーションの成果は、その後のまちづくり活動にプラスに波及していくことになる。

特に大学の開校に先立って東第二中北ブロック協議会が発意した学長予定者であった木村尚三郎の講演会の企画は、大学準備財団への要請の結果、単独での開催を断られ、東地区全体の参加による開催という条件を付けての開催となっている。当時の東第二中北ブロック協議会会長によれば、このことが街全体の意識の共有化につながり、東地区街づくり会議へと発展することになったという。

当該の区画整理事業は、東第一地区から始まり、東第二地区へと移っていくが、当初は、二つの地区によって別々の街区整備を展開していくような雰囲気であったが、二つの地区が一体化することによって景観形成や街区の魅力づくりに役に立つことになった。以後、静岡文化芸術大学の開校、浜松まちづくりセンターの開設などにともなって、野口公園やふれあい公園整備などにおいて地域住民や地域の子供たちが一緒になって意見を出し合うワークショップを開催するなど、多様な主体の協働作業が目立って多くなっていく。また、平成14年には、浜松東地区・シンボル道路愛称募集が、東地区街づくり会議の主催で行われている。ブロック単位の街づくり協議会から、街づくり会議へと移行し、街づくりの仕向けに向けて多様な主体の連携が進んでいくことになる。

4. まとめと展望

(1) 居住欲求の変化と市街地整備の課題

我が国における都市計画ならびにまちづくりに関する全ての政策は、旧建設省以降、歴史的にそのすべてを所掌し、もっぱらハード事業とそれを支援するさまざまな制度によって行われてきた。それは、各省庁の存在を規定している設置法によって縛られているからである。

本論では、これまでに実施されてきた既成市街地の再整備の実態を分析、考察してきた。ほとんどの既成市街地の再整備は、機能的に安全で快適な街づくりの目標を達成したかに見える。しかしながら、居住者にとって何か物足りないといった感覚は残るという。人は何をもって住みやすいと考えるのか。

街を構成する地域社会において、人間が、街に愛着を持って満足して住むためには、ハード事業のみでは充足できない多くの問題を抱えている。今日、まちづくりには、人口の減少と高齢社会、地球温暖化、グローバル化など、これまでに経験したことのない新たな条件を加味して展開していかなければならない時代となった。都心居住を満たすための条件も大きく変化してきた。

社会学の中田は、これからの時代は、コミュニティに対して改めて目を向ける時代となると述べている¹⁶⁾。こうした指摘をあげるまでもなく、都市における居住は、新たなコミュニティのあり方を模索し始めたと言っていい。

制度とハードでつくられてきた既成市街地の再生は、何か生活の匂いがしない、あるいは計画人口を設定した年月がたっても人口が増えない、新しく入ってきた住民と旧住民との間にコミュニティが生まれえないなど、何か物足りないといった意見が聞かれる。そうした問題、すなわち、人が転居してきて一緒に住むためにはどうしたらいいのか、という問いに対して、従来の区画整理事業や市街地再開発事業は答えていない。

浜松市東地区の事例では、例えば、アクト通りやロータリーなどは、交通を処理する空間的な機能は果しているが、イベント空間としては、必ずしも使い勝手のいいもの空間とはなっていない。従来の都市計画は、合目的的な空間整備を行ってきたが、居住者の視点に立てば、生活に密着した多様な空間の使い方が可能であり、かつ四季折々の風景が展開され、快適な空間であることが求められる。

一方、東地区の街づくり協議会の活動のうち、東第二中北街づくり協議会は、2008年10月の完工式の後、「すみよい街の会」に改組した。そして、完成後の街区の花や緑の植栽への灌水など、街区の美観を維持する活動や、以前より旧町内会の伝統行事として青年部が行っていた夏祭りに加わり、これを支援している。また、他の街区では、解散するものもあったが、アクト通りを活用して、「まちはびっくり箱」といったイベントを行うなど、整備後のまちづくりに対して、美しい街並みの維持や伝統の継承、都心における交流活動など、多くの効果を導き出している。

こうした活動は、新旧住民の新しいコミュニティ形成のために、プラスの効果をあげていることから、事業計画段階から何らかの住民参加の仕組みを取り入れていくことが極めて重要であると考えられる。浜松市における東地区の再開発事業のプロセスは、多くの示唆を与える。また、前述した5つの再開発事業と比較すれば、かなり先進的なプロセスであったと考えられる。

(2) 求められるまちづくりの方向

① 地域コミュニティの再生

浜松市東地区の街区整備について、実際にまちづくりに関わり現在、当該地区に住んでいる人たちのなかには、新たなコミュニケーションが生み出されないなどの意見がある。浜松市は旧来、風揚げ祭りを中心として町内会の組織（自治会）が確固としたものとして存在している。しかしながら、区画整理に伴い、生まれ育った町内から他の町内（特に郊外など）に転居した住民も多く、そのことが問題視されている町もあれば、そうでない町もある。旧住民のコミュニケーションは、地域コミュニティの絆の役割を果たす風揚げ祭りや屋台の練りが、かろうじて町内会を維持しているともいえる。住民の離散は、仕方がないにしても新旧の住民の新たなコミュニティの構築は大きな課題の一つと言えそうである。

人間が生活し暮らすことをどのように考えて、既成市街地の再生事業に盛り込んでいくのかが重要である。人間が長い時間をかけて創り上げてきた「街・まち」には、多様な価値観や様々な居住歴を持った人々が住んでいる。短時間の間に、そうした地域コミュニティを再生することは容易ではないが、時間をかけて再生することができるのであれば、生活者の視点から何を目標にして短期的、中期的、長期的にまちづくりを展開すればいいか、など検討することが必要である。

前述のように、街づくり協議会の活動を介して地域のコミュニティを再構築していこうとする意識が読み取れる。求められるまちづくりのもっとも重要な視点は、地域コミュニティの再生であると考えられる。

② 「住みやすいまち」をつくる視点

石川栄耀は、「人と人との心理的な関係」から都市を捉える必要があると述べている¹⁷⁾。まちづくりは、時代の変化に合わせて大きく変容し、石川が述べた論文（『都市創作』3巻1号、1927年）からすでに80年を過ぎている。高度経済成長期までに続いた土地が生み出す資産価値への投機の対象としての期待や、市街地は市街化を前提とした開発予備地的発想など、20世紀までの成長主義的な市街地整備の理念は、すでに限界にきている。

しかしながら、時代の潮流がどうであれ、居住する人間の生活や暮らしが豊かで安全で生き生きとしたものであるべきという点で、まちづくりの目標は変わらないはずである。その根底には、石川が言う「我々の本能の衷心には『人なつかしさ』『話す人なしでは寂しくてたまらない』『相手ほしい心』がある。我々が、村を造り町を造り大都市へ集まる。その心理の底を割れば結局それはその物欲の砂の中から側々としてにじ

む『人なつかしさ』の衝動がもとを為してないといえる」に他ならない。

人間の生活様式や価値観は、社会経済的な環境の変化によって変容していくものであり、機能としての都市空間も時間の経緯とともにかたちや機能の更

新を図っていくことが求められるが、社会的、空間的に、真に居住者が親近感や交流を営める街は、すなわち、住みやすいまちを造り出す鍵は、人と人とのつながりを構築する視点であると言える。

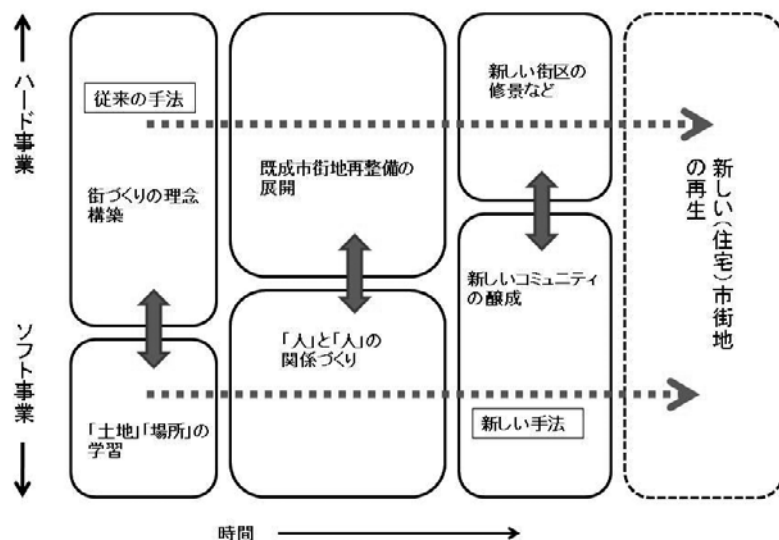


図4-1 「住みやすいまち」をつくる視点

住民と事業者（この場合は、行政担当者やコンサルタント）、さらに学識経験者（人文・社会学系を含む）が一緒になって学ぶことから始めること、次いで、そうしたプロセスから「人」と「人」の関係づくりを深め、街の完成とともに新しい地域コミュニティの醸成（萌芽）に移行する。これらを新機軸の仮説として提案し、次年度の課題としたい。

おわりに、本研究調査にあたって、東第二地区街づくり協議会の会長を務めた建築家の中島英徳さん、街づくりに関わってきた浜松市まちづくり推進センターのセンター長である石川岳男さんには多くのアドバイスをいただいた。特に、中島さんには、貴重な資料の提供をいただいた、深く感謝申し上げます。研究調査は、平成21年度学長特別研究費の支援をいただいて取りまとめた。次年度も引き続き研究調査が継続できることになった。

引用文献

- 1) 原広司『空間－機能から様相へ』2007、岩波文庫 p.247～p.255
- 2) 『都市計画法令要覧 平成14年度版』国土交通省都市・地域整備局都市計画課監修、ぎょうせい、平成14年
- 3) 石田頼房『日本近代都市計画の百年』自治体研究社、2000. 6、p.112
- 4) 中島直人・西成典久他『都市計画家 石川栄耀一都市探求の軌跡』鹿島出版会、2009. 3月
- 5) 石田頼房『日本近代都市計画の百年』自治体研究社、2000. 6 p.218～219
- 6) 同上、p.213～217
- 7) 大西隆『逆都市化時代－人口減少期のまちづくり』学芸出版社、2004. 6
- 8) 同上、p.26～27

- 9) 海道清信『コンパクトシティ』学芸出版社、2001. 8や、『コンパクトシティの計画とデザイン』学芸出版社、2007. 12
- 10) 社会資本整備審議会「新しい時代の都市計画はいかにあるべきか。（第二次答申）」平成19年7月
http://www.mlit.go.jp/singikai/infra/city_history/city_planning/tousin/190720.pdf（参照 2010. 7.10）
- 11) 今後の市街地整備制度のあり方に関する検討会『今後の市街地整備の目指すべき方向－市街地整備手法・制度の充実に向けて』平成20年6月、国土交通省都市・地域整備局市街地整備課
- 12) 「浜松・豊橋 地方都市計画研究 Vol. 1」1990年度日本都市計画学会豊橋大会報告、浜松・豊橋 戦後都市計画の展開、日本都市計画学会豊橋大会実行委員会 浜松・豊橋 地方都市研究会、1991年10月、p.203
- 13) 「まちづくり」№54 2010.（財）区画整理促進機構、2010. 6、p.7～10。特集・まちづくりインタビュー15の中で、市の区画整理課の担当者が、浜松都市計画事業東地区土地区画整理事業における苦労話を紹介している。
- 14) 浜松市の都市再生整備計画事業（浜松駅周辺地区）ならびに浜松市まちづくり交付金活用地区については、以下を参照
<http://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/lifeindex/participation/city/tosike/machikou/10hamamatsueki.htm?key=feedbackQ1-a1&q1=1&q2=1>（参照2010.8.20）
- 15) 「浜松市都市計画手法体系化調査報告書」昭和62年3月、浜松市、p.24。本調査は、戦前、戦後昭和20年代、高度経済成長時代、安定経済成長時代の浜松市の都市計画・事業の流れを体系化し、将来のまちづくりに向けた都市計画の課題を検討している。地方都市のレベルでこうした内容の取りまとめを行っている事例は極めて珍しい。業務交通研究会と称し、渡部と四郎（当時、法政大学工学部教授）を委員長に、建設省やその関連機関、静岡県内の専門家が討議している。
- 16) 中田実他『地域再生と町内会・自治会』2009. 3、（株）自治体研究社、p.14～15。中田は、J.ヤングの著書『排除型社会』1999、邦訳：洛北出版2007やZ. パウマン『コミュニティ安全と自由の戦場』2001。邦訳：筑摩書房2008を引用しながら、グローバル社会や経済体制の崩壊などを背景に、現代社会は人間を排除してきたと述べ、これからの時代は、コミュニティに対して改めて目を向ける時代となると述べている。また、山崎丈夫は、『地域コミュニティ論－地域分権への協働の構図』（三訂版）自治体研究社においても同様の説を述べている。
- 17) 中島直人他『都市計画家石川栄耀一都市探求の軌跡』鹿島出版会、

2009.3, p.30~31。1927年1月『都市創作』3巻1号に掲載された石川の論文を紹介しながら西成典久は、石川は数字で表すことができない「人と人の心理的關係」から都市を捉えており、大都市であろうとも小都市（農村）であろうとも、人間の「相手ほしい心」が都市という集住形態の根本的な衝動であると考えていたと説明している。西成は、注書きで、石川の都市社会の捉え方は、ドイツの社会学者ゲオルク・ジンメルと近い位置にあると記述している。

参考文献

- ・浜松市『濱松発展史』昭和29年3月
- ・日本都市学会編「浜松市総合調査報告書」浜松市、昭和33年3月
- ・浜松市『浜松市の発展指向の考察』昭和40年3月
- ・浜松市『総合計画と都市調査』昭和43年3月
- ・中澤一夫『総合的な街づくり—都市の再開発と鉄道高架化の記録』昭和56年4月、財団法人、都市計画協会
- ・浜松市都市計画部東地区土地区画整理事務所「東地区土地区画整理事業」平成18年3月。土地区画整理事業の最終形を記載したパンフレット。
- ・浜松市都市計画部区画整理課『Community Development 東第一土地区画整理事業 東第二土地区画整理事業 完工記念』2008.10
- ・浜松市都市計画公園部「浜松市東地区土地区画整理事業調査報告書<概要版>」昭和55年3月。東地区の再開発にあたって最初に作成された基本構想（A調査）の概要版である。ここでは、将来の地区のイメージについて「活気があり、快適で安全、利便性の高い町づくり」を基本テーマに掲げている。現在のアクト通りの構想が示されている。
- ・浜松市都市計画公園部「浜松市東地区土地区画整理事業調査（B）<概要版>」昭和60年3月。基本計画の内容が盛り込まれ、土地利用および交通システムの基本方針が変更されている。この段階では、静岡文化芸術大学の構想はない。シンボル道路（現・アクト通り）は、北側の浜松八幡宮までつながる土地利用となっている。第一地区は業務核形成ゾーン、第二地区は都心型住宅ゾーン、東西の国道沿いは業務・商業施設等を配置する内容が記載されている。
- ・浜松市「浜松市東第一地区市街地再開発調査（地区更新基本計画）報告書」平成3年3月
- ・浜松市「平成2年度東第二土地区画整理事業実施検討資料作成業務報告書（概要版）」平成3年3月
- ・浜松市「浜松市東（第一）地区土地区画整理事業 宅地活用誘導推進調査中間報告書」平成6年3月
- ・金沢市都市建設部再開発課「市街地再開発」1994（平成6年）9月
- ・金沢市『金沢駅北土地区画整理事業 金沢駅東広場工事記録誌』平成17年3月、金沢市都市整備部駅周辺整備課
- ・豊川市「宝飯都市計画事業豊川駅東土地区画整理事業 事業計画概要（第4回変更）」平成20年、ならびに豊川市都市計画総括図、「豊川駅東地区 地区計画」のパンフレットなどを参照
- ・飯田市橘南第一地区市街地再開発組合が作成した「橘南第一地区市街地再開発事業—この街から新しい風が生まれる」ならびに同第二地区市街地再開発組合が作成した「橘南第二地区市街地再開発事業」、飯田市が作成した「飯田市のシンボル りんご並木」、株式会社飯田まちづくりカンパニーが作成した「まち・ひと・みらい」を参照
- ・島田中央第三地区土地区画整理事業対策協議会『島田中央第三地区土地区画整理事業 完成記念誌』平成22年3月、および島田市「平成22年度都市計画のあらまし（資料編）」
- ・愛知県犬山市「都市再生整備計画（第6回変更）犬山城下町地区」平成20年11月
<http://www.city.inuyama.aichi.jp/profile/keikaku/pdf/keikaku.pdf>（参照2010.8.1）ならびに「地域再生計画 犬山城下町再生計画<計画概要>」平成16年6月
<http://www.city.inuyama.aichi.jp/links/project/hashizume/pdf/saisei.pdf>（参照2010.8.1）

介護保険グレーゾーンをめぐっての地域福祉デザインの考察 ——浜松市東区における地域福祉デザインのための現状調査（2）

A study on community-based welfare design through analysis of difficult cases in the gray zone of long term care insurance

——Fundamental research for community-based welfare design in Higashi-ku, Hamamatsu City (2)

黒田 宏治

デザイン学部生産造形学科

Kohji KURODA

Department of Industrial Design, Faculty of Design

本稿は、浜松市東区における介護保険グレーゾーンのケア困難事例6件のケーススタディーを通じて、望ましいケアの方向、地域福祉デザインの問題・課題の分析・考察を行ったものである。前者については、地域福祉に携わる専門職アンケートを通じて望ましいケアへの示唆（可能性や選択肢）を得ることができた。後者については、近隣人間関係の希薄化、介護保険の利用制約、縦割り体制の弊害、生活支援サービスの少なさの4点に問題は集約され、それぞれについての解決すべき課題の抽出・整理が行われた。

This paper is a record of the consideration of directions of preferable caring and community-based welfare design, through the case study of six difficult senior citizen cases in the long term care insurance gray zone, in Higashi-ku, Hamamatsu city. About the former, some suggestions were able to be obtained through the profession questionnaire to be involved in community welfare services. About the latter, four problems were clarified, and some problems that had to be solved were examined.

1. はじめに

昨年度報告「浜松市東区における地域福祉デザインのための現状調査(1)」では、浜松市東区内に焦点をあて、当該地域において福祉サービスに携わる専門職・市民からなる研究会（さぎの宮地域福祉デザイン研究会）を編成し、望ましい地域福祉デザインに向けて実施した調査研究の経過を報告した。^{1) 2)}

そこでの調査研究の内容は、高齢者福祉の観点から地域特性の把握を目的とした地域の健康診断の試みと、既存の公的福祉サービスの枠内では十分かつ円滑なケアに難しさを有する在宅高齢者事例（困難事例）の調査・検討である。困難事例の調査・検討では6事例を取り上げたが、介護保険グレーゾーン（要介護認定が軽度ないし自立等の状態にあるが生活支援等を要すると思われる状況）ゆえにケアの対応に困難さが指摘される3例と、要介護状態が重度ゆえにケアの対応に困難さが指摘される3例であった。

ここで、前者のような困難事例（介護保険グレーゾーン）に関しては、団塊の世代の高齢化に伴い、近い将来著しい増加が予想されるところであり、地域包括ケアシステムの構築に向けても看過できない領域と考えることができる。

そこで、本研究においては、そのような介護保険グレーゾーンの困難事例を取り上げて、ケーススタディーを中心に現状把握と課題分析を行うとともに、地域福祉デザインについての考察を行うこととした。本稿では、それら調査研究の実施結果について報告する。

2. 研究の方法

2-1. 困難事例の抽出・記述

昨年度の調査研究報告に引き続き、さぎの宮地域福祉デザイン研究会において困難事例の抽出・記述を行い、介護保険グレーゾーンの困難事例を計6件収集した（昨年度調査で収集・記述した3件を含む）。収集・記述した困難事

例の概要は次の通りである。

- ・困難事例A（Aさん：83歳、女性、要支援2）
- ・困難事例B（Bさん：78歳、女性）
- ・困難事例CD（Cさん：84歳、女性、要支援2、Dさん：88歳、男性、要支援1、夫婦）
- ・困難事例E（Eさん：86歳、女性、要介護1?）
- ・困難事例F（Fさん：80歳代半ば、女性）
- ・困難事例G（Gさん：68歳、男性）

なお、（ ）内に記載の要支援1・2、要介護1は、介護保険で認定された要介護状態区分である。記載のない事例は未申請または不明の例である。

2-2. 専門職アンケート調査

浜松市東区において地域福祉に携わる専門職の方々を対象に、収集・記述した困難事例についての記述式のアンケート調査を行った。調査実施は2010年7月で、質問項目は次の通りである。

- ・質問1：困難事例毎の望ましい生活支援、介護サービスのあり方
- ・質問2：介護保険グレーゾーンにおける現状・問題点や課題・解決方向

回答いただいたのは次の10名である。

- ・回答者①：民生委員
- ・回答者②：民生委員
- ・回答者③：社会福祉士
- ・回答者④：介護支援専門員（地域包括支援センター）
- ・回答者⑤：介護支援専門員（地域包括支援センター）
- ・回答者⑥：介護支援専門員（地域包括支援センター）
- ・回答者⑦：介護支援専門員（フリーランス）
- ・回答者⑧：介護支援専門員（フリーランス）
- ・回答者⑨：福祉NPO職員
- ・回答者⑩：福祉NPO職員

なお、今回の記述式アンケート調査は、困難事例に関する定量的な評価を目的とするものではなく、地域福祉には

多様な立場・専門性の方々が参画するが、それら立場・専門性の違いによる情報・意見の広がりや抽出を試みたものである。ちなみに、回答者の属性は上述の通りであるが、社会保障分野で公助、共助、互助、自助の適切な役割分担が指摘されるなか³⁾、位置づけの異なる前三者におおむね対応する担い手として民生委員、介護支援専門員、福祉NPO職員をそれぞれ複数選任した。また、当該地域で活動する成年後見制度に詳しい社会福祉士にもアンケート調査への協力を得た。⁴⁾

2-3. アンケート回答の集約・分析

前項アンケート調査の回答を困難事例毎に集約し、望ましいケアの方向について分析・考察を行うとともに、それら考察内容も勘案し、介護保険グレーゾーンをめぐる地域福祉の現場から見た現状・問題点および課題・解決方法について分析・整理した。

「3. 困難事例とケア対応可能性」では、困難事例A～Gそれぞれに対する質問1のアンケート回答を集約し、それに基づいて望ましいケアの方向等についての分析考察を行った。困難事例の紹介にあたり、プライバシーへの配慮から家族状況・病名等曖昧に記述せざるをえない事情もあり、個々のケースについて必ずしも十分な回答が得られたとは言えないが、望ましいケアの方向性や選択肢についての示唆は得られたものと考えられる。

「4. 地域福祉デザインの問題と課題」では、質問2のアンケート回答を集約し、地域福祉の現状の問題点を整理するとともに、解決への課題を抽出・整理を行った。なお、以下の報告のなかで①～⑩は、いずれも上述の回答者①～⑩からの回答内容に対応するものである。

3. 困難事例とケア対応可能性

3-1. 困難事例A(Aさん、83歳、女性、要支援2) 3-1-1. 事例概要-A

Aさんは、住宅地の一軒家で一人暮らしです。ご主人を8年前に亡くされており、息子さん夫婦が市内の別のところに住んでいます。息子さんが週に一度は食料品等の買い物をして届けており、ほかにも時々総菜の届けられるサービスを受けているようで、それでAさんの食生活は支えられています。性格的には穏やかな方ですが、右目にやや不具合があり、83歳と高齢なこともあって年齢的、体力的に毎日の家事や庭の草取りなどを自身で行うのは難しい状況です。それで、自宅敷地内の草木が伸び放題になっており、近所の方に申し訳ないとよくこぼしています。以前に一度シルバー人材センターに庭木の剪定と草取りを依頼したことがあるようですが、そのときに予想以上の額(4万円以上)を請求されたようで、以来庭の手入れも滞りがちになっているような経緯もあるようです。また、Aさんには物取られ症候群みたいなところもあり、そのため自宅内に他人を入れるかたちとなるヘルパーも利用していません。お金に困っているかという、そういうわけでもなさそう、担当のケアマネージャーを通して息子さんに支払いを頼めば、息子さんは必要と思えば了承するのですが、Aさん本人が自分のためにお金を使おうとはせず、それで介護保険サービスもヘルパーもシルバー人材センターなどの利

用も、ことごとく拒否してきているわけです。ただ猜疑心が強い一方で、一度信頼すれば心を開くようなところがあり、現在は市役所が紹介した福祉NPOの家事支援サービスだけは受け入れています。時々庭の手入れなども、その福祉NPOに依頼するようになっていきます。とはいえ家事支援等を依頼する場合でも、二言目には「明日死ぬかもしれない」からとサービスチケットのまとめ買いはせず、サービス利用時にその都度支払うかたちをとっています。Aさんは、お上の世話になりたくないようなところもあるようで、担当のケアマネージャーが定期的に諸々の相談に応じてはいるようですが、現在までのところ介護保険サービスを利用してはおりません。なお現在、Aさんには軽い認知症があり、前回の介護認定の際には「要支援2」でしたが、当時よりも身体状況等は悪化しており、今度調査することがあれば介護度の上昇することが予想されるような状況です。

3-1-2. 回答集約-A

①自己主張が強くヘルパーさんやケアマネージャーさんの相談に応じないようですが、一度親族の方、ヘルパー、ケアマネージャー、担当民生委員等交えて話し合いをもち、約束等を紙に明記し、これが守られなければ次の手段を考える。

②高齢者は食住が回っていけば良しとする傾向があるので、本人がどの程度の生活で良しとしているかが第1のポイント。現状を維持する為には傾聴ボランティアの利用やNPOのデイサービス、地域での高齢者サロンへの参加を促していく。

③少しずつ、Aさんの心を開く(日常の会話のできる関係者を増やす)支援が必要と思われます。定期的な訪問などで、地域包括支援センター、民生委員、近隣がアタックしていく。

④当面はNPOの家事支援のサービスにより生活を支える事が可能と思われる。病気の面が不明だが、薬が出てくるとこのヘルパーだけでは難しくなる。民生委員、包括、ケアマネ、家族から話を合わせて、新しいサービス導入へ促していく。物取られ妄想があるので、地域の理解も必要(民生委員を中心として)。

⑤介護保険の認定を受けていることもあり、適応できるサービスがあれば利用するよう、あの手この手で促していく。そして、介護保険のサービスで利用・対応できない部分、日常生活におけるちょっとした支援(草取りや食事のこと等)については、手続きや仕組みがややこしいと、高齢者は利用しにくくなるため、もっと手軽に簡単に利用できるシステムがあるとよい。

⑥息子さんの協力を得ながら、本人の生活が困らない程度に様子を見ていく。NPOのサービスは受け入れていることから、見守りの継続とともにサービスの紹介は嫌がられない程度に勧めていく。本人の状況に新たな困り事が発生したり、身体状況の変化が起きた時が、新たなサービス導入や変更のチャンスとなる可能性がある。

⑦「お金を使いたくない」「サービスの利用拒否」があるなら、今のところこのままで生活するしかないと思う。

⑧現時点で、家族とNPOの支援で生活上特に困難な問題が生じていないのであれば、危機的な状況とは言えないと

思います。しかし将来的なことを考えると、ケアについてアドバイスなり判断ができる存在が必要だと思います。どうしてもご本人がサービスの利用を拒否するような場合もあるかもしれませんが、現実的な対応をとれば、ご本人が受け入れられるサービスを提供しながら、新たなサービスの利用を根気よく勧めていくしかありません。その場合キーになるのはご本人の信頼を得ている人になるので、ケアマネージャー、NPOの方、長男が連携していく事が重要だと思います。

⑨ケアマネが今後も気長にかかわりながら時期を待つしかないのでは？「物取られ妄想」については「お互い様」と言えるような役割作りがポイントになると考えます。

⑩戦前生まれの人は、自分のためにお金を使えない。少し不都合があっても、自分で何とか暮らす人が多いと思う。NPOは依頼を受けたことを実施する役割なので、本人の気持ちを実現できていないとしたら、ケアマネージャーとNPOの連携がないことに原因があると思う。

3-1-3. 分析考察（望ましいケアの方向等）-A

Aさんについては、特段に日常生活に支障があるとは思えないとの判断から、当面はNPOによる家事支援サービスを続けながら、担当のケアマネージャーが見守りを継続していくかたちが望ましいと思われる。ただ年齢的なこともあり、現状維持のためにも訪問スタッフとの会話時間の確保に加え、傾聴ボランティアの利用や高齢者サロンへの参加など外出・交流機会への配慮が望まれる。また将来を見越しては、関係のケアマネージャー、民生委員、NPO担当者等に親族を交えての話し合いの機会をもち、相互の連携の体制を築くとともに、介護保険サービスの利用等を促していく必要もあると考えられる。なお、例えば庭の草取りや同居家族の食事準備など、介護保険を利用できないサービスには、高齢者にも手軽で安価に利用しやすい生活支援の簡便なシステムの構築も望まれるところである。

3-2. 困難事例B（Bさん、78歳、女性）

3-1-2. 事例概要-B

Bさんは、集合住宅で娘さんと二人暮らしです。Bさんは、日常の家事も行えるので、いまのところ介護保険の申請はしていません。ただ、食事が思うように食べられず、体重も30kg台で決して健康的とはいえない状態です。それで毎日点滴に病院へ通っており、医療的に相談したり治療を受けてはありますが、なかなか改善の兆しが見られません。そして、同居の娘さんも、年齢的には30代ですが、病気があって継続的な就労ができない状況です。病気のせいか娘さんも思うように食事ができず、やはり体重が30kg台ぐらいです。Bさんともども液状の健康食品で栄養を補っているような状態です。Bさんは体力的にも衰えてきており力仕事はできず、同じ市内ですが少し離れた所に住んでいる弟さんがときどき訪ねて来て、いろいろ家事や買い物などを手伝ってはくれてはいるようです。ただ、いつでもBさんを支援できるような状況にはなく、何かのときには対応が懸念されるところです。最近のBさんは気力が低下してきており、外に出て人と交流したり何かしようという意欲が無くなってきており、自宅に引きこもりがちになってきています。それで、病気で家にいる娘さ

んと二人で顔をつきあわせていると、「死にたいね」といった感じになることもあるようです。とはいえ、Bさんの場合には要介護認定では「自立」なので、介護保険のサービスを使うというわけにもいかず、でも明らかに食事には困っている状況ではあるので、地域包括支援センターとしてはBさんから生活や健康の悩みを聞きながら、配食サービスを利用するような相談を始めているところです。

3-2-2. 回答集約-B

①30歳台の娘さんが同居されていますので少し安心ですが、互いに食生活が不安であることから、かかりつけの医師に相談したい。食生活に関することですので医師や地域包括支援センターと相談しながら食事療法を娘さんに助言したい。

②体力的に調理が無理ならば配食サービスの利用や家事支援のサービスを利用するよう勧める。また、体重が30kg台というのも気になるので精神科への受診も必要と思う。

③事例報告の末尾に記載の地域包括支援センターの傾聴と配食サービスのおすすめがよいと思われる。

④介護保険以外の特定高齢者施策を活用していく。そのために、この家に定期訪問し、外に出て行けるように促していく。民生委員や軽度生活援助で、お話相手をつけてもよい。また地区保健師の健康相談や老人会への声かけも、会長や世話役を通してアプローチする。

⑤日頃の娘さんの看護に関する悩み、そして自分の健康についてなど、心安く相談でき、支えてもらえる「人」が必要と感じます。そのような、心の支えによって、生きる力、生きがいづくりができると思います。悩みを聞くだけ、そしてたまにはアドバイスしてもらえるボランティアなどの支援が有効だと思います。

⑥何かの時に相談できる窓口を本人が理解し活用できること。近所に気分転換に出掛けられる所があること。話をきいてもらえる人がいること。

⑦病気の治療が最優先。医療保険による訪問看護、医師の指示にて栄養指導が必要だと思う。液状の健康食品で栄養を補っているのなら単に配食サービスを利用しても問題解決にならない。

⑧まず現在の介護認定において、Bさんが介護認定の申請をすれば、何らかの認定は付くと思われます。何度申請しても介護認定がつかない場合は医師の意見書が関係している可能性もあるので、意見書の作成先を変えることも有効かもしれません。また調査の際に正しく状況が伝わっていない（本人が見栄をはってしまう）可能性もあるので、立会人がいつもの生活状況をメモにして調査員に渡す、などの工夫も必要かもしれません。

日常の家事支援という点については、介護認定がつかなくても、市で行っているヘルパー派遣事業が利用可能だと思います。本来一人暮らしの高齢者向けのサービスですが、同居家族がこのように事実上介護不能であれば利用することができそうです。

しかし食事がなぜとれないか、ということについては別の対応が必要です。保健師や管理栄養士による生活指導、栄養指導などを利用していくことも一つの方法かと思います。市で行っている通所サービスなどを利用して気分転換を図るということも検討していいかもしれません。

⑨配食サービスよりも要介護認定を至急に申請して、暫定でも利用開始し、訪問看護や訪問栄養指導で現状打開すべきではないか？ 摂食状態が悪化しており急を要すると思います。家族および地域のかかわりとしては外食や会食など食べなくなる環境作りが大事です。

⑩個人の意識にはそれなりの思う所があったり、身体的にも他人にはわからない問題がありそう。介護保険の対象にならない場合には、近隣の見守りネットワーク的な存在が必要になってくる。

3-2-2. 分析考察（望ましいケアの方向等）-B

Bさんについては、専門職アンケートより3種類の対応が早急に必要と考えられる。一つ目は、医療面からのケアである。摂食状態が悪化しており、かかりつけ医師ないし精神科に相談するとともに、保健師や管理栄養士の生活指導、栄養指導を利用することが考えられる。二つ目は、相談相手探しである。民生委員や地域包括支援センター職員が定期的に訪問し、話相手を務めたり、外出を促したりしていく必要がある。老人会への声掛けなど世話役からのアプローチも考えられる。それらを通じて、気分転換の機会をつくるとともに、本人や娘さんの健康面で相談できる人ができることを期待したい。ボランティアの支援や近隣の見守りネットワークなども有効と思われる。三つ目は、生活支援の充実である。医師の意見書を添付し介護保険の申請を行い（要介護ないし要支援認定の可能性が高い）、訪問看護や訪問介護のサービス利用を勧めるか、あるいは行政の特定高齢者施策の利用などが考えられる（ヘルパー派遣等；本来一人暮らしの高齢者向けだが同居家族の状況を勘案すれば利用も可能である）。

3-3. 困難事例CD（Cさん、84歳、女性、要支援2／Dさん、88歳、男性、要支援1／夫婦）

3-3-1. 事例概要-CD

Cさん、Dさん夫婦は、昔からの住宅地の一軒家に二人でお住まいです。息子さん夫婦が近くに住んでおり、また日常的な近所づきあいもないわけではありません。Cさんは平成17年以降に何度か転倒して骨折の既往症があり、胸や腰に痛みがあったりして外出の際には杖を使い、家事も十分にこなせない状況です。Dさんは心疾患、呼吸器疾患があり、大腸半分切除手術をされていたりで、最近では少し歩いても息切れして、家の中でも移動が困難となる日もあります。それで、二人ともたいへん苦労して生活されている状況です。いまCさんの方が「要支援2」で、Dさんの方が「要支援1」で、それぞれ介護保険のサービスを利用しています。Dさんはデイサービスを週1回利用しており、Cさんの方で週2回、食事の支度などでホームヘルパーを利用しています。ただそれだけでは足りずに自費（3,000円／時間）で週3回ホームヘルパーを頼んでいます。近くにスーパーも無いわけではありませんが、二人の身体的状況からそこまで出掛けるのはかなり困難であり、買い物については近所の方が野菜を届けてくださったりと、ときどき息子さんが手伝ってくれたりもしてくれています。それでも二人だけでは調理や片付けなど含めて毎回の食事にはかなり困っているようです。もう一つ問題があ

り、Cさんは身体の痛みの関係で靴下が自分で穿けないとか、湿布の貼り替えも誰かに頼まなければいけない状況なのですが、Dさんの方では息切れが酷くそのような作業ですらないへんな日もあるようで、難しいところです。とはいえ収入が年金だけで、1時間3,000円の自費ヘルパーは負担なようで、もう少し安いところを探せたらとは言っているところですが、土日の利用とか、いまのヘルパーが親切で変えたくないという気持ちもあって、その辺りが課題ではあります。なお、Dさんは以前は「要介護1」だったのですが、制度の改定で「要支援1」に変更され、明らかに以前より状態は悪くなっているにもかかわらず、介護保険サービスを十分に使えなくなってしまうという問題もあります。

3-3-2. 回答集約-CD

①1時間3,000円の自費ヘルパー負担は確かに大変です。東区の各地区には地区社協があり、その中に家事支援を担当している専門の部があります。ここでは家事1時間600～700円ですので、とりあえず担当地域の地区社協に連絡することを勧めます。

②介護保険サービスだけでは間に合わないのであるならば、NPOの家事支援、憩いの家（NPO運営）のデイサービスの利用を提案します。

③Cさんについては、行政が不法に受け付けていないと思われる障害者自立支援法での障害認定を申請していく必要がある。Dさんについては、介護認定の見直しをする。医師の特記で本人の慢性閉塞性肺疾患？などを明記するなど生活の困難を載せる。

④要支援の認定を二人とももっているの、ヘルパーの回数を増やすことが可能だと思います。また、宅配サービスや弁当配達サービスも利用しても良いと思います。それだけ定期的にヘルパーが入れば湿布貼りやくつ下の介助もそのタイミングで手伝ってもらえば良いと思います。極端な話、介護保険要支援1だとヘルパー2回／週、それより軽度な人用の生活管理ヘルパーなら3回／週なので、介護保険をとりさげる方法もあります。

⑤低料金で利用できるヘルパーのサービスがあるとよい。収入が少ない方にとってはサービスに利用料金を支払うのも困難であり、生活するだけでせい一杯の方もいらっしゃいます。しかし、サービスも利用しなければ生活自体も保たれない場合もあります。

⑦Dさんの状態が悪くなっているのにもかかわらず、なぜ要支援1になったか？誰かが立ち合って調査を受けたか？必要なら変更申請を行えば良いと思う。高齢者福祉の配食サービスは利用していないのか？調理や片付けで困っているのなら配食サービスを利用するのも方法。

⑧介護認定の見直しは検討されるべきだと思います。要支援1でも通所を週1回、訪問介護を週2回利用することができます。要支援2であれば週3回まで訪問介護を利用することができます。なので合計で週5回まで訪問介護を利用することができるはずです。

食事の確保については、配食サービスを利用することが一番の早道です。非課税世帯であれば市の福祉サービスによる補助を受けることもできます。ただ食事というのは最もご本人の拘りや好き嫌いが現れる所なので、「どんなに

困っても配食は嫌」という人がいることも事実です。そういう場合はおいしい配食業者を探すか、訪問介護に頼っていかざるをえないと思います。

最も困難なのがCさんに対する更衣や湿布貼りなどの身体援助だと思います。これらのニーズは時間でプログラムを組んで対応できるものではありません。いずれにせよ、お互いが支援者、介護者になることは困難な状況であることは明かです。私が担当だったら、介護認定の見直しを行い十分なサービスの確保を図るのと、できうるのであれば、お二人で入所できる介護付施設の検討を勧めるところ

です。
⑩本人の意志とか希望とかにもよりますが、介護保険サービスが使えない場合のためにNPO(福祉系)を使えば良いと考えます。困みに、市内にはそのような団体が少ないので育てる必要があるのです。行政は早急に基盤整備に取りかかるべきです。

3-3-3. 分析考察(望ましいケアの方向等)-CD

CさんDさん夫妻の場合は、状況から自費によらない訪問介護回数を増やすことが一番の課題である。それに対していくつかの方向がありうるが、まずは介護認定の見直しを行うことが考えられる。状況から医師の意見書があれば要介護度は上方修正になると推察できる(Cさんについては障害者認定の可能性も含めて)、それによってより多くの介護保険サービスの利用が可能となる。あるいは、現状でも要支援1(Dさん)で週2回までの訪問介護、要支援2(Cさん)で週3回までの訪問介護の利用が可能であり、夫婦で合計週5回の利用ができ、そのように利用プログラムを変更することも一法ではある。また、ヘルパー回数だけの問題であるなら、介護保険利用を取り下げ行政施策の生活管理ヘルパー(週3回)を利用する方法も考えられる。次に、現在利用の3,000円/時間の自費ヘルパーの費用の低減であるが、地区社協の家事支援ヘルパー600~700円/時間や福祉NPOの家事支援ヘルパーを利用するなどが考えられる。ただし、ヘルパーとの相性や利用日時の関係もあるので、費用含め総合的に判断していくこととなろう。ヘルパー利用軽減のためにはCさんDさんの状況からは配食サービスの利用も考えられるが、夫婦の食への拘りや配食への好き嫌いも勘案して検討すべきところである。以上、在宅でのケアを基本とした対策であるが、Cさんに対する円滑な身体援助やDさんの負担軽減を考えるならば、夫婦で入所できる介護付施設への入居も問題解決のための選択肢と言えそうである。

3-4. 困難事例E(Eさん、86歳、女性、要介護1?)

3-4-1. 事例概要-E

Eさんは、集合住宅に息子さんと二人暮らしです。経済的には年金生活です。同居の息子さんは精神疾患をもち、定職に就けず障害年金をもらっています。ただ日中は不在がちで、Eさんは日中独居のようなかたちです。Eさんは認知症と統合失調症が混在している状況で、妄想、幻覚症状があり、家事や料理も本人はやっていると言いますが、鍋を火にかけたまま忘れたり、水を出しっぱなしにしたり、誰かが入ってくるからと玄関やカーテンを閉めきったりとか、そんな状況です。妄想や幻覚症状があるた

め、家の中だけでなく、近所に行って「殺される」とか言い歩いたり、息子さんの帰りがちょっとでも遅くなると警察に電話したり、周囲の人達を巻き込んでしまい、近所の人も困っている様子です。Eさんの幻覚は加療が必要と思われるが、息子さんが不在がちで継続的に診療に連れていかず、そのため受診が続かず心身の健康管理も不安な状況です。以前、介護保険も申請はしたことはあるのですが、結果的に介護サービスに結びつかなくて、その後は更新もしてない状態です。ほかの家事支援サービスも入ってはあらず、ほんとうに料理とか家事とかをEさん自身どこまでやっているのかよくわかりませんし、心配になります。配食サービスも検討しましたが、Eさんがお金を払うことを嫌がるので、結局は駄目でした。なお、前回介護保険を申請したときは「要介護1」でしたが、いま調査するともう少し悪くなっている(介護度が上がっている)のではないかと思います。包括支援センターとしては、息子さんの金銭管理に不安があるため、金銭管理代行の方策を探ったり、生活保護申請の助言もしたのですが、そのままになってしまっています。集合住宅(団地)在住ですが、Eさん、息子さんとも近所に知り合いがいるようではありません。こういう人たちだと周りもうまくつきあってはいけませんね。本当はデイサービスとか、人とかかわりが望まれるところですし、見守りも必要とは思われますが、実際には難しいところ。せっかく介護保険も一度は申請したので、申請し直して、外に出て人と触れる機会をつくったり、家事支援も必要と思われますが、そういったサービスを受けていければ、Eさんも少しは生活がよくなっていくのではないかという状況です。

3-4-2. 回答集約-E

①お二人とも精神的不安定なところがあり、家事で火をつけっぱなし等は火災の起こる可能性があるため、包括支援センター、ヘルパー、ケアマネージャー、担当民生委員を交えて話し合い、これだけは守るという条件を決める。尚、地区社協の家事支援部に相談してみる。

②精神疾患のある方の支援はむづかしく、関係機関のケース会議を開いて、それぞれの役割分担をして進めていくのが良いと思います。精神科を受診し、精神の支援センターとの連携をとる。

③Eさんと息子さんの生活安定のためには、共に成年後見人等の支援が必要と思われる。行政の窓口(福祉総務課など)で親族(2親等内)を捜してもらい申立人の選任を検討していく。親族がいなければ、市長申立て(息子さんは保佐相当。Eさんはトビー症候群の認知症が予想され医師の診断・鑑定が必要(保佐or後見。))で後見等開始を審判申立てをする。

④精神の相談支援事業所に関わってもらい、定期受診等の支援をしてもらう。認知症がひどくなると、在宅生活は難しくなる。息子の介護が期待できないと、やはり施設の検討が必要になる。

⑤介護保険における認定も、最近ではばらばらの認定であり、この人はもう少し介護保険の認定や制度そのものをもっと使いやすかったならば多少なりともサービスが利用できたかもしれないし、他に支え合いのボランティアなど何かしら支援の手が入れたらよかったと思います。また、

経済的にも不安のある方なため、安いサービスがあればと思います。

⑦今の状態であれば変更申請をして、そのままになっている生活保護申請を進め、施設入所を検討する方が良いと思う。認知症と統合失調症が混在しているというが、火の始末ができない状態の場合、常に見守りをしている人がいない以上、在宅での生活は困難。

⑧精神障害がある程度進むと、専門家による支援が必要と思います。このケースのように介護保険認定を取っていないのであれば、精神障害の相談機関に関わってもら方が良いように思います。本来であれば治療を優先したいところだと思うので、精神障害の相談機関に関わってもらって治療を行い、ある程度他者との交流や判断ができる状態にならないと、サービスを導入しようとしても厳しいのではないのでしょうか。

⑨一度介護保険の申請をしたことがあるのなら、その時のケアマネはどう関わったのでしょうか。サービスに結びつかないからと放ったらかしであるならケアマネとしての姿勢に問題があるのでは？ 辛抱強く関わるのが大事です。

⑩本人の意志を見守りながら、地域の民生委員さんや近所の助けを得られる方法を模索する。精神や認知症は素人では困難があるため、病状に対応するNPO等を捜して専門的なアドバイスをもらう。

3-4-3. 分析考察（望ましいケアの方向等）- E

Eさん息子さんとも精神的に不安定であるが、精神疾患のある方や認知症の方への介護対応は素人では難しく、専門機関の助言・指導が不可欠であり、ある程度回復が見られないと在宅での介護サービスにも困難が予想される。このケースでは、民生委員、ケアマネージャー、ヘルパーなど関係者会議を開き、それぞれの役割分担を決めてケアを進めるとともに、精神の相談支援機関に関わってもらい、まずは治療に取り組むかたちが望ましいと思われる。また、金銭管理を含め生活安定のためにはEさん息子さんとも成年後見人の選任が必要と思われる、経済的に不安もあるようであるなら、そのままになっている生活保護申請を進める必要もあるだろう。とくにEさんは火の始末に不安がある状態であり、同居の息子さんの介護も期待できない以上、在宅での生活は困難と言わざるをえず、施設入所の検討がベターと考えられる。

3-5. 困難事例F（Fさん、80歳代半ば、女性）

3-5-1. 事例概要-F

Fさんは、年齢は80歳代半ばくらいで、息子さんとお嫁さん、それにお孫さんの4人暮らしです。日中独居ですね。息子さん夫婦が一戸建てを新築したので一緒に住もうということで、市内他所より越してきて同居するようになった経緯です。経済状態は普通です。日常の家事はすべてお嫁さんがやっていて、家族のあいだで普通に会話もあり、特段の問題は無いのですが、例えば風呂は若い家族がみんな入った後にしか入れず、それで入浴が夜中になることもあったりで、苦情はいろいろあるようです。また、お嫁さんが出勤した後に、Fさんは毎日一カ所だけ、例えば今日はトイレとか、そこだけは徹底的に綺麗に、気が済むまで、清掃することを生活の日課にしているようです。お

嫁さんは気付いていないみたいだけど…。また、近所に友達とかいるわけではないので、その後笠井のデイサービス・憩いの家ダーマにNPOの送迎（自動車）で通っています。踊りが好きな人で、お金の苦労は無い人ですね。最近、Fさんは手術することがありましたが、医師からは説明には家族の人に来てくださって言われてるんですが、息子さん夫婦は昼間は働きにいつて行けないということで、付き添いは福祉NPOで対応しているようなところがあります。それで、NPOの担当が診察に同行し家族に経過を伝えるようなことが続いています。息子さん夫婦のFさんへに対応は、NPOの方に嫌われないようにといったニュアンスのようです。Fさんは「要支援1」くらいの状態なのですが、介護認定は受けていませんので、通院は福祉有償運送では対応ができません。かといって経済的には毎回タクシーを利用するというわけにもいかず、Fさんにとっても、NPOにとって悩みと種になっています。

3-5-2. 回答集約-F

①Fさんはある程度健康な方の方ですが、NPO運営の憩いの家に行かれて人と交流を楽しまれておられることは大変よいことと思います。Fさんの住まわれておられる近くにサロン活動をされているグループがあると思いますので、地区社協に問い合わせをしてみたらと思います。近所の方々との出会いも大切かと思ひます。

②お風呂の問題は若い人達が帰って来る前に入浴を済ませてしまふ。通院の方は介護認定を受ければ福祉有償運送が利用できる旨を話し、介護認定を受けてもらう。

③外出支援については、市の規定の見直し（介護度、課税・非課税など）が必要だと思われる。

④家族の支援が薄いので、そこへのアプローチが必要。NPOだけで対応が難しければ、包括の介入も検討。今のうちから家族への働きかけをする。

⑦月1回の受診であれば、タクシー券を利用して、足りない分は自費で支払う。また、状態が安定していれば医師に受診の間隔をあけてもらえないか相談する。

⑧お金には困っていないとの事ですが、毎日デイサービスに通う交通費が払えない、ということはお金の問題になるのでしょうか。移動とお金は公的サービスの泣き所といつてよいと思います。特に浜松では自力での交通手段がなくなると、とたんに生活が厳しくなります。高齢者が気軽に自分の意思で安価に利用できる交通手段の開発はぜひとも必要だと思ひます。

現実的だが無謀な提案としては、介護認定申請でセニアカーや電動車椅子をレンタルするということがあります。実際には色々危険が付き物なので、決してお勧めしませんが、男性で車の運転を長いことしていたような人であれば選択肢の一つかなと思ひます。

家族関係については介入はほとんど不可能だと思ひます。病気の状態を医師以外のものが家族に説明するということとは、本来危険なことだと思ひます。行ふべきではないと思ひます。

⑨日中の独居が心配であるなら要介護認定を申請してデイサービス等の回数を増やす方向で考えられませんか？

3-5-3. 分析考察(望ましいケアの方向等)-F

Fさんは健康面では特段に問題があるようには見えませんが、日中独居に心配があるなら要介護認定を申請して、デイサービスの利用を増やしたり、NPO運営の憩いの家や地区高齢者サロン活動に参加するなど考えた方がよいと思われる。また、要介護認定が得られれば福祉有償運送も利用でき、通所や通院への経済的負担の軽減が図られる。なお、浜松では自力での交通手段がなくなると、とたんに生活が厳しくなるため、高齢者が気軽に自分の意思で安価に利用できる交通手段の開発は課題である。また、高齢者の外出支援に関する市の規定の見直しも必要と考えられる。家族関係への介入は難しいと察せられるが、病状の伝達等を付き添いのNPOが行うのは望ましくない場合もあり、医師、家族、NPOの間で役割分担を確認する機会を持つことも必要であろう。

3-6. 困難事例G(Gさん、68歳、男性)

3-6-1. 事例概要-G

Gさんは、50代のときに仕事上の事故で車椅子の生活になった方です。手足が不自由で、手は何とか自分の名前が書けたり、介護用スプーンを使えば自分で食べられるくらいです。ストマ用装具(蓄便袋)を使用しています。もともと浜松市外出身の方ですが、事故で運ばれてきた病院が浜松だったので、そのまま浜松にいらっしゃる様子です。家族の有無は不明ですが、現在は一人暮らしです。ただ排泄とか、食事とか、誰かのお世話が必要で、一人で生活できるような状況ではありません。

浜松に来てから、はじめ施設に入所していましたが、施設長との折り合いが悪く、マンションに移る準備をしていました。ただ転居の直前に褥瘡で入院となり、半年後の退院後に結局入居せずに、ショートステイを利用したりして、現在は別の施設(特養)に移っているようです。はじめの施設のケアマネさんが退所、マンション転居などの世話をし、地域のケアマネさんに引き継ぎましたが、その過程でライフサポートセンターにも相談して、そこからの紹介で福祉NPOのサービスも利用するようになりました。地域のケアマネさんは介護保険とNPOを組み合わせでセットしようとしたようですが、NPOへの依頼の方が多くなっています。

50代のときの事故で障害者になりましたが、まだ気持ちが現役のままで、自分は健常者と同じ感覚で生きていたいみたいで、なかなか介護サービス利用に妥協もせず、わがままなところもあります。こちらに越す際に持家を処分して、労災認定を受けているようで、生活費には困っていないようです。贅沢はしませんが、よく買い物はしています。通信販売で届けてもらうのが多いようです。

一番困るのが現金の出し入れですね。入院や買い物などの支払いの際に、自分ではATMを操作できないので。かといって法律的には代行もスムーズでない。後見人も検討しましたが、頭脳は明晰であるので馴染みにくく、また猜疑心も強く公的機関もあまり信用しないようなところがあり、そのあたりこちら(福祉NPO)では難儀しました。その後ですが、施設(特養)も2ヶ月ぐらいで出てしまったようで、別に費用的な問題ではないようで、集団生活が難しい方なようです。

3-6-2. 回答集約-G

①若くて自分の体に自信があるようですが、排泄、食事、現金の出し入れができない。これについては他人がしてくれるのは当たり前と思っているのでしょうか。彼に意見を言える人は周囲にいないのでしょうか。本人が本当に困って人様の手をお借りしたいと思うまで放っておくことはダメでしょうか。

②難しい方のように対応は大変のようですが、金銭の出し入れは生活支援委員の利用はどうでしょうか。

③社協の日常生活自立支援事業を利用する(金銭出納代行委託など)。任意後見制度(移行型)を利用して、任意代理人を選任する。(代理人と信頼関係作りが時間を要するか?)

④字が書ければ窓口でお金を下ろせば良いと思う。集団生活になじめない人は多くいます。すぐに解決しないと思うが、長く関わり続けることで、本人も現状を受容できるようになると思う。

⑤この方のように介護サービスに不満を持ち、自費で納得のいくサービスを利用することも一つの選択であろうと思います。

⑥車椅子は手動ですかモーター付きですか? 仮に手動で移動が困難であるなら要介護認定を受け福祉用具貸与で電動車椅子も使用でき、ATMの操作ができないのなら営業時間内であれば銀行員が代わりに操作してくれるのではないのでしょうか?

⑦ Gさん本人の意志がはっきりしており、何があろうと自分の意志を貫いている。一番の問題はケアマネージャーが立てるケアプランが本当に本人の望むものではない所にあると思われる。自立した気持ちを持ち続けて健常時と同じ行動をしているだけなのに、車いす生活で誰かの支えが必要な点があるため、本人は困難を感じている。

「車いすで〇〇〇〇の状況の人には△△△のケアプラン」モデルケースの枠の中にはめ込まれることは、人間として尊厳を侵される。Gさんは自分の意志で自分の人生を生きている。介護保険のプランという枠の中では息苦しいのだと思う。要介護状態であっても自分らしく生きられる市民主体の施設やそのような生き方が可能な方法があまりにも少なすぎる。

3-6-3. 分析考察(望ましいケアの方向等)-G

Gさんのように介護保険サービスに不満があり、また集団生活になじめないようであるなら、自費で納得のいくサービスを利用することも一つの選択と考えてよいだろう。ただし、日常生活に困難も察せられるので、社協の日常生活自立支援事業(金銭出納代行委託など)の利用や任意後見制度を利用した任意代理人の選任などの制度利用は考えられるところである。Gさんの立場に立つならば、要介護状態であっても、標準的なケアプランの枠内での生活には息苦しさ(尊厳の侵害)を感じている可能性がある。介護保険内外含めケアプランのより多様な展開も課題と考えられる。

4. 地域福祉デザインの問題と課題

4-1. 質問2のアンケート回答

ここでは、地域において福祉・介護に携わる現場の専門職・実務者からの声として、今回実施したアンケート調査の質問2の回答内容を、回答者①～⑩それぞれについて掲載する。⁵⁾

① 1. 基本的には隣近所の人達が互いに助け合うことだと思います。 2. 最近では近隣との関係が希薄化しており、災害時などの協力体制に不安を感じています。 3. 便利さ、快適さを追求した結果、人間のわがままが優先され、最終的には孤独感、孤立化により生きる力を失うケースが多くなっています。 4. 現代は人間が利用価値で品定めされ、何ができるのか、何の役に立っているかということで、大切にされたり粗末にされたりする。「その人の存在、その人が生きていることそのものに価値がある」「人間は他人に存在を祝福されないと生きていけない」これらのことを各人が認識し存在を認めあうことが大切だと思います。

③ 外出支援や家事代行のNPOが少ない。医療、保健、福祉、インフラ（ライフライン）などを交えた地域包括支援センターが行政の核として必要と思われる（行政の縦割りの役職を無効とした実行権のあるもの）。

④ 介護保険は制限が厳しく、助け合いサービスが増えるといふ。ただ、問題が金額で、低料金でないと使えない。交通手段もなく困っている人が多い。需要はあるが、利用が少ないため、サービスも増えてこない。

⑤ 緊急時など必要な時にすぐ使えないと意味がない。おとなり近所の支え合いの関係がいかに大切であり、それが福祉の大切な社会資源となりうることは確かです。そのような小さなコミュニティがつくられていくと、グレーゾーンの方への対応もなされ、よりよい地域となっていくでしょう。今の状況は、元気な高齢者、少し支援が必要な高齢者、介護が必要な高齢者と、さまざまに利用するサービスも対象で縦割りにされている状況です。全ての人が、困っていることにに対し、気軽に相談でき、気軽に何でも支援してもらえるサービス、ボランティアなどがあると、とても安心して生活できると思います。

⑥ 多くの種類のインフォーマルサービス及び必要な時に使えるだけのサービス量が確保されること。年金受給者でも無理なく使える安価な利用料金。お互いの顔が分かる近所づきあいの復活。そして、お互いの得意なことを助け合える関係に地域づくりができれば、サービスの利用ができるかどうかで困ることがなく、生活が送れる部分があるかもしれない。地域づくりの前に人づくりかもしれない。子どもの頃からの助け合う心や思いやる心を育て、大人になっても持ち続けられ、行動に移すことできる人が増えれば、地域がかわっていくかもしれない。

⑦ 現在の介護保険だけでは、グレーゾーンの方達への支援が不十分のため、家事援助、配食、移動サービスなどの生活支援サービスの充実が必要と思いますが、困難事例としてあげていただいたA～Gの場合、アセスメントの情報不足、本人や家族のニーズ（意向）が読み取れないため、申しわけありませんがサービスの選定はできません。

⑧ 高齢になって車の運転ができなくなっても外出できる

手段を確保する、ということが重要だと感じています。昔は自宅周辺に小さなスーパーや八百屋、魚屋などの小型商店が歩いていける範囲にありましたが、現在ではそのような生活環境が崩れています。単に食材の確保だけに留まらず、外出して自分の目で見て買い物等をし、その過程で様々な交流をする事がどれだけ大きな意味を持つかということは万人が認める所だと思います。軽自動車を持するくらいの負担で利用できるドア・ツー・ドアの交通機関がほしいと思います。

介護認定については社会的な圧力から、厳しい方向に進んでいくことは避けられないと思います。今後急激に介護認定が厳しくなることはないと思いますが、徐々ににはなっていくでしょう。ちなみに現在の介護認定では、80歳を超えていて身体に何らかの不自由があれば、かなりの確率で何らかの認定はつくと思います。仮に自立になったとしても、一人暮らしが高齢者世帯であれば市のヘルパー派遣事業が利用できます。介護保険制度から外れていることで、かえって使いやすいかもしれません。盲点なのが、健康な同居者がいる支援が必要な高齢者です。同居者がいることで介護サービスも市のサービスも、生活支援が入りにくくなっています。止むをえない事情があれば、サービスを提供することは不可能ではない、ということになっていますが、まさにグレーな部分です。ある程度明確なルール作りが必要ではないかと思います。

介護サービスというのはもともと保険であり、費用の全額を支払っていない以上当然制限があります。介護サービスはその範囲で上手に使うもので、過大な期待はできないというのが現状だと思います。その辺は理念と矛盾がありますが、介護サービス事業所は利用者の要求と介護保険法の縛り、実地指導、低い報酬、他事業所とのサービス競争、そして職員の獲得競争などにさらされており、非常に大変だろうと思います。

⑨ ケアマネの関わり方としては全般的に言えることはサービスの利用に結びつくか否かに関係なく、粘り強く関係を持ち続け、インフォーマルな面も含め、本人および家族を地域で支えることをマネジメントすることが基本業務のはずです。少々の困難はあたり前です。給与の一部です。事業者として地域のNPOとしても同様の姿勢で、これまでもこれからも対応していきます。

⑩ これまでの社会では、福祉は全てを公が担っていて、市民が手を出すことのない世界が長く続きました。そのため、11年前にせっかくNPO法が施行されて税金や保険料（皆で出し合うお金）を使わずに、市民相互の助け合いで担ってきた家事支援レベルのサービスについて、上手に動き始めた矢先に、約10年前、介護保険のサービスがNPOの相互扶助でできているものまで全て持ち去っていった時期があります。結果的には介護保険施行5年目の見直しで、修正はしたものの、介護保険サービスでは受けられないサービスが発生しました。そしてNPO等にそのシワ寄せがきています。

市民ひとりひとりが「尊厳ある暮らし」が確保できることを目的に置くとすれば、やはりフォーマルサービスとインフォーマルサービスが連携することにより、切れ目ないサービスの提供を受けられることにあると思います。しかしながら、インフォーマルサービスの担い手を育てること

なく、現在に至っていることは、行政の怠慢か市民の意識の低さに問題があります。

4-2. 現状の問題点と解決への課題

上述の回答内容から、まず地域福祉デザインの問題点を抽出・整理すると、次の4点に集約することができる。⁶⁾

- a. 近隣の人間関係の希薄化：お互いの顔が分かる近所づきあいが希薄になり、災害時などの協力体制に不安が感じられる。また、それにより孤独感の深化、孤立化により生きる力を失うケースも増えている。
- b. 介護保険の認定・利用の制約の厳しさ：介護保険制度の見直し（5年前）により、要介護状態が軽度に変更されたり、家事支援が利用しづらくなったことなどにより、介護保険の枠内では要介護高齢者の実状に即したケアの実施が難しくなっている。
- c. 縦割りの公的な福祉介護関係サービス：高齢者の状態や福祉ニーズにより行政等公的窓口が縦割りに分かれており、高齢者にとって気軽に相談・利用できず、事業者側では円滑かつ十分なサービス提供に支障もある。
- d. 使いやすい生活支援サービスやNPOの少なさ：現状では高齢者・年金生活者が無理なく使いやすい安価で多様な生活支援サービス（家事援助、外出支援等）や緊急時にすぐに使えるサービスが少なく、NPOそのものも少ない（特に浜松市東区では）。

そして、そのような問題を解決するための課題に関しては、前項（「3. 困難事例のケア対応可能性」の望ましいケアの方向等）の考察内容も含め、アンケート回答から前述の問題群に対応して次のように整理することができる。⁷⁾

- a-1. 地域コミュニティの再生：隣近所で顔が見える人間関係を構築し、互いに助け合える生活環境を整備する。そのためには、子どもころから助け合いや思いやりの心を育んでいくような教育上の工夫も必要となる。
- a-2. 見守りネットワークの構築：在宅高齢者に対するケアマネージャーによる見守りの継続や介護スタッフとの会話時間の確保に努めるとともに、傾聴ボランティアの活用や高齢者サロン参加への声掛けなども積極的に行う。
- b-1. 要介護認定等の推進：不安のある在宅高齢者に関しては、まずは要介護認定の申請を進めることが望ましく、状況により生活状況記録や医師の意見書を提出するなど申請に当たっての工夫も必要となる場合がある。要介護認定が得られればデイサービスや福祉有償運送の利用も行えるようになる。
- b-2. 行政施策等との併用：介護保険サービスの利用に加えて、必要に応じて行政施策（高齢者福祉事業）や社会福祉協議会の支援事業などの利用も検討する。利用するサービスによっては介護保険よりも有利な場合もある。経済状況によっては生活保護申請も検討していく必要がある。また、健常な同居者がいる場合の高齢者支援のあり方も課題である。
- c-1. 包括の機能強化：医療、保健、介護、経済的・法的支援含めて、より総合的な福祉行政サービスの核となるような地域包括支援センターの構築（体制整備）が望まれる。また、縦割りの分野・部署間で必ずしも関係情報が共有されていない状況の改善も課題である。

c-2. ケア関係者の連携：介護プランの作成・運営に際しては、民生委員、ケアマネージャー、ヘルパー、NPOスタッフ、医療スタッフなどの関係者会議を設けて、役割分担を決めてケアに取り組むとともに、相互の連携を図っていく。フォーマルとインフォーマルの連携を進める。

d-1. 生活支援サービスの開発：より安価で気軽に（煩瑣な手続きを要せずに）利用できる多様な生活支援サービスの開発や緊急時など必要な時にすぐに利用できるようなサービス体制の構築も必要とされている。移動サービスに関しては、高齢者が自分の意思で安価に利用できる交通手段の開発も課題である。

d-2. NPOと人材育成：NPO（非営利組織）に対する行政や市民の理解の醸成を図るとともに、NPOスタッフや福祉ボランティアなどインフォーマルな生活支援サービスの担い手の育成を進めていく必要がある。現状では、NPOへの理解の乏しさやスタッフの少なさがサービス展開のネックになっている。

5. おわりに

今回の調査研究は、地域福祉における介護保険グレーゾーンのケア困難事例を具体的に取り上げて、個々のケースについての望ましいケアの方向性についての検討・考察を行うとともに、地域福祉デザインの問題と課題の抽出・整理を行ったものである。ここで抽出・整理された内容は、いずれも地域福祉の現場に携わる専門職・実務者の声を集約したものであり、当該地域に根差して具体的にあり地に足の着いた内容と考えてよいだろう。諸課題を俯瞰するならば、一方で介護保険など地域福祉の制度的な改革・改善に依存せざるをえない部分もあるにせよ、地域や担い手側の創意や行動が契機となりうる部分も少なからず見受けられ、それら諸課題の解決ないし改善に向けた地域の現場からのアクションも期待されるところである。

なお、本調査研究のとりまとめに前後して、研究会メンバーが中心になり、浜松市東区において、それら諸課題の解決・改善に向けての取り組みが、既に3件ほど動き始めているので、紹介しておこう。

まず、浜松フレンズ連絡会⁸⁾の活動である。地域のNPOが中心になり福祉・介護の専門職・実務者等により組織された同会において、2010年度末の完成をめざして地域資源の発掘・編集（情報冊子制作）が進められている。前述の課題「c-2. ケア関係者の連携」に対応するが、連携の前提となる基礎的諸情報を共有する土俵の整備が図られるとともに、それら検討のプロセスを通じてケア関係者の連携の契機が築かれていると言ってよい。

二つ目は、地域のNPOが主体となり、浜松市東区において2010年10月から12月にかけて「生活・介護支援サポーター養成講座」が開講されることである。前述の課題「d-2. NPOと人材育成」に対応すると考えられるが、このような講座そのものが、地域におけるインフォーマルサービスの担い手が継続的に育っていく環境整備の端緒になるのではないかと考えている。

三つ目は、浜松市東区内の地域包括支援センターが核になり、高齢者の福祉介護ニーズ（気軽に、いつでも、安価

に)に即したかたちで介護保険を補完するフォーマル・インフォーマル連携型の地域の支え合いネットワーク構築に向けた具体的な検討・連絡に着手されていることである。主に前述の課題「d-1.生活支援サービスの開発」に対応するものと考えられるが、今後の展開が期待されるところである。

このようなアクティビティが調査研究に前後して動き始めることも、実務ニーズに即した市民協働型の調査研究の一つの成果と言うことができるだろう。そのような現場のムーブメントに歩調を合わせながら、引き続き地域福祉デザインの研究活動を進めていけたらと考えている。

最後になるが、本調査研究は、地域包括センターさざの宮(浜松市東区)およびNPO法人ねっとわあくアミダス(浜松市東区)の協力のもとに進められたものである。また、記述式の専門職アンケート調査の実施にあたっては、浜松フレンズ連絡会(共催:公益財団法人さわやか福祉財団、協賛:財団法人住友生命健康財団)にもご支援いただいた。この場を借りて、各機関ご関係の方々にお礼を申し上げたい。なお、本調査研究は、平成22年度デザイン研究科長特別研究費も得て実施したものであることを付記しておく。

■注

- 1) 黒田宏治「浜松市東区における地域福祉デザインのための現状調査(1)」静岡文化芸術大学研究紀要第10巻、2010年
- 2) 浜松市東区で地域福祉に携わる地域包括支援センター職員、福祉NPO職員、民生委員に大学教員(黒田:座長)を加えた5名からなる研究会(さざの宮地域福祉デザイン研究会)が2009年にスタートした。
- 3) 公助、共助、互助、自助の概念区分については「地域包括ケア研究会報告~今後の検討のための論点整理~」(厚生労働省、2009年)を参照した。ただし、これら4区分の扱いについては識者の間に異なる見解もある(→参考資料6.参照)。

- 4) 浜松フレンズ連絡会(共催:公益財団法人さわやか福祉財団、協賛:財団法人住友生命健康財団)に参加する福祉専門職等の方々にアンケート調査実施の協力を得た。同連絡会は、浜松市東区内の地域包括支援センター職員、介護事業所職員、NPO職員、民生委員など18名(2010年7月時点)のメンバーからなり、2008年にスタートした。現在、3年目を迎えており、福祉介護関連の地域資源の発掘・編集、フォーマル・インフォーマルの連携などに取り組んでいる。なお、同連絡会の名称のフレンズは、ふれあい・ネットワーク・ソリューション・システム(FUREai Network Solution System)の頭文字をとったものである。
- 5) ただし、回答記述の中でやや冗長な部分、質問の趣旨に外れたと思われる部分に関しては、一部割愛させていただいたこととお断りしておきたい。
- 6) 地域福祉デザインの問題抽出・課題整理のとりまとめにあたっては、今回実施のアンケート調査回答によることを基本としたが、困難事例の抽出・記述を行った研究会における分析・討議・考察の内容を補った部分もある。
- 7) 前項6)に同じ。
- 8) 浜松フレンズ連絡会については注4)を参照のこと。

■参考資料

1. 地域包括ケア研究会「平成21年度老人健康増進等事業による研究報告書『地域包括ケア研究会 報告書』」厚生労働省、2010年
2. 地域包括ケア研究会「地域包括ケア研究会報告~今後の検討のための論点整理~」厚生労働省、2009年(平成20年度老人健康増進等事業)
3. 堀田力「地域包括ケア研究会報告書の留意点」(『さあ、言おう』2009年7月号所収)、2009年
4. 冷水豊編著『「地域生活の質」に基づく高齢者ケアの推進』有斐閣、2009年
5. 「浜松市地域福祉計画 2009→2013」浜松市、2009年
6. これからの地域福祉のあり方に関する研究会「地域における「新たな支え合い」を求めてー住民と行政の協働による新たな福祉ー」厚生労働省、2008年
7. 『月刊福祉 2008年8月号』(特集:地域における「新たな支え合い」を求めて)、2008年
8. 「安心と希望の介護ビジョン」厚生労働省、2008年

Ergonomic study on power tools — Evaluation of the difference in grip

迫 秀樹

デザイン学部生産造形学科

Hideki SAKO

Department of Industrial Design, Faculty of Design

蜂須賀智弘

(株)マキタ開発技術本部技術研究部

Tomohiro HACHISUKA

Technical Research Department, Makita Corporation

森 亮太

(株)マキタ開発技術本部技術研究部

Ryota MORI

Technical Research Department, Makita Corporation

電動工具のグリップ部分を人間工学的観点から評価した。市販のスクリュードライバ（工具B、C）とグリップ部分に滑りにくい加工を施した改良工具（工具A）の計3種類を被験者10名が把持し、筋電図、三次元動作、主観申告などが測定された。被験者にさせた動作は、肘静止条件、肩静止条件、動作条件の三種類である。その結果、工具Aは他の工具よりも有意に低い%MVCを示し、その際の動作量には有意な差は無かった。グリップに滑りにくい加工を施すことは、把持をする際の筋負担を軽減できることが示唆された。

The grip of the power tool was evaluated from the viewpoint of ergonomics. Ten subjects grasped the improved screwdriver (tool A) whose grip was created to minimize slippage and two commercial screwdrivers (tool B and tool C), and the electromyogram (EMG), three-dimensional motion, and subjective evaluation were measured. Each subject performed three activities: stillness at elbow height, stillness at shoulder height, and motion. As a result, tool A showed significantly lower %MVC than other tools, and there was no significant difference between tools in the quantity of motion. It is suggested that the load of muscles during holding of the tool decreased due to the minimal slippage of the improved grip.

1. はじめに

人間は手で種々の道具を用いるが、その道具の良否を客観的指標から論じることは難しい。道具を使用する際の姿勢や動作が多岐にわたる上、手の構造も複雑なためである。しかしながら、近年ではそのような道具においても使いやすさや負担の少なさが求められる上に、それを消費者に伝えて行かねばならない時代である。とりわけ長時間使用する道具は、負担や使いにくさが僅かな差異であっても、それが蓄積されて疲労や疾患となって現れる可能性があるためにそれを顕在化させることは重要である。

作業現場などで使用する電動工具はまさにそういった道具だと言える。様々な姿勢や動作で用いる上に、長時間使用し続ける可能性のある道具だからである。その評価はこれまでに、疾患に結びつきやすい振動からの観点⁽¹⁾など、および把持部分の観点からの研究が多くなされてきた。例えば、八高⁽²⁾は建築ビス打ち用の電動工具について、実際にビスを打たせて主観申告から手の部位別に評価した。才原⁽³⁾は充電インパクトドライバを実際に使用させ、筋電図から評価した。佐藤⁽⁴⁾は手袋型の把持圧センサを開発し、充電ドリルドライバを把持圧の観点から評価した。いずれも、実際にネジ締めなどの作業をさせた際の測定である。しかしながら、そのような動作の場合、その作業に対する経験値の問題が伴う。つまり、被験者の中で電動工具の使用履歴が異なれば、それが結果に影響を及ぼす可能性があるということである。そのため、使用履歴に左右されない評価動作から検討する必要がある。

また、把持動作において握りやすい直径⁽⁵⁾やその際の接

触部位⁽⁶⁾などについて基礎的な観点からの研究も進められてはいるが、電動工具のグリップ形状は単純な形状ではなく、理論的に負担の少ない形状を導き出すことは困難である。現実的にはそれらの知見を参考としつつ、種々の動作を想定した上で実際のグリップにおける改良を徐々に行って検討していかねばならない。

そこで今回は電動工具のグリップ部分における把持性について着目し、その改良が把持のしやすさや負担の軽減などに寄与するかどうかの検討を目的として実験を行った。その際、被験者に電動工具の使用履歴における差異のあることが予想されたため、把持のみに重点を置いた想定動作によって評価することとした。また、可能な限り多面的に評価するため、把持時の筋活動を筋電図（EMG：Electromyogram）によって捉え、主観申告および三次元動作分析と合わせた検証を試みた。

2. 方法

2-1. 被験者

実験に参加した被験者は男子大学生10名である。被験者へは実験内容について説明し、同意を得た上で実験に参加させた。利き手は1名が左で9名が右であり、利き腕に疾患を持っている者はいなかった。実験前および実験中にマルチン式人体計測器を用いて、肩峰高、肘頭高、上肢長、前方上腕長、第三指手長、手幅、身長などを計測した。また、実験後に握力を1回のみ測定した。それらの値を表1に示す。なお、肩峰高および肘頭高は後述する工具の目標を定めるための値であるので、靴を履いたまま測定した。

表1. 被験者データ

No.	年齢	利き手	肩峰高*	肘頭高*	上肢長	前方上腕長	第三指手長	手幅	身長	握力
1	18	右	1377	1054	707	440	185	79	1682	38.0
2	23	右	1311	988	691	410	180	76	1602	36.0
3	22	右	1412	1074	754	463	194	84	1730	39.0
4	26	左	1434	1063	784	448	188	76	1705	35.5
5	19	右	1465	1087	790	472	191	80	1804	47.0
6	19	右	1367	1054	740	454	200	83	1680	45.0
7	22	右	1338	1023	714	430	183	76	1651	38.0
8	22	右	1422	1094	743	450	198	82	1738	44.0
9	21	右	1446	1085	754	460	195	78	1727	43.5
10	21	右	1408	1038	758	461	194	86	1730	62.0
平均	21.3		1398.0	1052.8	743.5	448.8	190.8	80.0	1704.9	42.80

肩峰高から身長まで単位はmm、握力はkg。肩峰高と肘頭高は靴を履いた状態で測定。

既報のデータ⁽⁷⁾によれば、日本人成人男性の平均身長は1714.0mmであり、第三指手長の平均値は190.8mmである。また、日本人男性の18歳から20代前半の握力は47.1kgから48.4kg程度である⁽⁸⁾。今回の被験者は、体格としては平均的であり若干握力が弱い傾向にあると言える。

2-2. 実験条件

評価対象工具はスクリュードライバ（図1に例を示す）である。グリップ部分に改良を施した工具Aおよび市販されている工具Bと工具Cの三種類を実験の対象とした。それぞれの把持部分を図2に示す。スクリュードライバは、主に石膏ボードなどの取り付けに用いられる工具であるが、その際、図1に示すような持ち方をすることが多い。工具Aは、その把持部分に若干の膨らみをもたせて包み込むような形状とし、さらにラインを入れることにより摩擦力を高めるようにしている。工具BとCは、それらの特徴を持たず、親指と人差し指が当たる面はフラットな形状をしている。

実験の際は工具にマスキングを施し、メーカー等が分からないような状態で持たせた。測定の前に、被験者には動作内容と工具の持ち方について説明し、数回の練習を行わせた。

被験者にさせた動作の条件は、図3に示す3種類とした。肘静止条件は肘関節を90°に屈曲し、10秒間静止する条件である。その際、工具先端を肘頭高に位置するマーカに200mmの距離を保って合わせることを指示した。肩静止条件は肘関節を伸展した状態で上肢を前方へ伸ばし、10秒間静止する条件である。工具先端を肩峰高に位置するマーカに200mmの距離を保って合わせるように指示した。動作条件は1秒に1回のメトロノームに合わせて、上肢を下垂した状態から肘静止条件の状態まで動かし、元に戻すという一連の動作を繰り返す条件である。肘を屈曲させた際の目標は肘静止条件と同様とした。動作時間は30秒（15回の上下動）とした。被験者に疲労が蓄積することを避けるため、肘静止条件は3回行い、その他の条件は1回のみとした。いずれの条件も手袋は使用せずに利き腕で持ち、視線は目標となるマーカに合わせるように指



図1. スクリュードライバ（左）とその把持例（右）



図2. 実験で評価した工具
(左：工具A、中央：工具B、右：工具C)



図3. 実験動作（左：肘静止条件、中央：肩静止条件、右：動作条件）

示をした。

2-3. 測定項目

それぞれの工具把持時の筋負担を調べるため、長橈側手根伸筋、腕橈骨筋、橈側手根屈筋、尺側手根屈筋の4ヶ所における筋電図を測定した。いずれも前腕部分の筋肉である。筋電図は、ハイカットフィルターを使用せずに1000Hzのサンプリング周波数でA/D変換し、連続（肘静止条件、肩静止条件は10秒、動作条件は30秒）して記録した。実験後、個人差などを可能な限り除外するために各条件時の筋電図積分値を最大随意収縮時の積分値で除することにより、正規化（%MVC化）を行った。

工具把持時の動作を検証するために三次元動作を計測した。使用した手法は、反射マーカを身体各部位に貼付し、反射光を6台のカメラで測定する光学式システム（Vicon MX）である。マーカを貼付した位置は、工具先端、手甲中央、肘頭、肩峰、目標とする高さに合わせた三脚上部の5ヶ所とした。計測は筋電図と同様に連続で行い、サンプリング周波数は60Hzとした。実験終了後、工具先端マーカが把持中に移動した距離を求めた。

さらに、各条件で主観申告を求めた。今回使用したのは、左右に両極となる言葉を配置したアナログスケールの評定

尺度法である（図4を参照）。被験者はその工具に対しての主観を矢印で示す。「持ちやすい」－「持ちにくい」、「滑りやすい」－「滑りにくい」の二種類の尺度を使用した。動作条件別、工具条件別に記入を求め、「持ちにくい」または「滑りやすい」を0とし、「持ちやすい」または「滑りにくい」を100とする数値化を行った。

いずれの測定項目においても、工具条件間の差について検定するために、多重比較（Bonferroni-Holm法）を行った。有意水準は0.05とした。

3. 結果

各筋における筋電図の%MVC（平均値＋標準偏差）を図5～8に示す。図中の縦軸は1.0が最大発揮時の筋活動と同等であることを意味しており、基本的には1.0を超えることはない。%MVCを求めた結果、多くの条件で1.0を超えていたものが1名、肩静止条件の一部でのみ超えていたものが2名存在した。そのため、それらを除外し、肘静止条件と動作条件は9名のデータ、肩静止条件は7名のデータで検討した（グラフもその被験者数で示している）。多重比較法による検定の結果、図に*で示した条件間に有意な差が認められた。

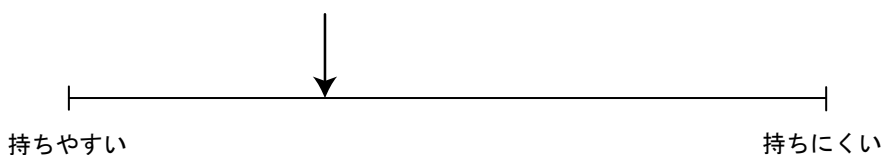


図4. 主観申告（評定尺度法）の例

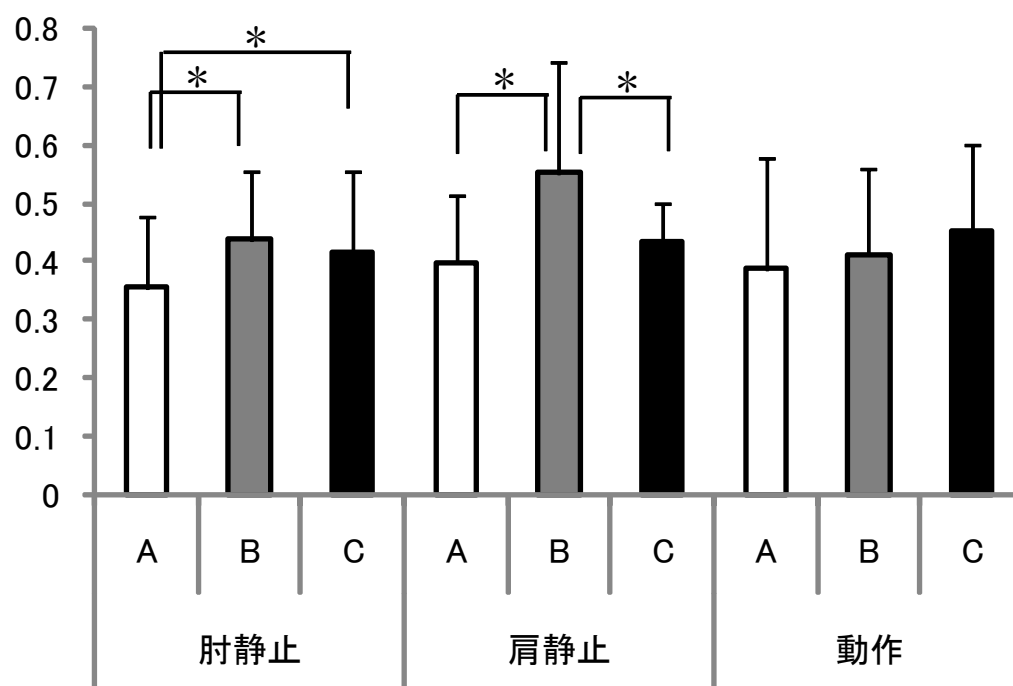


図5. % MVC (長橈側手根伸筋)

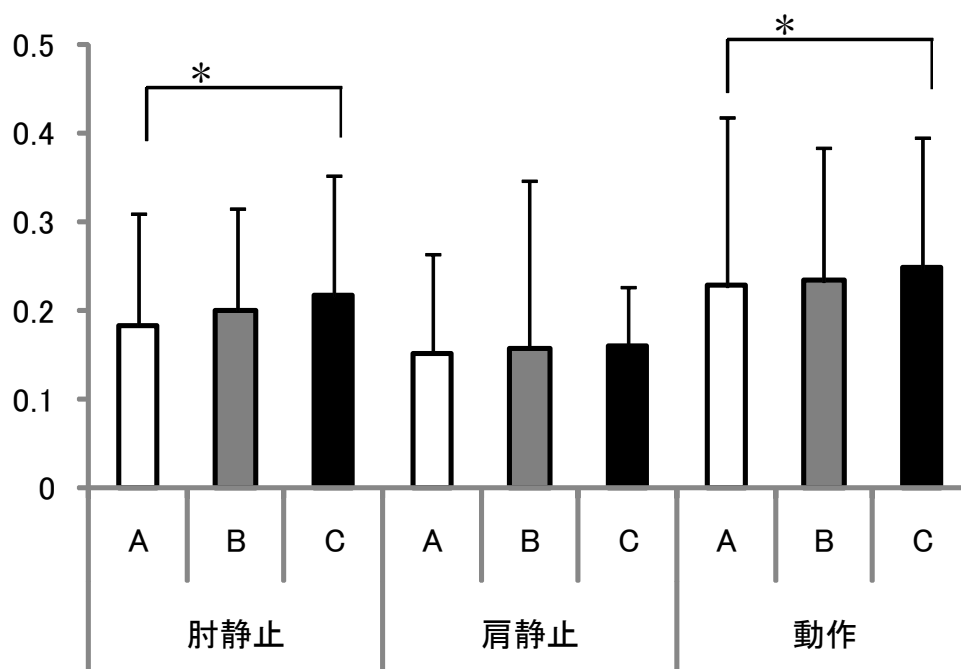


図6. % MVC (腕橈骨筋)

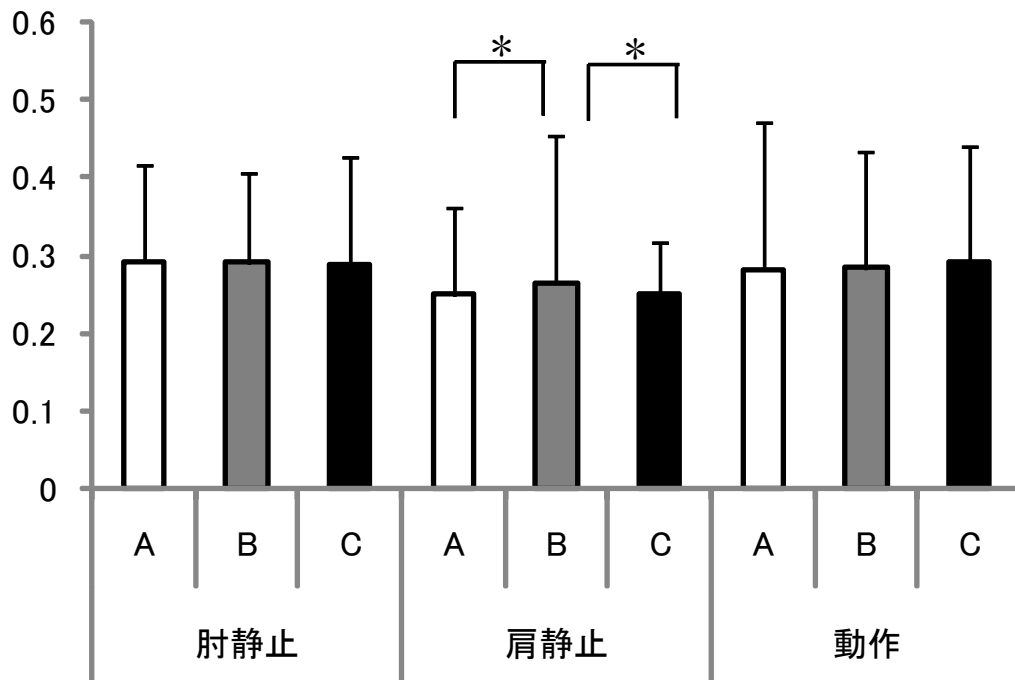


図7. % MVC (橈側手根屈筋)

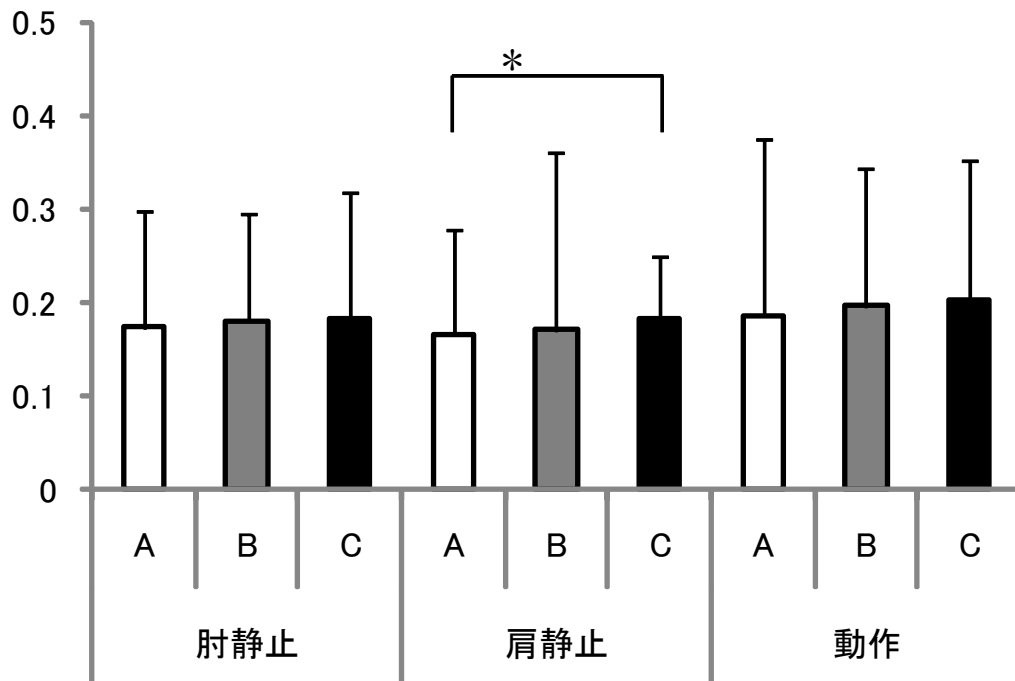


図8. % MVC (尺側手根屈筋)

三次元動作分析による工具先端部の総移動距離（平均値＋標準偏差）を動作条件別に図9～11に示す。多重比較法による検定の結果、工具条件間に有意な差は認められなかった。

評価尺度を用いた主観申告の結果（平均値＋標準偏差）を図12と13に示す。図12は高い値ほど被験者が「持ちやすい」と評価したことを表し、図13は高い値ほど「滑りにくい」と評価したことを表す。多重比較法による検定の結果、図に*で示した条件間に有意な差が認められた。

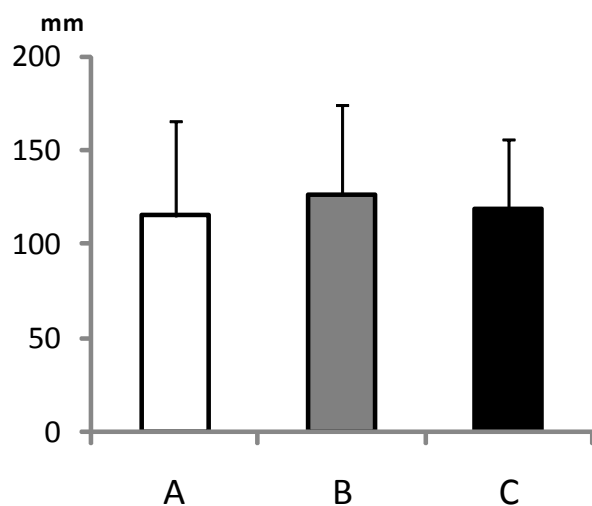


図9. 工具先端移動距離（肘静止条件）

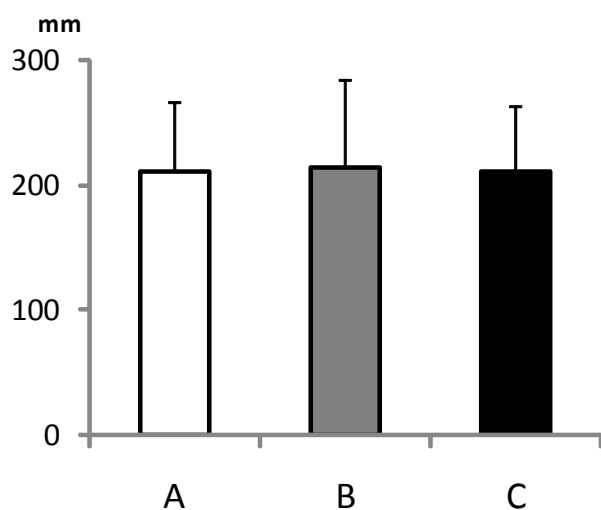


図10. 工具先端移動距離（肩静止条件）

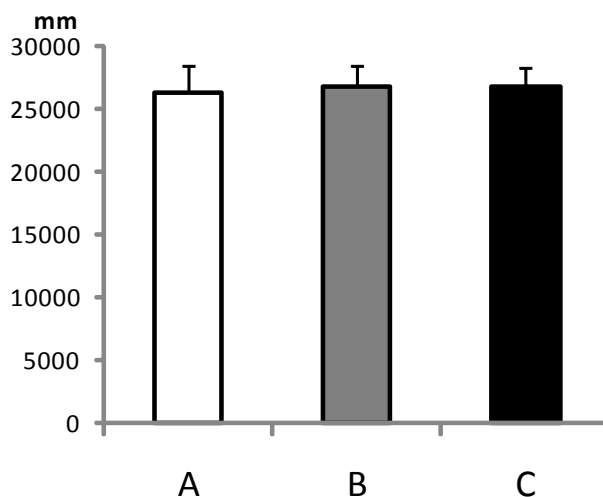


図11. 工具先端移動距離（動作条件）

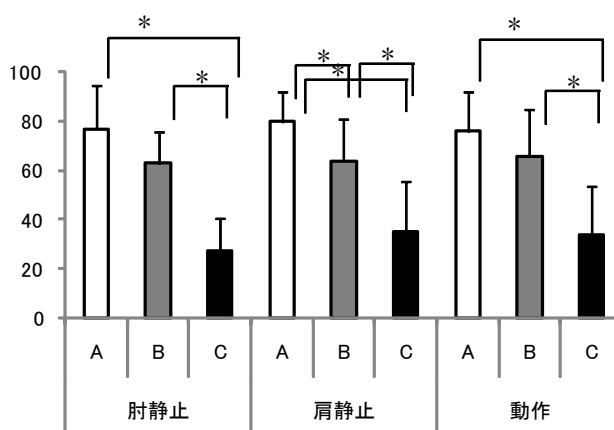


図12. 主観申告（持ちやすさ）

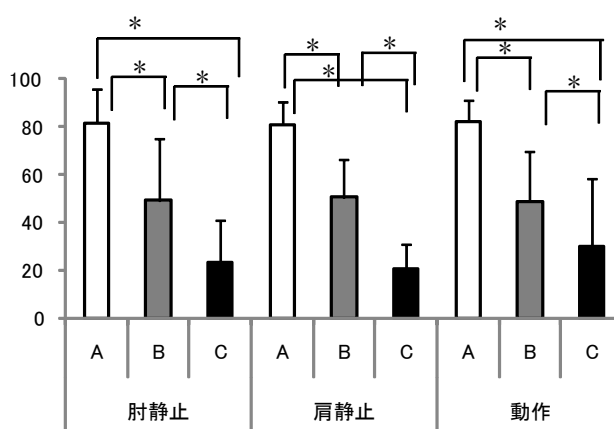


図13. 主観申告（滑りにくさ）

4. 考察

筋電図の結果において動作の条件や筋部位により異なるものの、工具A-BやA-Cの間に有意な差が認められた。工具Aは肘静止条件で長橈側手根伸筋、腕橈骨筋において筋活動が少なく、肩静止条件では長橈側手根伸筋、橈側手根屈筋、尺側手根屈筋において、動作条件では腕橈骨筋において少なかった。つまり、工具Aを把持した際の筋活動量は、一部ながら他の工具よりも少なかったといえる。三次元動作分析による工具の先端移動距離の結果から見ると、工具間における有意な差は認められていない。したがって、工具間における筋活動量の違いは、作業量の違いによるものではなく工具の滑りやすさや持ちやすさといった把持に関わる要因によるものであると推察される。

肘静止条件や肩静止条件において活動が少なかった長橈側手根伸筋は手首の背側屈曲（背屈）において強く働き、「手を握るのを助ける筋」とも言われる⁽⁹⁾。スクリュードライバを静止して把持するためには、手首を背屈させ握力を発揮させる必要がある。滑りやすく持ちにくい工具では、把持姿勢を安定させるためにさらに強い力が必要となるために、筋活動の違いとなって現れることが予測された。工具Aは主観申告にも表れているように、工具Bや工具Cよりも滑りにくくて持ちやすいと評価されている。したがって、工具Aはそのグリップ部分の工夫による滑りにくさが筋活動を減らし、他の工具よりも筋負担が少なくなったと考えられる。

さらに、関節を固定するためには各部位の筋肉が同時に収縮することとなるが、滑りやすければ関節の固定においても困難となるために様々な部位の筋活動に影響を及ぼすことが予測された。腕橈骨筋は長橈側手根伸筋らとともに肘関節を屈曲させる際に働く。また、橈側手根屈筋や尺側手根屈筋は、長橈側手根伸筋とは逆に手首の掌側屈曲（掌屈）へ働く。これらの筋肉において特に肩静止条件や動作条件において有意な差が認められたのは、関節を固定するために筋活動が高まったことが原因と言えよう。

本実験では、肘静止条件、肩静止条件、動作条件という3種類の作業を行わせた。実際に使用する際の作業で最も現れる可能性が高いのは肘静止条件のような姿勢だと考えられたが、肩のような高い位置での作業や、工具操作における上下動なども実際には想定される動作である。いずれ

にしても、本実験で被験者がしたのは把持したままで静止か動かすかという作業であり、実際に工具の操作はしていない。工具の操作に対する習熟性が結果に影響を及ぼさないように考慮したためである。結果として、動作条件よりも肘静止や肩静止条件の方が筋活動の差異が多く現れた。つまり、グリップ部分の把持性を検討するには、動作を伴うようなものよりも、静止させた方が差を見いだしやすい。動作をさせたり、大きく動くような作業をさせたりする場合は、グリップ性の差異を超えて大きな把握力を持って把持するためと考えられる。

今回の結果を総合的に見れば、グリップ部分に滑りにくい加工を施した工具Aは他の工具よりも筋負担が少なかった。実験では安定した筋電図を得るために評価する時間は10秒から30秒としたが、実際の使用現場を想定すると、動作や休憩を伴うにせよかなり長時間にわたって使用されるはずである。したがって、実使用現場ではさらにその影響が増大し、筋疲労へと繋がることが予想される。本実験結果から、グリップ部分における僅かな加工でも使用中の負担を軽減し、使いやすさの向上へと繋がる可能性があることが示唆された。

引用文献

- (1) 電動工具振動の人体影響評価: 蜂須賀智弘, 畝山常人, 榎原久孝, 騒音制御, 26(6), 390-393, 2002.
- (2) 電動工具の柄の形状と使用感の関係: 八高隆雄, 高木宣昭, 印南輝久, 山本圭治郎, Dynamics & Design Conference 2006, 640(1-4), 2006.
- (3) 充電インパクトドライバの使いやすさの評価: 才原文, 服部託夢, 吉田正樹, 山田穰, 三原泉, 電子情報通信学会技術研究報告, 106(80), 29-32, 2006.
- (4) 把持感覚適合性評価を応用した工具グリップ形状の設計事例: 佐藤滋, 計測と制御, 41(10), 749-752, 2002.
- (5) 円筒物体把握における握りやすさの感性評価: 八高隆雄, 山本圭治郎, 小山昌洋, 兵頭和人, 日本機械学会論文集C編, 62(602), 3999-4004, 1996.
- (6) 円筒物体の上げ握り時の握りやすさの感性評価と手のひらのアーチの関係: 八高隆雄, 山本圭治郎, 堀健一, 日本機械学会論文集C編, 66(641), 202-207, 2000.
- (7) 設計のための人体寸法データ集, 生命工学工業技術研究所編, 日本出版サービス, 1996.
- (8) 健康体力評価・基準値事典, 日丸哲也他編, ぎょうせい, 1991.
- (9) 分冊解剖学アトラスI (第4版), W. Kahle, H. Leonhardt, W. Platzer (越智淳三訳), 文光堂, 1995.

憲法89条とNGO

—NGOへの資金助成 違憲性を越え、新たなビジョンを求めて—

The article 89 of Constitution and NGO : Funding NGO - Seeking for a new vision beyond the unconstitutionality

下澤 嶽

文化政策学部国際文化学科

Takashi Shimosawa

Department of International Culture, Faculty of Cultural Policy and Management

本稿は、行政府が民間の非営利組織に資金助成を行うにあたって憲法89条に対する違憲性を争うこれまでの議論、またNPO法（特定非営利活動促進法）以後に展開されている憲法89条の解釈のあり方をまず整理する。さらに、憲法89条の「公の支配」がNPO・NGOへの資金助成への制約としてどう発生しているか概観し、特にNGOへの資金助成を批判的に分析し、NGOの主体性を保持しつつ、公費の濫用を防ぐための未来の関係と制度のあり方を探る。

This paper is the report on the previous discussions of the unconstitutionality of Article 89 when National Government and Local Governments provide funds to private nonprofit organizations, including the discussion after the establishment of the Act on Promotion of Specified Non-profit Activities. In addition, it observes how the "the control of public" of article 89 influenced on government funding system to NPOs & NGOs, specially NGO funding system is critically analyzed. The ideal relationship and funding system which preventing misuse of taxies will be explored, sustaining NGO independence.

1 問題意識の所在

日本国憲法89条（以下89条）は、以下のように定められている。

「公金その他の公の財産は、宗教上の組織若しくは団体の使用、便益若しくは維持のため、又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、これを支出し、又はその利用に供してはならない。」

「おかしいな」と思うのは、私だけではないだろう。

政府が宗教団体へ資金提供する例はあまり聞かないが、慈善団体、教育団体には多くの補助金、助成金が出ているのではないのか？という疑問を持つ人がたくさんいるのではないだろうか。社団法人、財団法人はこの「慈善団体」にならないのか？これまで政府は社団法人、財団法人に補助金を出してきたが、これは違憲なのか？これまで行政府（ここでは政府や自治体）は、公益法人、民間のボランティア団体等に資金助成をしてきたし、むしろそれは増加し続けている。

明治憲法には類似の条項はなく、戦後憲法で初めてこの条項が組み入れられた。この条項は、国家が財政面での政教分離の徹底、税金の濫用の防止などを目的とする規定として定められたものとされ、宗教団体や慈善、教育に関する民間の団体（公の支配に属しない団体）の事業に、公金を出してはならないと定めたものである。

筆者の研究報告は、89条の解釈をめぐって、行政府のNPOやNGO¹への資金支援をめぐってどのような議論があったのかを整理し、最近の議論の動向と方向性を把握するためのものである。

行政府のNPO、NGOへの支援は実態として拡大し続けている。そのかわり方の様相は多様である。片方で、事

業のオーナーシップやNPO・NGOの主体性の確保、それを保障する契約形態、公費濫用を防ぐための指導や評価、情報の公開等については統一性をもったルールがまだない。時として、コストダウンを計るためにだけNPO・NGOを活用し、国民からの批判を恐れ委託契約という形でオーナーシップを手放さない行政府の態度も見受けられ、これらはNPO・NGOの健全な成長を妨げる可能性がある。こうした問題群の背後に、89条の存在がどのように影響を与えているのかを考えることに筆者の問題意識がある。

89条は、前半部分の「宗教上の組織」へ公の財産を供すること、後半部分の「公の支配に属しない慈善、教育もしくは博愛の事業」へ公の財産を供してはならない、の二つの構成に分けて考えられる²。

後半の部分の「公の支配に属しない慈善、教育もしくは博愛の事業」は、現在のボランティア団体、NPO、NGOなども対象になりえると筆者は考えている。ここでは特にNPO・NGOへの公の資金援助が憲法上どう解釈されるのか、その議論を整理していくことが目的である。ここでは後半部分の「慈善、教育もしくは博愛の事業」の議論のみを研究の対象としたい。

2 89条が成立した背景と論点

この憲法が生まれてきた背景は、天皇を中心に置いた国家神道と一体化した戦前の政治構造と決別し、政教分離を財政的にも明確にする目的があった。

しかし、慈善、教育、博愛の団体への公的資金も排除すべきとなった背景には、不明瞭なところがまだ多い。後段部分のこれまでの解釈議論を見ていくと、1）教育等の民間事業の自主性を確保するため公権力による過度の干渉を除く趣旨であるとする「自主性確保説」、2）公費の濫用

を招かないように民間事業を的確に監督すべきことを要求しているとする「公費濫用防止説」、3) 政教分離原則を補完し、特定の宗教や思想信条に対する国の中立性を確保するという趣旨であるとする「中立性確保説」の三つほどに整理されるのではないか。これまでの議論は、これらの組み合わせで展開されており、解釈の幅と組み合わせがそれぞれ異なっているだけのようだ。

福祉行政の視点からは、多少異なった見解が見受けられる。当時GHQは、戦前の社会事業法に見られた民間への一時金の補助が、戦後復活しようとしていると感じていた。民間の社会事業施設は、財政上の援助を必要としているとはいえ、政府が社会福祉に対する責任を、資金助成することによって民間に責任を転嫁する傾向にあり、これまでの温情的な補助制度を抑制するための規定が必要であり、作られたという解釈も見られる³。

3 私学助成違憲論争の現在の着地点

政府から市民団体への資金の流れで最初に違憲性が問題になったのが、文科省が行っていた私立学校振興助成法による、私立学校への助成事業であった。

市原市が行った私大付属病院建設用地取得のための公金支出等が89条から考えると違憲であるという裁判で出された千葉地裁の判決がその後も大きく89条の解釈のあり方に影響を残している。

1986年5月28日のこの千葉地裁の判決は、憲法19条（思想・良心の自由）、20条（信教の自由と政教分離）、23条（学問の自由）、25条（生存権）、26条（教育の権利）と関連づけて、その目的・効果等を総合的に勘案して決すべきという立場をとり、さらに「公の支配」とは、国や公共団体が人事、組織、予算等にまで支配している必要はなく、それより軽度の法的規制を受けていることをもって足り、教育基本法、学校教育法、私学法等の教育関係法規によっても規制を受けている、という判断にいたっている⁴。日本政府も、これに近い立場をとっているとされる⁵。

つまり、私学助成を継続することを適正とした裁判所、政府の89条解釈の組み立てを整理すると以下のとおりになる。

- (1) 89条を前段と後段に切り離して考えることを前提とする
- (2) 89条以外の憲法条項（学問の自由、教育権、生存権等）と組み合わせて教育の保障を考えると、私学を支援することは憲法上必要であるとし、その上で89条の制約範囲を読み取る
- (3) 「公の支配」は民間教育団体の人事、組織、予算まで支配することではなく、公費が適正に使用される監視体制であると「緩やかに」読み取る
- (4) 私立教育団体の設立と運営を規定する各種法律によって、関連組織は「公の支配」を受けていると理解する

議論が決着したということではないが、おおむねこの見解の上に私学助成金の制度は落ち着きつつあるといえる。私学助成におけるこの判決は、社会福祉団体・公益団体へ

の補助金、助成金の場合にも当てはめて議論されることが多く、依然大きな影響力を残している。

4 NPO法人に対する89条の見解

1998年にNPO法（特定非営利活動推進法）が施行された前後で、行政からNPO法人への資金助成のあり方と89条との整合性に関する議論の場が多く見受けられた。市民活動の中核を担うNPO法人に対して、行政府が資金援助を展開する可能性が高く、それを89条に照らしてみても問題がないか、そのために各都道府県や関係機関がどう対応すべきかといった、議論の整理の必要性が浮上したからだと思われる。

この頃の議論の中で、吟味しておくべき論点は、横浜市民活動推進検討委員会の報告書、そして松下啓一の論文の二つがよい例かと思われる。

まず横浜市民活動推進検討委員会（以下検討委員会）の見解である。

この検討委員会は、1997年10月に横浜市によって設置されたもので、8名の専門家によって構成され、1999年3月に報告書を提出している。この中で89条について一定の見解と視点を提供している。

公費濫用を防止することが89条の目的であれば、25条（生存権の保障）、26条（教育を受ける権利）の規範と整合し、市民活動の自立性・自主性を前提とした「公の支配（the control of public authority）」としては、公の財産の使用された事業に関する報告・検査など、「公費濫用を防止するための行政による行政上の監督」が必要であるとする見解を述べている。

さらに踏み込んで、日本社会の文脈では、「公」はそもそも行政府だけを指すものでなく、「社会の人々の集合」といった意味も含まれる。よって「公」とは行政と市民がともに主体となるものであるといった見解を示している。これらを踏まえて、行政が市民活動を支援する場合、以下の3つの条件が整っていることを前提とすると結論づけている。

- (1) 公金支出等の対象となる市民活動が社会的公共性をもつこと
- (2) 公金の支出及び公の財産の利用に供された事業に関する報告、検査など「公費濫用の防止のための処置」がとられていること
- (3) (1)、(2)を担保するものとして、市民活動及び行政に関する情報が公開され、市民が誰でもその情報に接して内容を確認できるようにすること

以上の3つの要件を満たせば、89条に対して違憲性はないと解釈している。

5 松下啓一の見解

松下啓一は横浜市で26年間政策づくりを担当し、現在は、相模女子大学人間社会学部の教員として勤務している。地方自治の専門家である。彼の論点をまとめると、以下のとおりになる。

まず松下は、89条は、国家による市民団体への干渉排除・自主性確保の面と、公費濫用の防止の両方の趣旨をもっていると考ええる。また前提として、1998年に施行されたNPO法人（特定非営利活動法人）も、89条の慈善・博愛、教育活動の団体にあたると判断している。

その上で、「公の支配」を人事、事業内容、財産について公権力が指導干渉することで可能とする私学助成のような「緩和説」、また国の法的規制に服していればよしとする「法的支配説」では不十分とし、本条の趣旨である干渉排除、自主性確保からも「お金を出しても干渉をせず、自主性を侵害しない」道をさぐる事が重要で、本条のもうひとつの趣旨である公費濫用のためのコントロールの両方とのふたつを両立させることが望ましいとしている。また、公金支出を89条のみで判断するのではなく、他の条項を合わせて体系的・総合的な解釈を行うことも必要と主張している。

結論として、NPOに対する公的助成は「公の支配が成立していること（不当な干渉をせず、私的自由を侵害しないように配慮されていることおよび公費の濫用防止システムが確保されていること）」ならびに、「NPOの役割、公的助成の目的・効果等を総合的に勘案して公的助成を行うことが妥当であること」の両者を満たすことが必要としている。

最後に、NPOに公的助成を行う場合の基本的ルールを、各自治体がNPO条例としてまとめることを推奨しており、その重要なポイントとして以下の点を挙げている。

- (1) 助成の基本理念は、「自主性・自立性」、「公平性・公平性」、「透明性・公開性」である
- (2) NPO活動の自由と干渉の恐れとの調和であり、その調整をアカウンタビリティと公開性で行う
- (3) 条例で団体の登録制度を設け、公的助成を受けるには、そこに登録されていることを条件とする。登録によりNPOの社会的信用力を強め、補助や寄付をうけやすくする
- (4) 助成情報の公開システムの確立
- (5) 選考において市民の参加を促進する
- (6) 助成結果の公表と効果測定の実施

また、地方自治体の職員がよく利用している「洋々亭フォーラム—地方公務員のための法務・実務を考える地方自治」というウェブ・サイト⁶のなかで、89条についての討論が2007年9月に何度かされており、その中で松下は、以下のような見解をさらに明らかにしている。

「89条後段の立法趣旨、(1)団体への干渉を防止し、私的自由を守る、(2)公費の濫用を防止するというのは合理性があります。とすれば、この2点をきっちりと守った金の出し方をすれば、89条違反というべきではないし、少なくとも、そのような制度設計をするのが政策論の役割ではないでしょうか。」

「NPOも公共主体という立場にたてば、政府もNPOも、公共のルールに服しなければいけないのではないのか。この考え方は、『公の支配＝公共ルールに従うこと』と理解するものです（公＝公共ルールとするものです）。このように考えると89条後段の趣旨を踏まえた公共ルールを遵守するところには、金を出せるし、そうでないところには金

を出せないということになります。これはNPOだけでなく、政府の支配に属する外郭団体にも該当します。」

「そこで、98年に『自治体NPO政策』という本を書き、そのルール化を提案しましたが、実際その後、多くの自治体で協働条例や協働指針が、（意識する、しないは別にして）公＝公共ルール、支配＝遵守という考え方でつくられ、制度設計されています。大勢は決まったと考えています。」

と、論点提供後、条例が自治体の間にひろがりつつあることを受けて、大勢は決まったという考えを示している。

松下は、公共は政府が独断的に決めるものでなく、NPOも公共の主体であり、それを規律するのは「公共のルールに従うこと」といった、政府以外の社会の公共倫理観に委ねる見解を述べている。これは横浜市民活動推進検討委員会の見解に近いと言える。

シーズ・市民活動を支える制度をつくる会の松原は、NPOに関連する地方自治体の条例には、(1)施行条例（NPO法により自治体に任された手続きを決めるもの）(2)理念条例（行政とNPOの関係の理想的な関係の在り方を明記したもの）(3)支援条例（行政が行う支援の内容を決めたもの）があると述べているが⁷、松下が89条に関連して述べているのは、(3)の支援条例にあたるだろう。実際に、NPOとの連携促進の効果を考えて、多くの県や市が条例を立案施行し続けている⁸。

6 政府のNGOへの支援

ここまでは、NPOを主に対象とした論点の整理だった。NPOの活動は、日本国内に集中しているため、県や市の条例の活用などで、行政府だけに依存しない市民社会に開かれたアカウンタビリティ、公開性を前提とした監視体制の確立といった議論が行われている。しかし、NGO、おもに国際協力を実施している市民団体の場合はどうだろうか。

日本政府がNGOと呼ばれる日本の民間の国際協力団体に、国際協力の目的で資金提供を本格的に始めたのは1989年のことである。この当時は、NPO法人の制度がまだ成立しておらず、NGOの中には一部財団法人、社団法人が存在していたが、ほとんどのNGOは任意団体であった。

1989年に開始されたNGOへの資金助成スキームは、「NGO事業補助金」「草の根・人間の安全保障無償資金協力⁹」の二つであり、その後日本NGO連携無償協力（2002年）、JICA（独立行政法人国際協力機構）による草の根技術協力事業（2002年）が開始されるなど、ODA資金によるNGO支援スキームは量的にも、内容的にも増大してきた。ここですべてを紹介できないが、主だった支援スキームの一覧が表1である。

表1からもわかるとおり、外務省とJICAのNGO支援策は、概算で120億円を上回っており、2009年に民主党政権になってからはNGO支援強化が打ち出され、その額は増加の傾向にある。資金援助の際の契約形態は、「贈与契約」「委託契約」「補助金」の3種類に分けられている。

「贈与契約」は、ODAの支援対象となる開発途上国政府に対して、無償援助を行う際に使われてきた契約制度で、日本政府が相手国政府から申請された事業の妥当性を

表1 日本の外務省・JICAによるおもなNGOの支援策

支 援 策 名	実施母体	内 容
日本NGO連携無償資金協力 20億8124万円(2009年度実績)(贈与契約)	外務省	開発途上国において日本のNGOが実施する草の根レベル事業に資金助成するもので、経済・社会開発協力事業支援、NGOパートナーシップ事業、NGO緊急人道支援、リサイクル物資輸送費支援、マイクロ・クレジット原資支援、対人地雷関係支援などがある。
NGO事業補助金 2554万円(2009年度実績) (補助金)	外務省	日本のNGOが開発途上国で実施する開発協力事業を支援する。原則として総事業費の2分の1、1,000万円を上限とする。
NGO活動環境整備支援事業 1億3,500万円(2003年度実績) (委託契約)	外務省	日本のNGOのキャパシティビルディング(能力強化)につながる支援策。NGO相談員、分野別NGO研究会、NGOスタッフ海外派遣研修等の支援策などがある。
草の根技術協力事業 約11億円(2009年度予算) (委託契約)	JICA	JICAと日本のNGO、大学、地方自治体、公益法人などが、開発途上国の地域住民の向上させるために直接役立つ事業をJICAと共同で実施する。以下の3種類の制度がある。 地域提案型：4500万円以下。自治体が対象。NGOとの連携も可。 草の根協力支援型：1000万円以下。NGO、大学、公益法人が対象。 草の根パートナー型：5000万円以下。NGO、大学、公益法人が対象。
草の根・人間の安全保障支援資金協力 89億581万円(2010年度実績) (贈与契約)	外務省	開発途上国の地方行政府、教育・医療機関、および途上国において活動している現地国のNGOなどが実施する比較的小規模なプロジェクトに対して、各国にある日本の大使館が窓口となって資金協力を行う。

* 上記の資料は、外務省・JICAウェブ、NGO外務省定期協議会配布資料等から筆者が作成。ただし、ここでは主なNGO支援事業のみを挙げており、すべての政府機関のNGO支援事業を網羅はしていない。数値も年度、実績、予算と入り混じっているのは、数値や合計額がすべて公表されていないためである。

チェックしたのち、ODAを贈与するものである。そのため、事業の責任主体とオーナーシップは常に相手国政府にある。こうした契約制度は主権をもった相手国政府と日本政府が「対等である」ことを保持するために適用されるもので、ODA事業特有のものであった。NGOに対する「贈与契約」は、この制度を適用したもので、事業の責任主体はNGO側に残る。

「委託契約」は、事業を実施する外務省、JICAに事業の責任主体があり、事業の実施のみをNGOに委託する契約のことである。この場合、これまで現地社会でNGOが実施してきた事業に、NGOが外務省・JICAの資金を受けることで、外務省・JICAが事業のオーナーになるといった、形式的にだが逆転現象が起こる矛盾をはらんでいる。ただし、外務省・JICAはNGOの自主性の高さとその重要性を理解し、NGO側からの申請内容を尊重し、それを微調整して承認することが多く、NGO補助金に近い実態となっていることを理解する必要がある。しかし、窓口担当者によっては、それらを理解しないまま外務省・JICAが「事業主」であることを強調し、NGOを下請け業者のように扱うケースがおりおり発生し、契約上の上下関係は潜在的に残されている。

「補助金」については、NGOの事業の公益性を認め、それを政府が資金的に補助するものである。事業の責任主体はNGO側にあり、ODA側は事業の妥当性を確認した上で、事業資金の半分を支援する。1989年当初に開始された制度であるが、補助金削減の圧力の中で増額が難しく、年々減額され続けてきている。そのため、NGOへの資金助成として拡大していくことは難しい状況にあると言われている。

る。

国内で活動を展開する行政府からNPOへの資金助成は、委託契約の形態のものが圧倒的に多い。しかし、NGOの資金助成のほとんどが「贈与契約」で提供されていることに特徴がある。ただ、草の根・人間の安全保障支援資金協力は、日本のNGOではなく開発途上国社会のNGOへの資金であるため、日本のNGOへの資金助成は、日本NGO連携無償資金協力和草の根技術協力事業が主力ということになる。

7 JICAと89条について

筆者は、これまでの経験から、ODA予算がNGOへ支出されるにあたって、89条との整合性の議論が盛んに行われたという記憶がなく、その後もこの議論は活発にされていなかったと思っている。

JICAは、独立行政法人として、ODAの執行機関として設立された組織である。海外技術協力事業団(1962年)と海外移住事業団(1963年)、青年海外協力隊(1965年)などの一連の国際協力機関が1974年に統合され、新たに設立された団体である。その後2003年10月に独立行政法人となり、2008年10月には国際協力銀行を統合し、再スタートしている。国際協力銀行の前身である、海外経済協力基金は1961年に組織されているので、JICAそのものは1961年からの組織的経緯を内包したことになる。

JICAのNGOへの本格的な資金助成は、2000年からスタートした開発パートナー事業からである。2002年に新

たにNGOへの資金助成のスキームとして草の根技術協力事業が開発され、現在に至っている。その後JICAは草の根技術協力事業を拡大し続け、開発パートナー事業は現在では募集されていない。

今回の研究のため、2010年9月27日にJICAの総務課担当者に、JICAのNGOへの資金助成と89条の関連についてヒヤリングを行った。

JICA担当者の見解では、JICAとNGOとの連携事業は独立行政法人国際協力機構法（以下JICA法）によって規定されており、補助金が供与できる事業は、過去の経緯もありJICA法第13条第5号の「移住者に対する援助」に限られており、第37条「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の準用」にこの事業の補助金使用が明記されているからとする。NGOとの連携事業は第13条4号の国民等の協力活動に明記されているものの、補助金が供与できることが明記されておらず、おのずと委託契約にならざるを得ないというJICA法の解釈に拠っており、89条議論の影響を強く受けているものではない、という見解であった。

日本NGO連携無償資金協力のように、「贈与契約」がJICAとして可能かどうかという問いに対しては、「JICAが開発途上国政府に対して実施する無償援助であればあり得るが、JICA法にはNGOとの連携でそういった契約形態は明記されていないため、あり得ない」という回答だった。NGOとの「委託契約」の責任主体はあくまでもJICAであるため、89条に抵触するような議論が起きにくいのは事実である。

8 今後研究の方向性

今回は十分時間がなかったため、「贈与契約」についてその詳しい解釈が調べられていない。NGOとの「贈与契約」は、NGO側の主体性を確保している点においては優れていると言える。しかし、片方で、どこまで「公の支配」があり、公金の濫用を防止するシステムの実態があるのかが、重要となってくる。

今後継続していく研究テーマとして、以下の4つをあげていきたい。

- (1) 行政府からNPO・NGOへの資金助成は「補助金」でなく「委託契約」とされるものが多いが、これらはどのような理由に基づくものなのか、また89条の影響をどのように受けているのか。
- (2) 補助金はNPO・NGOの自主性への介入を避けながらできる資金助成であるが、監督体制の見直し等で、制度として拡大できる見込みがあるか。
- (3) 「贈与契約」はODA運営で生まれた異例の契約形態とはいえ、NPO・NGOにとって主体性の確保とい

う点では利点があるものと思われる。89条からみて違憲性が問題にならないのか。

- (4) 「委託契約」「贈与契約」における、資金管理、指導のあり方、情報公開、第三者機関の関与などを比較し、公金濫用を防止するシステムがどのように確立しているのか。
- (5) 上記の研究をもとに、行政府のNPO・NGOへの資金助成における、未来像のあり方を提言する。

参考文献

- 芦部信喜、池田政章、杉原泰雄 1987『演習 憲法 〔新演習法律学講座1〕』青林書院
- 荒井英治郎 2007「憲法第89条をめぐる政府解釈と私学助成」教育行政学論叢第26号
- 伊藤正巳 1995『憲法[第3版]』弘文堂
- 亀田徹 2009「フリースクールへの公的財政支援の可能性 ～憲法第89条の改正試案～」PHP Policy Review
- 社会福祉法人の在り方研究会 2007「社会福祉法人の在り方研究会報告書」社会福祉法人大阪府社会福祉協議会
- 統治機構のあり方に関する調査小委員会 2003「『財政（特に、会計検査制度と国会との関係（両院制を含む）を中心として）』に関する基礎的資料」衆議院憲法調査会事務局
- 樋口陽一 1998『憲法Ⅰ』青林書院
- 松下啓一 1998「NPOに対する公的助成と憲法89条」『都市問題』第89巻 第6号 東京市政調査会
- 山田邦夫 2004「財政制度の論点」『シリーズ憲法の論点④』国立国会図書館調査及び立法考査局
- 横浜市民活動推進検討委員会 2000『横浜市民活動推進検討委員会報告書』横浜市

¹NPOとはNPO法（特定非営利活動促進法）に基づいて法人を取得した団体という意味と、法人の取得の有無にこだわらず主に日本国内でボランティアで非営利な展開している組織という意味の両方をもつ言葉として使われる傾向がある。ここでは後者を意味して使用する。また、NGOは開発途上国の現場で、活動するボランティアで非営利な活動をしている日本の組織を意味している。

²もちろん、これらを一緒に総体として考えるという主張もあるが、この研究報告では、これまでの議論の実態にあわせて二つに分けて考えることを前提としたい。

³熊沢由美 2007「社会福祉事業法の制定と社会福祉法人制度の創設」『社会福祉法人の在り方研究会報告書』社会福祉法人大阪府社会福祉協議会 社会福祉法人の在り方研究会、6p

⁴千葉地裁 昭和61年5月28日判時1216号57p

⁵1971年3月3日 65回 参・予算 高辻正巳内閣法制局長官の答弁。

⁶洋々亭のホームページ 2010年10月<http://www.hi-ho.ne.jp/cgi-bin/user/tomita/yybbs.html.cgi?mode=find&cond=AND&view=50&word=89%8F%FO>

⁷NPO法人シース・市民活動を支える制度を作る会 NPO WEB 2010年10月<http://www.npoweb.jp/modules/news1/article.php?storyid=761>

⁸筆者が知るものだけでも、高知県（1999年）、仙台市（1999年）、箕面市（1999年）、横浜市（2000年）、北海道（2001年）、平塚市、大和市（2002年）、鯖江市（2003年）、藤沢市（2005年）、神奈川県（2010年）と多く、これらは今も増え続けている。

⁹設立当初は、「小規模無償資金協力」という名称であったが、1995年に「草の根無償資金協力」に名称が変更され、2003年に人間の安全保障を強く打ち出すために現在の名称に再変更された。

ブルゴーニュ大学、ボルドー大学における調査報告および 国際交流にむけての提言

Report on the visit to the University of Burgundy and the University of Bordeaux with some suggestions for forming new interuniversity relationships at Shizuoka University of Art and Culture

溝口 紀子

文化政策学部国際文化学科

Noriko MIZOGUCHI

Department of International Culture, Faculty of Cultural Policy and Management.

石川 清子

文化政策学部国際文化学科

Kiyoko ISHIKAWA

Department of International Culture, Faculty of Cultural Policy and Management.

岡田 建志

文化政策学部国際文化学科

Takeshi OKADA

Department of International Culture, Faculty of Cultural Policy and Management.

永井 敦子

文化政策学部国際文化学科

Atsuko NAGAI

Department of International Culture, Faculty of Cultural Policy and Management.

立入 正之

文化政策学部芸術文化学科

Masayuki TACHIIRI

Department of Art Management, Faculty of Cultural Policy and Management.

<要旨>

本稿では、2010年夏に行ったブルゴーニュ大学およびボルドー大学の調査訪問をもとに、大学の概要や周辺環境、将来的に可能な学術交流と留学プログラムをまとめた。本学がフランスの大学と交流関係をもつことは研究・教育双方の面で必要であり大きなメリットがある。フランス語語学研修の実現および長期留学を視野に入れて、当該大学との提携が推進されるべきである。海外との大学間協力とそれを促進する体制づくりは、真に魅力ある「開かれた大学」づくりの一環として、本学が今後検討していくべき課題であろう。

<abstract>

This report, based on a research trip to the University of Burgundy (Université de Bourgogne) and the University of Bordeaux (Université de Bordeaux) in the summer of 2010, summed up the outlines and surrounding environments of the universities, and academic exchanges and overseas study programs available in the future. Establishing a relationship between universities in France and SUAC is necessary and will be a great advantage for both study and education. Collaboration with the above-mentioned universities should be promoted with a view to enable a French language program and a long-term overseas study program. Collaboration with overseas universities and constructing an organization to promote it are the challenges SUAC should address in the future as part of developing truly fascinating "Open University".

I. はじめに

本稿では平成22年度静岡文化芸術大学文化政策学部長特別研究「本学におけるフランス関連研究の充実と日仏学術交流の実現」の成果の一部として、ブルゴーニュ大学、ボルドー大学における調査報告をする。

2010年8月26日、石川、永井はディジョン市にあるブルゴーニュ大学を訪問した。短期語学研修先の候補として、さらに学期中の長期留学も視野に入れて、大学付属のフランス語教育機関CIEF (Centre International d'Etudes Françaises) を視察した。また、2010年8月29日から9月2日まで、石川、岡田、溝口以上3名がボルドー第二大学、第三大学および大学付属のフランス語教育機関DEFLE (Département de Français Langue Etrangère) との国際交流、学術交流を目的とした視察を行った。ブルゴーニュ大学について石川より、ボルドー大学については岡田より報告をする。

II. ブルゴーニュ大学視察報告

1. 訪問までの経緯

本学では外国語の夏期研修として英語と中国語はグループでまとまり決まった派遣先に行くが、フランス語については、開学以来外部に委託して個人的に研修先を選んで出かけるというかたちを取っていた。しかしながら、飛行機に乗る時点からまったく一人で行動せねばならず、自分一人で外国へ行って力をつける良い体験にはなるのだが、大学がサポートしてくれて初めて海外へ行こうという学生にとっては利用価値に欠けるとも考えてはいた。

フランスとの大学提携という漠然とした考えのもと、本校の夏期休暇中に研修が可能な付属施設がある大学をインターネットで調べるうち、ブルゴーニュ大学があがってきた。8月初めから9月末までのあいだに研修できる大学付属機関は予想以上に少なく、しかも授業料が高かったり、宿泊施設は紹介するが確約はできなかったり、というところが多かった。加えて、一般に大学事務関連からのメールの返事は素っ気なく、返事が返ってこない場合も多い。そ

のなかで、CIEFは返信の丁寧さが群を抜いていた。

さらにCIEFに興味をもたせたのは、これまで仲介をしてくれた会社が4月に業務を停止したことである。本年度からは本学主催で派遣先を見つけなければならない。ちょうど時期を同じくして進行中だったボルドー大学訪問と同時にブルゴーニュ大学訪問ができるだろうと考えて、CIEFと連絡を開始した。

2. ディジョンとブルゴーニュ地方

大学のあるディジョン市はパリ南東約300kmに位置する人口16万（仏国内18番目人口）の国内では中規模の都市だが、ブルゴーニュ地域圏首府、コート＝ドール県庁所在地として、仏中央東部の行政・経済・文化の中心都市となっている。中世後期に繁栄を極めたブルゴーニュ公国の首都ディジョンは現在も当時の栄華をとどめ、道路の道幅は狭く古い木組みの家がそこに残り、町を歩けば教会などの古い建築物にやたら遭遇する。歴史的建造物が密集し、町全体が中世美術館と言ってもよい。19世紀に鉄道が敷かれてからは工業が発展し、なかでも食品加工、特にマスタートドは有名である。

密集した中世都市の骨格をそのまま留めているゆえだろうか、市中心部は面積として狭く、主要施設には大体歩いて行ける。国鉄の駅から5分程歩くとダルシー広場の凱旋門ギヨーム門で、そこから延びるメインストリートのリベルテ通りをさらに15分歩けばリベラシオン広場に着き、この広場に面して市の象徴的建造物ブルゴーニュ大公宮殿がある。半円形の典型的な王宮広場には、景観の演出としていくつも噴水が埋め込まれ、その水量の変化に応じて広場全体の趣が変わる。夜はライトアップされ、光と水の豪華な空間になる。都市の歴史的・公共的場に軽やかな水の装置をしかける方法は現在のフランスの都市空間演出として流行なのだろうか。もう一つ、フランスの都市がこぞって取り入れるものにトラムがあり、ディジョンもその例に漏れず、市内は至る所トラム設敷の道路工事の最中であった。順調に進めば2012年開通予定である。

ブルゴーニュと言えばワインで有名だが、市内から車で十分も南下すれば名だたる銘酒を産出するブドウ畑が一面に広がるワイン街道になっている。また、「黄金の丘陵」を意味するコート＝ドール県の、豊かな農産物を育むならかな丘陵地帯もブルゴーニュならではの美しい風景である。美味しいワインと豊かな食材ゆえ、ディジョンは美食の町の代名詞になっている。フランスのワインはもともと中世修道院での醸造に由来している。ブルゴーニュは修道院、教会の多い土地であり、シトー派フォントネー修道院、サンティアゴ・デ・コンポステーラ巡礼出発点のヴェズレーといった世界遺産を抱えている。

日本からディジョンへの行き方は、まずパリ、シャルル・ド・ゴール空港まで行く（直行便で成田、関西から12時間）。それからパリ市内のリヨン駅に移動してフランスの新幹線TGVに乗り、一時間半でディジョン駅に到着。また、ド・ゴール空港からディジョン駅まで直行のTGVが一日2便あるので（復路も同様）、空港からパリ市内への移動なしにダイレクトにディジョンへ入ることが可能である。



写真1. ディジョンの典型的な木組の家の街並



写真2. 市中心リベラシオン広場

3. ブルゴーニュ大学

フランス国内には81の公立大学がある。これとは別に若干の私立大学機関や、いわゆるエリート養成機関である大小合わせて200校余のグランド・ゼコールがある。フランスの大学はほぼすべて国立大学と考えてよい。大学入学資格試験バカロレア（baccalauréat）に合格して、希望の大学学部に登録する。学士（licence）は3年、修士（master）2年、博士（doctorat）3年というコースが一般的である。

ブルゴーニュ大学はブルゴーニュ地域の学区に置かれた高等教育機関である。1722年の法学部創立に始まり現在では6つのキャンパスをもち、学生数27,000人（うち留学生3,000人）、教員4,000人（うち専任1,500人）を数える国内中堅の総合大学である。学部に対応するものは以下10の学系。法学・政治学、言語・コミュニケーション学、文学・哲学、スポーツ科学、理工学、経営・経済学、人文科学、医学、薬学・生物学、生命学・環境学。

ディジョンのメインキャンパスは市中心部からバスで15分あまり。徒歩でも30分強で広大なキャンパスに着く。トラムが開通すれば国鉄駅、市中心部からキャンパスに直結する予定。構内マップを見るとバス停がいくつもあ。フランスは1960年代の大学大衆化に伴う学生数増

加によって、これまで市内にあった大学が軒並み郊外に移転し、施設の規模拡張を行った。ブルゴーニュ大学もそういった大学の一つであるが、構内は緑化が意識され木々が多く、こざっぱりした印象を受ける。芝生内にもパブリックアートが設置され、ありがちな殺風景な大学キャンパスにアクセントを添えている。

大学公式webサイト (<http://www.u-bourgogne.fr/>) を見ると、海外62ヶ国、387大学と提携を結んでいる。日本は佐賀大、熊本大など5校と協定を結んでいるようだ。提携校のうち280校はヨーロッパ内で、これはEU加盟国間での学生流動を高めることを目的としたエラスムス・プログラム(The European Region Action Scheme for the Mobility of University Students: ERASMUS) が功を奏したための数であろう。今回訪問したCIEFでも、学期中にこのプログラムを利用してフランス語を学ぶヨーロッパ圏の大学生が多いため、夏学期は非ヨーロッパ圏の学生が多いと聞いた。



写真3. CIEF事務局が入る大学本部



写真4. 人文系講義棟

4. ブルゴーニュ大学CIEF

学生派遣を予定する仏語研修機関 CIEFの事務局は、キャンパスのメインストリートとも呼ぶべき通りにある大学本部(Maison de l'Université) 2階にある。人文系の大きな図書館に隣接し、また通りをはさんで人文系の講義棟が並んでいる。私たちはまず、CIEF事務局で、サラフ・ゼマリ(Salah Zemmali) センター長に会い、事務局スタッフ全員を紹介してもらい事務局内にある専用図書館などを見せてもらった。教室はキャンパス内道路向かいの人文系講義棟にある。大学付属研修機関サイズとしてCIEFはそれほど大きくない。学内でも重視されている創立100年以上の老舗機関で、年間1,500名の受講者を数えるが、例えば、今回同時に訪問したボルドー大学DEFLE(Département d'Etudes de Français Langue Etrangère)と較べると小規模でスタッフ数も少ない。ゼマリ教授はCIEFのアットホームな雰囲気ときめ細かい対応を強調していたが、それはメール問い合わせの丁寧な返信から既に感じられたし、実際手作り感のあるセンターという印象をもった。少人数のスタッフ間で連絡が密に取れること、事務局のある大学本部近くに教室も配置されていることも強調していた。大学付属の語学研修機関には教室が離れ離れならばに散らばっていたり、大学キャンパス外で授業が行われていたりするところもあるが、ブルゴーニュ大生と同じキャンパス内で学べることは、図書館や学生食堂を利用する以外にも、クラブ活動等に参加できるなど、大学生生活を普通に経験できる利点がある。

当日はセッション最終日であり、授業はもう終わっていたが夕刻から修了生の成果を披露する催しの準備をしていた。室内のテーブルや椅子の散らばりようから熱心に議論したり、寸劇を練習したりしたあとが窺えた。室内にはエキスカッションのピラや写真などがあり、課外アクティビティも十分にケアされているようだった。訪問時に用意してくれた資料のなかには夏期講座として7月分のプログラムを週ごとに案内した冊子がある。大体の流れとして月曜から金曜まで週5日、フランス語の授業が一日平均4時間、午後3時から90分で週4日、歴史や美術などのフランスの文化関連講義が入る。夏期講座は中国や韓国などアジアからの学生が多く、前述したように、学期中に外国の大学で履修できるEUのエラスムス・プログラムのため、EU圏の学生は少なくなる。翌週からは獨協大学グループが来る予定で、東海大学は毎春休みに研修に来るとのことだった。

夏期講座も含め、2010年度CIEFの講座の期間、内容、費用などをまとめてみる。

1) 期間: 1学期は15週を基本に夏・冬・春学期がある。

夏: 2010年6月7日~9月24日

冬: 10月4日~2011年1月28日

春: 2月7日~6月3日

夏期についてはこの間で予め設定された2、3、4、6、8週間のみの受講も可。冬期・春期については4週間のみの受講も可。よって、本学の夏期休暇中の4週間の派遣を考えると、2010年は8月30日から9月24日までのセッションが可能であった。また、半期あるいは通年の長期留学を考えた場合、10月から始まる

冬学期は本学の後期授業期間と重なり、2月から始まる春学期も後期試験期間を調整しさえすれば次年度前期授業期間とうまく重なり、派遣可能である。さらに、夏期講座に参加後、そのまま冬学期に接続できるので、長期で取り組もうとする学生には便利である。来年度も概ね上記スケジュールに沿っている。

- 2) 授業料：1学期は1,270ユーロ（1ユーロ＝110円で約139,700円）。400ユーロを前納し、870ユーロは後払い。夏期4週間は640ユーロ（約70,400円）。
- 3) クラス編成：ヨーロッパ言語共通参照枠（Cadre Européen Commun de Référence pour les langues）6レベルに従って週20から25時間のフランス語の授業がある。クラスサイズは15人から20人。選択で文化・文明講座がある。コンスタントに成績評価があり最終週には期末試験を行い、修了書、成績書が授与される。
- 4) ヨーロッパ言語共通参照枠：欧州評議会（Conseil de l'Europe）が決めた欧州での外国語学習の際の共通基準で、以下のように分類される。A1が一番下のレベル。
 - A1 Découverte（発見）
 - A2 Survie（存続）
 - B1 Seuil（敷居）
 - B2 Indépendant（独立）
 - C1 Autonome（自立）
 - C2 Maîtrise（習熟）

この基準はまた、フランス国民教育省フランス語資格試験 DELF（Diplôme d'études en langue française）のA1, A2, B1, B2 レベル、さらにハイレベルなDALF（Diplôme approfondi de langue française）のC1, C2レベルに対応し、現在ヨーロッパの語学研修機関ではすべてこの基準に沿ってカリキュラムが組まれている。日本にはフランス語の習熟度ををはかる基準として実用フランス語技能検定、いわゆる「仏検」が広く活用されているが、上記の6レベルが仏検では何級に相当するかを推定すると、以下ようになる。（仏検主催の財団法人フランス語教育振興協会ウェブサイト（<http://apefdapf.org/france/mark/index.html>）から推定）。A1（4級）、A2（3級）、B1（準2級）、B2（2級）、C1 / C2（準1級、1級）。

本学のフランス語受講学生は大体2年後期に4級か3級、3年前期に3級、さらに準2級に合格する学生もいる。ちなみに5級は超初級で、受験料と時間を考えて本学では受験する学生はあまりいない。もし本学学生がCIEFで研修すると下2レベルでの受講から始まると予想される。なお、この基準枠はオーストラリアなどのEU加盟国以外でも採用され始め、今後世界的な基準になっていくだろう。

- 5) 学部との接続：ボルドー大DEFLEでは学部の授業はB2レベルから受講可能とのことだった。CIEFで同じ質問をしたら、それは科目によって異なるので（例えば数学など）、個人的に相談して学部科目を受講することだった。夏期講座では学部の授業はないが、学期中に研修した場合、学部の授業も聴講・受講できる可能性はある。また長期で研修ができればその可能

性はより大きくなる。

- 6) 宿泊施設：キャンパスから徒歩15分のところに留学生用学生寮（Résidence Internationale d'Etudiants）がある。バスの便もある。昨年6月に改修されたばかりで、自信をもってゼマリセンター長はこの宿舎を案内してくれた。ベッド数は300で24時間スタッフ常駐。個室で、冷蔵庫、電話、シャワー・トイレ完備、インターネットもケーブルで通じ、キッチンが各階にある。家族向けのキッチン付部屋もあり、学生だけでなく研究者の滞在にも対応している。1階には芝生の庭に臨んだカフェテリアがあり、夏期は営業していないが、学期中は週日朝夕の2食事付。夏期は大学の学生食堂を利用する。料金は夏期4週間で365ユーロ（約40,150円）、冬・春学期は2,054ユーロ（約225,940円）。ホームステイの選択もあり、1泊2食付きで約25ユーロ（約2,750円）。従って、授業料と宿舍代で、夏期4週間では食事なし1,005ユーロ（640ユーロ＋365ユーロ）で約110,500円、1学期15週間では週日2食付き3,324ユーロ（1,270ユーロ＋2,054ユーロ）で約365,640円。本学学生にとって負担の少ない額である。



写真5. S.ゼマリセンター長（右）と
S.デュゴワ先生（左）



写真6. 留学生宿舍食堂

＜まとめ＞

CIEF訪問の発端は短期語学研修の派遣先として検討するためだった。CIEFやボルドー大学DEFLEの他に、私立のフランス語学校も何校か視察訪問した。一般に私立の学校はオールラブル習得に力点を置き、クラスサイズも12人までときめ細かな対応をしているところが多い。しかし、私立は授業料がかなり高いこと、大学付属機関には大学生活を経験できることに加え、大学の授業も単位として取得できる可能性もあることからCIEFを派遣先としたい。

今回のブルゴーニュ大学訪問から以下の5点を指摘して結びとする。

- 1) 語学研修は、外国語を集中的に学べる絶好の機会であり、これまでの例から成果が期待できる。現地で生の言語に触れ生活することは、スキルアップのみに終わらず文化の理解・発見になる。
- 2) ブルゴーニュ大学は、ディジョンという都市が動き回りやすいサイズの都市であり、郊外にあるフランスの大学のなかでも市中心部に近くキャンパスも整備されている。リーズナブルな授業料、宿舍の完備、パリへの至便、ブルゴーニュ地方の雰囲気など夏期の語学研修にふさわしい。
- 3) フランスの文化・芸術に対して、文化政策学部・デザイン学部両学部の学生がひろく関心をもっている。フランス語履修は国際文化学科の学生が多数だが、フランスへの具体的な興味については芸術文化学科、デザイン学部の学生がより大きくもっているように思われる。見聞の機会としても語学研修はよいきっかけになる。
- 4) CIEFを窓口としてブルゴーニュ大学全体との交流の機会にもなる。語学研修終了後、そのままCIEFの冬学期に接続する長期留学のシステムも検討したい。
- 5) 団体で外国に行く場合、グループでいる安心感に浸り、また仲間や引率者に頼る傾向がある。もし本学からCIEFへの派遣が実現したら、外国に行くということの自覚し、授業内でも課外でも自発性と独立性を養う機会としてほしい。

Ⅲ. ボルドー第二大学・ボルドー第三大学視察報告

1. ボルドーの概要

ボルドーはフランス南西部のジロンド県県庁所在地および同県を含むアキテーヌ地域圏の首府である。ガロンヌ川沿いに位置し、中心市街地はこの川の左岸に広がる。人口は約23.6万人（2006年）を数えるフランス第7の都市であり、ボルドーを含むボルドー都市圏の人口は約71.5万人に上る。この地に学ぶ学生はおおよそ7万人で、ヨーロッパ最多と言われる。

パリからはTGVで約3時間、空路で約1時間15分と、移動は容易である。中心市街地および近郊における公共交通機関としてはトラムとバスがあり、日常生活における移動も至便である。

ボルドーの起源は紀元前3世紀に遡り、その後、ブドウ栽培とワイン製造、およびそこから発展した商業によって繁栄した歴史を有する。18～19世紀に行なわれた計画的な都市整備はパリに先んじたものである。市内のサン・タ

ンドレ大聖堂、サン・スーラン教会堂、サン・ミシェル教会堂の3ヶ所が「フランスのサンティアゴ・デ・コンポステーラの巡礼路」の一部として1998年に世界遺産に登録され、また、市内の歴史地区も「月の港ボルドー」として2007年に世界遺産に登録された。ボルドーまたは近隣の出身の著名な人物としてモンテーニュ、モンテスキュー、モーリアックなどがいる。



写真7. ボルドー市シンボル大時計



写真8. ガロンヌ川とブルス広場

2. ボルドー大学

2-1. 概要

ボルドー大学は1441年創立で、現在はボルドー第一大学から第四大学までの4つの大学に分かれているが、これらの4大学は当地の他の研究・教育機関とともにPRES（Pôle de recherche et d'enseignement supérieur、一種のコンソーシアム）を形成している。主たるキャンパスはボルドーの中心市街地からトラムで35分ほどの近郊にあり、ヨーロッパ最大級の規模を誇る。各大学の研究・教育分野は大略次の通りである。

第一大学：理工・技術系

第二大学：生命・人間科学系

第三大学：人文・芸術系

第四大学：法律・経済系

2010年8～9月の調査においては、これらのうち第二大学と第三大学を訪問し、大学関係者と交渉・意見交換をした（調査者：石川清子、溝口紀子、岡田建志）。

2-2. ボルドー第二大学

1) 概要

キャンパスはヴィクトワール広場、カレール、タランス・ペサック、ダックスの4ヶ所に分かれる。人間科学（社会人類学、民族学、心理学、社会学、教育学など）、スポーツ科学・体育、ワイン醸造学、医学、歯学、薬学、生命科学、数学、公衆衛生、温泉学などに関する学部または研究所から成る大学である。醸造学部は世界的に有名であり、醸造・品質管理・ソムリエの技術向上などの分野を扱っている。

学生は18000人、教員は1050人おり、ヨーロッパを中心として21ヶ国の125大学と協定を結んでいる。日本では筑波大学など3大学が協定校である。

2) 調査に至るまでの経緯

調査者のうち溝口は同大学スポーツ科学部（STAPS）のミシェル・ブルッス（Michel Brousse）教授と長く親交があり、2009年には同教授が静岡文化芸術大学文化・芸術研究センター開学10周年記念特別公開セミナーで講演した。その際に今回の調査者を含む本学のフランス関係の教員が同教授と意見交換をし、同教授が本学に大きな関心を寄せた。それ以降、同教授と連絡を取りながら、今回の訪問調査の準備を進めてきた。

3) 調査

2010年8月30日のブルッス教授との情報交換を経て、同8月31日に同教授による紹介の下、STAPS学部長であり第二大学国際交流副委員長を務めるマリアノ・シッド（Mariano Cid）教授に面会した。シッド教授からは、第二大学が社会的にアピールする大学作りの一環として積極的に国際交流を推進していきたいと考えているところである旨の発言があり、同大学の新規プロジェクトとして本学と学生交換・学術交流の両面で提携をしたいという強い希望が先方より示された。当方からは、そうした提携を実現する方向で具体的に検討を進めたいと伝えた。

4) 調査結果に関する調査者のコメント

提携に向けての積極的な希望が先方から示された点に鑑み、円滑に交渉に入れると期待できる。

同大学（および後に述べるボルドー第三大学）で展開されている学問領域は本学の文化政策・デザイン両学部に関わり、ヨーロッパにおける本学の教育・研究拠点としての利用価値が高いと考えられる。

学生交換については、先方からの留学生の受け入れおよび先方への本学学生派遣が本学の教育・社会貢献の質を高めることに寄与すると考えられる。また、PRES全体として海外の研究者の受け入れについての体制が整備されているので、研究面でも積極的に活用すべきであろう。



写真9. スポーツ科学部学部長 シッド氏と石川教授



写真10. STAPS(スポーツ科学部)研究棟



写真11. (左) ブルッス教授、(右) シッド学部長



写真12. STAPS教育棟



写真13. STAPS大講義室

2-3.ボルドー第三大学

1) 概要

人文学（美術、歴史、美術史・考古学、文学、哲学）、言語・文明研究（英語圏、地中海・イベリア・イベロアメリカ、ゲルマン・スラブ、オリエント・極東、応用外国語、言語学）、地理学、情報、コミュニケーション、観光学、都市計画、環境、ジャーナリズムなどに関する学部ないし研究所があり、外国語としてのフランス語を教えるDEFLE（Département d'études de français langue étrangère）などの機関も属している。第三大学には15500人の学生と660人の教員がいる。60ヶ国の230大学と協定を結び、日本では立命館大学・新潟大学などと協定を結んでいる。海外の大学への対応の組織は整備されていて、研究者の宿舎確保や諸手続きのためのMobility Centreがある。



写真15. ボルドー第三大学事務管理棟



写真14. シンポジウム会場



写真16. 校舎前にトラムが発着する。

2) 調査に至るまでの経緯

第二大学のブルース教授より第三大学所属のフィリップ・ボドール (Philippe Baudorre) 教授 (現代文学研究者、専門は文学とジャーナリズム、モリアック研究) および DEFLE を紹介され、先方と連絡を取って訪問調査の手番を整えた。

3) 調査

2010年8月31日・9月1日にボドール教授、DEFLE 担当者、ボルドー第三大学国際交流担当者と面会した。

4) ボドール教授との面会

ボドール教授はボルドー第三大学前副学長で、これまで外国の大学との提携を手がけてきた経験もあり、本学のウェブサイトも事前に閲覧しているなど本学との交流に積極的な意向を示した。同教授のこれまでの経験に基づき、大学間の交流は着手できるところから始めて、その成果を見ながら拡大していけば、円滑に進められるのではないかと意見が表明され、集中講義・共同論文指導・講演・シンポジウム・論文寄稿・短期滞在等の学術交流の提案が先方より出された。

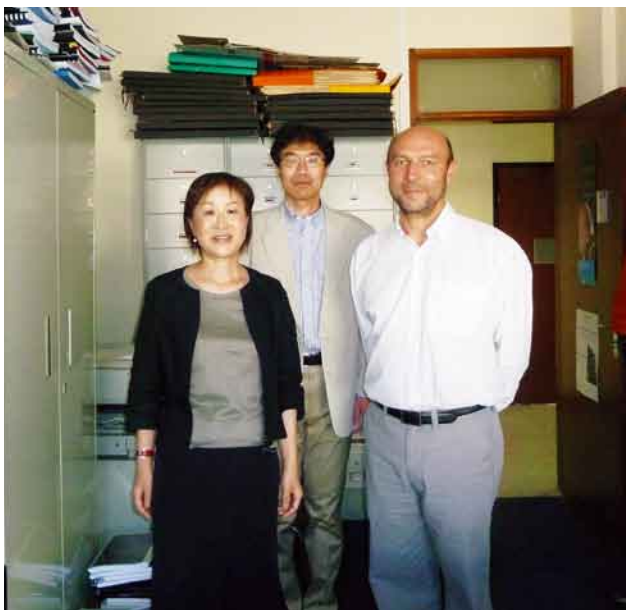


写真17. 前副学長、現代文学研究ボドール教授と研究室にて

5) DEFLE担当者との面会

DEFLEではアンリ・ポルチヌ (Henri Portine) 部長をはじめ、計4名の担当者と面会した。ポルチヌ部長からは、セメスター期間での学生の受け入れについて肯定的な返答を事前の連絡の中で受けていた。

DEFLEには20人の教員がいて、27ヶ国から学生が集まる。日本人学生の比率は5%ほどである。調査時にはカリフォルニア大学のグループの研修が行なわれており、授業を見学することができた。外国の大学から夏期にグループ研修で来た学生は、DEFLEで学ぶフランス語を自大学での単位として習得していくとのことである。入門段階では1クラス20人程度の規模で、レベルが上がるとクラス

の規模もこれより大きくなる。授業はヨーロッパ言語共通参照枠の6つのレベルに基づいて編成され、B2レベルで学部授業についていける程度となる。

本学学生の研修・留学については、夏期研修はDEFLEのプログラムの日程と本学の夏期休業期間が合わないため実施できないが、通常の授業は9月初めから1月初めの学期と1年半ばから5月初めの学期という編成なので本学学期中の学生派遣 (留学) が可能であることを確認した。

学費は1学期760ユーロ (約83,600円) である。宿舍として学生寮があり、ホームステイの斡旋も受けられる。留学する学生はDEFLEと連絡を取り合って宿舍やビザの手続きを進めることになる。9月の入学であれば6月には願書を出す必要がある。



写真18. DEFLE校舎。階段教室もあり付属語学学校としては大規模



写真19. DEFLEスタッフ、ポルチヌ部長 (中央)

6) 国際交流担当者との面会

ボドール教授とポルチヌ部長の仲介により、国際交流担当のパトリシア・ビュドー、ヴェロニク・ペガン両氏と面会した。先方からの求めに応じて本学の詳細を説明し、まず学生の交換から検討すべきとの意向が先方より示された。まず先方でボルドー第三大学の日本語科に問い合わせることなので、その回答を待って今後の交渉の方向性を検討することになる。

7) 調査結果に関する調査者のコメント

ダイナミックかつ魅力ある都市に位置するヨーロッパ有数の大学であり、ボルドー第二大学と同様にヨーロッパにおける本学の教育・研究拠点としての利用価値が高いと考えられる。また、DEFLEはフランス語研修機関として大規模な部類であり、教育法・設備とも優れていると言える。こうした点に鑑み、

-DEFLEへの学期中の学生派遣（交流留学）

-教員間の学術交流

について提携を結ぶことが本学の教育・研究の質の一層の向上に資すると考えられる。

IV. まとめ

ブルゴーニュ大学、ボルドー大学提携に向けての課題および提言は以下のとおりである。

- 1) フランスとの大学提携はフランス語履修学生とフランス関連研究教員のためのメリットに留まらず、広くヨーロッパ研究の拠点にもなる。ボルドー、ディジョンとも都市文化、芸術、歴史、食文化の研究対象の宝庫であり、周辺部の環境も素晴らしい（例：世界遺産多数）。両市ともトラム導入、都市景観整備などまちづくりに熱心。ボルドーは他のヨーロッパ主要都市との空路が非常に便利であり、ディジョンはパリに近いのも魅力であろう。
- 2) 本学でのフランス語は2年次以上が国際文化学科の専門科目ゆえ国際文化学科の学生が主に履修するが、1年次全学共通科目レベルでは全学1年から4年まで多数が履修し、2年次以降も学科、学部の枠を超えて履修を続ける学生が多々いる。フランスへの興味に関しては、特に美術・映画・建築等の芸術の領域で芸術文化学科、デザイン学部の学生が具体的かつ専門的な興味を示す。全学学生が活用できるリーズナブルな費用の夏期語学研修、長期留学のシステムを構築していきたい。
- 3) 学術交流に関しては、要となる教員に他分野の教員を紹介してもらうなどして、両学部の教員が研究・教育の必要に応じて活用できそうである。ボルドー大は海外研究者受入れシステムが完備しており、ブルゴーニュ大は留学生（研究者含む）用宿舍が最新かつ快適。協定があるとサポートの諸手続きがスムーズに進むと考えられる。
- 4) 当面、夏期語学研修は引率教員を同行する必要がある。それにより語学研修参加学生は増加する見込みである。
- 5) DEFLE、CIEFで学期中の長期留学が実現する場合、学部留学でなくても単位認定となるような制度ができだろうか。本学のカリキュラムによる履修では、留学先の学部での単位しか本学卒業単位にはならず、学生の留学が促進されない。夏期の語学研修、協定校の語学留学の単位認定の方向を検討する必要がある。
- 6) ボルドー第二大との交換留学を含め、本学の海外大学との交流を発展させるためには、留学生の受入れ、派遣サポートをする国際交流専用の窓口を設置する必要があるだろう。
- 7) 「開かれた大学」として国内外に本学をアピールして

いくためには、提携実現は必須である。海外提携校が増えることは、留学を考えている本学受験生にとっても大きなポイントになり、戦略的な意味合いを持ち合わせることになるであろう。

浜松市における創造都市形成への取組

Industry, academia and government cooperation for a "creative city" in Hamamatsu City

片山 泰輔

文化政策学部芸術文化学科

Taisuke KATAYAMA

Department of Art Management, Faculty of Cultural Policy and Management.

小岩 信治

文化政策学部芸術文化学科

Shinji KOIWA

Department of Art Management, Faculty of Cultural Policy and Management.

立入 正之

文化政策学部芸術文化学科

Masayuki TACHIIRI

Department of Art Management, Faculty of Cultural Policy and Management.

高山 靖子

デザイン学部生産造形学科

Yasuko TAKAYAMA

Department of Industrial Design, Faculty of Design

の場ひろし

デザイン学部メディア造形学科

Hiroshi MATOBA

Department of Art and Science, Faculty of Design

山森 達也

元 浜松創造都市協議会

Tatsuya YAMAMORI

浜松市は日本有数の工業都市として発展してきたが、産業構造の転換期を迎え、大きな岐路に立たされている。こうした中、浜松市は、2009年3月に創造都市を目指す浜松市文化振興ビジョンを策定した。ここでは、文化創造を基盤とした創造的産業による持続的な都市の成長が目指されている。これを受けて、静岡文化芸術大学の研究プロジェクトチームは、浜松市、浜松商工会議所、浜松市文化振興財団の3者に呼びかけ、浜松創造都市協議会を設立した。浜松市は楽器産業の集積はあるが、音楽をはじめとした文化産業の集積がなく、雇用と所得をもたらす文化産業の振興が急務である。浜松創造都市協議会では、創造的人材が日常的に交流し、浜松発の創造的活動が産業として自立するための支援活動を開始したところである。

Hamamatsu City has enjoyed economic growth and prosperity for many decades thanks to competitive manufacturing industries. However, this city is confronted with momentous changes in its industrial structure. Under the strained economic conditions, Hamamatsu City settled on a comprehensive plan of cultural policy in March 2009. This plan emphasizes transformation into a "creative city" in which the creative industry with cultural capital drives sustainable growth. Therefore, our research project team established the Association for Creative City Hamamatsu in July 2009, a pioneering collaboration with the Hamamatsu Chamber of Commerce and Industry, Hamamatsu Cultural Foundation, and Hamamatsu City Government. Despite the presence of a cluster of musical instrument manufacturers, the cultural industry including the music industry, is underdeveloped in Hamamatsu City. Thus the growth of for-profit and non-profit arts and cultural industries, which generate jobs and income, is very important. We have recently initiated strategic projects to network with creative people and nurture the arts and cultural industry in Hamamatsu City.

1. はじめに

静岡県浜松市は2005年7月の12市町村の大合併により、人口80万人を突破し、2007年4月に新潟市とともに政令指定都市となった。楽器、オートバイ、自動車等を中心とした製造業の町として発展してきた浜松市は、2008年(平成20年)工業統計における製造品出荷額では政令指定都市(東京都区部を含む)中第8位、粗付加価値額では同第7位、従業者数及び現金給与総額では同第5位の地位にある(表1)。市内産業に占める規模としては自動車産業が圧倒的であるが、ヤマハ、カワイ、ローランド等、世界の主要楽器メーカーが本社を置いており、楽器産業の分野においては世界の中心地となっている。

こうした中、浜松市では「楽器のまち」から、「音楽のまち」へ転換すべく、長年にわたって文化振興に力を注いできた。行政計画としては、1981年の第二次総合計画において初めて「音楽のまちづくり」が掲げられ、様々

な事業が展開されてきているが、中でも1991年度から3年ごとに開催されている浜松国際ピアノコンクールは浜松市の代表的なイベントと言える。さらに、1996年度からは、静岡県との共催で静岡国際オペラコンクールも3年ごとに開催されており、浜松市は国際音楽コンクール世界連盟(World Federation of International Music Competitions)加盟の2つのコンクールが開催される国内唯一の都市ともなっている。

表1 政令指定都市の製造業ランキング

製造品出荷額等 (万円)			粗付加価値額 (万円)			現金給与総額 (万円)			従業者数 (人)		
1	東京特別区	465,226,138	1	東京特別区	203,791,649	1	東京特別区	96,919,793	1	東京特別区	216,436
2	川崎市	461,104,350	2	大阪市	196,747,770	2	大阪市	65,734,902	2	大阪市	147,198
3	大阪市	458,905,558	3	川崎市	147,409,150	3	横浜市	59,221,212	3	名古屋市	119,172
4	名古屋市	412,080,215	4	横浜市	144,923,302	4	名古屋市	53,983,331	4	横浜市	111,826
5	横浜市	390,331,138	5	名古屋市	138,258,673	5	浜松市	41,080,495	5	浜松市	88,283
6	堺市	330,098,752	6	神戸市	119,115,916	6	神戸市	36,747,440	6	神戸市	72,505
7	神戸市	309,633,143	7	浜松市	100,366,588	7	川崎市	34,164,585	7	京都市	72,034
8	浜松市	286,934,985	8	京都市	100,296,657	8	京都市	32,921,543	8	川崎市	56,668
9	広島市	253,409,532	9	堺市	95,198,358	9	北九州市	28,118,449	9	北九州市	54,441
10	北九州市	246,093,029	10	北九州市	86,103,218	10	堺市	25,102,420	10	広島市	54,265
11	京都市	244,883,086	11	広島市	81,797,406	11	広島市	24,862,917	11	堺市	53,307
12	静岡市	184,517,027	12	静岡市	72,840,757	12	静岡市	21,789,608	12	静岡市	48,781
13	千葉市	135,622,841	13	千葉市	41,677,588	13	新潟市	14,652,070	13	新潟市	39,603
14	新潟市	111,675,127	14	新潟市	41,220,744	14	さいたま市	12,793,844	14	さいたま市	31,390
15	さいたま市	91,317,208	15	さいたま市	38,734,905	15	千葉市	11,862,937	15	札幌市	30,187
16	福岡市	64,454,191	16	福岡市	21,437,572	16	札幌市	9,333,340	16	福岡市	23,634
17	仙台市	57,454,828	17	札幌市	20,752,653	17	福岡市	7,983,784	17	千葉市	22,887
18	札幌市	51,624,537	18	仙台市	20,053,135	18	仙台市	7,610,163	18	仙台市	18,239

(資料) 経済産業省「平成20年工業統計調査」

2. 「浜松市文化振興ビジョン」 (2009年3月)

2007年の政令指定都市移行直後の選挙で現職を破って就任した鈴木康友市長は、就任後まもなく、これまでの「音楽のまち」を「音楽の都」にグレードアップするとともに、創造都市を目指すことを公言した。こうした中、政令指定都市としての新しい浜松市にふさわしい文化振興ビジョンの改定が行なわれることになった。筆者の1人はこの策定委員会の委員長を務めたことから、以後、浜松市における創造都市づくりに深く関わることになった。なお、旧浜松市として最初の「文化振興ビジョン」は2000年度(平成12年度)に策定されている。

浜松市では、前述の「音楽のまちづくり」の文化振興策により、アクトシティ浜松等の文化施設においては様々な公演が行われ、鑑賞機会の充実がはかられてきた。表2は2009年(平成21年)の「家計調査」における都市別の世帯あたり年間支出額における「映画・演劇等入場料」の金額を比較したものである。映画、演劇、クラシック音楽のコンサート、ポピュラー音楽のコンサート等がすべて含まれているデータではあるが、大雑把な傾向はつかめよう。浜松市は比較対象の51都市中19位、先の工業統計と共通の政令指定都市のみに限れば18市の中で14位であるが、6335円という値は、全国平均(6628円)を若干下回る水準である。しかしながら、京都市や名古屋市を上回る水準にあることを考えれば、ますます健闘していると言えよう。

また、吹奏楽、オーケストラ、合唱から、ジャズをはじめとしたポピュラー音楽まで、市民による文化活動も活発に行われている。アマチュア音楽活動の支援では、浜松青年会議所による市民楽団(浜松交響楽団)への支援が企業メセナ協議会のメセナ大賞(2001まちづくり賞)を受賞するといった成果もある。さらに、近年では、市民が主体となった「やらまいかミュージックフェスティバル」が行なわれるなど、行政依存の文化振興から脱却しようという動きも見られる。

このように、鑑賞面や市民文化活動の面ではそれなりの成果をあげてきた浜松市の音楽文化振興であるが、創造都市を目指すという観点からは、実は重要な部分が欠落している点を指摘せざるをえない。創造都市を牽引するのは創造的産業であるが、浜松市には楽器産業の集積はあっても、音楽産業の集積はみられない。先にみた工業生産における地位とは対照的に、年間を通じて給与支払いを行なう常設のプロの音楽団体は存在せず、アクトシティ浜松等で行なわれる音楽公演についても自主制作よりもいわゆる「パッケージ買い」が多い。滋賀県のびわ湖ホールが財政的制約に苦しみつつも、毎年、自主制作のオペラを発信しているのと比べても対照的である。2つの国際コンクールについても、ホスト役になるべく音楽コミュニティが市内にあるわけではなく、音楽面の専門的な委員等は市外・国外の人材に依存している状態である。一方、市内には民間のライブハウス等もあり、賑わいをみせてはいるが、ポピュラー

音楽の分野でもプロのアーティストが浜松を拠点に置いて活発に活躍しているという状況にはほど遠い。

表2 世帯あたりの「映画・演劇等入場料支出」の都市別ランキング

順位	政令指定都市内順位	都市名	世帯あたり年間支出額 (円) (平成21年)
1	1	新潟市	12,889
2	2	川崎市	11,677
3	3	東京都区部	11,523
4	4	福岡市	9,979
5	5	神戸市	9,006
6	6	さいたま市	8,588
7	7	広島市	8,466
8		大津市	8,268
9	8	横浜市	7,816
10	9	大阪市	7,789
11	10	静岡市	7,713
12		奈良市	7,168
13	11	千葉市	6,879
14		金沢市	6,832
15		宇都宮市	6,800
16	12	仙台市	6,744
17		秋田市	6,438
18	13	札幌市	6,387
19	14	浜松市	6,335
20		岐阜市	6,292
21		富山市	5,752
22		長崎市	5,716
23		長野市	5,595
24	15	北九州市	5,543
25		盛岡市	5,385
26		水戸市	5,356
27		鹿児島市	5,349
28		高知市	5,138
29		前橋市	5,118
30		熊本市	5,101
31		佐賀市	4,982
32		津市	4,895
33		福島市	4,864
34	16	名古屋市	4,824
35	17	岡山市	4,821
36		那覇市	4,612
37		甲府市	4,426
38		福井市	4,424
39	18	京都市	4,206
40		和歌山市	4,052
41		大分市	3,901

42		山口市	3,770
43	19	堺市	3,748
44		徳島市	3,618
45		高松市	3,434
46		山形市	3,236
47		松山市	3,162
48		宮崎市	3,053
49		鳥取市	2,971
50		松江市	2,791
51		青森市	2,634
		全国平均	6,628

(資料) 総務省統計局「平成21年家計調査」

表3は、2005年度(平成17年度)国勢調査における職業別人口において、従業者1万人あたりに占める芸術家の人数を政令都市間で比較したものである。文芸家・著述家、記者・編集者、彫刻家・画家・工芸美術家、デザイナー、写真家、音楽家、俳優・舞踊家・演芸家の総数として示される「芸術家合計」をみると、浜松市は政令指定都市中最下位となっている。首位の東京都区部との差は5倍以上であるが、同時期に政令指定都市になった新潟市や同じ県内の静岡市と比べてもかなりの差がついている。これを音楽家だけにしぼってみると、多少ランクは上昇し、堺市、静岡市、北九州市を押さえ、浜松市は大阪市とほぼ同率の15位となる。国勢調査では音楽家については、主にレッスンを中心に生計をたてているのか、それとも演奏活動中心で生計をたてているのかに分けて集計が行なわれている。演奏活動中心の音楽家についてみると順位は15位で変わらないものの、スコアはむしろ下位グループに近い。一方、教授中心のレッスンプロのほうをみると、ランクは11位に上昇し、そのスコアは名古屋を上回り、東京都区部に迫る位置にある。つまり、浜松市の音楽家の中心はレッスンプロであることがわかる。これは、楽器メーカーが積極的に展開してきた音楽教室と大きな関係があるものと推察される。

他都市の状況で注目されるのは、浜松同様、「音楽のまち」を掲げて政策推進を行なってきた川崎市が音楽家合計及び音楽家(演奏中心)において東京都区部に次ぐ位置にランキングされていることである。

表3 就業者1万人あたりの芸術家数

芸術家（計）		うち音楽家（計）					
				音楽家（演奏中心）	音楽家（レッスンプロ）		
	（人）		（人）	（人）	（人）		
1 東京都区部	317	1 東京都区部	32.6	1 東京都区部	17.9	1 広島市	21.0
2 川崎市	202	2 川崎市	25.4	2 川崎市	12.2	2 仙台市	20.7
3 横浜市	150	3 広島市	24.7	3 横浜市	8.3	3 神戸市	20.0
4 京都市	149	4 横浜市	24.5	4 大阪市	6.6	4 新潟市	19.2
5 大阪市	133	5 神戸市	24.5	5 京都市	6.3	5 福岡市	18.8
6 福岡市	128	6 仙台市	24.0	6 札幌市	4.9	6 札幌市	17.5
7 さいたま市	125	7 京都市	23.1	7 名古屋市	4.7	7 千葉市	16.8
8 千葉市	114	8 札幌市	22.4	8 神戸市	4.5	8 京都市	16.8
9 名古屋市	110	9 福岡市	21.9	9 堺市	4.3	9 横浜市	16.2
10 札幌市	109	10 新潟市	20.7	10 さいたま市	4.3	10 東京都区部	14.7
11 神戸市	109	11 千葉市	20.3	11 広島市	3.7	11 浜松市	14.5
12 広島市	98	12 名古屋市	19.0	12 千葉市	3.5	12 名古屋市	14.3
13 仙台市	93	13 さいたま市	17.4	13 仙台市	3.3	13 川崎市	13.2
14 新潟市	83	14 大阪市	16.94	14 福岡市	3.1	14 さいたま市	13.1
15 静岡市	80	15 浜松市	16.85	15 浜松市	2.3	15 北九州市	11.3
16 堺市	65	16 堺市	13.9	16 静岡市	2.2	16 静岡市	11.2
17 北九州市	63	17 静岡市	13.4	17 新潟市	1.6	17 大阪市	10.4
18 浜松市	59	18 北九州市	12.7	18 北九州市	1.4	18 堺市	9.6

（資料）総務省統計局「平成17年国勢調査」

このように、華やかな音楽鑑賞機会と市民の活発なアマチュア音楽活動の一方で、浜松自らが創造し発信する音楽文化という点では、その基盤はまだまだ脆弱な状態にある。きわめて乱暴な言い方をすれば、浜松の音楽文化は、物づくりで稼いだお金で、（他所から）買ってきて消費する音楽文化、だったのである。

これまでではの浜松市においては、自動車をはじめとする製造業が多く富をもたらし、豊かな財政によって、国内外の著名なアーティストを浜松に招聘して市民はそれを享受することができた。しかし産業構造が転換する中、このような繁栄モデルが長くは続かないことが次第に明らかになってきている。そこに登場したのが今回の創造都市・浜松というビジョンなのである。

浜松市に限ったことではないが、わが国の自治体文化政策は、長年にわたって文部科学省・文化庁が所管してきたこともあり、芸術や文化は教養、余暇、娯楽であり、豊かな消費生活を実現するためのものとしての視点から捉えられることが多かった。そこには、芸術を創造する活動が重要な産業活動であるという視点が欠落しがちであった。これに対し、今回の「浜松市文化振興ビジョン」では、芸術をはじめとした文化創造を営利及び非営利の産業面からも捉え、都市が持続的成長をしていく循環構造の中に文化を内生的に組み込むかたちへの転換を試みたのである。

芸術を産業面から捉えるということは、プロの芸術団体や音楽ビジネス等に注目するということにとどまらない。

従来のモノづくり産業の付加価値を高めるための刺激を与えることも芸術や文化の重要な役割である。これまで、安くて品質の良いモノを生産することで発展してきた浜松の製造業であるが、これからの時代は、工場における生産性の高さではなく、製品の付加価値を高めていくことが求められている。デザイン性に富み、ライフスタイルを提案できるような商品が求められることになる。そして、そのような商品を企画し、デザインできる人材はまさに創造的人材であるが、彼らは常に芸術的な刺激を必要とする。多くの世界的企業が本社を置く浜松の文化的環境が、こうした創造的人材にとって刺激的なものであることが浜松の製造業の発展のためにも不可欠となってきたのである。

「浜松市文化振興ビジョン」では、音楽をはじめとした芸術の意義を、これまでのような市民の鑑賞機会やアマチュア活動の充実による豊かさの実現に加え、創造的な仕事をする人々にとって不可欠な創造的な刺激としての芸術的環境という点にまで広げて捉えることになったのである。

ここ再び、国勢調査のデータをみてみよう。モノづくりの付加価値を高めるうえで重要な役割を果たすデザイナー人口の比率を比較してみると、浜松市は18都市中17位という位置にある（表4）。音楽家の比率では浜松市を下回っていた工業都市・堺は、デザインにおいては浜松を大きく上回り、12位にランクされ、同じ県内の静岡市にも水をあけられている。ちなみにユネスコのクリエイティブ・シティーズ・ネットワークのデザイン部門に認められた名古屋

屋市と神戸市はそれぞれ7位、8位という位置にある。

創造的産業には、営利のビジネスだけでなく、非営利の芸術団体、さらには、様々な社会問題を解決する社会的起業家の活動も含まれる。浜松市は、合併により日本で2番目に広い面積を持つ都市となったことに加え、わが国最大のブラジル人コミュニティを持つなど、地理的、文化的に最も多様性に富んだ政令指定都市である。こうした中、社会的起業家による社会的包摂のための様々な取り組みが求められるが、これらも重要な創造的産業である。

このように「浜松市文化振興ビジョン」は、文化を豊かな「消費」生活としてだけでなく営利・非営利の様々な創造的産業発展に向けた資本蓄積のための「投資」として捉える見方を提供しようとしたものである。浜松市にとってみれば、これまで製造業で行なってきたことを、芸術や文化という別の分野で行うだけなのだが、「芸術や文化は余暇時間のもので、仕事とは別のもの」という意識は行政のみならず、市民の中にも根深く、これらを払拭するためには多くの時間と労力がかかるものと考えられる。

3. 創造拠点形成に向けての取組み

(1) 浜松創造都市協議会の設立

「浜松市文化振興ビジョン」では、創造的産業の発展を促すために、創造的人材が集まる創造拠点の形成が重要である点を強調している。そして、そのビジョン実現のための推進体制としては、行政だけがそれを担うのではなく、産業界や大学、市民活動をはじめとした民間主体が積極的な役割を果たすものとされた。行政によって給付される福祉的サービスとしての文化ではなく、産業として持続性のある文化創造を目指すのであるから、当然のこととも言える。

そこで、筆者らはビジョン策定の翌年度にあたる2009年度より、静岡文化芸術大学の学内の競争的資金である「学長特別研究費」を用いて、「浜松市における創造拠点形成のための社会実験」という研究プロジェクトを立ち上げ、産官学（浜松商工会議所、浜松市、浜松市文化振興財団）連携により、浜松創造都市協議会という推進組織を設立した(2009年7月)。

静岡文化芸術大学は2000年に静岡県、浜松市、及び浜松市の経済界の協力によって公設民営大学として設立された大学であり(2010年度より静岡県設置の公立大学法人となった)、デザイン学部とともに、日本で唯一の文化政策学部を持つ。芸術家の養成は行っていないが、芸術学やアートマネジメント、文化政策の分野では、わが国でも最大規模の集積を誇っており、日本文化政策学会、日本アートマネジメント学会関東部会の本部が置かれている。

経済界においては、浜松商工会議所の文化振興特別委員会の活動が活発化しつつある時期とも重なり、産官学の連携はスムーズに進展した。

(2) 創造拠点としての大学街

静岡文化芸術大学は、浜松駅の北東に広がる、1990年代以降に区画整理が進んだ「東地区」と呼ばれるエリアの一番北東の端に立地されている。大学の周辺地域に目を向けると、大学の南側、徒歩約10分のアクトシティの文化施設群の中には、世界的なコレクションを持つ浜松市楽

表4 就業者1万人あたりのデザイナー数

		(人)
1	東京都区部	95.9
2	川崎市	63.8
3	大阪市	56.4
4	京都市	55.5
5	横浜市	47.2
6	福岡市	43.6
7	名古屋市	41.0
8	神戸市	39.8
9	さいたま市	36.2
10	札幌市	32.3
11	千葉市	29.4
12	堺市	27.9
13	広島市	27.8
14	静岡市	26.0
15	仙台市	25.1
16	新潟市	19.2
17	浜松市	19.2
18	北九州市	16.6

(資料) 総務省統計局「平成17年国勢調査」

器博物館(1995年開館)がある。浜松市楽器博物館の特徴は、収蔵楽器の多くが高度な技術によってメンテナンスされ、現在も演奏可能な状態になっていることである。このことは大学におけるアカデミックな音楽史研究のみならず、現代の楽器産業における最先端の楽器開発においても貴重な資料となっている。実際、ローランド社の最先端の電子楽器である電子チェンバロの中には、浜松市楽器博物館が所蔵する歴史的チェンバロから音源をサンプリングしているものもみられる。

さらに、楽器博物館と浜松駅の間には、アクトシティのホール及びコンベンション施設群が広がっている。確かに、4面舞台を持つ大ホールをはじめとした高度な設備が十分に活かされ、オリジナリティのある創造的な発信ができていくかという点では、不十分なところも多いかもしれない。しかし、先述の2つの国際コンクールもこれらの施設を会場として行なわれており、浜松において優れた芸術文化が紹介される中心地であることは間違いない。

この社会実験プロジェクトは、このような施設が立地する、大学からアクトシティにかけての地域を、芸術家、デザイナー、研究者、起業家、経営者、NPOリーダー等の創造的人材が日常的に集まり、交流できる拠点となるように様々な取り組みを行なうことを目指している。このような交流が活発になることで、様々な創造的産業が生み出されることが期待されるからである。しかしながら、現状は、アクトシティが出来て15年、静岡文化芸術大学が出来て10年が過ぎようとしているが、文化・学術エリアとしての賑わいが生まれているとはいえない状況がある。飲食店や書店等の集積はみられず、日が暮れると女性が一人歩きするの躊躇されるほど閑散としてしまう。カリフォルニア州のバークレーやマサチューセッツ州ケンブリッジ等に見られるように、大学街がクリエイティブな人々をひきつ

けるには、いわゆる繁華街のネオンや喧騒は不要だが、夜中まで人通りが耐えない、上質な賑わいがつくられることが必要である。むしろ、近年は分譲型のマンションが盛んに建設されており、閑静な住宅街といった雰囲気する漂い始めている。住宅が建設され、人々がそこに住むことは重要であるが、それはあくまで、文化・学術エリアとしての上質な賑わいを求めての定住である必要がある。

ここで、再度、国勢調査のデータをみてみよう。表5は、国勢調査の職業分類として使われている日本標準職業分類における「専門的・技術的職業従事者」の比率を都市間で比較したものである。ここには、文系・理系の研究者、様々な産業分野の技術者、システムエンジニア、医師をはじめとした保健医療従事者、裁判官、弁護士をはじめとした法務従事者、公認会計士、税理士をはじめとする経営専門職業従事者、幼稚園から大学までの教員、そして、先にみた芸術家や、職業スポーツ従事者等が含まれる。浜松市は18都市中最下位に位置づけられている。芸術家のみならず、専門的・技術的職業従事者の比率という点でも浜松市は他都市に遅れをとっているのである。国勢調査における「専門的・技術的職業従事者」と創造的人材が完全一致するわけではないが、両者にはかなりの相関がある。大学を中心に創造的人材が集まる創造拠点形成に取り組もうとする意図は、こうした状況を少しでも変えていこうという思いからくるものである。

リチャード・フロリダは、クリエイティビティの中心としての大学の役割を強調しているが、同時に、それが大学単独で行なえるものでないことも指摘している。「周辺のコミュニティには、大学の生み出すイノベーションと技術を吸収し発展させる能力を持ち、クリエイティブ・クラスが求める幅の広いライフスタイルに合わせた快適な生活空間と場所の質を提供することが求められている」

(リチャード・フロリダ『クリエイティブ資本論』邦訳書 p.367)と述べている。研究・教育機関としての大学が、楽器博物館をはじめとする地域の文化施設と連携することで創造的人材が集まる拠点の形成を図っていくことが重要なのである。

(3)「浜松創造カフェ」

浜松創造都市協議会が創造拠点形成のための事業として取り組んできた最も中核的な事業は「浜松創造カフェ」である。これは、コンサートやシンポジウム等の開催後に、演奏者や登壇者、来場者、会場スタッフ等がカクテルや軽食を楽しみながら交流するための場を提供しているものであり、常設の飲食店としてのカフェを経営するところまでは至っていない。創造都市を目指す国内他都市においても、自治体やNPO団体が中心となって「クリエイティブ・カフェ」と呼ばれる活動が行われているが、これは研究者やアーティスト、デザイナーをゲストに呼び、クリエイティブ・クラスを対象としたセミナーと、交流を目的としたカフェタイムがセットになったものが多い。浜松創造都市協議会で行っている「浜松創造カフェ」は、それぞれのコンサートやシンポジウム後の交流の場として実施しているところが特徴的である。これは、アクトシティの文化施設と

大学に囲まれたエリアを芸術的でアカデミックな賑わいのあるエリアとして拠点化していきたいという、「場」に関する前述の戦略とも関係している。

表5 就業者1万人あたりの専門的・技術的職業従事者

		(人)
1	川崎市	1,817
2	横浜市	1,792
3	神戸市	1,672
4	東京都区部	1,668
5	千葉市	1,630
6	福岡市	1,567
7	仙台市	1,565
8	京都市	1,565
9	さいたま市	1,531
10	広島市	1,517
11	札幌市	1,513
12	北九州市	1,476
13	堺市	1,410
14	名古屋市	1,394
15	新潟市	1,365
16	大阪市	1,283
17	静岡市	1,225
18	浜松市	1,224

(資料) 総務省統計局「平成17年国勢調査」

2009年度の開催実績は9回、そのうちシンポジウム等の学術的イベントの後に開催したのが4回、コンサートや展覧会等の芸術イベントの後に開催したのが4回、イベント等に付随せず独立して行ったのが1回となっている。シンポジウム後に開催したカフェと、コンサート後に行ったカフェとでは来場者の傾向が異なり、シンポジウム後の開催のものには研究者や市内企業役員、行政職員が多く見られ、コンサート後の開催のものでは演奏者のファン、音楽好きの市民等が多い。各回の参加者は20名から50名程度であり、芸術鑑賞や学術イベントで刺激を受けた人々が、専門分野や芸術文化について議論をするための規模としては概ね適正な人数と言える。

カフェの場では、それまでつながりのなかった者同士の名刺交換、学生やアーティストが専門家を囲む形での議論、専門の近い者同士の議論を通じた新しい事業のアイデア等、浜松における創造都市の展開の芽と呼べるものが見られる。

また、浜松創造カフェで特徴的なのは静岡文化芸術大学を中心として開催されるために、研究者や大学の活動に興味のある者が大学に来る機会の提供と、大学内での活動を外部に発信するという、研究機関を中心とした双方向の発信・交流の場となっていることだ。また、静岡文化芸術大学の学生がカフェの運営に関わるボランティアスタッフとして来場者との交流を通し、自らの研究分野に対する学識

を深め、学生と専門家、研究者のコネクション作りが行われていることも興味深い。

一般に、コンサートのアフタートークや展覧会のギャラリートークの多くは、鑑賞者へのサービスとして行なわれることが多いであろう。しかし、「浜松創造カフェ」でこれらの活動が行なわれるのは、鑑賞者へのサービスではない。「買ってきて消費する」文化事業ではなく、浜松という都市の中で企画・制作することの魅力を知ってもらうことで、浜松に音楽イベントの制作をはじめとした文化産業が存在することの意義や必要性を理解する市民を1人でも増やしていくことを期待して行なわれているものである。こうした機会が文化創造の供給側への関心と非営利及び営利のビジネス化に向けての刺激を与えることになることを期待している。

4. クリエイティブ産業確振興に向けた展望

静岡文化芸術大学の音楽史研究と楽器博物館が連携して数年前より実施してきている古楽器を用いた室内楽のコンサートは、浜松市内だけでなく、東京や名古屋のメジャーなホールでも開催されるとともに、録音されたCDはドイツをはじめとした国外でも高い評価を得ている。音楽の発展は、楽器の発達とともにあったというのが音楽史研究が教えるところであるが、楽器産業の蓄積と芸術学研究が結びつくことで、浜松発の国際競争力のあるコンテンツを創造することが可能であることが、少なくとも大学の研究室レベルでは実証されつつある。今後はこうした成果を、アートマネジメントや文化政策分野の研究・教育と連携しつつ、非営利あるいは営利のビジネスとして産業化できるかどうか課題となってくる。楽器の発達と新しい音楽の創造という点では、楽器博物館の古楽器だけでなく、電子楽器をはじめとした、世界の最先端に行く浜松の楽器産業の技術に目を向けることがさらに重要である。こうした技術は、ジャンルを問わず、新たな音楽を生み出す上での重要なリソースとなる。しかしながら、これまでの浜松市には、こうした最先端の技術はあっても、市内には音楽のソフトを創造できる「音楽産業」が存在しなかった。ボーカロイドを開発したヤマハはあっても、初音ミクをブレイクさせたクリプトン・フューチャー・メディア社(本社：札幌市)はなかったのである。しかし、大学のデザイン学部にはコンピュータ・ミュージックを含むメディアアートを研究・教育する学科がある(メディア造形学科)。大学の持つリソースと楽器産業、そして、創造拠点に集まる様々な創造的人材との協働があれば、楽器だけでなく、浜松市内においてオリジナルな音楽、さらには映像等も付加されたメディアアートの作品が生み出されることも期待される。

最後に、浜松市には、楽器産業の蓄積と大学というリソースに加え、重要な人的資源がある。浜松市文化振興財団が運営する浜松市アクトシティ音楽院が2001年度から実施している「主催者養成セミナー」は他の自治体にはみられないユニークな講座である。毎年大学生から定年退職者まで様々な年齢・職業の市民約15名が1年間かけて受講し、最後に成果として実際にコンサートを企画・運営するという講座である。すでに9期にわたる修了生を送り出し、2010年度は10期生が学んでいるところである。修了生は百数十名に達し、その中には、まだまだ少数

ではあるが、企画会社を設立したり、NPO法人を設立したりして、浜松発のオリジナルのコンサート等の企画運営に取り組む市民が生まれつつある。現在は、ボランティアとして取り組んでいる市民が大半であるが、これらがプロ化していけば、音楽をはじめとした文化産業が浜松に根をおろすことも夢ではない。大学のアートマネジメントや文化政策の研究・教育機能及び、創造都市・浜松を実現するための中間支援機能を担うことを使命とする浜松創造都市協議会の活動をどのように結び付けていけるかが課題となろう。浜松創造都市協議会では、「メイド・イン・クリエイティブ浜松」という事業の準備を進めている。大学の研究と楽器博物館という地域資源が結びつくことから生まれる学術的意義の高い文化事業や、主催者養成セミナーによって育った市民によるオリジナリティの高い文化事業を、「メイド・イン・クリエイティブ浜松」つまり、「創造都市浜松製」というブランドをつけて発信していこうという事業である。モノづくりの分野で、優れた製品を世界中に発信することで発展してきた浜松市が、今度は、文化的コンテンツを産業として生産し、輸出していこうというビジョンである。

楽器産業の世界的集積にくわえ、大学が持つ芸術、デザイン、アートマネジメント及び文化政策分野の研究・教育機能、そして、オリジナルな文化創造の担い手を目指す市民の力が合わさることで、プロの芸術団体の確立や、オリジナルな企画を発信できるマネジメント会社の設立等が可能になるかもしれない。そうすれば、これまでのような「買ってきて消費するだけ」ではない、持続的な文化創造が行なわれるようになろう。

もちろん、これらは一朝一夕で成し遂げられるようなことではないが、明確なビジョンを描き、それに向けた人づくりとネットワークづくりをしていくことで、創造都市浜松に向けた取り組みが徐々に孵化していくよう、地道な基盤整備を行なっていくことが何よりも重要であろう。

参考文献：

浜松市『浜松市文化振興ビジョン』平成21年3月
Florida, Richard, *The Rise of the Creative Class, Basic Books*, 2002 (井口典夫訳『クリエイティブ資本論』ダイヤモンド社)

レオナルド・ダ・ヴィンチ複製素描画展記念シンポジウム報告集

Three reports from the symposium “Irregular Reflections of Leonardo Da Vinci” (Shizuoka University of Art and Culture, October 15 2010)

高田 和文

文化政策学部芸術文化学科

Kazufumi Takada

Department of Art Management, Faculty of Cultural Policy and Management.

ロベルト・テッロースイ

東北大学

Roberto Terrosi

マルコ・マッツィ

ビデオアーティスト

Marco Mazzi

静岡文化芸術大学創立10周年を記念した展覧会<レオナルド・ダ・ヴィンチ複製素描画展>（大学ギャラリー、2010年10月14日～27日）に併せて、シンポジウム「乱反射するレオナルド・ダ・ヴィンチ」（176大講義室、2010年10月15日）が開催された。そこから発表者3名の報告を収録する。

To commemorate the 10th anniversary of Shizuoka University of Art and Culture, the exhibition «The Drawings of Leonardo Da Vinci» was held between 14 - 27 October 2010 in the Gallery of the University, to introduce the Leonardo Collection of the Komaba Museum of the University of Tokyo. This collection consists of Leonardo drawings' reproductions selected according to the study, *The drawings of Leonardo Da Vinci* of A.E. Popham (New York 1945). The symposium was also held in conjunction with the exhibition to seek Leonardo's other images as "irregular reflections".

静岡文化芸術大学の創立10周年を記念する「レオナルド・ダ・ヴィンチ複製素描画展」が、平成22年度の学長特別研究費と浜松信用金庫からの助成により、2010年10月14日から27日にかけて同大学ギャラリー内にて催された。プロジェクトには、代表として高田和文（芸術文化学科）、共同研究者として土肥秀行（国際文化学科）、立入正之（芸術文化学科）、的場ひろし（メディア造形学科）関わった。

今回の展覧会は、東京大学駒場博物館所蔵のレオナルドの複製画コレクションの全体像を紹介するものである。86枚のパネルに収められた合計93点のレオナルドによる素描の複製画は、ユネスコのパリ本部において制作されており、レオナルド生誕500年（1952年）を記念した巡回展覧会のために日本に届けられ、駒場の地に留まることになった。付随する20ページの小冊子には、Exhibition B（展示セットB）と記されており、同じ機会に別のセクションによる展示セットが作られた可能性がある。

複製は実寸であり、展覧会はレオナルドの残した画の「本当の」大きさを体感する機会となった。第二次世界大戦後に本格化したレオナルドの素描研究の最初の成果が反映されており、展覧会においてはコレクションの「歴史的」価値が再認識された。そもそもこの複製画は、ローマの王立レオナルド・ダ・ヴィンチ委員会がまとめたファクシミリ（4巻本、1928-36）をもとに作成されている。コレクションおよび巡回展の監修には、アンドレ・シャステル（仏）、アーサー・E・ポハム（英）、ピエトロ・トスカ（伊）、リオネッロ・ヴェントゥーリ（伊）といった、今では伝説となっている美術史の重鎮が名を連ねる。

コレクション全体は4グループに分けられており、この構成が展覧会に踏襲された。次に、各グループの特徴をまとめる。

グループI（1-14、14枚）には、自画像をはじめ、様々なヴァリエーションをみせる人物像、また当コレクションが着目するテーマ、騎馬像・馬像が続く。

グループII（15-33、19枚）には、有名な絵画作品の素描が並び、《ラ・ジョコンダ》（モナ・リザ）や《ジネーヴラ・デ・ベンチの肖像》、《聖アンナと聖母子》、現在はオリジナルが失われている《レダと白鳥》の習作が確認できる。

グループIII（34-59、26枚）には、ミラノのスフォルツァ家のフランチェスコ公に捧げる騎馬像制作のために描かれたデッサン、フィレンツェにあるヴェッキオ宮の評議会広間の壁画《アンギアーリの戦い》の習作、人体の部位、晩年強い関心をもって描いた大洪水、渦などが含まれる。

グループIV（60-86、27枚）には、ルネサンス期以降体系化が進む寓意画（アレゴリー）、あるいはアルノ川の治水工事のための素描から災害、岩場、木・植物まで、自然を繰り返し扱ったものが並び。

このコレクションの作品選定と構成は、監修者のひとりであるポハムの『レオナルド・ダ・ヴィンチの素描』（A.E. Popham, *The drawings of Leonardo Da Vinci*, 1945）に大きく依拠している。ポハムの著、さらにユネスコ・コレクションは、いくつかある手稿集のなかでも絵・図版の多いウインザーのそれに由来する作品が中心を担い、しかも絵画の下絵と位置付けられる狭意の素描が選ばれる傾向にある。ということは、「画家レオナルド」に焦点をあて、よく知られたレオナルドの絵画作品の素材が

確認できる体裁となっている。素描は、下絵という副次的なものとしてよりは、イタリアにおいて、そして現在では広く、独立したジャンルとして認められている。レオナルドの素描には、それそのものがひとつの作品として完結しているとみなしうる可能性が大いにある。様々なレオナルド観があってしかるべきであるが、そうした多数性をもつレオナルド像の「乱反射」をテーマに、展覧会を記念したシンポジウムが開催された。以下にシンポジウム概要を挙げ、続けて3者の報告を掲載する。

レオナルド・ダ・ヴィンチ複製素描画展
記念シンポジウム
静岡文化芸術大学創立10周年記念展覧会

2010年10月15日（金）15:00～18:00
静岡文化芸術大学176大講義室
乱反射するレオナルド・ダ・ヴィンチ
I riflessi irregolari di Leonardo
Una giornata di studi in occasione della mostra 'I disegni di Leonardo'
15 ottobre 2010, ore 15, Shizuoka University of Art and Culture, Aula 176

ロベルト・テッロースィ（東北大学）「謎なきレオナルド」
Roberto Terrosi, *Leonardo senza mistero*

高田和文（静岡文化芸術大学）「ダリオ・フォーが読む《最後の晩餐》」
Kazufumi Takada, 'Lezione sul Cenacolo' di Dario Fo

マルコ・マッツィ（ビデオアーティスト）「現実の停滞
レオナルドからデュシャンに至る思考の絵画のために」
（オリジナルビデオ併映）
Marco Mazzi, *La sospensione del reale: per una pittura del pensiero da Leonardo a Duchamp*

ロベルト・テッロースイ 謎なきレオナルド

ダン・ブラウンのベストセラー小説『ダヴィンチ・コード』は、今日まで繰り返し語られてきた「万能の天才」としてのレオナルド伝説を再提示しているが、この場で今一度この小説の解説に終始するのは避けたいと思う。この伝説は、ロマン主義と天才（genio）という語の概念に深いルーツをもっているのだ。

「天才」はカントによって18世紀の美学に導入された概念であり、カントは当時すでに流通していたこの用語を論理的に定義しようと試みた。この言葉そのものは、18世紀の美学といわば二重の関係にある。「天才（genio）」という語はラテン語に由来する二つの語源をもっているからだ。まず挙げられるのがラテン語の「genius」で、これは古代ローマにおいて住居あるいは人々を守る神聖な存在を意味した（キリスト教における守護天使に似ている）。ときには土地を守護する神を指し示す（「genius loci」ゲニウス・ロキ）こともあり、これは神道における「カミ」に近い意味あいをもつ。

もうひとつの語源はラテン語動詞の「genere」、すなわち「生む、発生させる」、「創造する」であり、詩や数学などにおける生来の才能を指し示す他、生む能力、生じさせる能力、ひいては、芸術作品あるいはさまざまな仕掛けや装置を創造する才能を意味する。

以上の二つの語の意味が要約され、組みあわさることによって、「genio」という語はほとんど神的な才能、個人が生まれながらに有し、これによって芸術作品を創造したり、知的制作をおこなったりする能力を指し示すようになった。

実際、「天才」についてカントは、生まれながらにして有する才能であり、教育や選択によって得られるものではないとしている。この考え方は観念論を経由してロマン主義に受け継がれることによって、「天才」の意味する一般的概念となった。

レオナルドはこの時代にはすでに、「天才」という概念のもっとも有名で、もっとも典型的な人物のひとりとみなされていた。

とすると、歴史に根ざしたある画家にして知識人を取りあげて、彼を天才だとみなせば、この人物の才能は、特定の歴史的状況に対応することによって出現したものではなく、彼を天才としてこの世に送り出した自然の意志によって現れたものである、と説明されよう。まさにこうした理由によって、天才の出現は、ちょうど自然災害のごとく（例えば火山の噴火のように）予測不可能な偶発事として、あるいは運命の現れとしてみなされるのである。

こうした見方に従うと、天才はあらゆることをやってくれる可能性がある、ということになる。天才の能力は歴史によってではなく、自然によって定められているため、その限界はわたしたちにとっては知るよしもないのだ。天才は秘密の切り札を何枚も用意していて、そのなかからどんな発明でも、どんな謎の解明でも引き出してみせる。わたしたちは彼の潜在能力がどれほどのものであるか知ることができないのだ。

こうして天才は一種のジョーカーに、ありとあらゆる謎にたいしてつねに解答を用意した「デウス・エクス・マキナ（機械仕掛けの神）」となるのだ。

しかし、レオナルドが天才とみなされるようになった理由は、絵画およびそれ以外の芸術において彼が示した傑出した才能のみによるわけではない。事実、とりわけ実証哲学以降、レオナルドは、産業革命による技術革新を待ってはじめて実現可能となった数々の発明をおこなった天才科学者としての名声を得ようになるのである。彼が残したデッサンには、飛行機やパラシュート、ヘリコプター、戦車といった先駆的な技術的発明案を見ることができるが、これらの装置が現実のものとなるためには、それから4世紀もの時を待たなければならなかった。20世紀になって、レオナルドが画家としてよりも科学者として名声を得ようになったのは、まさにこれらの発明のためである。

これとは反対に、『ダヴィンチ・コード』において作者ダン・ブラウンは、画家としてのレオナルドにふたたび焦点を当ててみせる。しかも、小説においてレオナルドは、比類なき熟練の画家としてではなく、暗号を使って真実を伝えるために絵画という手段をもちいた画家—暗号がこの真実を表現するための唯一の方法だった—として登場する。しかし、ここで言う真実とは、科学的な真実ではなく、宗教的な真実である。つまり、アングロサクソンの伝統に属する幻想文学作品において、オブセッションのごとく繰り返し現れるひとつの要素、すなわち、聖杯伝説をめぐる真実が問題となっているのだ。この伝説はアングロサクソン系の国々では広く流布しているが、イタリアにおいてはそれほど知られていない。

聖杯とは、イエス・キリストが最後の晩餐で使った杯のことである。十字軍以降、イタリアにおいても聖杯にたいする言及が見られるようになるが、それはまさにこの文脈においてである。実際、ヤコブス・デ・ウォラギネの『黄金伝説』では、第一回十字軍の間、ジェノヴァの人々によって聖杯が発見されたとの記述が見られる。しかし、『黄金伝説』における聖杯への言及は、秘教的、伝説的なあらゆる含意を欠いている。イギリスでは逆にこの傾向が顕著に見られるが、これは聖杯伝説が『アーサー王物語』のなかに取り込まれたことによるものである。だから、この伝説はイタリアでは一般的にほとんど知られておらず、知られていたとしてもそれはあくまでもイギリス起源の伝説としてであった、とすることができるだろう。レオナルド自身に関して言えば、フランス文化には通じていたが、イギリス文化とは接触することがなく、『アーサー王』に代表されるような英雄伝説には関心を示したことがなかった。だから、彼がこの聖杯伝説というテーマに執着するというアイデアそのものが史実からはほど遠いのである。さらに、レオナルドは生涯、キリスト教的な論争に積極的に関わったことはなかったことを付け加える必要があるだろう。しかも、この時代、議論的となっていったのは、けっしてテンプル騎士団や秘教主義、およびこれに関わる問題ではなく、むしろ、宗教改革派と保守派のあいだの対立だった。レオナルドがミケランジェロと異なる点はまさにここにある。ミケランジェロは聖書を研究し、ヴィットリア・コロンナをはじめとする改革派のサロンに出入りしていた。こうした歴史的背景とは逆に、『ダヴィンチ・コード』にお

いて、レオナルドはキリスト教およびイギリスに関わる古い神秘を解決してみせる天才として、つまりトランプのジョーカーとしての役割を与えられたのだった。

レオナルドの天才が不適切に解釈されたもうひとつの有名な事例としては、新カント派哲学者エルンスト・カッシーラーの考察が挙げられるだろう。カッシーラーはレオナルドを科学の先駆者とみなした。彼はレオナルドにたいして科学と人文学を結びつける役割を果たした、科学の天才創始者という像を付与しようとしたのである。この場合も、レオナルドの人物像は歪められた解釈を被ることになるが、その原因は、われわれが想像しうるあらゆる神秘の番人としてレオナルドを指し示すことではなく、むしろ、彼の業績がすべて「結果論」として解されること、後の時代に付加された考察に基づき、そこから遡って彼を解釈しようとするにあると思われる。こうして、レオナルドは天才的先駆者となるのだ。結果として打ち立てられるのが、仮想上の、科学の先駆けとしてのみ存在価値を有するレオナルド像、彼を実際に生み出した現実の歴史から乖離した天才科学者像であり、レオナルドは論理的に理解不可能な一種の奇跡だということになる。ここで言う「奇跡」とは、あらゆる因果関係が無視された文字通りの「奇跡」である。だから、この現象は根拠がなく（ゆえに「恩寵」でもある）、説明不可能なのだ。そこで今、以下の考察をおこなうことが重要だと思われる。まず、ある画家または知識人の評価を、後の時代一彼の能力は、後に進展を見せる諸学に多大な影響を与えた—と論理的に関連づけることは可能である、と言える。けれども、この人物の業績を理解するためには、彼を「生み出した」歴史的状況のなかに今一度彼を引き戻し、これと照らしあわせる作業が不可欠であることもまた真実なのだ、という点を明らかにする必要があるだろう。

レオナルドを文化的分析という観点から論じるというわれわれの試みは、天才としての彼の才能を賞賛する傾向とまさに対立するものであり、ゆえに、レオナルドの脱神話化、天才という固定観念から離れた分析という方向を取ろうとするものである。言いかえれば、「歴史的に存在したレオナルド」を発見しなおし、彼の前、そして後に起こった事象との関連を見いだすべく「実在したレオナルド」から再出発するために、彼を天才神話および科学の先駆者という伝説から彼を解放しようとする試みであるのだ。こうした意味において、芸術および芸術家にたいする時代錯誤的な考察をおこなう最近の傾向は、けっして現代芸術批評（ダニエル・アラスを参照のこと）における勝利ではないと言える。それはむしろ、傑作や天才といった事象を、それ自体を参照として評価しようとする、言うなれば常套句の繰り返しに過ぎず、彼らの傑出した業績がいかにして現在の評価を得るにいたったかについての考察が忘れられていることを指摘する必要があるだろう。

われわれの視点はロマン主義的視点の対極にあると言える。ロマン主義は、ヨーロッパ文化史においてとくに実り多かった時期—紀元前5世紀のアテネやルネサンス期のフィレンツェ、印象派および前衛派が活躍した頃のパリ等—を、同じ場所、同じ時代にたまたま多くの天才が居あわせたという、例外的で予測不可能な偶然の産物であるとみなしている。これとは逆にわれわれは、一定の歴史的状況

がまず存在し、これによって新しい物の見方が出現するための状況が、新しい思想潮流の始祖が「創造」をおこなうための前提が生起するという見方を取る。こうした人物は後にはじめて「天才」だと考えられるようになるのである。

とりわけ、いくつかの特異な歴史的状況においては、利益の集中が起こった結果、革新をおこなうのに有利な経済的・政治的条件がもたらされ、さまざまな文化領域が互いに関心をもちあうという事態が生起した。これによって、文化のメルティング・ポットと呼ぶに相応しい状況が生じ、通常ならば「人と違ったことを言う変わり者」とみなされてそれで終わるような、革新的な着想を得た人物が、文化的改革の先駆けとなるチャンスをも有するにいたるのだ。こうした例は数多く存在する。例えばボッティチェリが挙げられるが、実は、彼自身の素質としては改革者とは言いがたい。ところが、当時の発注者たちは、かつてのようなキリスト教に基づいた作品ではなく、古典神話を主題とする作品の制作を依頼したため、ボッティチェリはやむをえず、こうしたテーマを表現するのに適した革新的な表現方法を発明せざるをえなかったのである。19世紀末のパリに時代を移そう。まず、一方にアカデミ的な絵画があった。これは、非常に洗練されてはいるものの、非常に保守的で、また、自由主義的な新しいブルジョワ階級の好みを満足させるにはあまりにも古い主題や様式になおこだわっていた。つまり、印象派の画家たちの偉業が実現する前提的状況として、当時の職業画家たちによって満足が与えられなかった多くの人々の期待が存在したのであり、それゆえ、人々の関心は、セザンヌやゴーギャンといった元々プロフェッショナルではない画家が試みつつあった流派の方へと移行していった。こうして動機を与えられ、奨励を受けた彼らは、ついには革新的な絵画を代表する存在となったのだ。しかし、セザンヌとゴーギャンが幼い頃からすでにデッサンにたいする並外れた資質を発揮していたかという、そうではなく、逆に二人とも才能に恵まれていたわけではなかった。むしろ無骨と言っていい彼らの制作は、はからずも脚光を浴びることになる。それは、彼らがまったく革新的なアイデアとアプローチをもって制作したからであり、これこそ当時の人々が求めていたものに他ならなかった。そして、彼らよりはるかに技巧的に優れ、才能に恵まれた画家たちはこうしたアイデアをもっていなかったのである。デ・キリコやデルヴォーといった有名な画家たちについても同じことが言える。前衛運動において非常に重要な役割を果たしたのは、絵画の才能をもっていないにもかかわらず、絵画の天才とみなされた画家たちだったのだ。

しかし、こうした傾向は、レオナルドの場合には当てはまらない。彼はつねに優れた技巧をもった、経験豊富な画家であつたばかりか、絵画論にも通曉していた。しかし、彼があらゆる謎を解き明かすことのできる専門家だったのは、このためではない。

レオナルドを理解するためには、15世紀から16世紀にかけてのフィレンツェに生起した独特の状況を検討する必要がある。この時期、フィレンツェは急速に富を蓄積し、ヨーロッパ有数の豊かな都市へと成長した。あるいは、ヨーロッパ随一の富裕な町だったと言っても過言でないかもしれない（事実、15世紀当時のフィレンツェの歳

入はイギリス全土の歳入を超えていたとも言われる)。こうして、都市を美しく装飾するための芸術作品やさまざまな事業に多大な資金が費やされることになった。ここで、当時イタリアがひとつの国を形成していたわけではなく、いくつもの都市国家がモザイク画のように土地を分有していたことを忘れるわけにはいかない。また、こうした分割状態が招来した理由は貧しさではなく、都市国家それぞれが豊かであったことに起因していた。事実、11世紀以降、中東のイスラームおよびビザンチン帝国との貿易によって、イタリア半島には、ヴェネツィア、ジェノヴァ、ピサといった数多くの港が繁栄するようになる。ローマはローマで、キリスト教の中心地として富をなしていた。そして、14世紀から15世紀にかけては、ペストによる大打撃を受けたものの、フィレンツェが強大な経済力をつけはじめる。当時のイタリアという地域における問題は、いくつかの点において現在のヨーロッパにおける問題と似ていると言える。つまり、ヨーロッパ共同体としてひとつの政治的なまとまりを形成し、今日なお世界一の経済力を有するにもかかわらず、事実上、ヨーロッパは政治的には各国に分割されており、圧倒的な軍事力を有さないために、超大国にはなれずにいるのだ。同じように、当時のイタリアは裕福であるにもかかわらず、他国による軍事的攻撃や侵攻にたいしては脆弱だった。実際、1494年にはシャルル8世のフランス軍がイタリア半島に攻め込んでいる。豊かさに加えて指摘する必要があるのが、イタリアの新しい富裕層が自分たちの都市や住宅を装飾する際に、古代ローマ的な豪華を好んだ、という点である。こうして、文献学の他、古代ローマ建築や工芸品の研究、これらの再現技術が大きく発展した。また、この分野にたいして多大な投資がおこなわれた結果、数多くの「工房」（絵画、彫刻、装飾品を制作する作業場）が開かれることになった。新しい支配者階級は、キリスト教を主題とした制作だけをおこなっていた工房にたいし、彼らがまったく不慣れな、新しい趣向の工芸品を発注するようになる。こうした動向は工芸作家たちを動揺させた。彼らは伝統的、習慣的な制作方法を放棄せざるをえなくなったのだ。しかし、これと同時に彼らが自由な創造と、新しい芸術的潮流の担い手という、かつては考えられなかった中心的役割を手に入れたこともまた事実である。師から弟子へと代々受け継がれてきた伝統的手法に依拠せずに、古代ローマ的な趣向をもった、これまでにないタイプの絵画を創案するという課題を与えられた画家たちは、みずからまったく新しいスタイルを生み出さざるをえなかった。こうした制作に初めに着手した画家たちは、後世のわれわれにとって、才能のあるなしは別として、つねに新しいジャンルの絵画、ひいては近代絵画の始祖でありつづける。彼らが美術史において栄誉ある地位を与えられたのは、まさにこのためである。実際、15世紀半ばの画家たちは、技術的に優れているとはけっして言いがたいし、また、この頃の作品からは、彼らが徒弟として学んだゴシック的技法と、発注者が望む古代ローマ的要素を組みあわせるのに相当の苦労が必要だったことが見てとれる。しかし、新しい芸術にたいする需要は急増し、したがってこれに対応しようとする画家たちの数も増えた結果、彼らのあいだで競争が生まれ、さらなる革新と洗練が進み、作品の質が急速に向上することになった。レオナル

ドのような人物の誕生は、革新的な工房制作が最盛期に達し、活気に溢れ、競争の激化した状況を十分ふまえた上で検討する必要があると思われる。こうした革新への需要の高まりを念頭に置くことによって初めて、レオナルドがどうしてこれほどまでに中世的な伝統を拒否しようとしたのか、また、書誌学的教養を備えていなかった彼が（彼自身、ラテン語を知らなかったためみずから「学なき人間」と定義している）、自然の観察にのみ信を置こうとした一歩と同じことを何世紀も後に印象派、ポスト印象派の画家たちがおこなっているのが理解できるのである。いつの時代も、古く無用になった伝統を放棄する 때가来ると、画家たちはつねに自然に立ち返り、絵画技法の本質をなす根本的、基本的な原則へと回帰する。この基本原則は「見えるもの」のなかに、知覚全般に関わる問題として探し求められる。ルネサンスにおいては、こうした探求によって遠近法が誕生し（アラビアおよびスコラ学派による視覚理論の改良）、ポスト印象派においては、歴史的前衛の工エメンタリズム理論が導き出された（批判主義、知覚心理学）。

われわれが継承した歴史・芸術的伝統には、多くの画家の名前が議論の余地なき権威として挙げられているが、これは、実質的な才能は別として、新しい様式の絵画を創始したというそれだけの理由によるものであり、これが可能だったのはただ単に他に取り組み者がいなかったからである。しかし、レオナルド、ミケランジェロ、ラファエッロに関しては事情は多少違っている。というのも彼らは、新しい様式の始祖としてではなく、すでに競争と選抜が激化した状況に登場しているからだ。

とりわけ、レオナルドが他の画家＝建築家＝発明家たちと大きく異なっているのは、絵画技術の向上を目的とした自然の観察に着手した彼が、当初の目的を逸脱して、経験を通してのみ習得可能な自然科学研究に多大な情熱を傾けた点にあると思われる。また、新興の富裕層が、単なる工芸家というよりも、むしろ、つねに増して正真正銘の知識人となりつつあった芸術家たちに、ある種の制作の自由を与えていた事実も、レオナルドの自然研究にたいする没頭に貢献したと言える。

しかし、レオナルドにおける自然科学的関心は、彼ひとりに見られた特異な事例ではなく、後期スコラ学派においてすでに、地下水脈のごとく存在した傾向だった。ギリシア・ローマ文化への新しい研究が進展するにしたがい、自然を対象とした研究そのものへの関心がやや薄れかかった感のあった時期もあったが、16世紀末のイタリアにおいて自然科学はふたたび強い関心の対象へと振り返る。こうした経緯の全体をふまえると、経験によって習得された事実に関する知と、数学的理論の関わりにたいして初めて関心を抱いた人々のひとりとしてのレオナルド像が浮かび上がってくる。しかし、だからといって、ガリレオはレオナルド的思想の帰結であると考えてるのは、適切ではない（逆にカッシーラーはこう仮説してみせる）。というのも、イタリアにはガリレオの誕生を可能にした別の基礎的土壌が存在していたからである。

さらに、以上の考察に、「変わり者」としてのレオナルド像を補強する、彼の生涯の多くの逸話を付け足すことができるだろう。実際、レオナルドの解剖学にたいして抱いた強い関心や、その結果として人体解剖実験をおこなって

いたこと、また、未完成の絵画や彫刻といった作品群からは、彼が同時代の人々から奇人だとみなされていた事実がうかがい知れる。

最後に、本論が歴史的というよりもむしろ方法論的と言った方が適切な性格をもったものであることを強調したいと思う。そして、美術史、文化史研究に従事する人々は、林立する記念碑のごとく、偉業に満ちたこの分野を探索しようとする際、歴史的なある時期の、実在したある領域に生じた数々の要素間のエコノミーを注意深く観察する必要があると思われる。先に挙げたような人物の偉業は、彼らの卓越した生来の才能に起因するのだと頑なに信じるのは危険である。こうした人物たちにおける才能の欠如を考慮しつつ、また、この欠如を出発点として、新しい分野、新しい様式の創始を、ひいては、後世において天才として崇め奉られることになる父祖たち、創始者たちの出現を可能にした各要素の入り組んだ関係を再構築することこそ重要なのだ。一般の鑑賞者は、傑作を傑作として鑑賞する。しかし、研究者は、後世におこなわれた記念碑化をひとまず捨象して、創始者の制作を検証し、美術史あるいは文化史において、これらの人物がこれほどの重要性を与えられていった経緯を再構成する必要があるのだ。

(鈴木真由美記)

高田和文

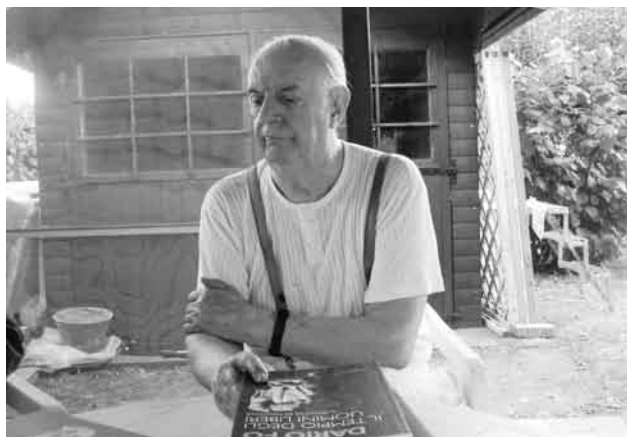
ダリオ・フォーが読む『最後の晩餐』

モノログ劇『ミステロ・ブッフォ』の成功

ダリオ・フォー（1926～）は1997年にノーベル文学賞を受賞したイタリアの劇作家である。ノーベル賞受賞の根拠となったのは、当然のことながらその戯曲作品であり、とりわけ海外における翻訳上演である。60年に及ぶ演劇活動の中でフォーがこれまでに残した劇作品は60以上にのぼり、その大半が海外で上演されている(1)。作品が上演された国・地域は80にもなる。イタリアの現代劇作家の中では、世界でもっとも多く上演されていることは間違いない(2)。

しかし、このような海外での評価とは違って、多くのイタリア人にとってダリオ・フォーは俳優としてのイメージが圧倒的に強い。特に、70年代～90年代のフォーの最盛期の舞台を目にしている人々にとっては、彼が劇作家であるという認識すらないかもしれない。イタリアで劇作家として然るべき評価を受けるようになったのは、むしろノーベル賞受賞後のことである。

俳優としてのフォーのイメージを決定的にしたのが、



ダリオ・フォー、チェゼナティコの自宅にて
(2008年6月、筆者撮影)

1969年に発表された『ミステロ・ブッフォ』というモノログ劇である(3)。中世民衆劇の形式を再現し、そこに体制批判のメッセージを込めた舞台が、反体制運動を進める若者たちから熱狂的な支持を得た。フォーは自ら「現代の道化」を名乗り、2時間以上の舞台をたった一人で演じた。そして、舞台装置や衣装を一切用いないその簡素な上演形式は、かえって俳優としてのフォーの演技力と身体的エネルギーを際立たせることとなり、当時の若者たちの運動の高揚と相まって一種の祝祭空間を作り出すことに成功した。

当時、フォーは既存の劇場における政治劇の上演に限界を感じ、共産党系の文化団体、さらには独自に開拓した上演組織による公演を行っていた。アドリブをふんだんに盛り込んだモノログ劇という独特の上演スタイルは、中世民衆文化の読み直しという彼の歴史観に基づくものであると同時に、“オールタナティブ”な上演空間の獲得という

問題意識とも結びついていた。実際、この頃の彼の上演には、政治討論や資金カンパがつきもので、ある時期には政治運動そのものといった様相さえ帯びていた。そうしたフォーの姿勢は、時代とともに先鋭さを失ったとは言え、現在も一貫して受け継がれている。環境問題や女性問題についての度重なる発言、ミラノ市長選立候補（2006年）などはその一例である。

フォーのモノログ劇というスタイルは、演劇史の上でも重要な意味を持っている。それは、舞台と客席とを厳然と隔てる「第四の壁」の概念に依拠した近代劇の形式を打ち破ったことである。しかも、それを中世民衆劇やコンメディア・デッラルテといった、西洋演劇の伝統に注目することで成し遂げたところに独自性がある。モノログ劇を演じるフォーは舞台から観客に自由に語りかけ、客席の反応を見ながら演技を進める。その結果、アドリブを自在に駆使し、常に観客の笑いをコントロールする彼独特の演技のスタイルが確立されたのである。

歴史の読み直しと演劇性の発見

『ミステロ・ブッフォ』以後、フォーは通常の戯曲作品と並行してモノログ劇を発表し続ける。中でも注目されたのが、『ジョアン・パダンのアメリカ発見』（1991）、『ダリオ・フォー、ルザンテを演じる』（1995）、『聖なる道化フランチェスコ』（1997）、そして『ダリオ・フォーが読む最後の晩餐』（1999）である。

これらはいずれも『ミステロ・ブッフォ』の延長線上に位置づけることができるが、その特徴は単にモノログ劇というスタイルのみにとどまらない。歴史の読み直しとそれによる民衆文化の再発見、既存の情報に基づく歴史観に疑問を投げかける“対抗情報”の提供といった、60年代末に抱いていた問題意識が一貫して反映されている。そして、いずれもフォー独特の批判精神あふれる語り芸と優れた身体表現を駆使していることは言うまでもない。もちろん、年齢とともに体の動きにはかつてのような激しさはなくなっていくものの、その分、演劇人としてのフォーのカリスマ性は高められてゆく。古今東西の名優と同様、フォーもまたそうした一種の神話性を利用しつつ自らのパフォーマンスを繰り広げてきたと言える(3)。

さて、『ダリオ・フォーが読む最後の晩餐』は、1999年にミラノのブレラ絵画館の中庭で初演された。サンタ・マリア・デレ・グラツィエ教会の『最後の晩餐』の20年にわたる修復作業の完成を記念して行なわれたもので、おもにブレラ美術学院の学生を対象として上演された。フォーは青年時代にこの美術学院で美術を学び、その後演劇界に転進した。従って、個人的にもたいへん縁の深い場所での上演であった。しかも、レオナルドそのものの絵画やデッサンに加えて、フォー自身の手によるイラストを投影しながら解説をするという内容で、舞台上演というより学生向けのレクチャー・パフォーマンスと言ったほうがよいかもしれない。

代表的なモノログ劇で取り上げたイタリアの歴史上の人物のうち、ルザンテはルネッサンス期の劇作家・俳優である。その作品は一応の評価を受けているものの、現代において十分理解されているとは言い難い。フォーは同じ演

劇人としての立場から、ルザンテの新たな解釈を提起しようと試みた。また、聖フランチェスコは言うまでもなく、アッシージの聖人であるが、フォーは彼の人物像に演劇的性格を見出し、そうした観点からフランチェスコの生涯と布教活動を再解釈しようとする。さらに、『最後の晩餐』では、フォーがもともと関心のあった美術という要素が加わる。

パフォーマンスの概要は以下の通りである。

まず、レオナルドが誕生した時代背景を解説する。それがちょうどグーテンベルクの活版印刷術が発明された時期であったこと、これによって聖書の印刷が容易になり、俗語つまり民衆の言葉で書かれた聖書が急速に普及したこと、また、カトリック教会がその流布を禁じようとしたことなどが語られる。こうして、まず冒頭でフォーは彼の持論である教会批判を軽くやって見せる。また、レオナルドが庶子として生まれたことを挙げ、当時の社会における身分格差について述べる。さらに、やはり庶子として生まれたルザンテを引き合いに出し、彼が書いた劇の一節を演じて見せる。さらには、ルネッサンスが芸術の最盛期であったと同時に絶え間ない戦乱の時代でもあったこと、その結果、レオナルドをはじめ多くの芸術家たちが兵器や軍事施設の設計のために雇われたことなど、当時の時代背景を得意の皮肉とギャグを交えながら語る。

次いで、いよいよ『最後の晩餐』の解説に移る。通常のフレスコ画の技法でなくテンペラ画の技法を用いたこと、そのために完成直後から急速に劣化が進んだこと、教会のある土地の土壤に含まれる湿気もそれに拍車をかけたこと。そうした技術的な側面の解説に続いて、近年における修復作業の意味、遠近法の使用、三角形を基本とする構図、絵画の場面と周囲の建物の関係など、美術的な側面からの解説が続く。

とりわけ、彼が目にするのが、晩餐をともにしている12使徒の各人の身体や手の動き、そこに見られる独特のリズム感である。レオナルドがそれぞれの人物の性格や心理を綿密に分析し、それに基づいて各人の最も特徴的な動きを瞬間のうちに捉えて描いていることはよく知られている。だからこそ、静止した絵でありながら全体に驚くほどの躍動感が漲っているのであり、これと対照的に中央に位置するキリスト像に漂う静謐さが浮き彫りになるのである。フォーはそうした人間の身体の動きを巧みに捉えたレオナルドの感性に演劇に通じるものを見出す。そして、舞台上で12人のリズムカルな身体の動きを自ら演じて見せるのだが、ここで観衆は大喝采を送る。まさに、俳優としてのフォーの面目躍如たるところである。

『最後の晩餐』については、たとえば『ジョアン・パダンのアメリカ発見』のような従来の歴史観を逆転させるといった壮大な構想は見られない。反面、フォー自身が描いたイラストを用いることで、視覚的効果とエンターテインメント性に富んだパフォーマンスに仕上がっている。

ブレラ絵画館におけるレオナルドのパフォーマンスの成功を契機として、フォーはその後、『モデナの大聖堂』、『ラヴェンナの真実の歴史』、『カラヴァッジョの時代のカラヴァッジョ』、『あり得ないマンテーニャ』、『美男子ラファエッロ』と、立て続けに美術をテーマとしたレクチャー・パフォーマンスを実現している。これら一連の美術関連の

作品は、関係書籍の出版も含め、2000年以降のフォーの活動において大きな比重を占めている。70歳も半ばにさしかかってから新たな領域に挑み、次々に新作を発表し続けているフォーの旺盛な活動には驚くほかない。

多岐にわたる領域で活動を展開したレオナルドは「万能人」uomo universale と呼ばれたが、舞台芸術の領域にとどまったとは言え、劇作家、俳優、演出家として多彩な活動を展開し、さらには舞台美術や装置の設計、作詞・作曲、歌、振り付けをこなし、オペラ演出においても優れた手腕を発揮するフォーもまた、「万能人」と呼べるのではないか。



ダリオ・フォーによる『最後の晩餐』のスケッチ (Dario Fo, *Lezione sul Cenacolo di Leonardo da Vinci*, Franco Cosimo Panini Editoreより)

注)

- (1) フォーの作品数を特定するのは難しい。既存作品の改作、パリエーション、またパフォーマンスやレクチャーなど、通常の戯曲作品とは認めがたいものが数多くあるからである。イタリア語版Wikipediaは主要作品として約30を挙げている。
- (2) フォーの作品の世界における上演記録は以下を参照。
<http://www.archivio.francarama.it/estero.asp>
これは2001年までの記録である。また、日本の項でもいくつか漏れている上演もあり、実際の上演数はさらに多いものと推測される。
- (3) mistero は中世に行なわれていた「神秘劇」あるいは「聖史劇」を指し、buffo は「滑稽な、喜劇的な」の意味である。直訳すると「滑稽な神秘劇」あるいは「喜劇的聖史劇」であるが、わかりやすく言えば「聖史劇のパロディー」といったところである。
- (4) フォーは1995年に、虚血性疾患により舞台上で倒れるという体験をしており、その後も目の治療が続いている。この頃から、かつてほど身体に負担をかけない演技をしているのかもしれない。ただ、2002年、ミラノ・ピッコロ・テアトロで筆者が見た演劇活動50周年記念公演の舞台では、連日衰えぬ演技を見せた。(高田和文、「衰えないフォーの風刺精神」、朝日新聞2002年4月5日付夕刊)

主要参考文献

- 高田和文、「ダリオ・フォーと現代イタリアの劇文学」、『ユリイカ』1月号、青土社、1998、pp.262-269
高田和文、「民衆演劇への視角—ダリオ・フォーの『ミステロ・ブッフォ』」、日伊文化研究25号、日伊協会、1987、pp.41-58
Dario Fo, *Lezione sul Cenacolo di Leonardo da Vinci*, Franco Cosimo Panini Editore, 2007

DVD

Leonardo e il Cenacolo, Fabbri Editori, 2006

マルコ・マッツィ

現実の停滞 レオナルドからデュシャンにいたる思考の絵画のために

イメージおよび運動するイメージのデジタル複製技術時代にある今日、レオナルドから何を学ぶことができるだろうか？〈運動〉とは第一に映画のイメージだけが有する特性ではない。絵画のイメージのように一見したところ静止したイメージもまた運動と関わりをもつ。絵画イメージの中に、一種の影のごとく存在するこうした運動は、表面上は不可視だが、〈現実〉である。レオナルドの絵画は不断の探求として、また、絵画と現実が結ぶ関係において、ひとつの言語を創造する所作として現れる。現象的世界との関係における経験の絵画、それがレオナルドの絵画だ。それは描写する絵画ではなく、〈抽出する〉絵画であり、アリストテレス的な世界の分析においてみずからの潜在的表現力を指し示す。そして、視覚的限界を瞑想しつつ、描線によって辿ることに終始するのではなく、現実との邂逅の際に生じる動揺と衝撃を、ときにそれを超越しつつ、再現する試みである。語ること（状況説明）が排除された、レオナルドの表象は物質と瞬間の核心に入り込み、絶え間なく変化する可塑的な織物の上で進化する。だから、運動の絵画とは、〈動的な〉絵画としてではなく（パオロ・ウッチェッロならばこう解釈するだろう）、知性によって再現された現実の影と定義できるだろう。

〈現実との邂逅〉と先に述べたが、レオナルドの絵画が一種の、写真の先駆けであると考えべきではない。レオナルドによれば、絵画とは現実を完全に停止させるものではないのだ。知性による過去の投影と未来の予告との間の内なる葛藤において、現実の流れを抽出することによって、現実を〈一時的に停滞させる〉ものこそ絵画なのだ。絵画的表象はこうして、葛藤の恍惚の状態、すなわち、永遠を抽出することになる。言い換えれば、レオナルドの絵画はわたしたちの中に、時間、すなわち〈見えないもの〉、こそ、この芸術の原料なのであり、画家は「見えるもの」と視覚をもちいて（矛盾しているように見えるが）、この見えない時間について語るのだ、ということ喚起してくれる。画家は、無の境界線を引くために、無を開くために、そしてまさに無のために、イメージと想像力によって〈図像〉^{イコノ}というはかない小径を描いてみせる。レオナルドの絵画は図像の〈恍惚状態〉のなかに生起するが、この〈恍惚状態〉とは現象であると同時に物自体であるような状態である。見えるものとは思考であり、知識である。プラトンが危惧したように、画家とは現実を模倣するのではなく、物質的に〈思考する〉人々である。（プラトンの）アイデアと図像は両方とも現実を超えた存在であり、それはちょうど記号が思考を超えたところにあるのと同じである。映像作品『ダンミ・イ・コローリ！（色彩をくれ！）』（2004年）において作者のアンリ・サラは「色彩は、時を表現し、実行することを可能にするプロセスである」と主張する。色彩とはけっしてスケッチの付属物や線画の飾り物ではなく、言うなれば形態の終末論、すなわち、形態の最終的な到達点なのである。色彩は〈存在〉であり、図像における構造および肉体の表面積算法としてでなければ、光の現象学、

光の宇宙論（光はそれ自体には存在しない）として理解されるべきである。

ここで、しかるべき厳密な説明抜きに〈アウラ〉の概念（ベンヤミン）を導入することは不可能だろう。レオナルドの図像はアウラを有する構造ではなく、〈アウラ〉そのもののものだ。彼の絵画は単なる模倣的、分析的な現実の再現ではなく、現実の時間の移ろいを抽出しようとする試み、言い換えれば、現象的現実^{現象的現実}に靈感（プラトンの意味での）を与え、絵画という言葉の存在論を創始するイデア的な肉体を明らかにしようとする試みなのである。

絵画が手描きの写真ではないのと同じように、写真、あるいは映画は〈即席の絵画〉ではない。両者の間には、まず形式の違いにおいて、また、現実^{現実}にたいするアプローチの違い、現実を表現する方法の違いにおいて深い隔たりが存在する。映画イメージは、たとえ絵画表現の規則（構成、照明の当て方）が一見したところ守られていたとしても、つねに絵画から遠ざかるようとする。それでも、両者が一致を見せる重要な点がある。それは、絵画のイメージも、写真と映画のイメージも、〈視覚〉および視覚に相当する心理的構造（あるいは上部構造）の形式的表象であるという点だ。イメージは思考である。夢のイメージにおいて、また、映画や写真、あるいは絵画といった人工的イメージにおいても、思考は見えるもの、光、表象へと変化する。写真において（映画よりもいっそう）興味深いのは、これが、ある現象から発する光を〈透明に〉、「直接抽出し、表象する」形式でありえるからである。さらに、写真における現実の抽出工程は、デュシャン的な、現実からサンプルを抽出し（いわゆる〈レディ・メイド〉）、これを別の知覚的境界へ移動させる過程と非常によく似ている。そして、これらの工程は、知性によって理解可能な、そして共有可能な停滞の所作に忠実に従うものであるのだ。

短編映画『キアラ』（2010年）への覚え書

ここで紹介した短編映画『キアラ』は、今回の発表のために2010年に制作された作品である。キアラは若い女性で、腕に小さな男の子を抱いている。この作品にストーリーはなく、ただひとつのショットをもちいた肖像からなっている。風が梢を揺らし、その下でキアラと男の子は時を過ごす。太陽が横から二人の姿を照らし、鳥が歌い、ときおり車が通りすぎていく。

（鈴木真由美訳）



Marco Mazzi, *Chiara*, 2010, HD Video, 3 min.

学生と企業の発想のギャップを活用したデザインプロセス

Design process by the gap between university students and company

磯村 克郎

デザイン学部生産造形学科

Katsuro ISOMURA

Department of Industrial Design, Faculty of Design

本稿は、銀行店舗の新しいデザインを提案するための学生と企業のワークショップ活動の記録であるとともに、デザイン方法論の研究の起点でもある。ワークショップは、2009年11月から2010年10月まで活動を行い、銀行店舗の新しいサービス、空間、家具、ICTツール等の提案を行ってきた。その成果品は、企業による新店舗提案に活用される予定である。

ワークショップでは、将来の銀行顧客候補である学生の発想と銀行や企業の発想のギャップを活用し、銀行の既存概念を問い直すデザインを行った。学生という潜在ユーザーが発想し、デザイン学生としてワークショップで企業と対話しながら進めていくデザインプロセスは、ユーザー起点のデザイン方法論につながると考え、各プロセスの意図と成果を記録した。今後は提案の評価調査を行い、デザイン方法論を確立していく予定である。

This report is a record of workshop for new design of the bank. Our workshop started in November 2009 and finished in October 2010. We proposed this design for new service, space, furniture and ICT tool for the bank. This design is used by ICT company for the bank.

We make good use of the gap between students' concept and bankers' concept for innovative bank design. These ideas are thought by university students as the bank users.

This report is a starting point of the methodology for user centered design too.

1.はじめに

現在の金融業界は業務改革が進行中である。ICT（情報通信技術）を駆使した業務の効率化が求められるとともに、CRM（Customer Relationship Management）を軸とした顧客囲い込み、新規顧客獲得のための営業形態が模索され、様々な形式の店舗が開発されている。往々にして銀行は、保守的にみられていると思われるが、店舗に関しては、業務システムを基盤としてこれまでにないデザインが求められており、改革に積極的な銀行は多くある。デザインの最前線のひとつと言えるだろう。

筆者は、前職のICT企業グループで銀行店舗開発に携わってきた。窓口業務効率化のためのATMを組み込んだカウンターやアイランド形式の店舗開発などに、デザイナーとして関わった。銀行の店舗開発は、一般には、銀行の企画系部門の意向の基で、銀行内装什器の専門メーカーやICT企業がそれぞれの立場とノウハウを活用して行っている。現在では効率化とともに顧客満足度を高める思想が認識されており、ユーザー視点のデザインが求められている。しかしながら、それは取引を始めた顧客、一旦店舗に取り込んだ顧客に対するデザインであり、将来的な顧客、店舗に入ろうとして迷っているような顧客に対する配慮やデザインは充分とはいえない。

大学勤務を契機に筆者は、学生を潜在ユーザーと見立てた銀行新店舗のデザイン開発の研究に2009年度より着手した。同年11月から学生とのワークショップを開始したのが、本研究の出発点である。

大学生は銀行についての知識や経験は通常の場合多くはない。しかし、銀行側にとって学生は将来的な顧客であり、学生時代からの関係を構築していくことも重要な営業戦略である。

本研究は、銀行をよく知らない学生の率直な発想と銀行の現状とのギャップを起点とし、段階を追ってデザイン学生として銀行店舗構築のノウハウを学びながら提案を行ったプロセスを有用なデザイン方法論として確立しようとするものである。

2.デザインプロセス

学生の銀行に対する先入観のない感覚を大切に、全員の素人の立場を起点とし、段階を追ってアイデアの再編集やICT企業や銀行側からのフィードバックを行い、最終提案にまとめていく下記のようなプロセスを設定した。

1) 学生の銀行経験や銀行イメージのヒアリング

学生として銀行の経験や抱いているイメージを把握するため、ワークショップ参加学生（当時7名）と本学学生（82名）からコメントを入手した。ヒアリング用紙に自由記述とした。（図.1 参照）

ヒアリング結果から経験や抱いているイメージをキーワードにして一覧図に落とし込んだ。

デザイン学生として、カウンター等の内装的観点やセキュリティのような機能的観念の記述もあったが、なぜ営業時間が15時までなのか、カウンターの内側の職員は独自に何をしているのか、などという非常に素朴な疑問も抽出された。銀行関係者あるいは関係企業からすれば、自明の事柄であるが、学生の感覚からすれば他の業界のサービスと比較してバランスをやや欠いているのであろう。今回は、このような学生と銀行や企業の発想や感覚のズレを重視し、ユーザーが求めていること、銀行が業務改革で行おうとしていること、企業が技術的解決をしようとしていること、の正当性やバランスを検討していくことにした。

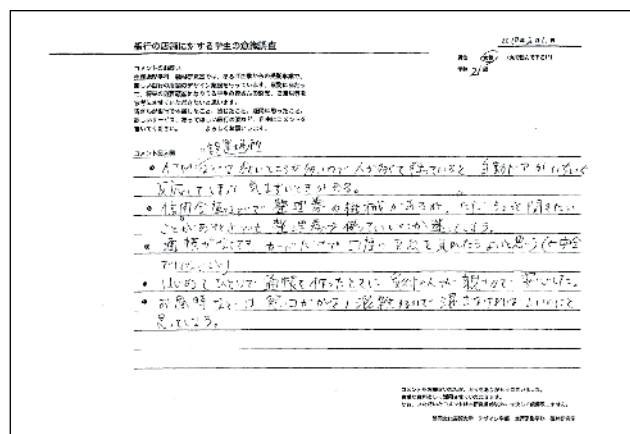


図.1 ヒアリング用紙と記入例

抽出された主な項目を以下に述べる。

- 銀行に関して
 - ・安心感、信頼感
 - ・堅さ
 - ・清潔感
- ATMに関して
 - ・プライバシー上の緊張感
 - ・他の客との距離感からくる不安感
 - ・操作の難しさ
 - ・操作ミスしたときのアナウンスによる焦燥感
- 店舗に関して
 - ・店構えによる入りづらさ
 - ・客エリアの狭さ
 - ・情報の見にくさ
 - ・開放感の欠如
 - ・店内の不可視性
- サービスに関して
 - ・15時閉店への疑問
 - ・カウンターとカウンター内業務の連携の不可視性
 - ・待ち時間による不快感
 - ・カウンターによる距離感
 - ・来店手順の不可解さ

銀行や関係企業は、これまでの業務改革での成果をある程度期待していたにも関わらず、むしろ店舗の開放感や営業時間など銀行の根本にかかわる要因から、学生にはネガティブな受け取られ方をしているようである。また、このようなことは、銀行の計画の大前提として捉えられることが多かったため、従来の提案に十分に反映しているとは言いがたい。

今回は、以上のような事柄に新店舗デザインのヒントが隠されていると考えた。(図.2参照)

2) 学生がユーザーとして発想するプロセス

ヒアリングのキーワードを参考にしながら、ユーザーとして、銀行に対する素直な願望のスケッチをした。(図.3参照) 分類は、縦軸は空間的なアイデアとサービス上のアイデア、横軸は超現実的なアイデアと現実的なアイデアとし、一見荒唐無稽に思えるものも含めて分類整理した。

空間の開放性や自然との融合性を求めるもの、個人に対応したサービス、そして銀行への入りやすさを求める傾向

が見受けられた。

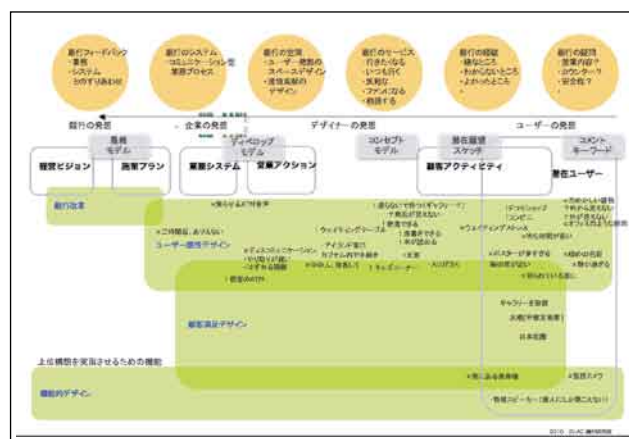


図.2 ヒアリング結果のキーワード一覧



図.3 銀行に対する願望のスケッチと分類

3) 学生がデザイナーとして発想するプロセス

ユーザーとしての願望を基に、空間やツールのアイデアスケッチを制作した。(図.4参照) この段階では、銀行に関する専門的な知識は伝達しないでユーザーとして素直な発想からのデザインを引き出すように考慮した。スケッチの分類編集は、縦軸に空間—サービス軸、横軸に案の系統軸とした。(図.5参照)

一面的なアイデアも多いが、8人分のスケッチを分類編集することで多角的な視点や案の全体性を得た。閉鎖性や15時閉店など銀行の大前提を疑うものをユーザー視点の有用な提案に結びつけられるように検討した。

最終的にアイデアを7つの系統にまとめた。それぞれ以下のような特徴を持っている。

- カウンターではなく情報提供型テーブルで応対する店舗
- 待ち時間をギャラリーのように歩き回って情報の授受を行う店舗
- セキュリティの高いカプセル型のATMを店内に分布させ来店客を様々な場所へ誘導する店舗
- 来店客を個別のブースに案内し、希望のサービス提供を行う店舗
- ロビーとカウンターを分離したり、カウンターに座ったままに対応する、プライバシーを確保した店舗
- 自然や空間性と融合して快適性を高めた店舗
- 路上に面して(ウォークスルー、ドライブスルー等) サービスを提供する店舗

さらに、それぞれの案の模型を制作した。空間や建築デザイン専攻ではなく、インダストリアルデザイン専攻の学生であるので、細かいスケールや図面を押さえるよりは、すばやくアイデアをかたちにすることを優先し、模型をつくりながら考えるプロセスとした。スケールは1/100とし、同スケールの銀行の事例の図面を参考にして、極端なミスマッチは防止するようにした。

スケッチの場合は、アイディアのひとつのシーンの表現になりがちだが、模型を作ることで案の全体性や空間のイメージを表現することができる。模型そのものではなく、アイデアを検討し表現することが目的なので、スピード感を持って模型を制作することとした。(図.6 参照)

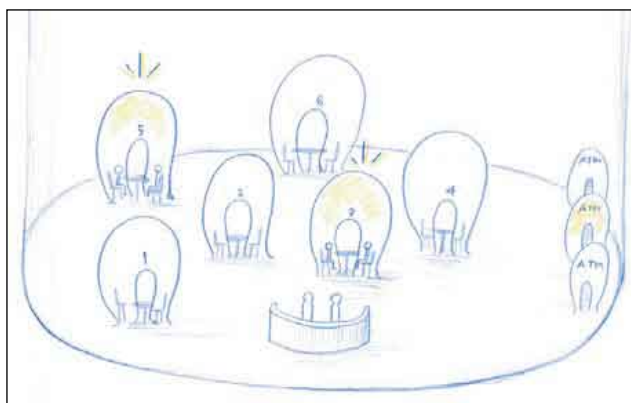


図.4 アイデアスケッチの例



図.5 アイデアスケッチの分類編集



図.6 模型とアイデアスケッチの例

4) ICT企業（提案型営業部門）とのブレインストーミング

企業側人材とのブレインストーミングを各段階で計5回行った。提案型営業部門の方々と議論し、デザインの適切な尊重をしていただきながら、顧客視点、ICT視点の意見と銀行意見の情報を頂いた。

初期アイデアと現在の銀行とのギャップの大きさを大切にさせていただき、回を追って銀行の現実的な条件やICTによる業務支援のツールを教えていただいた。それによって実現可能な学生のアイデアがあるということも判明した。

学生にとってはクライアントとの真剣勝負となり大変有意義なものになった。(写真1,2参照)



写真.1 ブレインストーミングの様子

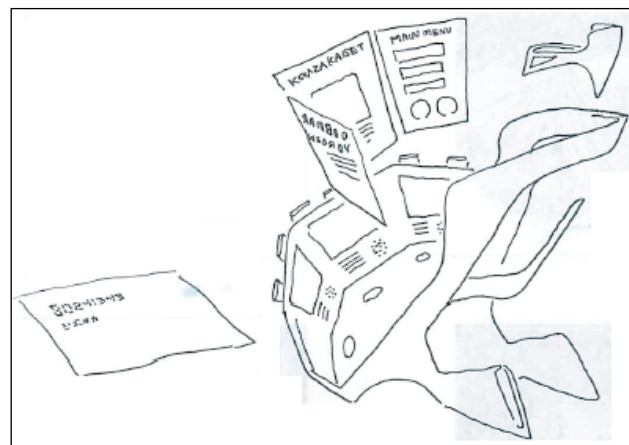


写真.2 ICTを活用したアイデアスケッチの例

5) 学生がICTや銀行業務を学んでデザイン発想するプロセス

ブレインストーミングや研究室で銀行の専門知識を共有しながら、空間・ツール・サービスのアイデアスケッチとその編集、模型制作を2サイクル行った。(写真.3 参照)

学生ならではの考え方も発展させた。ICT企業とのブレインストーミングを重ねて、ICTツールを活用したアイデアも出せるようになったが、銀行に必要なのはそれだけではないのではないかという発想が生まれてきた。ユーザーが快適な要因は何か、どうしたらユーザーとのコミュニケーションを生み出して、営業チャンスにつなげられるか、

路上からいかにしてユーザーに入ってもらうか。これらは、来店客の経験をデザインすることになる。

一方では、銀行員がどのようなサービス内容を提供するか、コミュニケーションの場をどのように作り、誘導するか、これらは銀行のサービスをデザインすることとなる。



写真. 3 空間/ツール/サービスの模型の例

休日にも情報収集ができたり、店内でも回遊して目的行動以外のコミュニケーションに遭遇可能になっていたりする。

写真. 6の案は、街角の立地を想定し、開店時はもとより、午後3時から6時までは店内を対角線状にパブリックスペースが貫入している。そこでは通行人が日常的に銀行の情報やサービスに接することができる。いわば、路上に面してサービス空間が接している状態を擬似的につくりだしているのである。セミナー用のスペースも路上に面して設定され、活動の様子をわかりやすくし、来店動機を誘発することができる。他の個室とのゾーニングにより休日のイベントにも様々な対応ができる。

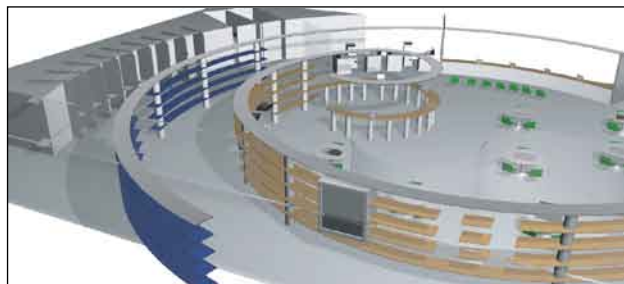


写真. 5 スパイラル案

6) 銀行業務改革とのフィッティングプロセス

銀行店舗の空間とともに、ICT企業側で並行して進めている業務改革のシステムのツールをデザイン、配置し、銀行側が目指している業務にフィットする提案（2案）にまとめた。2案とも開放的で新しい業務形態となる、これまでにない提案だが、セキュリティラインの設定や新業務システムの適用により、新しい経験とサービスを提供する銀行像をつくることができた。（写真.4 参照）



写真. 4 フィッティングプロセスの模型の例

3.デザイン提案

2010年9月の段階で二つのデザイン提案を行った。

写真. 5は、スパイラル状の巨大な家具（シェルフやカウンター）が路上から内部のスペースへの緩やかなグラデーションを形成し、各所に親しみやすい情報やICTツールが仕掛けられた銀行である。店内内部に到達するまでに様々な段階のサービスがあり、係員に应对される以前に引返すことができたり、ATMコーナーとの回遊性によって

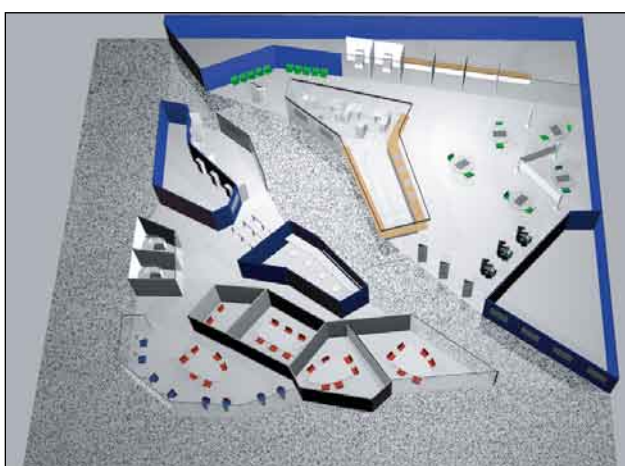


写真. 6 ダイアゴナル案

4.提案の評価

両案の評価点は以下の通りである。（ICT企業担当者による評価）

1) スパイラル案の評価

- ・銀行に徐々に引き込んでいく動線や回遊式の顧客動線の設定
- ・金融機器をマシンではなく家具として構成した親しみやすさ
- ・様々な仕掛けが設定可能なスパイラル状の家具
- ・数種類の顧客コミュニケーションツールの設定

2) ダイアゴナル案の評価

- ・銀行にパブリックスペースを導入した歩行者へのPR効果

- ・勘定系、信託系、バックオフィス系が同居している組織形態やイベント展開にフィットするアイランド形式の配置
- ・動線に沿い様々な角度で現れる壁面に展開できる情報量

また、両案ともに、行員動線やオフィス形態の今後の詰めが課題となった。

評価に関しては、今後「クオリティカルテ」（註1）を用いて調査分析を行う予定である。この調査法を用いれば、銀行、ICT企業、デザイナー、学生の評価のズレが明らかになり、ズレの活用方法やそれぞれの評価が検討できると考えている。

5.まとめ

学生の願望的なアイデアと現実の銀行とのギャップを活用して、新しいサービスと銀行環境の提案を行うことができた。学生はICTを活用した業務効率化の提案は難しいけれど、店舗でどのようなコミュニケーションが行われ、どのようなサービスが望ましいかという視点でデザイン提案を行った。それは、ICT企業にフィードバックされ、効率化だけではなくコミュニケーション型業務プロセスとして具現化されていった。

結果的には、銀行の中にパブリックな空間を組み込み、様々なICTツールをセットした提案となった。

銀行にパブリックスペースを導入することは、パブリックデザインの対象として考えると、新しい視点のひとつである。

スパイラル案では、公共から店内への緩やかなグラデーションをつくり、来店客が来店範囲の選択肢を持ちながら内部に誘導されるという考え方である。

ダイアゴナル案では、店内空間に公共的スペースを貫入させ、来店していない状態でも銀行のサービスや情報を十分に受けられるという考え方である。双方とも、公共という視点が新しいデザインを生み出している。

6.今後の展開

本研究成果はICT企業による店舗開発提案に活用される予定である。現在は銀行との調整に入り、今後の店舗展開に向けて進めているところである。学生やデザインする側と顧客側の意識のギャップは、フィードバックして修正するネガティブな要因ばかりではなく、うまく活用してデザインをジャンプさせることも可能だった。 今後は、デザインプロセスの中にこのような様々なケースのギャップを組み入れ、既成概念を打破するための方法論を展開して行きたい。

また、成果の概要は、芸術工学会2010年秋季大会（11/12,13本学にて開催）にて口頭発表、作品発表を行う予定である。

指導・協力

富士通株式会社
栗原崇 岸野祥子
（以上敬称略）

参加学生

静岡文化芸術大学 デザイン研究科
：松田優、江畑潤
静岡文化芸術大学デザイン学部 生産造形学科
：亀谷望夢、佐野力、田村陽尚、加藤沙江子、浅野久美子、鈴木麻菜美
（以上 研究科、学科別・参加順）

註1.クオリティカルテ

九州大学大学院芸術工学研究院 森田、曾我部らによる評価者間の評価のズレに着目したデザイン評価・診断システム

中国・海南省における大学デザイン教育の現状 — 中国の大学教育におけるデザイン教育の動向（その2）

On the current state of the higher education of design in Hainan Province, China — On the higher education of design in China (2)

黒田 宏治
デザイン学部生産造形学科

Kohji KURODA
Department of Industrial Design, Faculty of Design

佐井 国夫
デザイン学部生産造形学科

Kunio SAI
Department of Industrial Design, Faculty of Design

2010年3月に中国の海南省海口市を訪ね、大学デザイン教育の現状について調査を行った。海口市内10大学のうち7大学にデザイン関係学科が置かれており、グラフィック、インテリア、ファッション、環境デザインなど様々なコースが見られるが、島内に製造業が少ないため製品デザインは少ない。観光に関係するコース設定が見られるのは海南省の特色と思われる。海南師範大学と海南大学の訪問調査では、いずれも最近新たなコースが増設されており、デザイン系学科の拡大の傾向が窺える。

We visited Haikou city, in Hainan Province, China, in March 2010 and did investigation of the current state of design education. Design course is being put by seven Higher Education Institutions of ten HEIs in Haikou. Various courses like graphic, interior, fashion, and environmental design, etc. are seen, but product design course is little in Haikou because manufacturing is a little in the province. It seems as the trait of the province that some courses that relate to sightseeing are seen. In the visit investigation of Hainan Normal University and Hainan University, both new design courses are increased recently, and design education might show the tendency to expand.

本年（2010年）3月に、中国の海南省海口市のデザイン系大学を訪問し、デザイン教育動向に関して関係教員へのインタビュー調査を行うとともに、情報収集を行った。訪問先は海南師範大学美術学院（張夢院長ほか）及び海南大学芸術学院（钟恒副院长ほか）である。本稿では、そこで入手した情報等に基づき、中国の地方都市の一つである海南省海口市における大学デザイン教育の動向について報告する。

1. 海南省・海口市の概要

中国の最南端に位置する海南省は、海南島と南シナ海の島嶼からなり、西はトンキン湾を隔ててベトナムと向き合っている。人口は864万人（2008年）で、増加傾向が窺える。面積は3.54万km²（海南島は3.39万km²）、農業が基幹産業であるが、中国では有数の海浜リゾート地でもある。2009年度には中国政府により国際旅遊島に指定され、世界水準をめざした観光の基盤整備に着手されている。海南島は漢族のほか黎族、苗族、回族など少数民族も暮らす多民族社会であり、少数民族が人口の17%を占めている。

省都である海口市は、海南島北部に位置する島内最大の都市であり、面積2,304km²、人口183万人（2008年）である。省都であり海南島の玄関口でもある海口市の経済総生産では3次産業が7割近くを占めている。亜熱帯気候に属しており年間の平均気温は23.0℃で、3月から11月の9カ月間は平均20℃を超えている。ちなみに日本国内では那覇市の年間平均気温が22.7℃である。なお、海口市は北緯20度に位置するが、ホノルル市（米国ハワイ州）とほぼ同緯度であることを付け加えておきたい。¹⁾



写真1：海南師範大学における訪問歓迎



写真2：海南大学における調査風景

（左より芸術学院赵京封副院长、钟恒副院长、本学の佐井国夫、黒田宏治）

表1：海南省・海口市の概要

項目	海南省	海口市	浜松市	静岡県
面積 (k m ²)	35,400 (海南島 33,900)	2,304	1,558	7,780
人口 (万人)	854	183	80.4	379.2
戸籍人口 (万人)	864	155	—	—
非農業人口	334	94	—	—
農業人口	530	61	—	—
就業人口 (万人)	412.1(100.0%)	—	42.3(100.0%)	199.0(100.0%)
1次産業	221.5(53.8%)	—	2.0(4.8%)	9.8(4.9%)
2次産業	46.6(11.3%)	—	15.6(37.0%)	68.7(34.5%)
3次産業	144.0(34.9%)	—	24.0(56.7%)	118.6(59.6%)
地区総生産	1,459億元(100.0%)	443億元(100.0%)	—	160,853億円(100.0%)
1次産業	437億元(30.0%)	31億元(7.0%)	—	1,892億円(1.1%)
2次産業	434億元(29.7%)	113億元(25.6%)	—	72,730億円(45.2%)
3次産業	587億元(40.2%)	298億元(67.4%)	—	86,231億円(60.4%)

資料：海南省、海口市については次の資料による。

面積は海南省人民政府、海口市人民政府

就業人口は中華人民共和国国家統計局「中国統計年鑑2009」(掲載数値は2008年)

それ以外は海口市人民政府「海口年鑑2009」(掲載数値は2008年)

静岡県、浜松市については次の資料による。

平成17年(2005年)国勢調査、県民経済計算2006年度

表2：中国の大学数・学生数等の推移

年	大学	専任教員	入学生	(芸術)	在学生	(芸術)	卒業生	(芸術)
1980	675	24.7	28.1		114.4		14.7	
1985	1016	34.4	61.9		170.3		31.6	
1990	1075	39.5	60.9		206.3		61.4	
1995	1054	40.1	92.6		290.6		80.5	
2000	1041	46.3	220.6		556.1		95.0	
2001	1225	53.2	268.3		719.1		103.6	
2002	1396	61.8	320.5		903.4		133.7	
2003	1552	72.5	382.2		1108.6		187.7	
2004	1731	85.8	447.3	(23.4)	1333.5	(65.2)	239.1	(10.2)
2005	1792	96.6	504.5	(29.5)	1561.8	(81.5)	306.8	(12.3)
2006	1867	107.6	546.1	(32.3)	1738.8	(97.5)	377.5	(16.2)
2007	1908	116.8	565.9	(35.7)	1884.8	(112.5)	447.7	(21.2)
2008	2263	123.7	607.6	(39.2)	2021.0	(125.1)	511.9	(26.7)
2004/2000	690	39.5	226.7		777.4		144.1	
増減	66.2%	85.3%	102.7%		139.7%		151.6%	
2008/2004	532	37.9	160.3	(15.8)	687.5	(59.9)	272.8	(16.5)
増減	30.8%	44.1%	35.8%	(67.5%)	51.5%	(91.8%)	114.0%	(161.7%)

* 資料：中華人民共和国国家統計局編「中国統計年鑑2009」(中国統計出版社)ほか

<http://www.stats.gov.cn/tjsj/ndsj/2009/indexch.htm>

* 注1：専任教員、入学生、在学生、卒業生は、いずれも万人。(芸術)は芸術分野の内数である。

* 注2：2004/2000、2008/2004の各増減欄の上段は増減数(万人)、下段は増加率(%)を表す。

2. 中国の大学数・学生数の推移

前回報告²⁾において、中国における大学数及び大学生数は、2000年頃を境に急速な増加に転じ、2006年には1867校、546.1万人を数えるとしたが、その後も増加は続いている。2007年には41校増の1906校、146万人増の1884.8万人、さらに2008年には355校増の2263校、136.8万人増の2021.0万人といった具合である。

仮に過去4年間と同程度の増加を見込むとするならば、2012年には学生数が2708万人に達し、人口1万人当たり大学生数は約200人となる。現在の日本の人口1万人当たり大学生数が198人であるが、計算上それとほぼ同水準に達することとなる。³⁾

とくに芸術分野の学生数の伸長は著しく、全学生数は2004年から2008年の4年間で5割増であるが、芸術分野では9割増と高水準になっている。近年、芸術分野における学科等の増設はほとんどがデザイン（芸術設計）関係と言われており、中国におけるデザイン教育機会の増大には目を見張るばかりである。なお過去4年間の入学生数も相当数の増加を示しており、しばらくデザイン関係の学生数は増加を続けるものと考えられる。

3. 海口市内大学のデザイン系学科

海口市内には、現在10校の大学が存在する⁴⁾。前回報告にて、中国の大学数は「10年前（1996年）には約1,000校であったが、2000年を境に急速に増加に転じ、2006年には1,867校を数えるに至っている」と記したが⁵⁾、海口市内においても10校中4校が2000年以降の設立である（表2参照；設立年不明の確認できない1校を含む）。

また、中国では「過去10年ぐらいの間に大学という大学全部にデザイン関係の学部や学科ができたのではないか」とも言われているが⁶⁾、海口市内の大学に関しても調査を通して10校中7校にデザイン系の学科が置かれていることが確認できた。大学名称からの推察になるが、総合大学に加えて（海口市には芸術系大学は存在しない）、教育系、技術系、経済・商業系などの大学にも、デザイン系の学部や学科の置かれていることがわかる。

なお参考までに、人口約80万人の浜松市内には大学が9校設置されているが（4年制大学6校に加え大学院大学1校、短期大学（校）2校）、デザイン関係の学科が置かれているのは静岡文化芸術大学1校のみである。静岡県西部地域まで対象地域を広げても、もう1校を数えるに過ぎない（静岡産業大学情報学部情報デザイン学科が置かれている）。都市規模や国情の違いもあって単純に比較は行えないが、人口183万人（農村部も含む）の海口市内にあって10大学中の7大学がデザイン系学科を有するということは、日本の地方都市の状況と比較してかなり多いと言えることができる。

海口市内大学のデザイン系学科の分野を調べてみると、ファッション関連（服装設計など）、環境デザイン（環境芸術、景観芸術）、グラフィックデザイン（平面設計、広告設計）、インテリアデザイン（室内設計、展示設計）、コンピュー

タデザイン（電脳芸術設計など）などが中心となっている。前回調査した杭州市内の大学の場合と比較すると、杭州市内では製品デザイン（工業設計など）の学科・コースも少なくなかったが、海口市内ではほとんど見られない。ただ海口市内では杭州市では見られなかったクラフトデザイン（工芸品設計など）を置く大学を見ることができる。一方で、インテリアデザイン関連学科は杭州市内ではほとんど見られなかったが、海口市内では複数大学に置かれている。ファッション関連でモデル養成が併設される例も複数見受けられるが、杭州市の大学調査では見られなかった特性である。それら諸分野含め観光に関連するコースが見られるのも、海口市におけるデザイン教育の特色と考えられるところである。⁷⁾

海口市は、農業地域にあり工業の基盤が脆弱であり、一大リゾートエリアにあり観光開発が活発な地域に位置しており、さらに黎族、苗族などの少数民族が少なくなく、多様な伝統文化の現代に息づく地域風土でもある。一方で、北京、上海、広州エリアなどのクリエイティブ産業集積から遠隔に位置する地域でもある。そのような地域特性が、海口市内の大学のデザイン系学科・コースの分野構成に色濃く反映していると考えられることができる。

4. 海口市のデザインビジネス概況

中国国内のデザインビジネス動向を扱う統計調査は存在しないため、特に地方都市におけるデザイン状況については詳らかにされてこなかった。今回の現地調査において、海南省内の電話帳「2010海南大黄页」を入手したので、大黄页掲載情報より海口市におけるデザインビジネスの概況の把握を試みることにする。

大黄页からデザイン関係と思われる事業所を抽出すると、建築デザイン関係が51社、広告デザイン関係が346社の計397社である⁸⁾。業種区分の関係から前者にはインテリア、造園関係が含まれ、後者にはグラフィック、パッケージ関連も含まれるものと推察できる。人口1万人当たりで見ると、海口市全体（155万人）で算出すると2.56事業所、都市部（非農業人口94万人）に限って算出すると4.22事業所となる。

一方、日本国内の電話帳資料タウンページに基づき、参考までに浜松市および静岡市におけるデザイン関係事業所を抽出するならば、それぞれ237件、215件となる⁹⁾。人口1万当たりでは、浜松市が2.95事業所、静岡市が2.97事業所となる。この数値を海口市のものと比較するならば、あくまで一つの目安ではあるが、海口市に所在するデザイン関係事業所数は必ずしも少なくないと言えるであろう。ただ両者の比較から、製造業の集積が乏しく、観光・リゾート開発が盛んな海口市においては、建築デザイン関係、広告デザイン関係の事業所は少なくないが、製品デザイン関係を含めたデザイン業種の広がりについては乏しいといった特性を有すと考えられることができるだろう。

なお、海口市のデザイン関係事業所の名称を俯瞰するならば、建築デザイン関係では事業所の3割程度到北京、上海、広州といった都市名、さらには外国名などが冠されているが、広告デザイン関係では、そのような例はごく少数にとどまっている。前者では大都市や海外の大手事務所の

表3：海口市内大学のデザイン関係学科等

大 学 名	大 学 概 要	デザイン系学科等
海南大学	・ 華南熱帯農業大学（1958年設立）と旧・海南大学（1983年設立）が2007年に合併して設立 ・ 国家211工程重点大学 ・ 芸術学院は1985年に設置	芸術学院 芸術設計系 平面設計 景観芸術設計 服装設計 室内設計 服装設計・服装モデル演出
海南師範大学	・ 1949年に設立 ・ 海南省重点大学	美術学院 芸術設計系 黎錦裝飾芸術方向 平面設計方向 環境芸術設計方向 服装設計方向 展示設計方向
海南医学院	・ 1993年に設立（1947年創設の海強医事技術学校等が前身）	――
海南廣播電視大学	・ 1983年に設立	――
海南職業技術学院	・ 2000年に設立	服装学院 国際服装設計 服装モデル演出 人物形象設計 ゲームデザイン 服装生産管理 服装ディスプレイ 室内設計 広告平面設計
海南経貿職業技術学院	・ 1985年に設立	芸術設計系 旅遊工芸品設計与制作 輸出商品包裝設計 輸出商品広告設計 商標設計・管理 環境芸術設計 輸出服装設計・演出
海南政法職業学院		――
海南工商職業学院	・ 2004年設立の海南万和信息職業技術学院が前身、2009年に現名称に変更	芸術系 電腦芸術設計 環境芸術設計 服装設計（含服装モデル養成）
海口经济学院	・ 1974年に設立	芸術学院 産品造型設計 電腦芸術設計 環境芸術設計 人物形象設計 撮影撮像技術 舞踏デザイン 情報編集・制作 音楽デザイン 映画動画設計 放送番組制作
琼台師範高等専科学校	・ 2004年に設立（前身は1705年創設の琼台书院）	美術系 美術教育 電腦芸術設計 平面芸術設計 動画芸術設計与制作 旅遊工芸品設計与制作

資料：海口市人民政府資料（<http://www.haikou.gov.cn/>）及び各大学ホームページ情報より作成し（2010年8月～9月）。学科名称等は一部意識した。

表4：海口市のデザイン事業所数（参考）

デザイン業種	浜松市	静岡市	名古屋市	海口市
デザイン	43	42	128	—
建築設計	9	20	57	建築デザイン 51
商業施設設計	10	16	29	
インテリアデザイン	28	33	112	
造園設計	21	13	21	
商業デザイン	0	0	6	広告デザイン 346
グラフィックデザイン	83	59	297	
パッケージデザイン	4	4	25	
ディスプレイデザイン	2	1	3	
ロゴデザイン	0	0	3	
インダストリアルデザイン	14	12	43	—
フラワーデザイン	9	10	29	—
ウェブデザイン	8	5	8	—
ファッションデザイン	5	0	27	—
クラフトデザイン	0	0	2	—
テキスタイルデザイン	1	0	4	—
事業所数（掲載件数）	237	215	794	397
人口（万人）	80.4	72.3	221.5	155 （非農業 94）
人口1万人当たり	2.95	2.97	3.58	2.56 （非農業 4.22）

資料：浜松市、静岡市、名古屋市については「iタウンページ」http://itp.ne.jp/よりデザイン関係16業種掲載の事業所数を抽出（2010年9月）、海口市については「2010海南大黄页」よりデザイン関連と思われる事業所数を抽出した。

支店等も少なくないが、後者では地場の事務所が大半であると推察することができる。デザイン分野により立地経緯にかなり違いのあるものと察せられるところである。

5. 海南師範大学のデザイン教育（美術学院芸術設計系）

海南師範大学は、国立の教員養成大学として1949年に海口市に設立された、海南島で最も古い大学である。1983年より4年制の大学に移行し、2008年には海南省重点大学に指定されている。現在、17学院（学部）、44本科課程（学科等）、17修士課程などから構成され、学生数2万人以上、専任教員約800人を擁する総合大学となっている。

美術学院は1994年の設立であり、現在美術教育系、絵画系、芸術設計（デザイン）系の3学科の構成となっている（いずれも4年制）。専任教員は47名、学生数（学部）は772名である（2010年3月時点）。なお、2009年には国家教育部より黎錦文化伝承人材養成のモデル校に指定されており、また学内には黎錦芸術展示施設が併設されるなど、海南島の少数民族である黎族の伝統文化の保存・継承には力を注いでいる。

デザイン教育を行う芸術設計系は、訪問調査時点（2010年3月）では、平面設計、室内設計、建築・景観設計、装飾芸術設計、黎族芸術設計の5コースの構成であったが、現在（2010年9月）では数字媒体動画が加わり全体で6コース構成となっている。動画系コースの新設については、国が積極的に推進していることが背景にあるとのことである。

表5：海南師範大学美術学院の教員構成

職位・系	中国画	油 画	総合芸術	芸術設計
教授	A1(58) A2(54)	B1(53) B2(49)	C1(53) C2(49)	D1(43)
副教授	A3(43) A4(39)	B3(56) B4(48) B5(46) B6(43)		D2(43)
講師	A5(35) A6(31) A7(31)	B7(45)	C3(39) C4(36) C5(34) C6(31) C7(?)	D3(37) D4(30) D5(29) D6(29) D7(28) D8(28)
教師・任教	A8(30) A9(28)	B8(30)	C8(38) C9(28) C10(?)	D9(40) D10(34) D11(30) D12(30) D13(29) D14(27) D15(26)
教員数	9	8	10	15
平均年齢	38.7	46.2	38.5	32.2

資料：「海南師範大学美術学院教師作品集」（吉林美術出版、2009年）

注1：Ai～Diは各教員に対応する。（ ）内の数値は年齢を表す（2009年末）。

注2：作品集からの分析であり実技系以外の教員は含まれないと考えられる。



写真3：海南師範大学美術学院黎錦芸術陳列室の見学風景
(左より美術学院張夢院長、本学の佐井国夫、黒田宏治、美術学院韓顯中教授)



写真4：海南大学芸術学院

る。なお、海南島はもともと農業地域であり現在でも工業の集積が薄いため、関連する製品デザイン分野のコースは置かれていない。

芸術設計系では、海南島内からの学生は全体の20%程度で、他は大陸各地出身の学生であるが、卒業後は多くが海南島内に就職する。近年海南島では建設ラッシュが続いている関係もあって、学生の志望人気は建築・景観設計、平面設計の順となっている。上海等の大都市圏においては既にデザイン人材も飽和状態にあると言われているが、海口市はじめ地方都市にあってはなお人材需要は続いておりデザイン人材は不足気味のようなのである。

芸術設計系の教育体制にも触れておきたい(→表5 参照)。教員構成を職位別で見ると、教授・副教授が13%程度(15名中2名)であり、平均年齢は30歳代前半となっている。美術学院の他分野と比較して教授・副教授の割合はかなり低く(中国画コースで約44%、油画コースでは7割を超えている)、前回紹介した類似分野である同済大学の芸術設計系の約33%との比較でも低めであり、若手中心の教員構成であることが特徴的である。中堅クラス、実務経験者が少ないことの反映とも言えなくないが、デザイン教育では一般に実践的な内容も期待されるところであるが、現在の教員構成を中心とした体制の中では、実践型の教育運営が十分に展開されているか懸念されるところである。

芸術設計系のカリキュラムは(→付属資料1参照)、一般教育(必修40単位、選択6単位、各コース共通)、基礎課程(必修25単位、選択4単位、各コース共通)、専門課程(必修30単位、コース別)、展開過程(選択4単位、各コース共通)、実践課程(必修30単位、コース別)による構成されており、卒業要件単位数は170単位である。一般教育は1～2年次にわたるが、専門教育では1年次に基礎課程、2～3年次に専門課程、4年次に展開過程および卒業論文・制作といった流れになっている。¹⁰⁾

6. 海南大学のデザイン教育(芸術学院芸術設計系)

海南大学は、1958年設立の華南熱帯農業大学と1983

年設立の旧・海南大学が2007年に合併した総合大学であり、国家211工程重点大学に指定されている。現在、20の学院、68の本科課程、74の修士課程などから構成され、約1400人の専任教員、学生数31,000人余りを擁している。

芸術学院は1985年に設置されているが、現在は芸術設計(デザイン)、美術、音楽、舞踏の4学科の構成となっている。芸術設計系には、平面設計、景観芸術設計、服装設計、室内設計に服装設計と服装模特表演(ファッションモデル養成)を加えた5コースに分かれている。各コースとも1学年15～20人の学生規模となっている。なお、服装設計と服装模特表演は1年前に設置された新しいコースである。最近では室内設計、平面設計が学生の間では人気の高い分野となっている。卒業後の就職先は、室内設計では海南島内が大半であるが、平面設計では広東省の広告会社を志望する学生も少なくないとのことである。

芸術設計の専任教員は18名で、大半が実技系教員であるが、デザイン実務経験を有するのは1/3程度である。海南師範大学同様やはり実践型のデザイン教育には課題を抱えているものと考えられる。

芸術設計系のカリキュラムは(→付属資料2参照)、一般教育(必修42単位、選択6単位、各コース共通)、基礎課程(必修56単位、各コース共通)、専門課程(必修33単位、選択14単位、コース別)、実践教育(必修27単位、コース別)により構成されており、卒業要件単位は172単位である。一般教育、基礎課程は1～2年次にわたり、専門課程は2～4年次(服装設計は2年前期より、他は2年後期より、平面設計、服装設計は4年前期まで、室内設計、装飾設計は4年後期まで)、卒業設計・論文等は4年次後期といった流れになっている。¹¹⁾

本稿は、平成21年度デザイン学部長特別研究「地方都市におけるデザイン振興に関する日中比較文化研究(その2)」を得て実施した調査の内容をとりまとめたものである。今回は海南省海口市に焦点をあて、地方都市における大学デザイン教育の現状についての事例調査を中心に行った。海南師範大学および海南大学の現地訪問調査は海南師

範大学美術学院張夢院長の協力を得て実施に至ったものである。この場を借りて張夢院長にはお礼を申し上げたい。

注及び参考資料

- 1) 海南省、海口市については次の資料を参照した。
 - ・海南省人民政府 <http://www.hainan.gov.cn/code/V3/>
 - ・海口市人民政府 <http://www.haikou.gov.cn/>
 - ・中華人民共和国国家統計局「中国統計年鑑2009」
<http://www.stats.gov.cn/tjsj/ndsj/2009/indexch.htm>ちなみに海南島（3.39万k㎡）は九州（3.67万k㎡：島嶼部除く）と同程度の面積規模である。人口は、海南省864万人（島嶼部含む）に対して九州1,328万人（島嶼部含む九州7県）である。
- 2) 黒田宏治、佐井国夫「中国の大学教育におけるデザイン教育の動向（その1）」静岡文化芸術大学研究紀要第9巻、2009年
- 3) 文部科学省学校基本調査より、平成20年の日本の大学生数（学部生）は252.0万人である。同年の日本の人口は12,306.6万人（住民基本台帳）であるので、人口1万人当たり大学生数は198人となる。なお、2008年時点では、中国の1万人当たり大学生数は152人である。
- 4) 海口市人民政府 <http://www.haikou.gov.cn/>
- 5) 前掲2)
- 6) 前掲2)
- 7) 杭州市の大学調査に関しては、前掲2)を参照されたい。
- 8) 建築デザイン関係事業所は「2010海南大黄页」の設計業の区分から、広告デザイン関係事業所は大黄页の広告経営・代理および広告策画・設計・制作の区分に掲載されている事業所の中から社名ないし掲載広告から、デザイン関連と考えられる事業所を抽出した。
- 9) iタウンページ (<http://itp.ne.jp/>) より、デザイン関係の16業種に掲載の事業所数を合算した（2010年9月）。なお、iタウンページでは、複数の業種区分に掲載されている事業所も見受けられるため、実数はここでの数値を下回るものと察せられる。
- 10) 張夢（海南師範大学美術学院長（芸術設計系教授））訪問インタビュー調査、海南師範大学資料 (<http://www.hainnu.edu.cn/>)、『海南師範大学美術学院教師作品集』（2009年）などに基づく。
- 11) 海南大学芸術学院芸術設計系訪問インタビュー調査、「海南大学2005級本科培養方案」、海南大学資料 (<http://www.hainu.edu.cn/>)、などに基づく。

付属資料1：海南師範大学美術学院芸術設計系カリキュラム表

科目区分	科目名称	必修	単位	時間	学期別毎週時間配分								卒業 単位
					1	2	3	4	5	6	7	8	
一般教育	思想道德修養と法律基礎	○	3	54	3								40
	中国近現代史	○	2	36		2							
	マルクス主義基本原理	○	3	54		3							
	毛沢東思想と中国特特色主義理論	○	6	108			6						
	社会情勢	○	2	32									
	大学外国語（1）	○	3	42	3								
	大学外国語（2）	○	3	54		3							
	大学外国語（3）	○	3	54			3						
	大学外国語（4）	○	3	54				3					
	情報処理基礎（1）	○	3	42	3								
	情報処理基礎（2）	○	3	54		3							
	大学体育（1）	○	1	26	1								
	大学体育（2）	○	1	34		1							
	大学体育（3）	○	1	34			1						
	大学体育（4）	○	1	34				1					
	軍事学	○	2	32									
	共通選択科目（教養科目）		6	96									6
基礎課程	造形基礎	○	3	64	3								25
	色彩	○	3	64	3								
	黎族方言と図案造形	○	3	64	3								
	デザイン概論	○	2	36		2							
	撮影基礎	○	3	64		3							
	平面構成	○	3	64		3							
	色彩構成	○	3	64		3							
	立体構成	○	3	64		3							
	コンピュータデザイン基礎	○	2	32		2							
	黎族芸術発展史		2	32									4
	書道と篆刻		2	32									
	中国・世界美術史		2	32									
	デザイン史		2	32									
専門課程 (平面設計)	視覚伝達基礎	○	3	48			3						61
	タイポグラフィ	○	4	64			4						
	編集デザイン	○	4	80			4						
	ピクトグラム	○	4	80			4						
	商業イラスト	○	3	48				3					
	ロゴマークデザイン	○	4	64				4					
	装丁デザイン	○	4	80				4					
	広告・CIデザイン	○	4	80				4					
	パッケージデザイン	○	5	96					5				
	サインデザイン	○	3	64					3				
	WEBデザイン	○	2	48					2				
	情報デザイン	○	3	64					3				
	キャラクターデザイン	○	2	48						2			
	ポスターデザイン	○	4	64						4			
	ブランドデザイン（視覚）	○	4	80						4			
	ブランドデザイン（展示）	○	3	48						3			
	ロングライフデザイン	○	3	48						3			
	卒業論文指導	○	1	16							1		
	卒業制作指導	○	1	16							1		

(次頁に続く)

中国の大学教育におけるデザイン教育の動向（その2）

専門課程 (黎錦裝飾芸術・服装設計)	アイデアスケッチ	○	4	80			4						
	服装構成原理A	○	3	64			3						
	服装工芸A	○	4	80			4						
	中国・世界服装史	○	2	48			2						
	服装デザイン基礎	○	4	64				4					
	服装材料デザイン	○	3	48				3					
	黎錦テキスタイル	○	1	32				1					
	服装構成原理B	○	4	64				4					
	服装工芸B	○	4	64				4					
	黎錦図案デザイン	○	1	32					1				
	服飾図案	○	3	48					3				
	服飾構成原理C	○	4	80					4				
	服飾様式研究と課題デザイン	○	4	64					4				
	コンピュータデザイン	○	2	48					2				
	服飾総合課題デザイン	○	4	64						4			
	アクセサリデザイン	○	4	64						4			
	民族服飾研究	○	3	48						3			
	黎錦裝飾の特色	○	1	32						1			
	服装マーチャンダイジング	○	2	48						2			
	服装CAD	○	2	32						2			
	卒業論文指導	○	1	16							1		
	卒業制作指導	○	1	16							1		
展開課程	中国画		2	16							2		
	広告学		2	16							2		
	審美心理学		2	16							2		
	マーケティング		2	16							2		
	論文の描き方		2	16							2		
	音楽鑑賞		2	16							2		
	建築デザイン		2	16							2		
	ファッションデザイン		2	16							2		
	インテリアデザイン		2	16								2	
	ファッション商業イラスト		2	16								2	
	テキスタイル基礎		2	16								2	
	CIデザイン		2	16								2	
	ファッション展示基礎		2	16								2	
	海南インテリア装飾様式研究		2	16								2	
	民族装飾特色研究		2	16								2	
	テレビ広告		2	16								2	
	デザインマネジメント		2	16								2	
実践教育	軍事訓練	○	2	2W	2								
	労働奉仕	○		1W									
	社会实践	○	2	7W									
	専門実習	○	12	12W								12	
	卒業論文、卒業制作（1）	○	12	12W							12		
	卒業論文、卒業制作（2）	○	2	2W								2	

(卒業単位170)

資料：「2010海南師範大学本科培養計画資料」に基づき、黒田・佐井が翻訳、一部編集・加工した。

（注1）専門課程については平面設計、黎錦裝飾芸術・服装設計の2コースについて掲載した。

（注2）一般教育の共通選択科目（教養科目）は人文社会、自然科学、芸術、教育の各課程から修得することとされている。

（注3）実践教育の各科目についてのみ、時間欄の記載は時間数ではなく週数である。

付属資料2：海南大学芸術学院芸術設計系カリキュラム表

科目区分	科目名称	必修	単位	時間	学期別毎週時間配分								卒業単位
					1	2	3	4	5	6	7	8	
一般教育	体育	○	4	132	1	1	1	1	5				42
	大学英語	○	16	272	4	4	4	4					
	大学国語	○	3	51	3								
	軍事理論	○	1	17	1								
	情報処理基礎	○	3	51	3								
	思想道德修養	○	1	17		1							
	法律基礎	○	1	17		1							
	政治経済学原理	○	2	34			2						
	鄧小平理論	○	3	51		3							
	マルクス主義原理	○	3	51			3						
	毛沢東思想	○	3	51				3					
	社会情勢	○	2	32								2	
	共通選択科目		6										
基礎課程	芸術概論	○	3	48			3						56
	中国デザイン史	○	3	48				3					
	世界デザイン史	○	3	48				3					
	素描	○	12	192	3	3	3	3					
	色彩	○	12	192	3	3	3	3					
	平面構成	○	3	48	3								
	色彩構成	○	3	48		3							
	立体構成	○	3	48		3							
	図案基礎	○	3	48			3						
	コンピュータデザイン	○	8	128			4	4					
	撮影	○	3	48					3				
専門課程 (平面設計)	装丁デザイン	○	3	48				3					33
	フォントデザイン	○	3	48					3				
	編集デザイン	○	3	48					3				
	広告デザイン	○	4	64					4				
	ピクトグラム	○	3	48						3			
	パッケージデザイン	○	3	48						3			
	CIデザイン	○	3	48						3			
	シンボルとサイン	○	4	64						4			
	展示デザイン	○	3	48							3		
	POPデザイン	○	4	64							4		
	人間工学		3	48				3					14
	商業イラスト		3	48					3				
	印刷技術		4	64					4				
	民族芸術調査		3	48						3			
	ポスターデザイン		3	48						3			
	シルクスクリーン		4	64						4			
	測量製図		3	48							3		
	装飾絵画		4	64							4		
専門課程 (室内設計)	測量製図	○	3	48				3					33
	透視図法	○	6	96					3	3			
	展示デザイン	○	4	64					4				
	インテリアデザイン	○	8	128					4		4		
	家具デザイン	○	3	48						3			
	建築装飾の構造・材料	○	4	64						4			
	専門課題演習	○	5	80							5		
	人間工学		3	48				3					14
	園芸デザイン		3	48					3				
	シンボルとサイン		4	64					4				
	伝統住居スケッチ		3	48						3			
	壁画		4	64						4			
	建築基礎		5	80							5		
	デザイン計画		4	64								4	

(次頁に続く)

実践教育	入学教育			0.5W									27
	軍事技能訓練	○	1	2W	1								
	社会实践	○	4	4W					3	1			
	学外写生実習	○	4	4W						4			
	卒業設計・論文	○	8	8W								8	
	卒業創作	○	10	10W								10	
	卒業教育			0.5W									

(卒業単位172)

資料：「2005級本科培養方案」（海南大学教務処編、2005年6月）掲載内容に基づき、黒田・佐井が翻訳、一部編集・加工した。

（注1）専門課程については平面設計、室内設計の2コースについて掲載した。

（注2）一般教育の共通選択科目は科学系科目群から2単位以上、社会系科目群から4単位以上を修得することとされている。

（注3）実践教育の各科目についてのみ、時間欄の記載は時間数ではなく週数である。

『ユニバーサルデザイン』における授業前後の学生アンケートの分析

Analysis of student surveys on universal design conducted before and after the class

迫 秀樹

デザイン学部生産造形学科

Hideki SAKO

Department of Industrial Design, Faculty of Design

要旨

本学では、ユニバーサルデザイン（UD）を教育の要と位置づけ、2年生に対しての必修授業としている。開学から10年が経過し、ユニバーサルデザインの授業も改革を重ねてきた。今回は、授業の最初および最後に履修した学生に対するアンケート調査を行い、その結果を分析することによってさらなる授業改革の知見を得ることを目的とした。質問した項目は、高齢者との同居経験、UDに対するイメージ、授業を終えての理解度、役に立つと感じた授業内容などである。結果として、UDに対するイメージと授業の理解度には関連がある可能性のあることや役に立つと感じる授業内容には開きのあることが示された。我々は、さらに授業手法についても検討を重ねることにより、本学独自のUD教育をさらに充実させていきたいと考えている。

Universal design (UD) for second grade students is a compulsory subject in our university that views it as a keystone of education. The UD class has been improved throughout the ten years since the establishment of the university. We conducted questionnaire surveys targeting the students who took the UD class, at the beginning and end of the class, to learn more about the class improvement from the analysis of the result. The questions asked in the surveys included experience of living with elderly family members, image of UD, understanding of UD after taking the class, course content that they felt helpful, etc. The result showed that there was a connection between the image and the understanding of UD and that the course content that the students felt helpful varied from student to student. We would also like to examine the teaching method to enhance our original UD education.

1. はじめに

本学では、ユニバーサルデザインを重要な教育の柱と位置づけ、デザイン学部共通の必修科目として開講している。開学時からその位置づけは変わらないが、教育内容や具体的なテーマなどについては試行錯誤を重ねられてきた。もとも、ユニバーサルデザインを学部単位で大人数に履修させるというカリキュラムは希有のものであり、大学独自のユニバーサルデザイン教育を発展させる必要があったのである。

開学から十年が経過した今、ユニバーサルデザインを取り巻く社会の情勢も変化しており、同時に学生に伝えるべき内容や視点というものも変化している。ユニバーサルデザイン教育に関して根底から見つめ直す段階に来ているのかも知れない。

これまでの十年で、学生の状況を見ながら教育の内容に検討を重ねては来たものの、その手法は確たる情報に基づいてのものではなかった。そこで今回は、授業内容を改革するため、対象となる学生の現状を把握することを目的とし、受講者の状況、ユニバーサルデザインへのイメージや理解度などを質問項目としたアンケート用紙を授業の初回と最終回に配布し、分析を試みた。

なお、今回の報告で「アンケート」と称しているのは、全学的に実施されている授業アンケートとは異なるものであり、授業担当で独自に作成したものである。

2. 授業の概要

「ユニバーサルデザイン」はデザイン学部の2年前期に

開講されている必修の科目であり、2コマ（90分×2）の授業である。開学時は、「ユニバーサルデザイン」という講義科目と「ユニバーサルデザイン演習」という演習科目に履修上は分かれていたが、カリキュラム改変時に講義と演習を一体とした科目に変更された。単位数は当初の二科目を合計した3単位のままである。2010年度の担当者は4人、過去は6人が担当したこともある。受講者数は例年110～120名である。

授業の目標は、ユニバーサルデザインの実践的な理解、ユニバーサルデザインの視点での問題把握およびその解決提案を行うことができる応用力の獲得である。授業の回数は決まっているため、それらのバランスをいかに図るかが例年の課題である。また、実際に問題把握と応用力の獲得をするための具体的手法についても、毎年検討が重ねられてきた。

そのような授業の目標を踏まえ、2010年度に実施した授業内容は表1に示す通りである。講義と演習を一体とした授業ではあるが、概ね前半を講義形式、後半を演習方式としており、これは開学当初から変わっていない。講義形式では、ユニバーサルデザインの理念や条件、展開等を講義した上で、障害を持った人々の実生活などについて特別講師を招聘して講義を行った。演習方式では、学生を7人程度のグループ化し、市販製品（電気炊飯器や電気ポット）および店頭などで配布されている地図を分析した上で報告させた。その後、その分析した内容をもとに個人でテーマを選定し、ユニバーサルデザイン理念に基づく提案をパネルにまとめ提出した。最後にまた講義形式として、学科別に専門性を高めたユニバーサルデザインの展開について講義および演習を行った。

なお、これらの内容については学外へも報告してきた⁽¹⁾
⁽²⁾ など。詳細な内容についてはそれらを参照されたい。

表1. 2010年度の授業内容

形式	具体的内容
講義	オリエンテーション（アンケート）
	UDの理念と条件
	UDの展開（製品、メディア、空間の現状）
	車いす使用者、視覚障害者による講演* 色覚と色彩設計*
演習 グループ研究	電気炊飯器、電気ポット、地図等の分析
	高齢者疑似体験を通しての分析 分析結果報告
演習 個人課題	グループ研究の分析をもとにテーマ検討
	UDに基づく解決案をまとめる
	提案パネルを作成 プレゼンテーション
講義・演習	学科別に専門性を高めたUDの展開 （アンケート）

3. 方法

3-1. 配布方法と質問項目

学生にアンケートを配布したのは、授業の初回（4月14日）および最終回（7月21日）である。それぞれの講義終了時に10分ほどの時間を確保し、出席者全員にアンケート用紙を配布し、記入させた。履修者数は123名であったが、初回アンケートの回収数は116、最終回アンケートの回収数は100であった。

質問の項目は初回アンケートと最終回アンケートで共通した部分と異なっている部分とがある。それぞれの質問項目と回答の選択肢について表2に示す。

アンケートを記名式とした理由は、授業の前後での変化を検討するためである。また、初回アンケートには直接的に結果を参考としない項目も含まれていた。これは、授業の導入時に自らの状況を学生に記述させることで、ユニバーサルデザインに対する意識を確認させる意味も持たせたからである。

ユニバーサルデザインに対するイメージ（表2における⑦）は、左右に対となる言葉を配置した数直線上に印を付けて答えさせる評価尺度法を用いた。5段階や7段階とはせずにアナログスケールとし、マイナスイメージの極を0、プラスイメージの極を10として定規で測定して数値化した。

なお、授業内でアンケートを求めたのは今年度のみではない。統一された質問項目ではないものの、高齢者との関わり（同居経験など）については同様に質問している。今回は、高齢者との同居経験、介護経験について2005年度に採ったアンケート結果からの数値も引用し、学生の状況に関する比較を試みる。2005年度は授業の初回のみにアンケートを配布し、回収数は111であった。

3-2. 分析方法

選択肢のある項目（表2の中で②、③、④、⑤、⑦、⑪、⑫、⑬）については選択した割合を求めた。イメージ（表2の⑦）については回答者の平均値を求め、さらに項目間の相関マトリックスを作成した。ユニバーサルデザインを説明するときの事例（表2の⑨）については、単語単位で数え、回答の多い順にまとめた。また、授業の理解度（表2の⑪）は回答別にグループを分け、それぞれの理解度別に他の項目との関係を調べた。自由記述および将来のデザインとの関わりについてはデータ化したものの、今回は特に分析対象とはしていない。前者は回答が多岐にわたるためであり、後者は選択肢を大幅に変更したことにより、前後の比較が困難となったためである。

4. 結果および考察

4-1. 対象学生の履歴・状況

65歳以上の高齢者と同居した経験について図1に示す。同居経験の無い学生は4割を超えており、現在も一緒に暮らしている学生は約1/4程度である。2005年度に採ったアンケートの結果は、「一緒に暮らしている」が26%、「以

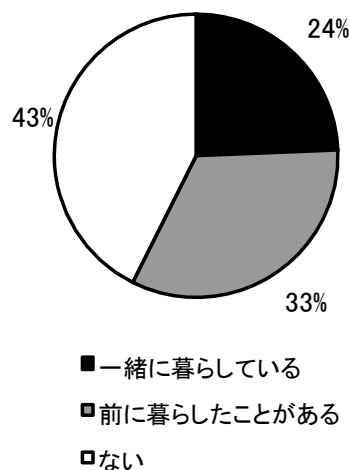


図1. 高齢者との同居経験

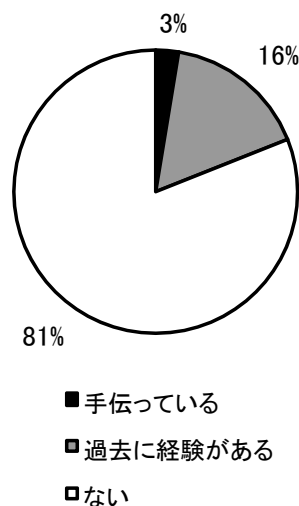


図2. 高齢者介護の経験

前に暮らしたことがある」が21%、「経験無し」が53%であった。5年前からすると同居の経験が無いという学生は減っているが、同居中の学生はほぼ同じである。

高齢者介護の経験について図2に示す。ほぼ8割が介護の経験は無いと答え、現在手伝っているという学生は3%であった。2005年度の結果では、「手伝っている」が6%、「過去に経験がある」が15%、「経験無し」が79%だった。介護経験のない学生は2010年度と同様にほぼ8割であり、

同居経験と合わせてこの5年間で学生と高齢者との関わりにおいて大きな変化は無かったものと思われる。

続いて障害のある人の生活や暮らしについて聞いた結果を表3に示す。ほぼ2/3の学生は「知らない」と回答しているが、その程度を聞いていないため全く知らないとは考えづらい。知っている中から、どの障害を持つ人を知っているかを見ると、「上肢・下肢障害」が多かった。これは、高齢者が脳梗塞などによって片麻痺などの障害を持つケー

表2. 授業初回および最終回のアンケート質問項目

質問項目（回答の選択肢がある場合は下段に選択肢）	
①学科・学籍番号・氏名	初, 終
②高齢者（65歳以上）との同居経験 一緒に暮らしている, 前に暮らしたことがある, ない	初
③高齢者介護を手伝った経験 介護の手伝いをしている, () 年前にしたことがある, ない	初
④障害のある人の生活や暮らしを実際に知っているか 実際に知っている（視覚, 聴覚, 上肢・下肢, 知的, その他から選択）, 知らない	初
⑤ユニバーサルデザインについて知っていると思うか 内容や意味を知っている, 言葉は知っている, 知らない	初
⑥将来どのようにデザインとかかわりたいか デザイナー（生産・メディア・空間）などデザイン業務, 企画・開発・営業企画などデザインに関連する業務, デザイン以外の業務, デザインに関連した教員・研究者・公務員など, 作家やアーティスト, その他 造形や設計などのデザイン業務, 企画・開発などデザインにかかわる業務, 営業企画・販売などのデザインに関連する業務, デザイン以外の業務, デザイン関連の教員・研究者・公務員など, アーティスト系のデザイナー・作家や工芸家, デザインを自分の趣味や楽しみとして行いたい, 大学・大学院などでデザインなどの研究・勉学をつづけたい, その他	初 終
⑦デザインを仕事にする場合, ユニバーサルデザインについて学ぶことは必要だと思うか 必要だと思う, あまり必要ない, 必要ない, わからない	初
⑧ユニバーサルデザインに対してどのようなイメージを持っているか 使いやすい－使いにくい, 福祉的－一般的, 魅力的－魅力がない, 不必要－必要, 親しみやすい－親しみにくい, 美しくない－美しい 上記項目に加え, 先進的－古くさい, 理念的－実際の	初 終
⑨家族や友達にユニバーサルデザインを説明するときの事例（製品・環境を2つ）	初
⑩この授業に期待すること（自由記述）	初
⑪授業を終わって, ユニバーサルデザインについてどのくらい理解できたと思うか 他の人にUDを説明できるくらい理解できた, 自分のなかでは十分理解できた, 十分ではないが大体理解できた, まだよく理解していない, まったくわからない, その他	終
⑫これからの仕事に, 「ユニバーサルデザインの考え方や視点」は役にたつと思うか 役に立つ, やや役に立つ, あまり役に立たない, 役に立たない, わからない	終
⑬この授業で役に立ったと感じた授業は以下のどれか（複数回答可） ユニバーサルデザインに関連した講義, 障害者の生活などの講演（車いす使用者, 全盲者）, 高齢者疑似体験, グループ研究（炊飯器・ポット・案内図のデザイン分析）, 個人テーマの研究とパネル作成, 中間・最終発表会, 最後の学科別展開授業	終
⑭ユニバーサルデザインの授業で力を入れてほしい分野や授業について（自由記述）	終

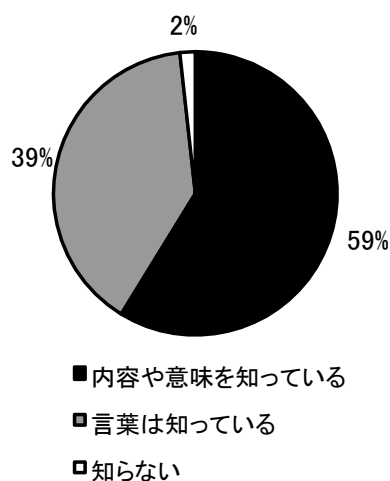
スが多いため、自分の周囲にそのような状況があったことも予想されるが、今年度については車いす使用の学生がいることから、その友人として知っているという回答によるものと思われる。

表3. 障害者の生活への認知度

知っている	35 (30.4%)	視覚障害	7
		聴覚障害	7
		上肢・下肢障害	21
		知的障害	11
		その他の障害	3
知らない	77 (67.0%)		
その他	3 (2.6%)		(人)

4-2. ユニバーサルデザインに対して

ユニバーサルデザインを知っているかどうか（他の調査では認知度として質問されている）について聞いた結果を図3に示す。「内容や意味を知っている」が59%、「言葉は知っている」が39%であり、「知らない」と答えたのは2%であった。浜松市が市民に対して2005年度に行った調査⁽³⁾によると、「詳しく知っている」が2.7%、「知っている」が34.6%、「言葉だけは聞いたことがある」が35.5%、「まったく知らない」が26.2%だった。また、静岡県が県民に対して2005年度に行った調査⁽⁴⁾では「意味まで知っている」が30.9%、「言葉は知っている」が36.1%、「知らない」が31.5%だった。市民や県民に対する調査は5年前であり、高齢者も含む幅広い年齢層であるとはいえ、「知らない」との回答が2割から3割程度はある。「内容や意味を知っている」に相当する部分も、市民や県民では3割から4割程度となっているが、本学学生では約6割である。したがって、一般的な浜松市民や静岡県民と比較すると、本学のデザイン学部生はユニバーサルデザインに対する理解はあらかじめ高かったと予測される。



ユニバーサルデザインを学習する必要性については96%が「必要」と答えた。しかしながら、授業内に記名式で聞くと言うことで、この質問は真の回答が得られにくいものであろう。よって論じることは困難である。

ユニバーサルデザインを説明するときの事例について、回答の多かった上位10個の言葉を表4に示す。上位から順に「スロープ」が41人、「トイレ（多目的トイレ含む）」29人、「シャンプー」21人であった。1位のスロープと2位のトイレは車いす使用者を主として視野に入れた事例である。また、手すりや駅、段差など建築・空間系の事例も多かった。さらに、5位では「SUAC（静岡文化芸術大学）」が挙げられており、他の項目も大学内に設けられているものが多い。授業初回における質問であるため、そのような学内設備との関連から来る印象もあったのであろう。さらに、二つの事例を挙げさせたのだが、それほど回答は集中しておらず多様な例が挙げられた。これも受講前ということで、それまでに他の授業で挙げられた事例、入学前に学んだ事例など、ユニバーサルデザインに接した状況が様々であったということであろう。

授業初回と最終回におけるユニバーサルデザインへのイメージを図4に示す。図に示す▲は初回の平均値であり、■は最終回の平均値である。前後の結果がほぼ等しい項目が多く、「使いやすさ」は前後で一貫して使いやすいイメージとして捉えている。また、「必要性」は若干イメージが変化しているものの、平均して高い。「福祉的」（逆は「一般的」）については、授業前後で最も差の生じた項目である。授業初回にはかなり「福祉的」とのイメージが強かったのに対し、最終回にはかなり「一般的」へと変化した。これは、授業においてユーザの広がり重視するためにコストの面や障害を持っていない人の使用性・利便性という観点、すなわち福祉機器というよりも一般的な製品としての扱いという点について触れてきた結果であろう。

ユニバーサルデザインが役に立つかについての結果を図5に示す。70%が「役に立つ」と回答し、「やや役に立つ」

表4. ユニバーサルデザインを説明する際の事例

順位	説明例	人数
1	スロープ	41
2	（多目的）トイレ	29
3	シャンプー	21
4	手すり	14
5	SUAC	12
6	駅	9
7	エレベーター	9
8	段差（をなくす）	9
9	（ドラム型）洗濯機	8
10	自動販売機	6
	点字ブロック	6

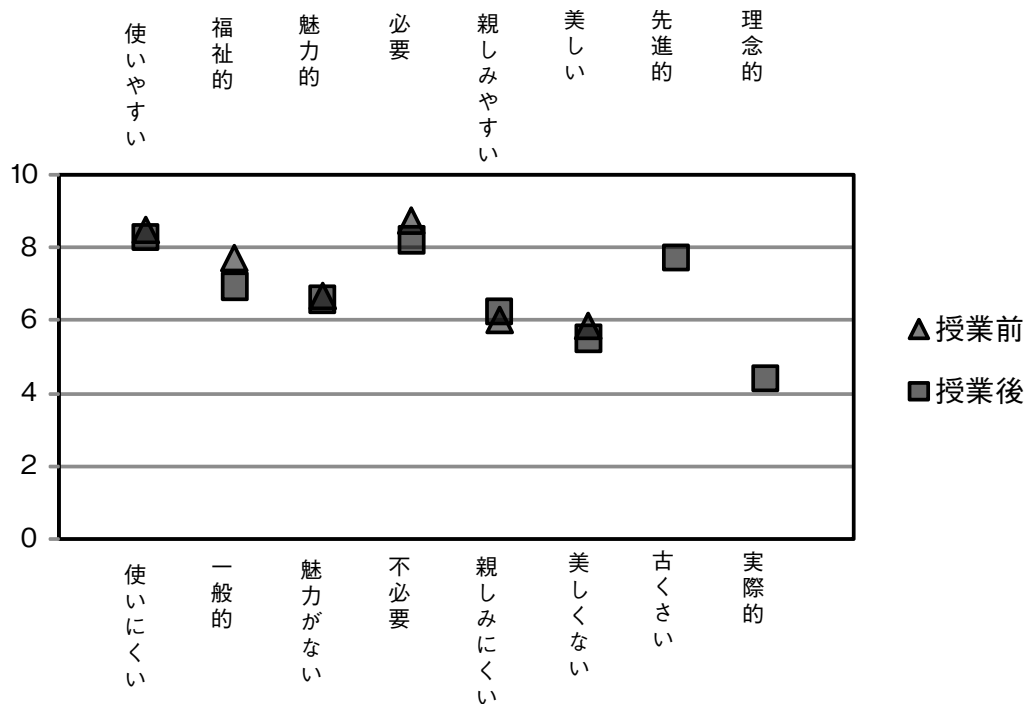


図4. ユニバーサルデザインに対するイメージ（授業前後）

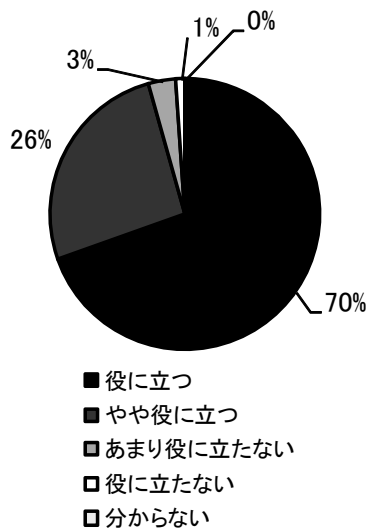


図5. ユニバーサルデザインが役に立つと思うか

も加えると96%となる。これも先述したユニバーサルデザインの必要性についての回答と同様、真の回答が得られにくいものだったかも知れない。また、表2にあるように「これからの仕事に」役に立つかを聞いている。これらの質問は、授業内容を自らの将来と関連づけて受講して欲しいという教育的目的に基づく視点が強く、結果については本稿で論じにくい。

4-3 授業内容と理解度

ユニバーサルデザインの授業を受けて役に立ったと感じた内容について、その回答数を表5に示す。回答数が最も多かったのは「障害者の生活などの講演（車いす使用者、全盲者）」であった。これらは特別講師によるもので、我々

の理論的な講義に続けて具体的なかつ現実的な講演であったため、受講者に受け入れやすかったものと思われる。さらに「高齢者疑似体験」、「個人テーマの研究とパネル作成」、「グループ研究（製品のデザイン分析）」、「ユニバーサルデザインに関連した講義」なども100人中で30人台後半から40人台と比較的多かった。これまでに検討してきた授業内容のそれぞれは、概ね肯定的に捉えられていたと言えよう。「中間・最終発表会」について回答数が少なかったことは、ユニバーサルデザインの教育と直接の関わりがないためここでは論じないが、「学科別展開授業」がその次に少なかったことはさらに検討の余地がある。デザイン学部の3学科におけるユニバーサルデザイン教育の内容は、基礎的部分については共通化できるものの応用的部分になると高い専門性と同時に伝えていく必要があり、この「学科別展開授業」が活かされると考えているのだが、それが伝わっていなかったということであろう。理念を理解してもらうという基礎的な面と、実際のデザインに活かす

表5. 役に立つと感じた授業内容

授業内容	回答数
UDに関連した講義	36
障害者の生活などの講演	48
高齢者疑似体験	40
グループ研究（デザイン分析）	38
個人テーマの研究とパネル作成	40
中間・最終発表会	12
学科別展開授業	24

ことが出来るという応用的な面とのバランスは、今後の検討課題であると言える。

ユニバーサルデザインに対する理解度について図6に示す。「他の人にユニバーサルデザインを説明できるくらい理解できた」は2%しかいなかったものの、「自分の中では十分理解できた」が39%、「十分ではないが理解できた」が52%と高い割合だった。それらよりも理解度の低い回答は7%であり、概ね、高い理解度を得られていた。

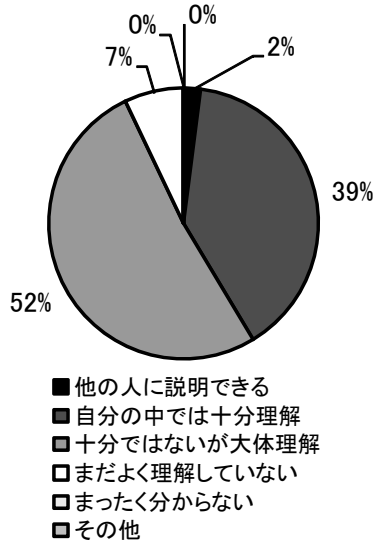


図6. ユニバーサルデザインの理解度

4-4. 理解度と他項目との関わり

先に示したユニバーサルデザインの理解度ごとにグループ化し他の項目との関係を検討した。まず、最も理解していたとの回答は2%しか無かったため、「十分理解できた」という回答者と併せ、「十分ではないが理解できた」、「まだ良く理解していない」の3グループとした。それら理解度別のユニバーサルデザインへのイメージ（授業後に聞いたもの）を図7、役に立つと感じた授業内容を図8に示す。理解度別にイメージを見ると、「使いやすさ」「魅力的」「必要性」「美しさ」などは理解度が高いほど、高い値を示している。逆に、「福祉的」については理解度が高いほど、低い値である。すなわち、理解度が高いグループはユニバーサルデザインを「一般的」と感じている。また、役に立つと感じた内容では、理解度の高いグループは「個人テーマ研究とパネル作成」の他、幾つかの内容で高い値を

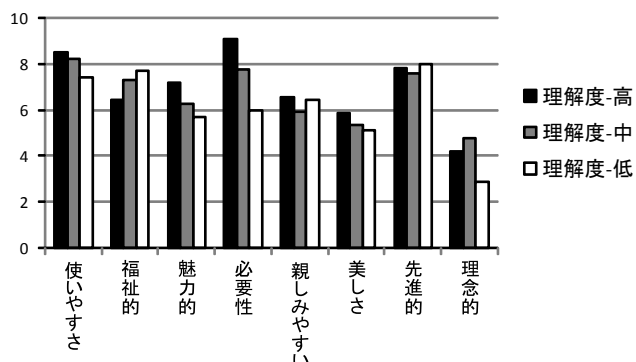


図7. 理解度別のUDに対するイメージ

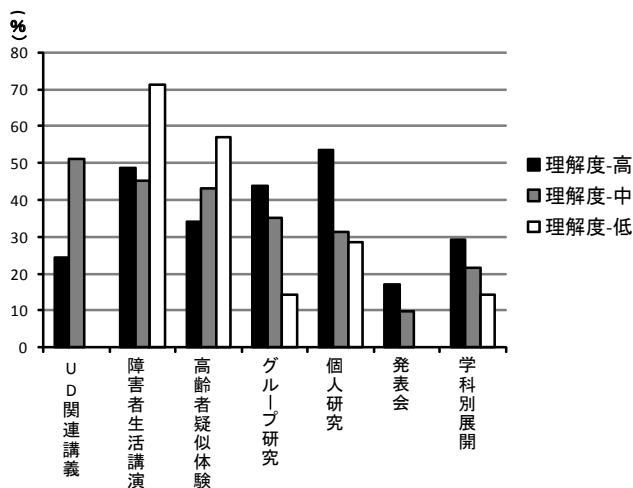


図8. 理解度別の役に立つと感じた授業内容

示しているが、理解度の低いグループでは特別講義である「障害者などの講演」、「高齢者疑似体験」の値が高く、逆に「ユニバーサルデザイン関連講義」や「発表会」などでは回答が無いなど、項目間の差が大きかった。理解度の高い学生は能動的に受講するために個人研究を役に立つと感じ、理解度の低い学生は講義を聞くという受動的な態度にとどまっているために高齢者体験や経験論的な内容を役に立つと感じ、そしてそれ故に理解度へと繋がらなかったのかも知れない。

4-5. イメージ項目間の相関マトリックス

授業初回に聞いたユニバーサルデザインへのイメージにおける項目間の相関係数を表6に、授業最終回に聞いた項目間の相関係数を表7に示す。高い相関を得られたのは、授業後の「使いやすさ」と「魅力的」、その次が「使いやすさ」と「必要性」である（いずれも $p < 0.01$ ）。すなわち、使いやすいというイメージを持つものは魅力的と回答し、必要であると回答している。ところが、授業初回の項目間では、「使いやすさ」と「必要性」の相関係数は高いものの（ $p < 0.01$ ）、「魅力的」は高くない（ $p > 0.05$ ）。

また授業最初のイメージでは、項目別に見ると「福祉的」の相関係数は全体的に低かった。しかしながら、授業最終のイメージでは、「福祉的」と他の項目の相関係数が高くなっている。特に「魅力的」や「美しさ」との相関が高い。すなわち、より「一般的」（福祉的とは逆の言葉として聞いた）と回答したものはより「魅力的」、またより「美しい」と回答しているようである。授業では、ユニバーサルデザインを福祉（特殊なもの）として捉えるのではなく、ユーザを広げるイメージからより一般的な製品・空間として捉えるように伝えている。おそらく、授業前はその点についての理解がないために福祉的か一般的かというイメージはばらつき、他の項目との相関が高くなかったであろうし、授業後にはその理解をもとに一般的かつ魅力的というイメージが強くなったのであろう。

表6. UDに対するイメージ項目間の相関マトリックス (授業初回)

	使いやすさ	福祉的	魅力的	必要性	親しみ	美しさ
使いやすさ	1.000	0.121	0.197	0.400	0.281	0.186
福祉的	0.121	1.000	0.062	-0.067	-0.047	0.077
魅力的	0.197	0.062	1.000	0.153	0.272	0.250
必要性	0.400	-0.067	0.153	1.000	0.057	0.228
親しみ	0.281	-0.047	0.272	-0.057	1.000	0.106
美しさ	0.186	0.077	0.250	0.228	0.106	1.000

表7. UDに対するイメージ項目間の相関マトリックス (授業最終回)

	使いやすさ	福祉的	魅力的	必要性	親しみ	美しさ	先進的	理念的
使いやすさ	1.000	-0.117	0.543	0.363	0.168	0.293	-0.026	-0.050
福祉的	-0.117	1.000	-0.287	-0.266	-0.224	-0.272	-0.025	0.121
魅力的	0.543	-0.287	1.000	0.330	0.132	0.361	0.159	-0.081
必要性	0.363	-0.266	0.330	1.000	0.073	0.312	0.071	-0.174
親しみ	0.168	-0.224	0.132	0.073	1.000	0.253	0.330	-0.197
美しさ	0.293	-0.272	0.361	0.312	0.253	1.000	0.115	-0.300
先進的	-0.0263	-0.0253	0.1594	0.0705	0.3303	0.1147	1.000	-0.219
理念的	-0.050	0.121	-0.081	-0.174	-0.197	-0.300	-0.219	1.000

5. まとめ

ユニバーサルデザインの受講者に対し、授業の初回と最終回に聞いたアンケートについて分析した結果、受講者の理解度に応じてユニバーサルデザインへのイメージや役に立つと考える内容に差異のあることが示唆された。また、授業の前後において、ユニバーサルデザインへのイメージも変化し、さらにそれらの関連性も変わってくることが分かった。

例年、ユニバーサルデザインの履修者数は110~120名となる。この人数に対してよりユニバーサルデザインへの理解を促し、応用力を涵養するためには、全体を一律と考える授業構成ではなく個々により適合した内容を検討する必要があるのかも知れない。もしくは他の授業との連携を高めていかねばならないのかも知れない。そういった点をさらに検討していくために、理解度別や授業前後などの観点で得られた今回のデータは、何らかの一助となると思われる。

なお、本研究は平成21年度学部長特別研究「次世代ユニバーサルデザイン・教育」の一部として実施された。

引用文献

- (1) 静岡文化芸術大学におけるユニバーサルデザイン教育・活動: 河原林桂一郎, 古瀬敏, 坂本鐵司, 迫秀樹, 的場ひろし, 三好泉, IAUD Newsletter, vol.2(11), 2010.
- (2) Teaching universal design to undergraduate students at the Faculty of Design: Satoshi Kose, Tetsuji Sakamoto, Izumi Miyoshi, Hideki Sako, Proceedings of Include 2007.
- (3) 浜松市ユニバーサルデザイン市民意識調査結果報告書: 浜松市, 2005.
- (4) 県民へのユニバーサルデザイン意識調査結果報告書: 静岡県, 2005.

筋電センサの認識に関する新しいアプローチ

New approach for EMG sensors

長嶋 洋一

デザイン学部メディア造形学科

Yoichi NAGASHIMA

Department of Art and Science, Faculty of Design

これまで3世代の筋電センサ楽器を開発してきたが、新しい第4世代の筋電センサ楽器の研究開発に向けて、新しい筋電情報センシング手法とともに、手首から前腕の付近で計測検出できる音楽表現のためのポーズ・ジェスチャーについて検討した。

This is a report EMG musical instruments for Media Arts. I have developed three generations of EMG instruments, and the new target (4th generation) is the effective instruments for musical gesture/nuance.

1. はじめに

筆者はこれまで、ライブ・コンピュータ音楽の領域において、マイクロエレクトロニクス技術やセンサ技術などを活用して、伝統楽器を改造したり新しいセンサデバイスや生体計測信号を活用した「新楽器」を多数、製作してきた[1-7]。特に筋電情報を活用した「筋電楽器」については、世界的に有名な"BioMuse"の開発者であるAtau Tanaka氏とも交流し、オリジナルの筋電楽器「MiniBioMuseシリーズ」を3世代にわたって開発し、世界各地での公演において活用してきた[4]。このようにオリジナルセンサを用いた実験的なシステムをリアルタイムパフォーマンスの現場に応用することで、開発の過程や作品・公演の中から新たな研究テーマや課題が出てくることも多い。本研究では新たなステップの目標として「音楽的ニュアンスの認識」を設定し、より高度な音楽的表現(ジェスチャー)を検出するシステムの開発を目指した。本稿では、新たな技術による第4世代のセンシング・ハードウェアの開発・実験について紹介し、ジェスチャーの特性を分類して表現の可能性を拡大させるセンシング(認識)手法について検討する。

2. MiniBioMuse-III(第3世代)までの筋電楽器の研究

2.1 腕の筋電情報のセンシング

人間の随意運動のセンシング対象としては、歴史的に「手/腕」が重視されており、文献においても「腕の筋電情報」を取り上げたものが多い[8-21]。筋電センサを活用したコンピュータ音楽やインターフェースに関するテーマでは、IRCAM/CCRMAのAtau Tanaka氏による"BioMuse"を利用したヒューマンインターフェースの研究と音楽パフォーマンス活動(sensorband)が国際的によく知られている[18-19]。ここでは、両腕の異なる2箇所ずつ(前腕と上腕)に筋電センサ電極を取り付け、伝統的な楽器と変わらない修練と習熟により、身体表現としての演奏情報をリアルタイム音響合成パラメータに適用した演

奏を行ってきた。この"BioMuse"は市販の製品であるが、センサの銀-塩化銀電極を導電ジェルによって取り付ける手間、その電極の寿命と交換の手間、システムとしての大きさと重さ、そして何より高価である(約3万ドル)ことなど、活用しているAtau Tanaka氏自身も、いくつかの課題を指摘するものだった。これはもともと音楽用途というよりも、身体障害者のための意志伝達手段や、脳波・眼球筋肉運動などの検出にも利用できる汎用生体センサであるため、医用機器としての信頼性やコスト要求からして当然であるとも言える。

筆者は研究協力者としてアナログ電子計測の専門家の照岡正樹氏らと交流し、各種の高精度センサ、生体センサ等を研究開発してきた。「小型軽量可搬・バッテリー駆動・リアルタイムに筋電情報をMIDI化・シンプルで安価」な筋電センサを目標として掲げ、敢えて"MiniBioMuse"と名付けた実験・開発を進めた。通常の物理量センサに比べて、生体センサには個人差・高感度・ノイズ抑止・使用感などの課題が加わる。「個人差」とは、同じ生理指標でも個人ごとのばらつきが大きく、筋電で言えば、非力な(体育会系でない)人の中にはまったく筋電パルスが検出できない人もいる、という状況である。「高感度」とは人間は電気鰻ではないので、電気信号として得られる情報は全て微弱であり、高倍率増幅は必至である。「ノイズ抑止」は技術的にはもっとも重要で、生体から発生する他の信号、周囲環境から混入するノイズ信号とともに、ハム(商用交流電源の高調波ノイズ成分)の除去が切実な課題となる。「使用感」とは、ベッドに固定されているわけではなく音楽演奏という身体表現に利用することを目的とするので、自然な動作を制限するような形態でセンサを取り付けることができない、という実装上の課題である。

2.2 筋電センシング・フロントエンド回路と筋電センシング電極

これまでに3世代にわたって開発してきた筋電楽器の筋電センシングのフロントエンド回路において、特に第2世

代から第3世代では、高入力インピーダンスの差動増幅回路を実現するために、デュアルFETによる定番回路を採用してきた。また両腕の筋電センシング電極には、第1-2世代では、パソコンのメモリ増設時に静電気破壊を避けるために利用するリストバンドを改造した簡易電極を使用した。第3世代では本格的な電極バンドを製作した。ベースとして介護用の伸縮ベルト(マジックテープで固定)を使用し、ここに洋裁用の金属ボタンをカシメて、その上に純銀円板をハンダ付けした。ボタンを単に嵌め合わせとせず、接触抵抗と接触不良があるために電線を直接にハンダ付けした。ベルトには2電極のペアが合計9列並び、中央の1列をノイズ抑止のための差動回路の基準電位として、両腕で計16チャンネルを検出した。

2.3 "MiniBioMuse-III"の応用・公演

第3世代の筋電楽器"MiniBioMuse-III"を、新作の作曲・改訂とともに実際に公演に使用した記録をまとめると以下のようになる[22]。

- ・コンピュータ音楽作品"BioCosmicStorm-II"、作曲2001年、2001年9月19日『Workshop in CCMIX』(スタジオCCMIX(パリ)、パフォーマンス：長嶋洋一)
- ・コンピュータ音楽作品"BioCosmicStorm-II"、作曲2001年、2001年9月25日『Ensembleconcert of "Human Supervision and Control in Engineering and Music"』(Kasseler Sparkasse Wolfsschlucht Kassel, Germany、パフォーマンス：長嶋洋一)
- ・コンピュータ音楽作品"BioCosmicStorm-II"、作曲2001年、2001年9月26日『Ensembleconcert of "Human Supervision and Control in Engineering and Music"』(Altonaer Museum Hamburg, Germany、パフォーマンス：長嶋洋一)
- ・コンピュータ音楽作品"Quebec Power"、作曲2003年、2003年5月24日『NIME03』(カナダMcGill 大学Pollackホール、パフォーマンス：長嶋洋一、コラボレータ：小川裕己・鈴木力哉)
- ・コンピュータ音楽作品"Wriggle Screamer"、作曲2004年、2004年6月6日『MAF2004公開 レクチャーコンサート』(SUAC、パフォーマンス：長嶋洋一)
- ・コンピュータ音楽作品"BioCosmicStorm-III"、作曲2004年、2004年8月30日『STEIM 公開 レクチャーコンサート』(STEIM、アムステルダム、パフォーマンス：長嶋洋一)
- ・コンピュータ音楽作品"Coin's Journey-2"、作曲2004年、2004年9月17日『La Kitchen 公開 レクチャーコンサート』(La Temple、パリ、パフォーマンス：長嶋洋一)
- ・コンピュータ音楽作品"BioCosmicStorm-III"、作曲2004年、2004年9月17日『La Kitchen 公開 レクチャーコンサート』(La Temple、パリ、パフォーマンス：長嶋洋一)
- ・コンピュータ音楽作品"Wriggle Screamer II"、作曲2005年、2005年5月27日『NIME05』(カナダUniversity of British Columbia、パフォーマンス：

長嶋洋一)

- ・コンピュータ音楽作品"BioCosmicStorm-III"、作曲2007年、2007年3月26日『互動藝術展演 コンサート』(国立台湾師範大学ホール、台湾、パフォーマンス：長嶋洋一)
- ・コンピュータ音楽作品"Resonated Vibrations"、作曲2008年、2008年12月20日『メディアアートフェスティバル2008』(静岡文化芸術大学、パフォーマンス：長嶋洋一)

3. 第4世代の筋電楽器の開発に向けて

上述のように、第3世代の筋電楽器"MiniBioMuse-III"は、世界各地まで持ち歩いて劣悪なステージ環境にも耐えて活躍したために、その後の新しい開発・改良はしばらくストップした。これは、Atau Tanaka氏の演奏でもそうであったように、人間の演奏者は楽器に熟達することで、初めて装着した人には想像できないほど色々なニュアンスを表現できるようになって(慣れて)しまうためである。その一方で、初めて筋電楽器を体験する人にとっても色々なニュアンスを表現できるようにしてみたい、従来よりも多種のボディランゲージ(ジェスチャー)をセンシング(認識)してみたい、という目標が登場した。そこで今回、第4世代となる新しい筋電楽器の開発に挑戦することになった。

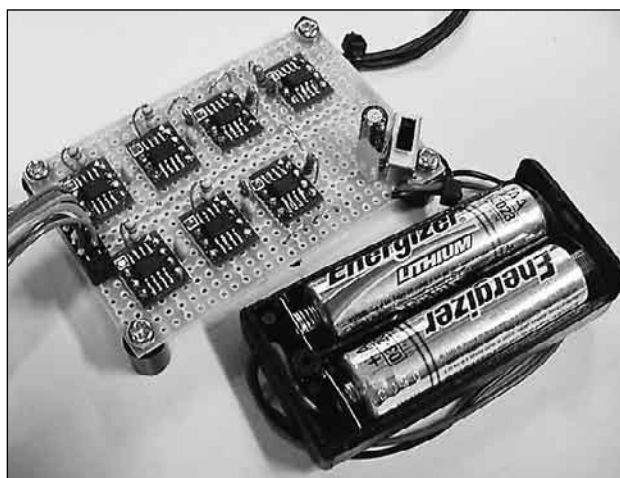
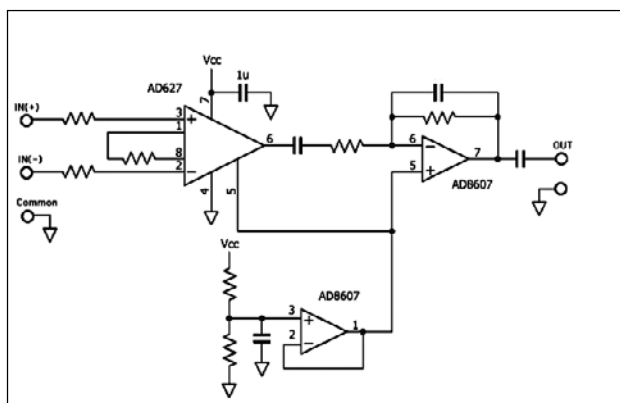


図 1 新しい筋電センシング回路の例と実験基板の外観

3.1 筋電センシング・フロントエンド回路

第3世代までは、デュアルFETなどディスクリート回路によって差動増幅回路を構成してきたが、最近の高入力インピーダンス高性能OPアンプの発展により、多くの筋電計測システムで使用されているアナログデバイス社のAD627/AD8607を採用することにした。図1は実験中の回路例と4チャンネル分を実装した基板の外観であるが、単一電源回路によって良好な性能のフロントエンド回路を実現できた。

3.2 筋電ベルトと電極配置と取り付け位置

第3世代の筋電ベルトは非常に良好な性能であり、両腕それぞれ8チャンネルのセンシングも十分な仕様であったが、今回は筋電ベルトにおいても新しい挑戦を試みた。筆者は12年前に、作曲家・後藤英氏(IRCAM)のために開発したリストバンド型コントローラ[23]において、アニメ「スーパージェッター」の流星号コントローラをイメージした。それはMiniBioMuse-IIIのように大袈裟な腕ベルトではなく、外観/取り付け位置は完全に腕時計である事がスマートさの秘訣である。しかし筋電情報は前腕あるいは上腕で検出する、というのがあらゆる筋電センシングの定番(常識?)であり、手首付近に筋肉があるのか、筋電情報が検出できるのか、半信半疑のまま実験を開始した。

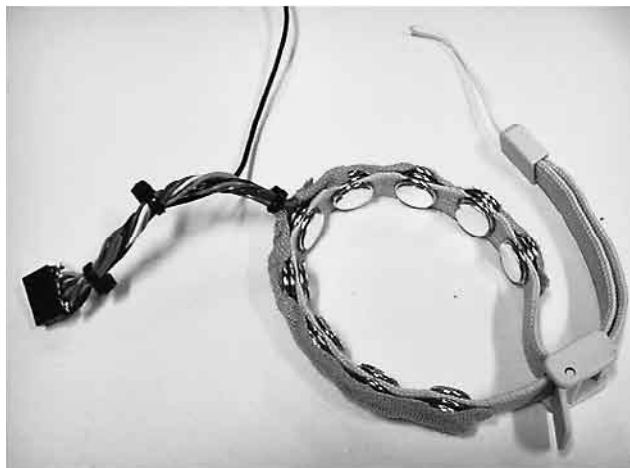


図2 純銀円盤電極による筋電ベルトの外観(上)と電極のアップ(下)

筋電電極の取り付け加工と筋電ベルトの柔軟性を両立させるために材料として採用したのは、携帯電話/リモコン用の布製ストラップである。約10ミリと非常に幅が狭い

ので、筋肉の走る方向に2電極を置くことは不可能であり、腕に締め付けて一周させる方向に電極を1列に並べ、手首周りの長さに配置できる電極数は9個が限界だったので、まず片腕用として行うセンシング実験のチャンネル数は4チャンネル(4ペア電極+1アース電極)と決定した。電極については、第3世代と同じ純銀円盤電極(直径10mm)を基本としたが、せっかくなのでもう1本、導電ゴムシートを10mm角にカットした電極を同様に配置したベルトも製作して、性能を比較してみることにした。図2は純銀電極による筋電ベルトの外観とそのクローズアップ写真、図3は導電ゴムシートによる筋電ベルトの外観とそのクローズアップ写真である。

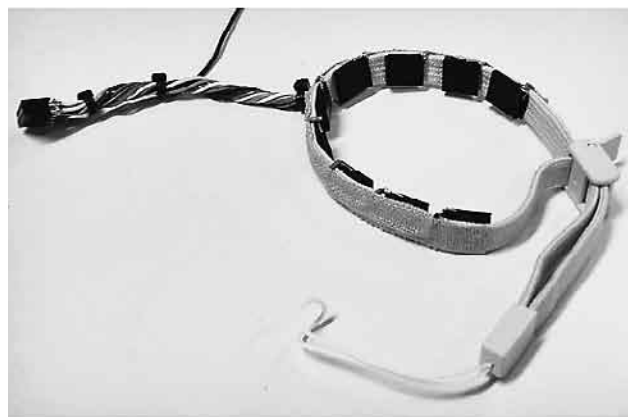


図3 導電ゴムシート電極による筋電ベルトの外観(上)と電極のアップ(下)

予備的な実験を進めるうちに判明したのは、ノイズをキャンセルするために差動増幅回路の基準電位として用いるアース電極(1個)が、腕の動きや筋肉の動きでわずかに浮くことで発生する接触不良「アーティファクト」が非常に大きい、という問題であった。これは第3世代では、介護用ベルトの伸縮性により密着されていることと電極が2個あることでほとんど表面化しなかったものである。アーティファクトによる筋電電極の電圧変動は、本来の電極からの筋電情報に対応した信号の電圧レベルの数倍以上あるので、筋電計測では絶対に避けなければならない、特に基準電極のアーティファクトは全ての筋電チャンネルの情報を同時に破壊することになる。そこで、基準電極の設置方式は将来的に効果的に密着できる手法を検討するとして、本実験ではさらに別のストラップに純銀円盤電極を5個取り付けたものを延長接続し、アース電極の問題を切り離した。図4は、前腕上部にこの別電極のベルトを締めて、

手首付近の本来の電極を離した状態からのウォームアップ(取り付けてどのくらいの時間で出力が安定するか)を計測した予備実験の様相である。図5はこの出力電圧であり、およそ3分ほどで出力電圧が安定し、脱力(写真上)と力を入れた状態(写真下)の変化が見えた。筋電計測とは、このようなわずかな波形の違いから全ての筋電情報を検出・認識するということである。

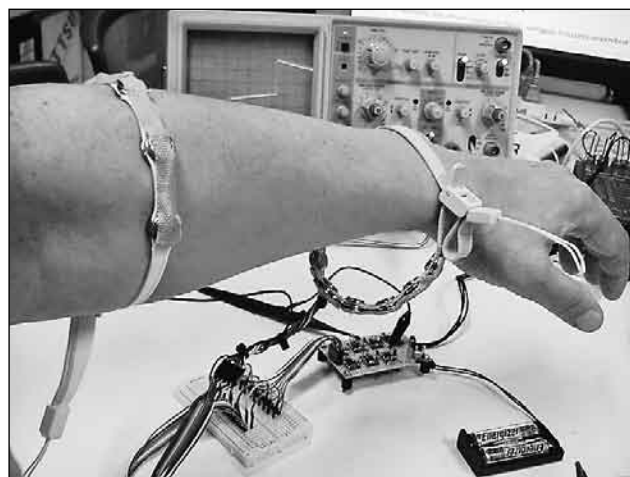


図 4 予備実験の様相(ウォームアップ)

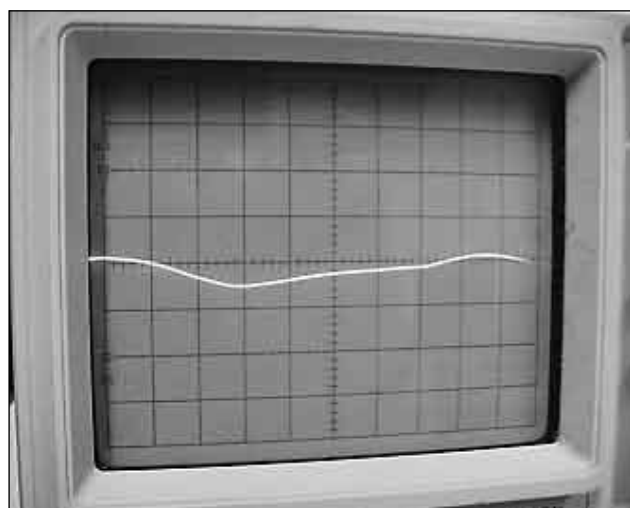


図 5 純銀円盤電極の出力信号例：脱力(上) 力を入れる(下)

3.3 筋電情報に対するFFT解析

第3世代までは、基本的に各チャンネルの筋電信号のパワー変化を音楽演奏パラメータとして検出する、あとはそのパラメータを音響生成・音楽生成のパラメータに動的にマッピングする、という手法であった。しかし最近では、これだけでなく筋電情報を時間的に変化する情報としてパターン認識するというアプローチが登場しており[21]、本研究ではこの路線から、筋電情報をFFTして新しいパターン認識を求めることにした。具体的には、Max/MSP/jitter(Max5)の環境において、筋電センサ信号を4チャンネル音響信号としてRoland社FA-101に取り込み、Firewire(IEEE1394)経由でリアルタイム入力して、サンプリング44.1kHz、量子化24ビット、FFTフレーム数4096として実数部・虚数部を求め、これを極座標に変換して強度データのみを抽出し(位相情報は無視)、周波数バンドのうち冒頭の50バンド(約10Hzきざみで0-500Hzの周波数バンド)をリアルタイムに表示するシステムを試作した。図6はその実験システムの外観と画面例である。

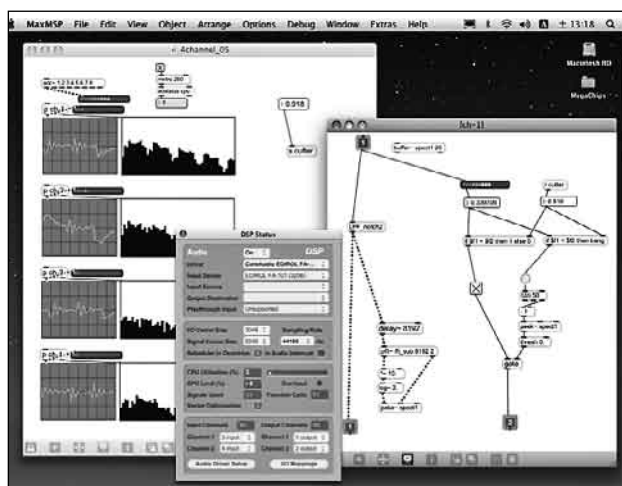
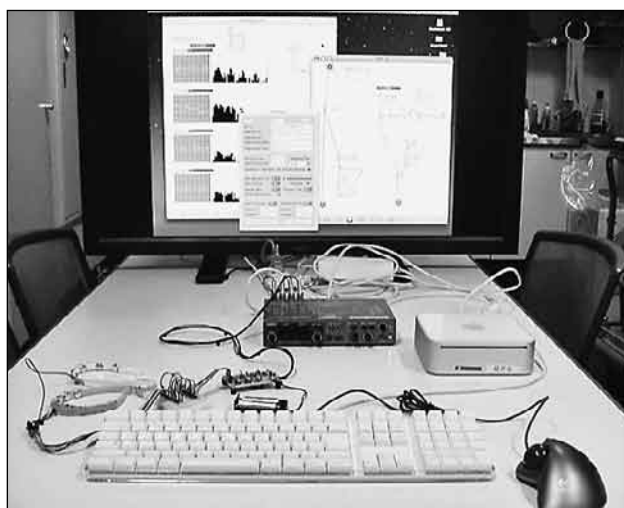


図 6 筋電情報検出実験システムの外観(上)と実験用Max5パッチ例(下)

4チャンネルの筋電信号を接続したFA-101によりA/D変換された筋電情報を受けるMax5パッチにおいて「adc~」オブジェクトの4出力はまず、不要な周波数成

分をカットするフィルタ群に入る(筋電センサ回路の出力はコンデンサ105によって直流カットされているので、この入力筋電信号にはもっとも簡単なハイパスフィルタが既にかかっている)。筋電関係の専門書によれば、表面筋電図(surface EMG)において、筋電信号の周波数帯域として有効なのは1000Hz以下、実質的には500Hz以下で十分である。そこでMax5のbiquadフィルタオブジェクトを多段接続した。具体的には、まず最初にカットオフ400Hz程度のローパスフィルタ、そしてレゾナンスを高めた(Q=2)ノッチフィルタ、すなわち特定周波数のみ急峻に減衰させるバンドエリミネートフィルタを、ハム環境である60Hzの整数倍として、60Hz・120Hz・180Hz・240Hz・300Hz・360Hz・420Hzの7段にわたって通過させている。これにより、前節のオシロ波形としては筋電信号よりも大きなレベルで乗っていた電源ハム成分をほぼゼロに抑えることができた。続くFFTブロックでは、Max5が標準オブジェクトとして提供する最大サイズの8192ステップのFFTサイズを指定し、スペクトルフレームサイズ・FFTホップサイズは共に4096、すなわち約93msecごとにハニング窓をかけてFFT処理した。周波数バンドはリニアに約10.8Hz単位である。このFFT出力の実数部と虚数部は極座標変換オブジェクト「cartopol～」によって強度と位相に変換され、必要なのはFFT各サブバンドにおける強度だけなので、これを10倍増幅し、さらに(筋電情報の定番として)2を底として対数変換し、インデックスを書き込みアドレスとした「poke～」によってMax5内で定義したバッファメモリに格納し、これを後段の処理において適宜、参照した。

また、筋電センサ入力レベルを直接モニタし、平均入力レベルが設定された閾値をこえた場合には閉じるゲートを経て、「peek～」によってバッファメモリに格納された周波数バンドごとの強度データを読み出し、出力する構成とした。これはハムやアーティファクトに起因する飽和レベルのデータをFFTブロックから出力させない、というためのものである。筋電信号のFFT出力としては、FA-101のオーバースペックであるオーディオ帯域(1000Hzから15000Hz)はまったく不必要なので、FFTの周波数バンドの最初の50個、すなわち0Hzからおよそ500Hzまでのデータだけを出力した。実際、ノイズの乗っていない状態でフルにFFT出力を見ても、前段フィルタでカットオフ400Hz程度の軽いローパスフィルタをかけていることもあり、これ以上の周波数成分はハムの整数倍成分の他には現れない。実際の筋電信号に対しては、FFTの各バンド出力は個々の筋繊維からのランダムパルスに対応してかなり変動するので、時間平均による平滑化が必要となる。

本研究において「筋電情報から音楽的ニュアンス(動的なジェスチャー)を認識する」というテーマに対して最初に構想した手法は、この筋電情報のFFTの各サブバンドの強度出力をそれぞれ時間変化する信号と捉えて、さらにもう一段FFTをかけてその低周波成分の変動パターンによって、繰り返し動作のジェスチャーを検出できないか、というアイデアであった。例えば指揮者が指先を「コチョコチョコくすぐる」ようにするジェスチャーに対して、指の動

きの筋電情報が、さらに1秒以下の周期でコチョコチョコ繰り返される動きとして抽出できないか・・・という発想である。

そこで4チャンネルの筋電情報がFFT化された段階で、このアイデアを実際に実験し、FFTの各バンドの出力をMax5の扱えるオーディオ情報に変換してFFTをかけてみた。センサ電極位置や各パラメータを色々に試した実験の結果、判明したのは、この方法ではジェスチャー認識に使える筋電情報が得られない、という事であった。ここで参考文献などをあらためて調査した結果、表面筋電情報の周波数スペクトル分析(FFT)において、40Hz以下の成分は筋肉の運動単位活動電位MUAPの発射パターン(頻度)に依存し、40Hz以上の成分はMUAPの波形に依存する、という報告を確認した。つまり、上記アイデアで再度のFFTで得られることを期待した低周波(繰り返し)成分は、40Hz以下の帯域では実質的にランダムに発射される筋電パルスの分布特性から特定のFFTバンドに入らずにランダムに分散する、そして40Hz以上の帯域はジェスチャーに同期した周波数成分とは関係ない情報だけなのである。これにより、希望する情報が本質的に得られそうもないのであった。筋電情報が500Hz以下の帯域でリアルタイムにFFT可視化された実験システムの表示出力を見てみると、筋肉の動きが直感的に体感できるが、参考文献によれば、これまで筋電情報のFFT出力で使用されているのは、平均周波数・中央周波数・自乗平均平方根・整流平滑平均・積分EMG・標準偏差・パワー重心位置などの全体的な統計量が主流である。FFTのように時間周波数表現の手法によって筋電情報を解析するアプローチは、ICAやSFFTやウェーブレット変換などにより進められている研究途上なので、今後、本研究でもこの路線での検討を進めていきたい。

3.4 筋電FFTバンドデータ全体のリアルタイムマッチング

前述のFFT実験で、手首の自然な位置の筋電電極ベルトを使っても「4チャンネルの筋電情報それぞれが刻々と変化する各50バンドのFFTデータ」という200データ/サ

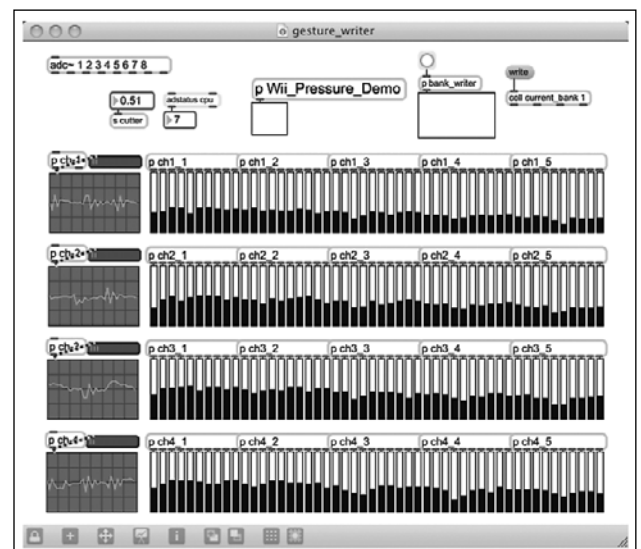


図7 筋電情報のFFT表示例

ンプル)のリアルタイム取得が実現できた。図7は、この表示画面の例であり、この200本のグラフがリアルタイムに変化する。

筋電電極の位置決めは、もっとも筋電が出ないと思われる骨の部分、筋電ベルトの締め具(電極が無い部分)の目印に使用して筋電ベルトの電極1の側に「0」、電極9の側に「7」と書き、装着位置は基本的に前腕のなるべく先、手首の骨の上の部分、筋電ベルトの締め具の位置をこの骨のまっすぐ上になるようにして、手首上面の平らな部分に「0」が来るように決定した。被験者の利き手が左右反対でもこの関係が成り立つように適宜、電極ベルトを反転させ、「手首上面の平らな部分がチャンネル1(電極1-2)、そこから身体内側に向いた部分がチャンネル2(電極3-4)、およそ掌の上方(内側)の部分がチャンネル3(電極6-7)、そこから身体外側に向いた部分がチャンネル4(電極8-9)」というような配置に統一した。

3.5 手首付近のジェスチャー

そして次のアプローチとして、前腕(手首)から先のいろいろなジェスチャーを「標準ポーズ」として定義し、実際に手首付近の4チャンネルの筋電情報とリアルタイムに比較して認識・識別できるかどうかについての実験に進むことにした。まず、静岡文化芸術大学学生69人に、自由な発想で「手首から先のジェスチャー」について構想してスケッチを提出してもらい、500を超える数のジェスチャー案を得た。この中から相互に異なりほぼ誰でも理解できるように注意して、代表的な29種類の「標準ポーズ」を決定した。

3.6 被験者実験の第1/第2ステップ

まず同意書で承諾した22人の被験者について、年齢・性別・利き手のアンケートや握力・体脂肪率の計測を行った。これは、筋電電極ベルトの純銀円盤電極が皮膚に馴染んで良好な計測を自然に開始するためのウォームアップ時間の意味もある重要なものである。図8は被験者実験システムの画面例であり、実験の第1のステップとして、まず29種類の標準ポーズごとに上記200ポイントのFFTデータ(10ステップの移動平均)をplain textファイルとして記録した。大型モニタの画面には実際の手首のポーズが表示され(利き手に応じて左右反転して被験者と同じ向き)、被験者がこれを真似てポーズが静止した瞬間を確認し、データ記録のクリックを行った。

第2のステップでは、同様に29種類のポーズが画面に出てくるので、被験者は再び、そのポーズをそれぞれ真似る。ただしシステム内では、第1ステップで記録した29種類の被験者の標準ポーズFFTデータの全てと現在の被験者のFFTデータと比較して2乗平均誤差が最小となるポーズを選択し刻々と表示する。これは現在のポーズ番号とは無関係に、画面右下の29本のスライダの位置を、そのサンプリングポイントにおいてもっとも類似したポーズ番号だけ1ポイントだけ上昇させる。筋電ならではの面白い現象として、(1)あるポーズの時にそのポーズ番号と同じスライダが上昇するとは限らない。一見だいが異なる形

状のポーズでより良好な(類似する)FFTデータと判定される。また、(2)この刻々と上昇するスライダを見て、被験者が意識的/無意識的にわずかに筋肉をコントロールすることで、特定のポーズのスライダだけを連続して上昇させる事ができる。この第2ステップでは、良好な対応(再現性のある)ポーズとして5種の候補を選択して登録する。この5種類が多くくの被験者に共通していればまさに「標準ポーズ」となるのだが、残念ながら再現性の高いポーズ番号には被験者ごとに相当なばらつきがあった。これは被験者ごとの、筋力・皮下脂肪の厚さ・皮膚の状態(乾燥肌/しっとり)・手首の太さなどの違いに起因するものと思われる。

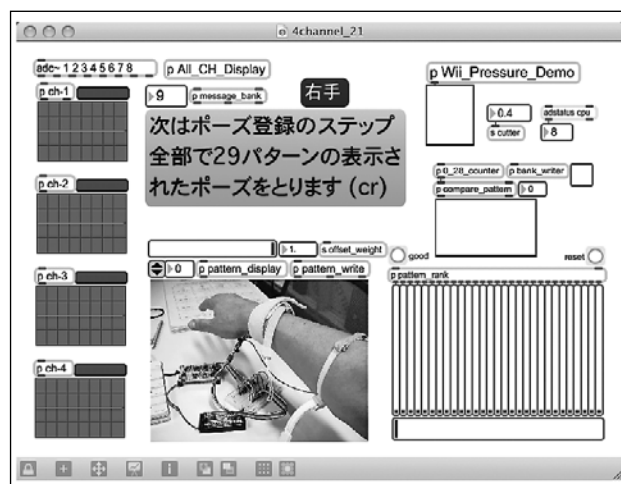


図8 被験者実験システムの画面例

3.7 被験者実験の第3ステップと考察

被験者実験の第2ステップ「照合モード」で29個のポーズのうち被験者の再現性の成績が良好な5ポーズが確定すると、実験ソフトは第3ステップとして、最後の「ゲームモード」になり、新しいウインドウが開く。ここでは図9のように、ほぼ画面一杯のウインドウ内に5本の縦方向の黒い画面ラインが横並びに現れて、その最下段に、第2ステップで登録した「よく出やすい」5ポーズの画像が表示されている。これはいわば、「5人の選手(ポーズ)による競争ゲーム」の初期状態(スタートライン)であり、スペース入力で全選手をスタートラインに戻すことができる。



図9 被験者実験システムの画面例

被験者実験でもっとも興味深かったのがこのモードである。皮膚表面の限られた筋電信号をかなりラフに計測しているにもかかわらず、検出結果と登録データのリアルタイム照合を自分の目で見て調整する、というフィードバック行為によって、多くの被験者が、ほとんど瞬時に特定のポーズの画像を選択的に進めるための制御を体得してしまった。「システムが被験者の個人差に合わせているのではなく、実は被験者自身が無意識にシステムの示す認識判定に適合したように振る舞う」という現象であるが、これは困難な楽器の演奏技法を習熟する音楽家と同様に、人間の適応能力の優秀さの反映である。ほとんど全ての被験者において、自分の登録したポーズデータとリアルタイム照合してヒットする「good判定」ポーズが4-5種類、存在することを確認できた。しかし同時に、そのポーズの場所(番号)が被験者ごとに非常にまちまちで、すぐさま「ほとんどの被験者に共通するgood判定ポーズ」として規定する事の難しさも示した。

4.「標準ポーズ」の可能性

次の可能性としては、22人の被験者の筋電データを強引に単純平均してしまった場合、これが万人に共通の「標準ポーズ/ジェスチャ」データにならないか、という無謀な着想がある。そこで筆者自身が被験者となって、この「標準ポーズ」データとのリアルタイム照合を試みた。実験結果の検討はまだ途中段階であるが、事前の予想を裏切って、被験者22人のデータを単純平均しただけの「標準ポーズ」データは、ほとんど違いの判らないグラフの概形の類似性からは想像できない意外な良好さで、29種類のポーズのうちの約10ポーズで、被験者(長嶋)自身の微妙なコントロールによって、ヒット率の上位に登場させることに成功した。ただし、これは被験者本人の、意識的/無意識的で微細なコントロールによって得られた結果である。画面内の「ヒット」を示すバーグラフのポイントが1回でも動く(上がる)ことによって、その瞬間の付近に良好判定の状態がある、という仕組みを学習すると、強力な適応性を持つ人間は、表面筋電情報という限られたチャンネルから、なにがしかの有効なマッチング結果となるような「筋肉操作の組み合わせ」を生み出せるのである。被験者に目隠しすれば、まず間違いなくこの実験の良好な結果はほぼ全滅になると確信する。この点は、筋電センシングのもう一つの重要な本質・課題であろう。

5.おわりに

本研究ではこれまでの筋電楽器へのアプローチの経験をふまえて、新たなステップの目標として「音楽的ニュアンスの認識」を設定し、より高度な音楽的表現(ジェスチャ)を検出するシステムの開発を目指している。筋電情報のパターン認識に関してICAを調べてみると、音楽情報検索や音源分離など、情報処理学会音楽情報科学研究会でさかんに進められている研究に登場する、各種の統計的手法ときわめて関連が深いことがわかってきた。今後さらに検討と実験試作を進め、音楽情報科学領域の研究についても調査して、新しい筋電楽器の実現を目指していきたい。

参考文献

- 1) Art & Science Laboratory <http://nagasm.org>
- 2) Yoichi Nagashima: "It's SHO time" - An Interactive Environment for SHO(Sheng) Performance, Proceedings of 1999 International Computer Music Conference, International Computer Music Association (1999).
- 3) 長嶋洋一: インタラクティブ・メディアアートのためのヒューマンインターフェース技術造形, 静岡文化芸術大学紀要・第1号2000年, 静岡文化芸術大学(2001)<http://1106.suac.net/news/docs/suac2000.pdf>
- 4) 長嶋洋一: 新・筋電センサ "MiniBioMuse-III" <http://nagasm.suac.net/ASL/SIGMUS0108/>
- 5) 長嶋洋一: センサを利用したメディア・アートとインスタレーションの創作 <http://nagasm.suac.net/ASL/sensor01/>
- 6) 長嶋洋一: 生体センサによる音楽表現の拡大と演奏表現の支援について <http://nagasm.suac.net/ASL/sensor03/>
- 7) Yoichi Nagashima: GHI Project - New Approach for Musical Instrument, Proceedings of 2007 International Computer Music Conference, International Computer Music Association (2007).
- 8) 斎藤正男: 生体工学, 電子情報通信学会, pp.33-57 (1985).
- 9) 星宮望: 生体情報計測, 森北出版, pp.40-66 (1997).
- 10) 細田峯一監修: 生体時系列データ解析の新展開, 北海道大学図書刊行会, pp.273-297 (1996).
- 11) 上羽康夫: 手 その機能と解剖, 金芳堂, pp.169-190 (1970).
- 12) シュフラー・S.シュミット: からだの構造と機能, 西村書店, pp.113-117 (1998).
- 13) 岩瀬善彦・森本武利: やさしい生理学, 南江堂, pp.244-259 (1969).
- 14) 生体情報の可視化技術編集委員会: 生体情報の可視化技術, コロナ社, pp.185-210 (1997).
- 15) 日本生理人類学会計測研究部会: 人間科学計測ハンドブック, 技報堂出版, pp.252-262 (1996).
- 16) 池田謙一他訳: 生体工学, コロナ社, pp.46-62 (1974).
- 17) 戸川達男: 生体計測とセンサ, コロナ社, pp.260-269 (1986).
- 18) Atau Tanaka: Musical Technical Issues in Using Interactive Instrument Technology with Application to the BioMuse, Proceedings of ICMC1993 (1993).
- 19) William Putnam: The Use of The Electromyogram for the Control of Musical Performance, Doctoral Thesis of Stanford University (1993).
- 20) 藤原義久・前川聡: 独立成分分析による筋電データからの各指運動の分離, 信学技報 MBE99-7, 電子情報通信学会, pp.41-46 (1999).
- 21) 木塚朝博・増田正・木竜徹・佐渡山亜兵: 表面筋電図: バイオメカニズム学会, pp.123-129 (2006).
- 22) <http://nagasm.suac.net/ASL/ASL.html>
- 23) MIDI旧曜大工日記 <http://nagasm.suac.net/ASL/midi02/>

ユニバーサルデザインの地域への浸透方策に関する研究 その1

Implementing universal design in the localities Part 1

古瀬 敏

デザイン学部空間造形学科

Satoshi KOSE

Department of Space and Architecture, Faculty of Design

根本 敏行

文化政策学部文化政策学科

Toshiyuki NEMOTO

Department of Regional Cultural Policy and Management, Faculty of Cultural Policy and Management

静岡県がユニバーサルデザインを行政施策の中心の一つとすることを決めてから10年が経過し、浜松市もそれにならうように動き出しているが、さまざまな努力にもかかわらず、なかなかそれが市民や民間レベルでの実態として地域に根付くまでには至っていない。本研究はそれを推進するための方策を検討するものとして位置づけ、現状評価と将来に向けての方針検討を行った。

Ten years have passed since Shizuoka Prefecture decided to adopt universal design as a key concept of the local community policy. Hamamatsu City also employed the concept as its policy. However, the progress seems slower than hoped. Present research aimed to grasp the current status, and tried to find proposals for actual implementation of the concept.

1. はじめに

すでによく知られているように、静岡県がユニバーサルデザインを重点事項としてから10年以上経過した。浜松市もすぐそれに続いてユニバーサルデザインを取り入れ、以後静岡県と浜松市は自治体が自ら行えるさまざまな施策（街路や公的建築物整備）については率先して予算を投入するなどして、ずいぶん整備が進んでいる。

たとえば、浜松駅から静岡文化芸術大学があるブロックまでの再開発に当たっては、広々とした歩道の整備も含めてユニバーサルデザインの原則を踏まえる形で施策がなされているし、建築物もよく考えられていて誰もが使いやすい水準になっている。

しかし、ユニバーサルデザインがほんとうに浸透するためには、そういった役所が行うことだけでなく民間における活動にまで理念と実践が波及しなければ意味がない。本学ではこの点を意識しての研究をしばらく続けてきているが、その一環としてできるだけ国際シンポジウム開催などの形でユニバーサルデザインの推進を支援しようとしてきた。

2. 国際会議のプレ・イベントでの講演

2010年10月から11月にかけて浜松市アクトシティで「国際ユニヴァーサルデザイン会議」が予定されていることから、そのプレ・イベントとして2009年12月4日と5日に「しずおかユニバーサルデザインの絆in浜松」が、本学、静岡県、浜松市、そして国際ユニヴァーサルデザイン協議会（IAUD）との共催で開催され、講演や展示などが行われた。

このうち講演などは初日に設定され、評論家の樋口恵子氏による記念講演「誰もが暮らしやすい高齢社会への提言」、

そして樋口氏に赤池学、原田博子、高野裕章各氏を加えて筆者が司会してのパネルトーク「次の世代に今できること」を設定した。さらに、米国から招へいたスティーブ・デモス氏（ヒューマンセンタードデザイン研究所）による特別講演「ユニバーサルデザインの来し方、行く末」がそれぞれ行われ、さまざまな試みの成果の評価と今後の方向を探った。

樋口氏には午前中の時間を使って、わが国において少子高齢化の抱える問題をさまざまな角度から指摘してもらった。パネルトークは午後の前半を使ったが、赤池氏からはわが国におけるキッズデザインの全体的な流れなどの紹介をいただき、原田氏からは浜松市と連携しての子育て支援のための実践的活動の報告を、また高野氏からは富士宮市での新たな形での公共交通の仕組みの報告をそれぞれお願いした。子育て支援はどこでも難題となっているが、浜松市においては市役所のWebページからNPOによる支援の



記念講演を行う樋口恵子女史

仕組みにつながるようになっていことからわかるとおり、問題点とその解決策を行政と市民とがある意味で共有しているところがほかより進んでいるといえる。また、富士宮市では、宮バス、宮タクという愛称を用いて、通例では採算に合わないために公共交通機関が撤退してしまうところを、「交通弱者」をできるだけ生まないために、バスとタクシーをサービス密度に応じて使い分けて、市の予算で助成して採算点ぎりぎりまで引き上げ、しかもほかの自治体で使っている予算に比べると少ない金額ですむようになっていところが高く評価できるといえよう。

こうした地元での実践事例を踏まえての討論では、そういった地道な試みが暮らしやすさにどのように寄与しているかを議論した。全体を通じての議論では、さまざまな主体の参画が重要であること、目先のことのみにでなく長期的な視点が必要であること、などが強調された。それは無視されていた利用者を掘り起こして表に出すことを通じて「すべての人のために」の実現に近づくことになるし、また同じような失敗を繰り返さないためにも重要であると指摘された。

海外ではどのように動いているかを知り、地元で反映させる知恵を得ようと考えた特別講演では、スティーブ・デモス氏から、米国におけるユニバーサルデザインのこれまでの到達点と今後の方向性についての報告が行われた。

なお、当初の計画では、ユニバーサルデザインの父と呼ばれていたロナルド・メイス氏とともに米国の動きを主導し、まさしくユニバーサルデザインの母と言うべきイレーン・オストロフ氏を招くことになっていたが、体調不良のために彼女の来日が不可能となったことから、彼女の設立した組織のシニアスタッフであるデモス氏に講演をお願いしたものである。彼の専門分野は都市・建築デザインであったことから、講演のカバーする範囲が意図したものよりは狭く、都市・建築のユニバーサルデザイン中心になってしまったのは、やむを得ないこととはいえ残念であった。

3. 地元のユニバーサルデザインの現状とデザインマラソンの試み

講演とパネルトーク以外では、とくに企業におけるユニバーサルデザイン事例を紹介する展示と、ユニバーサルデ

ザインを踏まえての解決策を当事者とデザイナーが議論して提案する48時間デザインマラソンなどが実施された。このデザインマラソンはこれまでにもいろいろな機会に何回か実施されているが、本学での開催は初めてで、IAUDが主導して行われた。具体的には会員企業に属するデザイナーたちがグループを構成し、アドバイザーとしてそのグループに加わった「障害を持つ当事者」が抱えている問題点を把握して、それに対しての解答を提案するという仕組みである。今までの殻を破っての発想が求められることから、この手法はデザイナー教育・訓練としてもすぐれたやり方であると認められている。もともとこれが行われていた英国ではデザイン事務所同士の競争というしかけで行われてきている。しかし、最近日本で行われている方法はそれと若干変えて、同一企業のデザイナーたちを複数のデザインチームに振り分け、それぞれのチームの中でほかのデザインチームの発想と思考方法を学びながら提案を行うようにしている（日本ではIAUD会員である大企業のデザイナーたちが参加することが主で、英国のような専門のデザイン事務所ではないことも理由に挙げられよう）。

議論をして解決策を探っている現場は一般には公開されないが、関係者としてそっと覗いてみると、短期集中決戦の緊張した空気がみなぎっていることがわかる。実施に当たっては本学の学生の数人が作業アシスタントとして加わったが、それが彼らにとってまたとない経験になったのは疑いがない。2010年秋開催の国際会議に際しても同様なデザインマラソンが企画されており、それに本学学生がアシスタントとして積極的に加わることができるよう期待している。大学の講義で説明を聞き、演習の課題を出され、それに対して基本的には自分だけで調べて自分だけの発想で提案を行う、というのはじつはデザインする過程でいえば「真の」ユーザーと向き合うという重要な機会が抜け落ちることが多い。このデザインマラソンという手法は、厳しい時間制約もさることながら、ユーザーと向き合って対話するのが肝要な要素であり、その価値を身体で理解してほしいところである。

4. おわりに

ユニバーサルデザインが地域でほんとうに役に立つため



特別講演を行うスティーブ・デモス氏



デザインマラソンの成果発表の様子

には、使い手との相互のやりとりが必須である。本研究を進めていくに当たって、そうした場をできるだけ提供できるように今後も心がけていきたい。

注記：

本報告は、2009年度に配分を受けた文化・芸術研究センター長特別研究に対するものである。

参考文献

- 古瀬敏、阿蘇裕矢、根本敏行（2008）ユニバーサルデザインの地域での実践に向けて、静岡文化芸術大学研究紀要第8巻、pp. 127-130
古瀬敏、根本敏行（2009）ユニバーサルデザインの地域での実践に向けて（その2）、静岡文化芸術大学研究紀要第9巻、pp. 125-127
古瀬敏、根本敏行（2010）ユニバーサルデザインの地域での実践に向けて（その3）、静岡文化芸術大学研究紀要第10巻、pp. 161-164

Shizuoka University of Art and Culture

11

VOL.11 2010

静岡文化芸術大学
研究紀要

SHIZUOKA UNIVERSITY OF ART AND CULTURE
BULLETIN 2010

ISSN 1346-4744